

令和3年第1回(3月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第1日	3月3日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 町長の施政方針及び提案要旨の説明 議案審議（委員会付託・質疑・討論・採決）
第2日	3月4日	木	本会議	一般質問
第3日	3月5日	金	本会議	一般質問
第4日	3月6日	土	休 会	
第5日	3月7日	日	休 会	
第6日	3月8日	月	本会議	一般質問
第7日	3月9日	火	委員会	予算特別委員会（一般会計）
第8日	3月10日	水	委員会	予算特別委員会（一般会計）
第9日	3月11日	木	委員会	予算特別委員会（特別会計及び企業会計）
第10日	3月12日	金	委員会	予算特別委員会（予備日） 常任委員会（付託事件の審査）
第11日	3月13日	土	休 会	
第12日	3月14日	日	休 会	
第13日	3月15日	月	委員会	特別委員会（付託事件の審査）
第14日	3月16日	火	休 会	※議事整理（閉会中の継続調査申出期限）
第15日	3月17日	水	本会議	議案審議（条例訂正）
第16日	3月18日	木	休 会	※議事整理
第17日	3月19日	金	本会議	会期の延長 各委員長報告（質疑・討論・採決） 議案審議（質疑・討論・採決）

第18日	3月20日	土	休 会	
第19日	3月21日	日	休 会	
第20日	3月22日	月	休 会	※議事整理
第21日	3月23日	火	休 会	※議事整理
第22日	3月24日	水	委員会	特別委員会（付託事件の審査）
第23日	3月25日	木	休 会	※議事整理
第24日	3月26日	金	休 会	※議事整理
第25日	3月27日	土	休 会	
第26日	3月28日	日	休 会	
第27日	3月29日	月	休 会	※議事整理
第28日	3月30日	火	本会議	各委員長報告（質疑・討論・採決） 議案審議（質疑・討論・採決）

令和3年第1回（3月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（3月3日）（水曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 町長の施政方針及び提案要旨の説明	2
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	
・ 請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」 を政府に対し提出を求める請願 （以上1件 総務文教委員会委員長報告）	19
・ 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第8号））	26
・ 令和2年度一般会計及び特別会計、企業会計補正予算（以上6件）	28
・ 波佐見町職員倫理条例 （以上1件 官製談合再発防止等特別委員会付託）	75
・ 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例 （以上1件 総務文教委員会付託）	79
・ 令和3年度一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算 （以上7件 予算特別委員会付託）	83
1. 散 会	125

第2日目（3月4日）（木曜日）

1. 開 議	128
1. 町政に対する一般質問	
田添 有喜 議員	128
(1) 河川整備に係る河川内の樹木伐採と浚渫について	
(2) 道路整備について	
(3) 教育行政について	
城後 光 議員	143
(1) 自治会を取り巻く環境変化に関わる対応について	
(2) 歴史文化交流館開館後の「陶芸の館／観光交流センター活用」について	
福田 勝也 議員	160
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種について	
(2) 波佐見町職員採用試験について	
藤川 法男 議員	177
(1) 波佐見町の産業振興について	

(2) 窯業振興について	
(3) 施政方針について	
岡村 達馬 議員	194
(1) 波佐見町の町づくり整備について	
(2) 新庁舎建設計画について	
1. 散 会	208

第3日目（3月5日）（金曜日）

1. 開 議	210
1. 町政に対する一般質問	
澤田 昭則 議員	210
(1) 新型コロナウイルス対策支援事業について	
(2) 町民霊園について	
(3) 施政方針について	
脇坂 正孝 議員	224
(1) 施政方針について	
岡村真由美 議員	242
(1) 県立波佐見高等学校への支援策について	
(2) ふるさと教育の推進について	
尾上 和孝 議員	260
(1) 危険な空き家などについて	
(2) 施政方針について	
三石 孝 議員	276
(1) 官製談合防止対策について	
(2) 環境問題について	
(3) 予算の策定について	
1. 散 会	294

第15日目（3月17日）（水曜日）

1. 開 議	296
追加議事日程	
1. 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正について	296
1. 散 会	298

第17日目（3月19日）（金曜日）

1. 開 議	300
1. 会期の延長	300
1. 提案要旨の説明	300

1. 議案審議（質疑・討論・採決）	301
・波佐見町職員倫理条例の訂正について	
・波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正について	
・特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
・波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	
・波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例	
・令和3年度一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算 （以上7件 予算特別委員長報告）	
・波佐見町RVパークの設置及び管理に関する条例	
・波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例	
・波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
・波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例	
・波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
・波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	
・波佐見町指定管理者の指定について	
・波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
・副町長の選任について	
1. 散 会	366

第28日目（3月30日）（火曜日）

1. 開 議	368
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	368
・波佐見町職員倫理条例 （官製談合再発防止等調査特別委員会委員長報告）	
・波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例 （総務文教委員会委員長報告）	
1. 閉会中の継続調査について	378
（総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）	
1. 閉 会	378

第 1 日 目（3 月 3 日）（水曜日）

諸 報 告

1 諸般の報告

- (1) 例月現金出納検査結果の報告（12、1、2月分）
- (2) 定期監査報告
- (3) 委員会報告

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の施政方針及び提案要旨の説明
- 第 4 請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」
を政府に対し提出を求める請願
(以上 1 件 総務文教委員会委員長報告)
- 第 5 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度波佐見町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 第 6 議案第 12 号 令和 2 年度波佐見町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 7 議案第 13 号 令和 2 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議案第 14 号 令和 2 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議案第 15 号 令和 2 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 10 議案第 16 号 令和 2 年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 11 議案第 17 号 令和 2 年度波佐見町上水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 12 議案第 18 号 波佐見町職員倫理条例
(以上 1 件 官製談合再発防止等調査特別委員会付託)
- 第 13 議案第 20 号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例
(以上 1 件 総務文教委員会付託)

- 第 14 議案第 4 号 令和 3 年度波佐見町一般会計予算
 - 第 15 議案第 5 号 令和 3 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
 - 第 16 議案第 6 号 令和 3 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 17 議案第 7 号 令和 3 年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
 - 第 18 議案第 8 号 令和 3 年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
 - 第 19 議案第 9 号 令和 3 年度波佐見町上水道事業会計予算
 - 第 20 議案第 10 号 令和 3 年度波佐見町工業用水道事業会計予算
- (以上 7 件 予算特別委員会付託)

第1日目（3月3日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 伊東晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開会

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立をお願いします。おはようございます。

ただいまから令和3年第1回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。

例月現金出納検査結果の報告、定期監査報告及び委員会報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。また、今定例会までに受理した請願及び陳情についてはございません。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 横山聖代議員、8番 三石孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの17日間と決定しました。

日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第1回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、本日提出しました令和3年度各会計の予算及びその他の議案について御説明申し上げます。

私は、平成10年9月町長就任以来、これまで開かれた町政の下、至誠実行、不易流行、温故創新を町政の基本理念とし、常に町民皆様が安心して希望が持てる、元気で住みよいまちづくりを目指して、行財政改革、地場産業である窯業、農業の振興、来なっせ100万人のスローガンの下、観光交流人口の拡大、企業誘致による雇用の創出等を必要政策として精力的に推進してまいりました。この間、議員の皆様をはじめ、町民皆様には、町政全般にわたって御理解と御支援、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

令和元年12月から世界的規模で拡大してきました新型コロナウイルス感染は、幾つかの波を経っていますが、油断をすれば、まだまだ身近に感染者が発生してもおかしくない状況にあると思われまます。本町においても10名を超える感染者が発生したものの、大きな拡大までに至っていないことは、感染防止に関する町民の皆様方の御理解と御協力によるものと感謝申し上げます。

令和2年度におきましては、波佐見陶器まつりなど主要なイベントが開催できなかったことなどを含め、業界や各種の事業者の方々、町民の皆様方の生活全般にも多大な影響があったことは御承知のとおりです。

町では、感染予防や防止対策をはじめ、経済的支援対策等も可能な範囲で講じてまいりましたが、国においてはワクチンの認可がなされ、4月からはいよいよ町民を対象とした接種が始まり、一定の時間を要するとは思いますが、その効果に期待を寄せているところです。

今定例会には令和3年度各会計の当初予算を提出しており、引き続き、窯業、農業と観光の振興に取り組むとともに、福祉保健の充実、教育文化、スポーツの振興、自治会活動の支援等を推進し、子供たちがはつらつと、青少年が伸び伸びと、高齢者が生き生きと暮らす、人と心が通い合う陶磁と緑のまち波佐見を目指してまいります。

官製談合という重大な事件が短い期間に2回も発生したことは、組織の問題としても極め

て重く受け止めており、再発防止等調査特別委員会から提出いただいた提言書の重さも再認識するとともに、3月までに対策を構築し、三たび発生させないという信念を持って、職員一丸となって法令遵守の実践に取り組むこととしています。

近年、地球温暖化に伴い、自然災害もいつどのような形で発生するか分かりませんが、新型コロナウイルス感染も災害と同様と捉え、町民の安全安心を守ってまいります。

それでは、令和3年度の主要な施策の概要を、第5次波佐見町総合計画の施策に従い、御説明申し上げます。

1、快適で住みよいまちづくり。

(1) 環境保全と景観整備。

本町は周辺を山林に囲まれた盆地状の地形をなし、豊かな自然に恵まれています。このふるさとの原風景である豊かな自然を後世の子供たちに引き継いでいくためには、町民一人一人の自然保護意識の高揚を図りながら、自然と調和した快適な生活環境の保全に努めなければなりません。これまでも、郷自治会や集団資源回収団体、河川保護団体などの活動により、地域環境の維持向上が図られておりますが、今後につきましても地域の環境美化活動へのさらなる支援を図ってまいります。

また、懸案となっております波佐見町環境保全条例は、町内産業界の意見を聴取していますが、現時点での制定については難色を示す意見もあり、拙速な制定にならないよう十分な調査研究を慎重に行った上で、しかるべき時期に議会へ提出したいと考えています。

(2) 快適環境づくり。

民間住宅の整備について。

定住と、安心して子供を産み育てることができる住居環境の整備を促進し、住宅性能向上リフォーム支援事業、3世代同居・近居促進事業についても引き続き実施してまいります。

次に、上水道、下水道の整備について。

水道事業は令和元年10月に改正水道法が施行され、安全で強靱な水道を持続するため経営基盤強化が求められています。中長期的な経営戦略や施設整備計画を基に適切な資産管理を行い、合理的な管理運営と施設整備を進め、健全経営に努めてまいります。

公共下水道事業は、供用開始後17年が経過し、令和2年度末では318ヘクタールが整備済み、下水道普及率は46.5%、水洗化率では90.6%になると見込んでおり、公共下水道区域では下水道への早期接続を促し、下水道普及に努めます。

公共下水道区域外においては、個別処理の浄化槽設置補助事業を推進しており、令和2年度末現在で設置数が1,390基、普及率にして33.0%と見込んでおりますが、令和3年度から、国の制度改正に伴い補助額が一部減額となりますが、浄化槽の普及促進の観点から国、県の減額分を町で負担し、現在と同額とします。

工業用水道事業については、これまでと同様に工業用水を安定的に供給し、公営企業として健全な事業経営に努めます。

次に、都市基盤の整備について。

西ノ原土地地区画整理事業は、平成9年に国の事業認可を受け、進めてきましたが、本町の財政事情等により限られた予算の範囲で整備を進めており、令和2年度末で事業進捗の見込みは31.4%となっています。令和3年度も引き続き、建物移転補償や宅地造成工事等を計画しておりますが、依然として厳しい財政状況にありますので、今後の事業実施に当たっては、国、県並びに地元とも十分協議、調整を図りながら進めてまいります。

2、働く喜びを持てるまちづくり。

(1) 商工業の振興。

窯業の振興について。

窯業界の各組織と行政が縦横断的に連携し、エンドユーザーの視点に立って発想し、波佐見焼への共感、信頼、価値観を高め、取り組んできた結果、近年、波佐見焼の知名度が全国的に向上してきており、メディア等の露出も多く、他産地と比較すれば、非常に元気で活性化していると感じているところです。

しかしながら、近年は急速な既存流通部分の出荷額の減少に加え、昨年新型コロナウイルスにより、流通はもちろん直販においても大打撃を受けたところです。このコロナの影響は計り知れず、本町の一大イベントである波佐見陶器まつりをはじめ、各種イベントや展示会も軒並み中止となり、東京ドームのテーブルウェア・フェスティバルもオンライン開催となるなど大きな影響を受けました。

そのような中、一時的に感染拡大が縮小した秋には波佐見町各地であちこち陶器まつりが開催され、マスクや消毒はもちろん、検温や極力接触を少なくするPOSレジ導入などを徹底した感染対策が施され、実施されたイベントでは多くのお客様に御来場いただき、コロナ禍の中でのイベント実施の在り方など、今後の指針になる有意義な取組となりました。

このコロナがいつまで続くか分からない状況の中でも、産地の現状や事業所の実態調査を

行うなど、今後も情報収集に業界と一体となって積極的に取り組み、あらゆる角度から、団体、組織、大学等と連携し、他産地との差別化を図るとともに、コロナ禍の中での販路拡大方法の研究や波佐見焼振興とブランド化に努めます。

また、各種行事や展示会への出展など、状況を見極めながら取組を模索するとともに、工業組合と連携した産地の後継者育成事業としてのろくろ絵付け教室や、コロナの影響で人材確保が難しくなっている窯業人材育成事業も引き続き状況を見ながら実施し、陶磁器産業の振興と窯業一大産地としての認知度向上を図ります。

商業の振興について。

町内の小売り商店等を取り巻く環境も、昨年は新型コロナの影響で大打撃を受け、大変厳しい状況にあります。地域経済の活性化のためには、地域を支える中小企業、小規模企業の振興が不可欠で、その対策の一層の推進を図る必要がありますが、昨年は、コロナに対する資金対策や直接支払いによる経営支援などの経済的な支援策を国や県との連携をはじめ、町単独事業においても実施してきました。このようなコロナ経済支援も、極力、コロナ収束後においても事業展開ができるような新たな取組なども模索しながら、事業者がこの不況を乗り越えられるよう取り組んでまいりました。

今後においても、コロナに対する経済支援はもちろん、中小企業・小規模企業振興基本計画に沿った振興ができるように、現状把握に努め、商工会をはじめ、関係団体とも連携し、引き続き商工業者の皆さんの経営基盤の安定に寄与してまいります。

企業誘致について。

これまで誘致してきました誘致企業や地場企業のフォローアップ、小規模の空き工場や空き店舗の紹介などを行い、少しでも多くの雇用の場が創出されるよう、企業の誘致に努力してまいります。

消費者行政について。

情報や商品があふれる現状の中で、特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪質商法や商品から消費者の安全と安心を確保するために、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動をなお一層強化し、積極的に取り組んでまいります。

(2) 農林業の振興。

農業の振興について。

国内の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化と減少によって担い手が不足するとい

う状況にあります。また、近年の生産資材の高騰と販売価格の低迷が農業経営において厳しい状況となっています。

このことを踏まえ、国においては、農業の生産性の向上を図るためのスマート農業への取組や人口減少等を踏まえた人材の確保と育成、農業生産に必要な農地を確保するための担い手への農地の集積、集約化を進めるなど、農業の持続に向けた政策が進められています。

現在、本町で実施されている駄野地区基盤整備事業については、本年3月末で面的な工事が終了し、整備された農地での営農が始まることとなります。今後は、高収益作物の生産拡大と水田フル活用による営農が確立されるよう、引き続き、地域や関係機関と連携し、検討を進めてまいります。

また、地域農業の持続に必要な農地については、今後も農地中間管理事業を活用した農地集積の集約化を進め、担い手の確保、育成については新規就農の検討、準備の段階から総合的な支援を行っていくよう、関係機関と連携を図り対応してまいります。

次に、林業の振興について。

本町の森林を形成する人工林については既に伐採期を迎えておりますが、木材価格の低迷などの理由から利用されないままとなり、森林所有者による適切な管理も実施されていないのが現状となっています。

このようなことから、所有者が管理等を町へ委託する森林経営管理制度により、保育間伐等による適正な森林環境の整備を進めることとなっています。

また、令和元年度から譲与が始まりました森林環境譲与税については、森林経営管理制度による保育間伐の財源として活用しながら、そのほかにも有効に活用できないか、関係機関と協議、検討してまいります。

3、人に優しい福祉のまちづくり。

(1) 福祉環境の充実。

高齢者福祉について。

本町の高齢化率は年々高くなっており、令和3年1月末で32.1%と、昨年より0.7ポイント上昇しました。このような中、高齢者が生涯、元気で生きがいを持って社会参加できるまちづくりを推進し、独り暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、波佐見町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、老人クラブの活動支援やシルバー人材センターの運営支援、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、シルバーボラ

ンティア連絡会等による見守り、緊急通報装置などの活用による安心安全な暮らしの支援、免許を持たない高齢者への交通弱者対策等を実施してまいります。

また、介護保険制度は制度が始まり21年が経過しました。高齢者の急増に伴い、介護保険の役割はますます重要であることから、2025年、2040年を見据え、中長期的な視点に立った仕組み、地域包括ケアシステムの構築に向け、自助、互助、共助、公助を四つの柱とした地域全体で支え合う仕組み、支え合いのまちづくりや、認知症になっても安心して暮らせる共生型社会の実現に向けた取組を行ってまいります。

次に、児童福祉、子育て支援の充実について。

地域における子育て支援と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を推進し、安心して子育てができる環境づくり、心豊かな子供の成長を目指してまいります。母子保健と児童福祉が連携しながら、妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない支援の一環として、子育て世代包括支援センターでの相談体制を整えるとともに、産後ケア事業、ファミリーサポート事業など、子育て世代のニーズに対応してまいります。

また、子供たちの居場所づくりとして、放課後児童クラブの適切な運営を支援するほか、幼児教育、保育の充実においては、保育士の処遇改善、保育士確保対策も行い、待機児童の解消を図ります。さらに子育て環境の変化、育児に関する悩みも多様化する中で、子育てに関わる関係機関と連携し、必要な支援により児童虐待の未然防止に努めます。

次に、障害者福祉の充実について。

近年、障害者施策に関わる主な関連法令の成立や改正が多く、障害のある人を取り巻く環境は変化しています。今後も、障害のある人が地域において自立し、その能力や適性に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう適切なサービスの提供に努めるとともに、障害者福祉団体の活動支援についても引き続き取り組んでまいります。

(3) 保健医療環境の充実について。

令和3年度においては、特に新型コロナウイルス感染症の対策としまして、町民に対するワクチン接種体制を迅速に整備し、速やかに予防接種を実施してまいります。

健康増進対策については、町民の健康増進計画である健康波佐見21に沿いながら、乳幼児から高齢者までのライフステージに合わせた健康づくり活動を推進します。

また、各種健康診査やがん検診の受診率の向上、特定保健指導を充実させ、生活習慣病の重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸を目指してまいります。

国民健康保険に関しては、さらなる医療費適正化と保健事業の取組により、引き続き、健全な運営に努めます。

4、豊かな心を育むまちづくり。

(1) 生涯学習の充実。

社会が大きな変革の時代を迎えている中、ウィズコロナ、ポストコロナ等の新たな課題に対応し、将来の波佐見町を担う、つくる人づくりに重点を置き、学校教育と社会教育が連携した教育環境を構築するため、地域、家庭、学校が一体となって教育行政を推進してまいります。

次に、学校教育の充実について。

未来を切り開く次世代の波佐見町のつくり手となる児童生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康と体力を育成し、いわゆる生きる力を身につける教育を推進します。

学校現場においては、昨年4月から小学校で、本年4月からは中学校で完全施行される新学習指導要領を掲げる主体的、対話的で深い学びが実践できるよう、学び合いの学習をさらに進めるとともに、GIGAスクール構想に伴うICT教育の充実など新たな教育課程の対応に万全を期します。

このICT教育については、令和2年度において実施したタブレット導入、学校情報ネットワーク整備工事、ICT支援員配置事業を通じて児童生徒の学力向上につながるよう、効果的な活用を進めてまいります。

また、全学校に設置したコミュニティスクールを通じて地域と学校をつなぎ、地域に開かれた学校運営やキャリア教育等を通じて児童生徒の郷土波佐見への愛着を育みます。

一方で、就学援助制度の周知や老朽化している学校施設改修を計画的に進めるとともに、きめ細やかな支援が必要な児童生徒に対する特別支援教育支援員や学力向上支援員を配置し、児童生徒が安心して学べる教育環境を整えます。

そして、多様化、多忙化する学校現場において、統合型校務支援システムを本格運用開始し、校務の効率化を図るとともに、スクールサポートスタッフを導入し、教職員が本来の子供たちへの授業に専念できるよう働き方を見直し、教育の質的向上を図ります。

さらに、学校給食については、郷土の食材を使った給食内容の充実と給食センターの設備改修と衛生管理により、心身ともに健やかでたくましい児童生徒の育成と家庭における食育を進め、安全、安心な学校給食の推進を図ります。

次に、社会教育の充実について。

少子高齢化、人口減など、社会構造が急激に変化する中であっても、生きがいや喜びを感じる生涯学習を進め、一人一人が輝きながら地域づくりに参画できる社会教育の充実を図ります。中でも、本町独自の取組である人づくり推進事業を継続し、人材育成を進めるとともに、生涯学習の集いや、いきいき大学、自治公民館指定活動などを通じて、子供から大人までが、共に学び、共に実践する、家庭教育、地域づくりの醸成を図ります。

次に、青少年の健全育成について。

青少年の心身とも健やかな成長を図るため、社会環境の健全化活動を積極的に推進します。また、児童生徒の安全対策においては、学校での安全指導、安全管理の一層の徹底と、地域における地域の子供は地域で守り育てるとの共通認識を深め、各種関係団体との連携を図ってまいります。

一方で、いじめ、不登校、体罰、虐待など、児童生徒に対する問題事案が大きな社会問題となっていることに鑑み、波佐見町子育て5か条を基本に、家庭、地域の教育力を高めるとともに、問題事案に迅速かつ適正に対応できるよう、関係機関との連携を深め、地域全体で子供たちを守り育む環境づくりに努めます。

生涯スポーツの推進について。

それぞれの年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図るとともに、町民相互の親睦や交流の場所づくりに努めます。また、体育協会、スポーツ少年団や中学校部活動等、関係団体との組織充実や体育施設の計画的な改修を進めるとともに、スポーツのまち波佐見にふさわしい競技力向上を進めます。

(2) 文化芸術の推進。

地域文化芸術の継承と創造について。

文化協会をはじめとする各種文化団体との連携を図り、町民文化祭や町民音楽祭等を開催し、町民の文化意識の高揚と芸術活動を支援します。また、本町に内在する貴重な文化財の保存、研究を進めるとともに、町民皆さんが見て触れて、郷土の歴史、文化を学び、交流人口の拡大の拠点となる波佐見町歴史文化交流館が完成し、いよいよ開館の運びとなりますので、運営体制を整え、町内外への情報発信を行い、これらを通して、波佐見町の文化の継承と創造を推進してまいります。

(3) 人権教育の推進。

人権教育の推進について。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、感染者やその家族、最前線でウイルスと闘う医療従事者、物流を支える運送業者などに対する差別やいじめが社会問題化するなどの現象も見受けられます。全ての人の人権が尊重され、偏見や差別なく、人格と個性を尊重し合える共生社会の実現が求められています。人権尊重思想の普及高揚のための広報活動や、人権擁護委員による毎月1回の人権相談の開設、小学校に花の種を配布し、命の大切さや思いやりの心を育む人権の花運動の実施など、今後も人権擁護活動に積極的に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進について。

第2次男女共同参画計画に沿って、男女が互いに尊重し合い、共に活躍できる社会の実現を目指して、より一層暮らしやすいまちづくりに引き続き努めます。

5、安心安全なまちづくり。

(1) 安全対策の充実。

交通体系の整備について。

地域公共交通として始めた予約制乗り合い交通は、町民のニーズや行動パターンを分析した結果、より利便性を向上させるため、令和3年度から一部リニューアルし運行します。また、引き続き、利用方法の説明や意見、要望を丁寧かつきめ細かに聴取し、交通事業者との協議を行い、今後においても見直しできるところは見直しながら、路線バスとタクシーとの3層による交通システムの連携確立を図ります。

県道については、本町道路網の骨格をなす最も重要な幹線道路であり、その整備については、県への要望を行いながら取り組んでまいりました。特に、主要地方道佐世保嬉野線の波佐見交番前から佐世保方面への約1キロメートルについては、交通安全の確保を図るための交通安全施設整備工事を推進します。

町道については、町の振興実施計画に基づき、計画的に整備を進め、補助事業では、町道南部線志折工区の波佐見温泉から志折交差点までの整備を引き続き進めてまいります。

また、橋梁については、法定の定期点検を行い、老朽化による必要な措置を実施し、大規模修繕等は年次計画により進めてまいります。

安全対策の充実について。

今後、地球温暖化で大雨災害等の懸念が増す中、災害に強いまちづくりのために、国土強靱化計画に基づき、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

消防力強化のため、地元からの要望等により消防水利の充実に努め、消防団、常備消防との連携を図るとともに、自主防災組織の充実強化に努めます。

交通安全と防犯に関しては、地元要望を踏まえ、交通安全施設等の充実に努めるとともに、警察、関係団体と連携し、交通安全思想や特殊詐欺被害防止の普及啓発に努めます。

(2) 情報社会の充実。

情報基盤、電子自治体の推進について。

国のデジタル庁発足により、さらに行政のデジタル化が進むことが予想されるため、町民の利便性を向上させる電子申請など電子自治体に向けた取組を推進していきます。

6、人が交わるまちづくり。

(1) 交流の推進。

観光の推進について。

令和元年に本町を訪れた観光客数は103万4,000人となり、前年に引き続き100万人を達成していますが、令和2年は新型コロナの影響により大幅に減少すると見込んでいます。近年の旅行動向としては個人旅行が主流となっており、本町では、窯業、農業を中心とするなりわいや、人物、生活、文化など、あらゆる素材を資源と捉えて、人と人が交わることを主眼に新しい生活様式の中での体験型観光を推進していきます。今後は、ウィズコロナの中での新たな観光の在り方を考えるなど、ポストコロナに向けて、これまでとは違ったかじ取りを余儀なくされます。そのような中でも感染対策を行いながら、体験型観光事業「とうのう」や地方創生推進交付金等を最大限活用し、有田波佐見間の乗り合いタクシー運行や町内を周遊する観光タクシー事業、航空会社と連携したPR事業、大学生との連携、観光ガイド育成をはじめ昨年に引き続き古民家改修による民泊拠点整備や、新規事業としてキャンプ場の整備、車中泊の活用など積極的な事業展開と受入れ環境の向上やPRを図り、ポストコロナを見据えた良質な観光人口拡大と消費単価の拡大を目指します。

また、法人化しDMO法人となった一般社団法人波佐見町観光協会の機能を最大限発揮できるように、各種事業を観光協会と連携して積極的に取り組んでいきます。あわせて、観光客の滞在時間や消費者単価の増加を目指し、多様な宿泊ニーズに応えるため、民泊の拡大はもとより宿泊施設の整備推進を図り、滞在型観光に力を入れ収益性や消費額のアップなど人数から質を重視した施策に努め、観光を通じて地域ブランドの確立を目指します。

次に、国際交流、地域間交流の推進について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、韓国康津郡との交流については、当分の間、自粛することとし、天正遣欧少年使節ゆかりの地や大阪枚方市などとの国内交流事業は、国内の感染状況を見極めつつ、可能な範囲で推進してまいります。

次に、定住の促進について。

波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人材の育成、移住定住の促進、雇用の創出、子育て環境の向上など、波佐見町に住みたくなるまちづくりに努めます。また、国、県の施策と連動した移住定住事業や、雇用拡充事業にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

7、健全で効率的なまちづくり。

(1) 効率的、効果的な行財政運営。

福祉施策の拡充に伴う社会保障費等の増加や、経年に伴う施設改修に多額の経費を要するために、例年、基金からの繰入金で財源不足を賄う厳しい予算編成となっておりますが、第7次波佐見町行政改革大綱及び実施計画を踏まえ、さらなる効率的で効果的な行財政運営に努めます。

ふるさと納税については、近年、寄附額が増加しているところであり、町の活性化や次世代支援など、ふるさとづくりに資する事業の貴重な財源として活用できるため、引き続きその確保に努めます。

庁舎建設については、現在実施設計を進めており、年度後半には敷地造成工事に着手する予定で、令和5年度の新庁舎での事業開始を目指して事業の推進に取り組めます。

佐世保市を連携中核都市とする西九州させぼ広域都市圏については、引き続き、人口減少、少子高齢化社会に対して、将来に向けた圏域の一体的かつ持続的発展を図ることを目的に、福祉や観光、移住定住をはじめとする各種連携事業に取り組んでまいります。

以上が、令和3年度の主要な施策の概要であります。

次に、今回上程しております議案について。

まず、議案第4号から議案第10号までの令和3年度各会計予算について説明いたします。

まず、一般会計、令和3年度一般会計予算については、その総額を84億4,100万円とし、前年度比約3億6,000万円、率で4.5%の増としております。これはふるさとづくり応援寄附金の歳入見込みの増額、新型コロナウイルス感染症対策としての予防接種事業やプレミアム商品券事業の増などが影響しています。

歳入の主なものを申し上げますと、町税は、新型コロナウイルスの感染症の影響などにより減収を見込んでおり、前年度比1億193万円減の11億7,020万5,000円としております。地方譲与税交付金等の各種交付金は、例年、令和2年度決算見込額等と国が示した地方財政計画を考慮し算定していますが、全国的な消費低迷の影響により、地方消費税交付金は、前年度比で5,310万円の減としています。地方交付税の総額は、国の地方財政計画では8,503億円増額されており、本町の基準財政需要額の増加額と基準財政収入額の減収額の差を考慮した結果、1億円増の18億6,000万円としています。

分担金負担金は、老人ホーム入所費用負担金や保育料などの減が見込まれるため、380万8,000円減の4,371万7,000円を計上しています。

国、県支出金は、社会保障関連経費や新型コロナウイルス感染症予防接種に関する負担金の交付増などを見込み、4,576万8,000円増の18億762万9,000円としています。

寄附金は、ふるさと納税の動向が当初予算編成時では予測が難しい面があるものの、これまでの実績から昨年度の当初予算よりは増加すると見込み、総額で約7億円増の16億1,896万1,000円としています。

財源不足に伴う繰入金は、財政調整基金を含め各種基金から総額7億2,151万2,000円を繰り入れることとしており、このうち、ふるさとづくり応援基金からは、前年度比1億4,400万円増の5億5,400万円を繰り入れて、寄附者の意向も尊重しながら、自治会要望などへの対応を含むまちづくりの各種事業に活用することとしています。

町債は、中央小学校校舎改修事業の1億90万円をはじめ交付税措置があるものを優先し、総額で前年度比4億3,970万円減の5億6,540万円を計上しています。

次に、歳出の主なものを款別で申しますと、総務費は、一般管理費や電算管理費、定住促進事業費、徴税費、選挙費など、総額23億7,140万1,000円としています。そのうち、ふるさと納税管理費は、歳入見込みの増加に伴い、基金への積立額を含め前年度比約7億円増の約16億円を計上しています。

民生費は、老人福祉費3億894万6,000円や、障害者福祉費5億876万8,000円、児童手当や認定こども園などの児童措置費10億4,763万2,000円など、合計25億3,383万6,000円を計上しています。

衛生費は、新型コロナウイルス感染症予防接種委託料や、がん検診の委託料、そのほか清掃費など合計4億5,508万円を計上しています。

なお、東彼地区保健福祉組合への負担金の総額は、民生費計上分も含め、2億1,211万円となっています。

農林水産業費は、各種施策として、国や県と連携した有害鳥獣対策、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、土地改良費など合計2億3,939万6,000円を計上しています。

商工費は、地場産業である窯業等の支援策を中心に、プレミアム商品券事業をはじめとする商工振興費や観光費、消費者行政推進費など合計で4億1,238万4,000円を計上しています。

土木費は、道路橋梁改良費及び維持補修費、都市計画費、住宅費など、7億9,882万2,000円を計上しています。自治会の要望などに対応するため、ふるさとづくり応援基金を活用し、ゲリラ豪雨対策や町道の舗装、維持補修を拡充し実施することとしています。

消防費は、公益消防委託料や消防団経費、防火水槽改修工事、防災行政無線支柱移設工事など2億4,906万8,000円を計上しています。

教育費は、中央小学校の校舎改修工事、総合文化会館の設備改修工事、給食センターの備品購入などを予定し、総額で6億9,108万円を計上しています。

公債費は、過去の借入れ分の償還が徐々に進んでいることから、前年度より233万6,000円少ない5億5,613万1,000円となっています。

以上が歳出の主なものであり、その他に通常年度の経費に経済状況を考慮し、所要の経費を計上しています。

次に、特別会計。

国民健康保険事業特別会計。

国民健康保険は、負担の公平性を確保するため収納率向上を図るとともに、医療費の中で大きな割合を占める生活習慣病の予防のための保健事業に積極的に取り組むなど、医療費の伸びを抑制するための事業を進めてまいります。令和3年度の予算総額は16億1,000万円で、前年度比1,000万円の増としております。

主な歳入は、保険料2億9,380万円、県支出金11億9,049万3,000円、一般会計繰入金1億1,280万9,000円を見込んでいます。

主な歳出は、保険給付費11億5,173万3,000円、県への納付金3億9,180万8,000円を計上しています。

次に、後期高齢者医療特別会計。

長崎県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の決定や保険給付費等、適切な運

営を行っています。令和3年度の予算総額は1億7,900万円で、前年度比800万円の増としております。

主な歳入は、保険料1億1,548万7,000円、一般会計繰入金5,838万8,000円を見込んでおり、歳出の公益連合納付金1億7,280万7,000円の財源となっています。

介護保険事業特別会計。

本年3月に更新策定する第8期介護保険事業計画による介護保険料基準額及び直近の介護保険給付実績等に基づき、介護保険料及び介護保険給付費を計上しています。

歳入においては、介護保険料及び介護保険給付費を基に算出した、国、県支出金及び支払い基金交付金、繰入金等を見込み、歳出では、介護保険給付費12億7,000万円、介護予防・日常生活支援総合事業を含めた地域支援事業費に9,680万円、その他を計上し、予算の総額を13億8,400万円としています。

次に、公共下水道事業特別会計。

前年度から着手した村木地区の整備を行うことにしております。

歳入は、国庫補助金2,600万円、一般会計繰入金2億450万円、下水道事業債3,500万円、使用料及び手数料8,619万1,000円等を計上しています。

歳出は、一般管理費をはじめ管渠管理費、処理場管理費、汚水管理管渠工事費、起債償還等を計上し、歳入歳出予算の総額を3億5,950万円としています。

次に、上水道事業会計。

給水件数約5,900件、年間給水量130万立方メートルを予定しており、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、老朽施設の更新及び道路改良工事に伴う配水管の布設替え工事等を計画しています。その中で集中的に行うものとして、湯無田浄水場の老朽化した電気設備の改修工事を令和3年度から2カ年で計画しています。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で3億194万2,000円、支出は2億5,270万3,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で1億240万円、支出は2億4,765万7,000円としています。収入の不足額1億4,525万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。

次に、工業用水道事業会計。

企業に対し安定供給に努めるとともに、効率的な事業経営に努めます。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で1,455万7,000円、支出で1,446万9,000円とし、資

本的収入及び支出の予算額は、収入で900万円、支出で894万8,000円としています。

次に、その他の議案について御説明いたします。

議案第11号 専決処分の承認を求めることについては、本年1月19日に専決処分した令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）の承認を求めるもので、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、飲食店の営業時間帯短縮事業に伴う協力事業費を中心に、歳入では県補助金、歳出では時間短縮協力金の追加が主なもので、今回、歳入歳出予算の総額に6,870万円を追加し、補正後の予算総額を113億3,770万円としたものであります。

議案第12号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）は、新型コロナ対応地方創生交付金をはじめ、国、県補助事業の交付決定など、現状で決算を見込んでの補正を行っています。また、事業費の増減に合わせて、その財源となる国、県支出金や町債などの特定財源の調整、ふるさとづくり応援基金や庁舎建設基金からの繰入金の減額調整も行っております。これらのことにより、今回1億4,270万円を減額し予算の総額を111億9,500万円としています。事業費では、土地区画整理事業などを減額する一方で、コロナ感染に関する事業継続支援給付金、ふるさと納税管理費、庁舎建設基金積立も増額することとしております。

また、不測の理由などで年度内完了が見込めない事業については、繰越明許費として西ノ原土地区画整理事業などの11事業分3億7,630万円を計上しています。

議案第13号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、実績を見込み、歳入は一般会計繰入金や県支出金の減額、歳出は保険給付費の減額等が主なもので、今回2,000万円を減額し、補正後の予算総額を16億1,300万円としています。

議案第14号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、実績を見込み、歳入は後期高齢者保険料の増額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なもので、今回550万円を追加し、補正後の予算総額を1億8,050万円としています。

議案第15号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入は、県支出金、支払い基金交付金の減額、歳出は保険給付費の減額が主なものであり、余剰する財源は予備費で調整し、今回900万円を減額し、補正後の予算総額を14億2,580万円としています。

議案第16号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入は一般会計繰入金と町債の減額及び使用料の増額で、歳出は総務費と建設費の減額が主なものであり、今回、400万円を減額し、補正後の予算総額を3億4,700万円として

います。

議案第17号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第4号）は、決算を見込み、収益的収入及び支出は、水道加入金等の増により106万7,000円を追加し、収入総額を2億9,440万3,000円とし、支出は営業費を39万9,000円を追加し、支出総額を2億6,214万円としています。

議案第18号 波佐見町職員倫理条例については、職員等の倫理規範を再構築し、職務の公正さに対する町民の不信を招くような行為の防止を図り、信頼確保のため、これまでの職員倫理規程を条例化するものであります。

議案第19号 波佐見町RVパークの設置及び管理に関する条例については、岳辺田郷西前寺公園内に建設するRVパークの管理等に関する条例を制定するものです。

議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例については、湯無田郷に建設する歴史文化交流館の開館に向けて、施設の管理等に関する条例を制定するものであります。

議案第21号 波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例については、条例規定の職員定数を各事務局の実際の配置に見合った職員数に改正するものです。

議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特別職報酬等審議会の答申に基づき全体的な見直しを行い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、波佐見町歴史文化交流館の設置に伴い、関係する使用料を定めるため改正を行うものであります。

議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、第8期介護保険事業計画による保険料の決定及び健康保険法施行令等の見直しにより所要の改正を行うものであります。

議案第26号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関連する4条例について一括して所要の改正を行うものであります。

議案第27号 波佐見町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例については、道路構造令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第28号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の処遇改善のため、出動手当について改定を行うものです。

議案第29号 指定管理者の指定については、波佐見町陶芸の里伝習館を地方自治法の規定に基づき、現在、中尾郷自治会に指定していますが、令和3年3月31日に期限が切れることから、公募に応じて申請があった団体を審査会で審査し、候補者として選定しましたので、指定を行うものであります。

議案第30号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である浦野正規氏が3月31日で3年間の任期満了となりますが、引き続き選任したく、議会の同意を求めるものであります。

以上で、町政運営並びに本日提案いたしました議案要旨の説明を終わりますが、詳細については、議案審議の折、御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。11時15分より再開をいたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第4 請願第1号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願を議題とします。

付託しておりました総務文教委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

脇坂委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。

付託事件につきまして、審査の結果を報告いたします。

令和3年2月25日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

波佐見町議会総務文教委員会

委員長 脇 坂 正 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

事件の番号、請願第1号。

付託年月日、令和2年12月8日。

件名、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願でございます。

審査の結果は不採択と、賛成少数でございます。

付託事件の審査報告書ですが、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願について、総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の事項。

「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願について。

この請願については、第1回を令和2年12月16日木曜日、第2回を令和3年1月19日火曜日の2回にわたり審査を行いました。

2、第1回の審査会。

(1) 審査の経過。

①審査日時。令和2年12月16日水曜日午前10時から。

②審査場所。役場の委員会室です。

③出席者。委員長、脇坂正孝、副委員長、福田勝也、委員、百武辰美、今井泰照、田添有喜、岡村真由美、澤田昭則。

④請願者。東彼原水協、森直明代表、東彼民主商工会、堀池芳宏会長、朽原明浩事務局長。
紹介議員として、三石孝議員でございます。

3、第2回の審査会。

(1) 審査の経過。

①審査日時。令和3年1月19日火曜日午前10時から。

②審査場所。役場委員会室。

③出席者。委員長、脇坂正孝、副委員長、福田勝也、委員、百武辰美、今井泰照、田添有喜、岡村真由美、澤田昭則。

4、請願の概要。

(1) 請願の趣旨。

今、世界では核兵器禁止条約の発効から核兵器廃絶へ進もうという声が広がっている。多くの国々が被爆者の声に耳を傾け、核兵器による安全ではなく、核兵器のない世界による安全を選択し、核兵器禁止条約を支持し、参加しつつあります。

唯一の戦争被爆国である日本政府は核兵器廃絶の先頭に立たなければなりません。国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えています。日本政府がこの被爆者と国民の声に誠実に応えることを訴えます。

地方自治法第99条の規定に基づき、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に提出することを請願いたします。

(2) 請願事項。

「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を提出してください。

以上、請願いたします。

5、請願の概要。

令和2年12月16日及び令和3年1月19日に審議を行いました。

主な質疑や意見は以下のとおりです。

(1) 主な質疑。

問いといたしまして、核兵器禁止条約に関しては2回目の提出ということだが、1度目はいつだったのか。

答え。2018年3月6日。

問い。前回は東彼民商から出された。今回は東彼原水協の森さんも名前を出されている。

東彼原水協の構成員はどのくらいで、どのような活動をされているのか。

答え。東彼3町の中の団体で構成。今は組合員が減っている。川棚国病の組合、東彼民商、共産党、年金者組合、平和委員会、個人である。活動は国民平和大行進ということで、8月6日、7日、広島、長崎に向けて行進するが、途中まで毎年歩いている。

問い。県内で採択した9自治体とはどこか。

答え。長崎市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町。長与町は2度目です。東彼杵町、小値賀町が12月に採択、合計9自治体である。また、川棚町は不採択だが、12月議会では全国で500超の自治体が採択している。

(2) 主な意見。主な意見はここに記載のとおりでございます。

(3) 討論はあっておりません。

(4) 採決。賛成少数で、不採択といたしております。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから、総務文教委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

まず最初に、12月議会からの継続審査、審議となっておるわけですが、その理由は何ですか。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

請願の重みを考えまして、また、委員も初めての方もおられましたし、なるべく多様な意見を述べてもらうということで、2回に分けて行っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

今回の請願は核兵器禁止条約に関するものでございます。条約の内容は、ネットで簡単に取得できます。採択の判断材料として、そういう条約の内容等も取り寄せながら活用できると思うんですよ。そういうことに関して、会議資料としての配付は今回の委員会の中では行われましたか。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

これは私もネットは見たわけですが、いろんな翻訳といたしますか、翻訳された条約文があっておりました。それはネットで読み、あるいは、また後で新聞でも読んでいますけれども、このときの配付は行っておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そういうのも含めて判断材料にされたほうがよかったんじゃないかというふうに思います。といいますのは、慎重を期して、いろんな御意見がある中を採択を選択されて、2回ですか、なされておりますので、現実的にどういう条文がこの核兵器禁止条約に書かれているのか。そこら辺のことは当然ながらやるべき案件だと思って、残念でなりません。

3番目としましては、核の抑止力により日本が守られているなどと主張される方も大変世の中には多いようですが、核兵器禁止条約の批准と、日米安保の安全保障条約とは全く異なるもので、平和な未来のために、議員も原爆資料館の見学など、平和教育が必要ではないかというような御意見は委員会の中では出ませんでしたか。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

今のような、前段のほうはちょっと回答はできませんけども、見学等については、特別そういう意見はあっておりません。しかし、原爆資料館とか原爆遺構ですか、こういったものの見学については、総務文教委員会委員のみならず議員全体で合意ができましたら、長崎での研修会の折でも、時間を取って見学するということが大いに結構なことじゃないかとそのように考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

非常に難しい委員会の付託だったと思っております。前回の2018年3月に不採択ということで、この中では変わったということでしょうけど、やはり被爆の国としては、本当にこう心情がある事柄でありましょうけど、ここにも書いてありますとおり、条約、外交の関連、そして町としてどう関わるべきかということに関しては、この不採択というのが私は適格だったと思っております。政治色がかなり強い案件でございまして、今後とも非常に注視すべきことでありましょうけど、この不採択という中にも、被爆の中の一因ということとは心

に留めてしなければならないと思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君）

質疑をお願いいたします。

○11番（藤川法男君）

その中で、そういう意見も多々あったと思いますが、委員長のそこでお考えをお聞きいたします。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

おっしゃるように、大変難しい問題でございます。条約自体を読みますと、それはもう本当、大変理にかなった理想的な条約であろうかと。核兵器がとにかくあるから使いたくなるんだというふうなことがまず第一にありまして、そういったことがなければ使うわけないわけですから。しかし、実際はそういうわけではございません。これは軍備に関しても言えることであって、やっぱり軍備なき平和ということが理想なんですけれども、どうしてもそこに何らかの大なり小なり軍隊が出てくると、軍備が出てくるというふうなことでございますので、その辺はやっぱり国際関係と申しますか、なかなか難しいところがあるかと思えます。

回答にならないかもしれませんが、一応私の考えとしてはそういうことでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、御降壇ください。

これから、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものとの決定です。

請願に賛成の方の発言を許します。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願に対して、賛成の立場で討論を行います。

私は、政府に核兵器禁止条約の批准を求める意見書の提出は、被爆国の日本国民として、また被爆県の県民として当然の行為であると思います。

私たちは、小さいときから平和教育を受け、小学校のときに原爆資料館の見学にも行きました。皆さんも御経験されていることと思います。戦争の、いや、原子爆弾の脅威を展示されている写真や遺品から学んだことを今でも覚えております。

今の子供たちも、平和教育の中で同様の気持ちを起こしているに違いありません。私たちの子供や孫がこれからも平和な世界を享受できるためにも、私たち大人が、いや、政治家がしっかりした行動を起こさなければなりません。

世の中には、核の抑止力や、核兵器は使用するためではなく使用されないようにするために存在すると主張する人も多いようですが、核兵器禁止条約の批准と国の安全保障とは次元の違う問題です。

終戦を決定づけたのは、広島、長崎の原爆投下です。そういうことは周知の事実でございます。その戦争のA級戦犯のほとんどが軍人である政治家であったことを私たちは忘れてはなりません。

したがって、純粋な子供たちには、戦争は駄目、原爆は駄目よと言う一方で、大人である、政治家である私たちが勇気を持って世界の平和のための第一歩を踏み出さなければならないことは、皆さんが一番分かっていることではないでしょうか。

この核兵器禁止条約を批准した国は、1月22日現在で、世界で52か国、日本では2月15日現在で531自治体の議会が議決されております。どうぞ皆さん、総務文教委員会では賛成少数の結果ではありましたが、本会議で賛成いただき、波佐見町からも核兵器禁止の声を意見書に託して提出しようではありませんか。

以上、賛成討論といたします。

○議長（百武辰美君）

次に、反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

次に、賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書」を日本政府に対し提出を求める請願の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定です。

請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

再度申し上げます。「日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第11号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第11号 専決の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第11号 専決第1号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものです。

内容としては、歳入歳出それぞれ6,870万円を増額し、総額を113億3,770万円とするものです。

今回の補正は、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力事業に伴うものです。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、県からの補助金が6,171万円、町の負担としましては、8ページのふるさとづくり応援基金繰入金690万円、7ページに戻っていただきまして、財産貸付収入の9万円を総額調整として計上しています。

9ページをお願いします。

歳出につきましては、7款、1項、2目、商工振興費6,870万円を計上しております。7節、報償費6,840万円は、1事業者当たりの協力金76万円の90件分となっております。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

9ページの歳出で、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費、7節の報償費、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金なんですけども、現実、今現在で何件の申請があっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この申請に関しましては、2月8日より受け付けをいたしまして、既に2月26日で受け付けを終了いたしております。これはもう結果になりますけども、全部で54件の申請があっております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第12号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第12号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第12号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1億4,270万円を減額し、総額を11億9,500万円とします。

繰越明許費の追加は、第2表によります。

債務負担行為の追加及び変更は、第3表によります。

地方債の追加及び変更、廃止は、第4表によります。

今回の補正は、各種事務事業の実績を見込んでの補正を主に行い、あわせて、その財源調整を行うものです。ふるさとづくり応援寄附金は増額していますが、土地区画整理事業や私立保育所、認定こども園給付費の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業について減額していることから、全体では減額補正となっています。

6ページをお願いします。

第2表繰越明許費ですが、これら11事業は、不測の理由により年度内の事業完了が困難となったため、次年度への繰越明許費として措置するもので、合計で3億7,630万円としています。

続いて、次ページの第3表債務負担行為補正ですが、7ページ及び8ページに追加の3件、9ページから11ページにかけて変更の3件を計上しております。

12ページをお願いします。

第4表、地方債の補正ですが、追加については新型コロナウイルス感染症の影響により、

通常を上回る減収が生じる地方消費税交付金等について、減収補填債を起債するものです。変更については、事業費の変更に伴い10事業について限度額の変更を行います。また、対象事業が発生しなかったなどの理由により、3件については廃止します。

続いて、歳入に移ります。

額が大きいものを中心に説明しますので、御了承をお願いします。

17ページをお願いします。

7款、1項、1目。地方消費税交付金ですが、県の算出見込額により4,698万4,000円減額しています。これに対応する形で、先ほど御説明しました減収補填債を起債するということになります。

少し飛んで、21ページをお願いします。

21ページから27ページまでの、14款。国庫支出金及び15款。県支出金については、各事業費に所定の率や額で交付される金額を実績見込みにより増減しています。

増加については、22ページの14款、2項、1目。総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金、3目。衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス予防接種体制確保事業費、26ページの15款、2項、5目。商工費県補助金の県事業継続支援給付費が主なものです。

なお、地方創生臨時交付金は、国の3次補正までで4億6,181万1,000円が配分されており、うち3億3,889万7,000円を2年度に充当し、残りの1億2,291万4,000円は、本省繰越しの上、3年度に充当することとしております。

減少については、21ページの1目。民生費国庫負担金や、24ページの1目。民生費県負担金、戻りまして、22ページの4目。土木費国庫補助金における社会資本整備総合交付金関係、25ページの2目。民生費県補助金の事業費減が主なものです。

また、少し飛んで29ページをお願いします。

17款、1項、2目。ふるさとづくり応援寄附金については、12月に補正したところですが、1月に入りましてからも前年を上回る寄附を頂いていることから、今回1億円増額し、合計で18億円を見込むこととしました。

次の30ページをお願いします。

18款。繰入金ですが、当初予算にて一般財源が不足する見込みとして、基金から繰入れを行う形で予算を組んでいましたが、一般財源での歳入が確保できると判断した分について、基金からの繰入れを減額するものです。

なお、ふるさとづくり応援基金繰入金の減額は、コロナ対策の事業に充当していたものを地方創生臨時交付金に組み替えたことが主な要因です。

少し飛んで、33ページをお願いします。

21款. 町債ですが、12ページの第4表でも説明したとおり、起債の対象となる事業費やその財源に連動し、それぞれ増減しています。

以上が歳入の主なものになります。

次に、歳出について説明します。

最初に企画財政課分を説明し、引き続き、各担当課長から主な事業について説明があります。

35ページをお願いします。

2款. 総務費、1項、5目の財産管理費ですが、一般財源の余剰分を24節. 庁舎建設基金積立金として5,200万円計上しております。

38ページをお願いします。

15目のふるさと納税管理費ですが、歳入でも寄附の増加を見込んでいることから、それに伴う各経費の増額補正を行います。その内訳は右の各節に計上しており、それらを歳入の寄附額から差し引いた最終的な積立金については4,478万4,000円を計上しており、年間の積立額の予算としては8億1,351万1,000円になります。

16目. 定住促進事業費については、7節に定住奨励商品券を30万円、18節に定住奨励金を135万5,000円計上しています。これまで37件の実績があり、今後、新築3件、中古3件分の申請を見込んでいます。

18目の地方創生推進費ですが、12節. 結婚総合支援事業委託料110万円の減額は、コロナの影響で実施を見送ったため、次ページになりますが、18節. 移住定住促進事業費補助金200万円の減額は、事業承継に係る補助金の申請がなかったことによります。

19目. 新庁舎建設事業費については、財源を基金繰入金から全額一般財源に組み替えております。

以上で企画財政課の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課関係を御説明いたします。

ページは35ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、8節の旅費でございますけれども、こちらの旅費につきましても、新型コロナの関係で、各種の会議等がウェブ会議になった関係で、それと全国に自治大とか、市町村アカデミーとか、東京近辺で開催される研修会がございましたけれども、そちらのほうにも派遣を見送ったという関係で減額にいたしております。

同じく、11節の役務費でございます。165万7,000円の減でございますけれども、こちらにつきましては、例年、総務課のほうで通信費は出しておった関係がございますけれども、今年度から各課ごとに支出をするということで、その関係で減額になっております。

続きまして、同じページの2款、1項、5目の財産管理費で、13節、使用料及び賃貸料でございます。119万4,000円、電話機交換機リース料でございますけれども、減額しておりますけれども、今年度、電話交換機を更新を考えておりましたけれども、ちょっと諸般の事情により今年度実施できなかったために、また3年度で改めて計上させていただこうと思っております。

続きまして、65ページをお願いいたします。

65ページ、消防費でございますけれども、9款、1項、2目でございます。

まず旅費、8節の旅費でございますけれども、費用弁償180万4,000円でございますけれども、こちらにつきましても、新型コロナによる訓練の未実施と、本年度8月に長崎県ポンプ操法大会ということで予定をされておりましたけれども、そちらの操法大会も中止になった関係で、そこで訓練費を組んでおりましたけれども、そういったもろもろの訓練がなかったために減額をしております。

それと、そのページの一番最後でございますけれども、9款、1項、3目の14、工事請負費でございます。防火水槽改修工事を790万7,000円減額をしております。こちらにつきましては、今年度、折敷瀬の舞相地区にある防火水槽を、無蓋から有蓋の地下式の防火水槽に変更しようということで計画をしておりましたけれども、地権者のちょっと相続関係がうまくまとまらずに、ようやく年度末に向けてそちらの話がついたということで、こちらにつきましても、今年度、落とさせていただいて、新たに3年度で整備するような形で予算計上させていただいております。

以上、総務課関係を説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

45ページをお願いします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費、27節。国民健康保険事業特別会計への繰出金を実績見込みで655万6,000円減額しています。

46ページ。

3款、1項、5目。後期高齢者医療費、18節。療養給付費負担金ですが、令和元年度分の療養費の精算分として1,722万円を減額となります。

47ページをお願いします。

3款、2項、1目。児童福祉総務費、12節。委託料109万5,000円の減額、18節。負担金補助金及び交付金521万9,000円の減額、19節。扶助費、福祉医療費100万円の増額は、いずれも実績見込みによるものです。

3款、2項、2目。児童措置費、12節。委託料4,000万円、19節のうち2,000万円は、私立保育所、認定こども園の運営費になりますが、当初、余裕を持って予算を見積もっており、実績見込みに応じて減額するものです。19節。児童手当の641万5,000円の減額も実績見込みによるものです。

48ページ、3款、2項、4目。子育て世帯臨時特別給付金、18節。子育て世帯臨時特例給付金ですが、コロナ対策として児童手当受給者へ子供1人当たり1万円を支給するものでしたが、実績見込みで317万円を減額しています。

49ページ。

4款、1項、2目。予防費の増額している節は、主に新型コロナワクチンの接種準備に係る経費です。12節。委託料は、ワクチン接種券作成業務の内容を見直し、委託料を213万8,000円減額したものです。17節。備品購入費は、ワクチン接種業務の予約受け付けのためのパソコンや集団接種会場で用いるパーティションなどを準備するものです。19節。扶助費、インフルエンザワクチン接種費の実績見込みで300万円を減額しました。全国的にインフルエンザワクチンが不足し、予算を執行することができなかったためです。

50ページ。

4款、1項、4目。健康増進費委託料を347万4,000円減額していますが、主な要因としては、新型コロナウイルスの影響もあり、受診者数が予定を下回ったものです。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

続いて、長寿支援課所管分について御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

3款、1項、2目、老人福祉費、18節、負担金補助金及び交付金を1,468万9,000円減額しております。主なものといたしまして、地域医療介護総合確保基金事業費補助金を1,296万円減額をしております。これは、新型コロナウイルス感染症対策として、県の10割助成事業によるグループホームの陰圧装置設置として、本町が1施設希望を受けたもので、これが4基の設置というふうにされておりましたが、県内での要望がたくさんあったということで1基にされました。その分の3基分について減額を行っております。なお、この分につきましては、25ページの歳入のほうでも同額を減額しております。同じく、東彼地区保健福祉組合負担金については、福祉組合による示しによる減額、温泉施設利用助成事業費補助金は、執行見込みから減額を行っております。27節の介護保険事業特別会計繰出金は、現時点における実績込みにより減額をしております。

以上で、長寿支援課の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

内容説明の途中でありますが、しばらく休憩をいたします。

13時より再開をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第12号の内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課関係を説明いたします。

51ページを御覧いただきたいと思います。

4款、衛生費になります。

4款、2項、1目．し尿処理費でございます。539万8,000円を減額するものでございます。東彼地区保健福祉組合におけるし尿処理に係る経費のうち、人事異動による人件費の減、基幹的改良工事が入札により低額に抑えられた工事請負費の減により事業費全体が減額されております。その結果、各町が負担する分担金が減額するものでございます。

2目．じん芥処理費、280万の減でございます。これも東彼地区保健福祉組合におけるごみ処理にかかる経費に影響するものでございますが、人事異動による人件費の増、焼却灰リサイクル運搬処理や指定ごみ袋の追加作成による委託料の増により、事業費全体は増額となっているようでございます。しかし、ごみの搬入の増加により、特定財源に当たるごみ処理手数料のごみ袋及び証紙売却代、また、直接ごみ搬入代も増えているようでございます。手数料の増加が事業費の増加を上回るため、結果として各町が負担する分担金が減額するものでございます。

なお、令和元年度にその料金の改定が行われておりますが、過去、改定を行っていく年は減少傾向にあったということでございます。そのことから、当初、手数料収入が低く見積もられておりました。ただ、今年度、落ち込みがなかったということでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、各家庭で過ごす時間が増えて、断捨離が進んだことも要因ではないかということでございます。

次に、少し飛びまして、62ページをお願いします。

8款．土木費でございます。8款、3項、2目．河川公園管理費でございます。346万2,000円を減額いたします。これは、桜づつみ河川公園路面改修工事が、事業が完了したことに伴い減額するものでございます。

以上が住民福祉課関係でございます。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、次に、農林課所管の主なものについて御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正の6款．農林水産費、1項．農業費、事業名、県営駄野地区農業基盤整備事業の600万円についてでございます。これにつきましては、加圧ポンプ施設の年度内完成が困難になったということで事業費が繰り越されることになったことから、町の負担金についても繰り越すものでございます。

それでは、54ページをお願いいたします。

6款、1項、2目。農業総務費の18節。負担金補助金及び交付金の新型コロナウイルス感染症緊急農畜産業支援給付金261万7,000円の減額につきましては、交付対象者が確定し、支払いが終了したということでの減額になります。

同じページの、3目。農業振興費の12節。委託料118万2,000円の増額につきましては、当初見込んでおりました捕獲頭数を捕獲実績が上回るというようなことから増額といたしております。それから、18節の負担金補助及び交付金の中の鳥獣被害防止総合対策事業補助金109万5,000円の増額は、年度途中で被害防止ネットの設置要望があったことによるものでございます。その下の新構造改善加速化事業補助金120万5,000円の減額は、農業機械導入の実績によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5目。土地改良費の18節。負担金補助金及び交付金の中の県営土地改良事業費負担金、駄野地区基盤整備事業1,689万9,000円の減額でございますけども、県営事業の補助金の配分変更と事業実績によるものでございます。

同じページの、水田農業対策費の18節。負担金補助及び交付金の中の環境保全型農業直接支払交付金142万5,000円の減額でございます。事業に取り組まれた集落法人などの実績による減額となっております。

次の農業次世代人材育成投資資金150万円の減額は、対象者がなかったことによるものでございます。

次のページですね。

11目。多面的機能支払交付金事業の18節、負担金補助及び交付金の中の多面的機能支払交付金ですね。資源向上（長寿命化）135万1,000円の減額でございます。これは補助金割当ての配分の実績による減額となっております。

少し飛びまして、75ページをお願いいたします。

11款。災害復旧費でございます。

1目。農地農業用施設災害復旧費の14節。工事請負費478万1,000円の減額、それから2目。林道施設災害復旧費の14節。工事請負費200万円の減額につきましては、いずれも災害の実績による減額となっております。

以上で農林課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課関連を御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、商工振興費の18節、負担金補助金ですが、この中の一番上のところですね、事業継続支援給付金8,740万を計上いたしております。これについては、長崎県下全域特別警戒警報等の発令によって、県の飲食店の営業時短要請に応じた飲食店と、直接、または間接的に取引がある事業者や、県外における不要不急の外出、移動自粛による直接的な影響を受けた事業所において、令和3年1月または2月の売上高が前年同月対比50%以上減少している事業者に対して20万円を給付するものです。また、これら20万円の中には、県の10万円の補助金、給付金も入っております。ただ、この県の制度にプラスしまして、町の制度も上乘せをいたしまして、同じく20%以上減少している事業所に対して10万円を給付するというスキームで事業を行いたいというふうに考えております。

次に、大きく戻って6ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございますけども、上から二つ目、商工費です。先ほど言いましたこの事業継続支援給付金につきましては、今後3月下旬から申請の受け付けをするために、一部事務費を除いて繰越しをさせていただきたいと思っております。

あと、その下の陶芸の館工事照明設備改修事業については、9月補正のほうで予算化をいたしましたけども、設計、電気工事関係の設計だったり、その設計の協議、設計業者の選定、また業者との調整に非常にちょっと時間を有しまして、今年度の執行が工事が工期を取れなくなったということで繰越しをさせていただくものでございます。

以上で商工関連を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、建設課所管について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正に関するものです。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、4項、都市計画費ですが、2項の道路改良事業は、南部線と町道横枕線の補償が年度内に完了しないということで繰越しをしております。

4項の都市計画費につきましては、西ノ原土地区画整理事業の建物補償が年度内完了は難しいと。また、町道の工事と水路の工事も年度内完了が難しいということで、繰越しを行っております。

次に、61ページをお願いいたします。

8款、2項、3目、道路橋梁改良費の16節、公有財産購入費、用地購入費の613万2,000円を減額しております。これは横枕線の用地交渉の不成立によるものです。

21節、補償補填及び賠償金747万4,000円の減額、これは南部線の補償費で、国の内示の減額によるものです。

続きまして、63ページをお願いいたします。

8款、4項、3目、土地区画整理事業費、12節の委託料、移転補償調査業務委託料につきましては、当初、2件の移転の調査をして考えていたんですけども、それが5件になったということで、委託料を増額しております。

その下、14節、工事請負費1億800万の減額、その下、21節、補償補填及び賠償金243万3,000円の減額は、国の内示額の減額によるものです。

下のページ、64ページ、8款、5項、1目、住宅管理費の14節、工事請負費250万の減額は、空き家除去の実績がなかったということで減額をしております。

その下、18節、負担金補助及び交付金につきましては170万円の減額をしております。これは実績による減額となります。

以上で建設課関係を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係の補正について御説明をいたします。

6ページをお開きください。

第2表繰越し明許費補正でございます。

10款、教育費、1項、教育総務費でございますが、まず最初に、小中学校トイレ改修事業ということで1,800万円を繰越しをしたいと考えております。これは、トイレの洋式化について佐世保市の設計事務所が請け負って設計を進めておりますが、佐世保市内の新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、業者さんが学校のほうに来るのをちょっと遠慮したいという申出がございました。私どももそれを受け入れて、調査等についてちょっと見合わせた

経過がございまして、十分な設計の期間が取れませんので、令和3年度に繰り越すものでございます。

その下、学校防犯カメラ設置事業でございまして、これは当初予算に計上させていただきましたが、その後、新型コロナウイルスの対策、またはGIGAスクールの対策に追われまして、十分な設計と設置の工期が取れないと判断いたしましたので、体制を整えて、令和3年度で繰越しを行うものでございます。

次、電子黒板購入事業として1,040万円でございます。小中学校の電子黒板について、老朽化しておりますので、更新を図ることで、これも当初予算に掲げましたが、今年に入って、2月8日に入札を行いました。入札に参加する業者がいまいませんでした。内容等を聞くと、工期が厳しい、または仕様書の内容について偏りがあったということでございましたので、これも改めて令和3年度で仕様書を見直して実施したいと思っております。

その下、児童生徒用情報端末設定事業でございます。これはタブレットでございます。タブレットの設定でございますが、タブレット自体は先月既に納品をされております。設定作業を行っておりますが、一つ課題として、学習支援ソフト、G-Suiteの設定について県下一斉に行っているんですが、なかなかこううまくいっていないような状況もございまして、各市町の設定状況をちょっと踏まえて、ゆっくり設定したほうが立ち戻りが少ないというふうに判断いたしましたので、1,650万円全額を令和3年度に繰り越して設定を行いたいと考えております。

その下、5項の保健体育費でございます。体育センターのトレーニング機器購入事業でございますが、これも先月2月15日に入札を行いました。不落でございましたので、令和3年度に繰り越して、再度入札に付したいと考えております。

そして、11ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。ICT支援員配置業務委託料ということで、上段が変更前、下段が変更後となっております。これは、1月18日に入札を行い、業者が決定し、落札額に基づく変更でございます。

そうしましたら、恐れ入ります、67ページをお開きください。

10款、1項、2目、事務局費でございます。下のほうでございます。17節、備品購入費でございますが、書画カメラ購入費として107万6,000円を減額しております。これは、今回、新型コロナ対策で、家庭学習に対応するため書画カメラを導入するものでございますが、昨

年12月に入札を行いまして、その額に応じた落札で、減額でございます。

一方で、その上、10節. 需用費でございますが、消耗品費として107万6,000円、減額と反対側でございますが、同額を増額をさせていただいております。今回、補助事業で新型コロナ関係で取り組んでおりますので、減額分を学校の衛生用品を購入するという事で組替えをしたいというふうに考えております。

次ページ、68ページをお願いいたします。

10款、2項、4目. 中央小学校管理費、14節. 工事請負費でございますが、学校設備改修工事といたしまして489万9,000円の減額でございます。主に空調、照明等の工事でございますが、設計等が上手にいきませんでしたので、今、学校関係の改修については全体的な見直しを行っておりますので、今回は一旦減額し、令和3年度で実施したいというふうに考えております。

その下、8目. 南小学校教育振興費でございます。

19節. 扶助費、要・準要保護児童就学援助費として80万円を増額しておりますが、これは就学援助費の申請増によるものでございます。ちなみに、2月末で197件の申請があつておりまして、認定率が15.9%でございます。

そして、次ページ、69ページをお願いいたします。

10款、3項、2目. 教育振興費でございます。

13節. 使用料及び賃借料でございますが、修学旅行車借上料として142万2,000円の減額でございます。これは中学校2年生の修学旅行について、実施することでタイミングを計っておりましたが、なかなか旅行の行き先の感染が落ち着かず、やむを得ず中学2年生での修学旅行は断念し、中学3年生の時期に行うということで、車借上料が不用になったことに伴い減額するものでございます。

次ページ、70ページをお願いいたします。

10款、4項、2目. 文化財保護費、12節. 委託料でございますが、無形民俗文化財映像記録業務委託料として120万円全額を減額をいたします。令和2年度において波佐見町内の昔話、民謡、方言などを収録しようとしたのですが、やはり新型コロナの状況で思うように記録ができないと判断しましたので、令和2年度の実施を見合わせたところでございます。

そして、次ページ、71ページをお願いいたします。

10款、4項、4目. 総合文化会館管理費、14節. 工事請負費でございます。非常用照明器

具取替工事でございます。これについては、令和元年度から2年度に繰り越して、この2年度の現年分を合わせたところで入札に付しましたが、これも入札が不調でございましたので、令和3年度にまとめて計上するという事で、2年度については一旦取下げをさせていただきますとふうに考えております。

以上で、教育委員会事務局関係並びに令和2年度一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

6ページになりますけども、繰越明許費の補正ですけど、例年に比べてちょっと多く上げられている部分がある。御説明の中ではコロナが関係があったりということも上げられておりますが。

工事関係で減額をされている部署の方に質問したいんですけど、確かにコロナがあつてこういう事情があるというのは当然の事情だと思いますが、今いろんな形で官製談合防止対策等におきましても、業務量が多いことによって、職員の担当する事務量というか業務量が多い。そういうことがきっかけで、こういうふうに年度内に予定されている工事が進められることができなかつた。そういうのが理由であるということも考えられると思いますが、ここに上げられております繰越明許費の補正をされた部署、また、工事請負費を減額された部署についてはどうだったのかお聞きしたいと思いますので、それぞれ御回答ください。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農林課所管の県営駄野地区農業基盤整備事業につきましては、県営工事でございます、コロナが理由とかいうのではなく、前倒しの国の補正関係での事業費がついたということもございます。そういったことで、私どもの農林部局としては、負担金でございます。県から言われたとおりの負担金を繰り越すだけのものがございます、特段そういったところはないということでございます。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

建設課部門ですけれども、今回の道路改良工事、これは南部線と横枕線、これについては、補償金額を出して契約をするんですけれども、その契約がちょっと遅くなったということと、補償ですので、建物移転、建物を壊してということですので、ちょっと年度内には間に合わないということで、道路事業に関しては繰越しを行っております。西ノ原土地区画整理事業につきましても、建物補償、今現在、山口住建の前の工事、建物補償関係をやっておりますけれども、その建物補償は年度内にちょっと完了は難しいということで、その繰越しを行っております。また。

○8番（三石 孝君）

議長、質問は、こういうふうに着手できなかった理由の中に業務量の多さとかがなかったですかを聞いているんですよ。でも、中身の説明を僕は聞いてないです。先ほどの説明で中身は聞いています。それを着手が遅くなった理由が、その業務量が多いからじゃないですかって、そういう理由はないですかという質問をやっているのに全然違う回答をされています。御注意をお願いします。

○建設課長（堀池 浩君）

南部線、横枕線については、そういう相手方がいらっしゃいますので、契約をするのに時間がかかったと。これに関しては、人間が少なかったという関係ではございません。この契約相手との契約の席で繰越しになっております。ただ、最後の11款の災害復旧に、さっき説明をし忘れたんですけれども、これはちょっと入札の関係でちょっと落ちなかったということで、2回かな、3回ほど入札をやり直しております。その関係で年度内の完了が難しくなったということで繰越しをしております。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

商工観光課の陶芸の館の工房照明の事業については、業務量が多くてという部分ではなくて、ちょうどこういう官製談合の事件が起こった後の工事発注ということで、まず、町としてどういうやり方で設計を組むのか、電気事業の部分が非常に知識がない部分がありましたので、そういう予定価格の決め方とか、どういう方針でやっていくかというのを協議をしている部分で方針が決まるのを待っていたというのがあります。それで、その後に設計業者を決めるという部分に時間を要したということで、工期が取れなかったというのが理由でございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど触れましたが、まず、当初予算に計上して繰り越すものについて、学校防犯カメラ設置事業、そして電子黒板購入事業でございますが、これは完全にやはりマンパワーが足らなかったことによる繰越しでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

まず、子ども・保険課の3、2、2の12の委託料の件ですけども。

○議長（百武辰美君）

ページ数をお願いします。

○4番（岡村達馬君）

47ページですね、3、2、2の12. 委託料です。この委託料、1項目に対して4,000万という額がちょっと大きいなと思ったわけですね。ですから、先ほど予算をちょっと過大にして、余った分ですよというような説明をされたんですけども、もう少しそこら辺を詳しく教えていただければと思います。

それから、あと1点、55ページの6、1、6の18です。これは今年の町長の、先ほどの説明書の中にもちょっと言葉があったんですけども、担い手農家の育成とか、人材確保が必要になってきますよということも言われたんですが、いわゆる18の事業について、全てお金が余ったということで、こういった関係者、もしくは農家の方によく周知がされたのかなというふうに思いますので、2点質問したいと思います。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

47ページ、3款、2項、2目、12節. 委託料4,000万円を減額しておりますが、理由としては、令和元年の10月から無償化ですね、3歳以上の保育料の無償化が始まりまして、その関係で入所希望が増えるんじゃないかというような見込みを立てまして、令和2年度予算を少し多く見積もったところでありましたけれども、令和2年度において、その見込みよりもちょっと想定を下回るといいますか、幾らかはコロナの関係で入所を見送った方もいら

っしゃるかもしれないんですけども、少しく多く見積もっていたということが理由になります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

55ページの6款、1項、6目の18節。負担金補助金及び交付金の減額部分でございますけれども、まず、儲かるながさき水田経営育成支援事業費補助金でございますけれども、57万円の減額となっておりますけれども、これは農業機械を導入していくわけですが、予定しておりました農業機械を今年は導入を見送るというような団体が1件ございましたので、まずはここで減額をさせていただいております。

それから、環境保全型農業直接支払交付金でございますけれども、こちらは環境に優しい農業を進めていくということで、農地、畑地、それから水田等で大豆等を作っていただくわけでございますけれども、この大豆の播種期に今年につきましては雨がちょっと多かったということで、うまく播種ができなくて、発芽がなかなかできなかったということで、出荷するまでに至らなかった部分については交付の対象外となりますので、その分をやむを得ず減額をしなければならなかったというところでございます。

それから、農業次世代人材育成投資資金の150万円の減額につきましては、新規就農者を支援するものでございますけれども、今年度につきましてはその新規就農者を見つけることができなかったということでございます。来年度につきましては、また新規就農者を見つけるように努力をしているところでございます。

それから、農地集積協力事業費補助金でございますけれども、こちらにつきましても、これは中間管理事業を利用した場合の交付金でございますけれども、新規に集積した農地が担い手のほうに集積をしなければならないということでございますけれども、その分の実績が、当初予算は100万円計上しておったわけですが、そこに満たなかったということでの減額となっております。

以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

67ページをお願いします。10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費の給与、職員手当共済費等なんですけども、官製談合事件の発生に伴って、教育委員会事務局の人員の増減とかあっていると思うんですけど、何月に何人減になって今どうなっているか、その経緯を分かれば教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、令和2年度、昨年4月は担当係長と担当主事の2名体制でございました。9月に事件が起こりまして、10月に起訴された後は休職になりましたので、11月から社会教育班の係長を教育総務班の係長に配置転換を行いました。それで2名体制になったんですが、先ほど申したその主事が体調不良を起こしましたので、さらに、社会教育班の主事を教育総務班のほうに持ってきました。これで2名体制になったんですが、業務が大変多うございましたので、町長部局のほうから1名派遣をしていただきまして、3名体制になったということでございます。

その増員については12月補正で計上いたしました。今回の減額については、担当係長が懲戒免職になったことに伴う減額でございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

その職制とかはいいですけど、要するに人数的に、4月の段階で、9月で、11月で、今で何人増減したのかをちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、純増でいいますと、現在教育委員会の事務局が1名減でございます。これは社会教育班の係長が先ほど言った教育総務班に異動いたしましたので減になるんですが、1月1日から新規採用の職員を前倒して配置していただいた関係で、1名懲戒免職になりましたので、その分の減がそのままになっているということで、事務局全体としては1名減でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

三、四問、質問いたします。

まず、6ページの繰越明許費でございますけれども、先ほどからちょっと話題になっているんですが、4月の当初予算ですよ、計上されてあって、どうして1年間、手つかずの状態的なものがあるのか。例えば、コロナも今回はありましたし、それから地権者との関係とかいろいろあるかと思っておりますけれども、それ以外に、例えば備品を購入したり、そういったものはそう難しいことじゃないかと私は思っているんですけれども。例えば電子黒板の購入事業とか体育センターのトレーニング機器、これはある程度、機器の選定ができればそう難しくないと、先ほどマンパワー不足という話でありましたけれども、これはもう上半期で済むような事業じゃないかと思っております。

そういったところでの答弁と、それから繰越しと、それから減額補正ですね。今回、全額落とされたケースもありますけれども、この辺の線引きはどうされているのかというのがまず一つでございます。

それから、次に33ページに21款、町債ですね。21款、1項、7目に減収補填債というのがありますが、これは恐らくコロナに対しての減収に伴う有利な起債だと思いますけれども、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

そして、55ページですね、6款、1項、6目、18節、負担金補助金で、農業次世代人材育成金ですかね、これは150万の減ですけども、これは記憶によりますと、恐らく何年間もずっとこういうふうな状況かと思っております。これが条件がどういうふうな条件かはちょっと別としまして、対象者が現れるような、いわゆるそういうふうな育成ですか。それをどうされているのか。

あと1件、50ページですけど、4款、1項、4目、7節の報償費です。健康マイレージ商品として20万円減ということになっておりますが、これも当初60万の補正、補正減20万だと思いますが、これが当初見込み人員と今回の減の人員ですね。そして、なかなかこれも浸透していないようで、応募減がなぜなのか、その辺の原因といたしますか、その辺は検討されたのかですね。内容的にはそう難しいような、例えば今回血圧とか体重を毎日測るとか、そういった内容なんですけれども、どうしてこの数字が伸びないのか、そういったところでの答弁をお願いします。

以上です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、6ページの繰越明許費の御質問について答弁する前に、先ほどの城後議員の質問についてちょっと訂正がございます。

1月に新規職員を配置していただきましたので、プラスマイナスゼロでございます。すみません、勘違いでございました。申し訳ございません。

そこで、6ページの繰越明許費の補正で、今回、当初予算に上げたのに令和3年度に繰り越すのはどうかという質問でございます。当然おっしゃることはそのとおりでございます。やはり私たちの事務の進め方が不備があったということでございますが、当時を思い出すと、やはり、まず新型コロナの関係の学校への通知等に追われておりました。あわせて、GIGAスクールに関係しまして、小中学校のネットワーク工事の設計を盛んにやっていたということ、それにタブレットの導入について、今回共同調達ということでございましたが、その仕様書作成なりについて、やはり多くの時間を割いていたということでございます。

さらに、当初からできるものもあったと思うんですが、やはり目に見えないコロナの関係ですね。教材費を保護者負担を教育委員会が負担をするということですので、その事務も学校から教育委員会の事務局に移って支出業務をやっておったというようなことで、なかなか当初に上げた事業がこういった追加の国の大きな流れの中で着手ができなかったということでございます。

加えて、やはり9月以降の人員体制のいろんな綻びの中で、私も主導的にやってきたんですが、補助事業がほとんどでございまして、そういった単独でやれる分について後回しになったということがございます。繰り返しますが、やはりそういった、全体の見渡し方が甘かったということはおわびいたします。そこは伏して令和3年度に繰越しをお願いをしたいなというふうに思います。

一方でどういう線引きをしとるか、金額を全部減らしたということもあります。先ほど商工観光課のほうも触れましたが、やはり電気工事等の発注について、今回なかなかその仕方、予定価格の算出等について大変思い悩みました。今回、令和2年度の5号補正で学校施設の概算設計の予算を計上させていただきましたので、概算設計、そして、令和3年度で実施設計という流れの中でやれる分について、予算とリンクしたものは令和3年度の予算にやると。それ以外については、実施設計が行われておりませんので、一旦ここは取下げをやって、令

和3年度で予算計上、補正も含めてもう1回検討させていただきたいということで線引きをやっているところでございます。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

繰越しと減額補正の線引きの補足なんですけど、補助事業においては、国において繰越しを認めるかどうか、そこにも関わってくるところです。

続きまして、減収補填債について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る減収が生じる消費や流通に関わる7税目、本町でいいますと、地方消費税交付金、たばこ税、地方揮発油譲与税がありますけど、これらについて令和2年度に限りの措置として、地方財政を改正し減収補填債の対象税目に追加されたものでございます。

その交付税措置率ですが、地方揮発油譲与税、それから地方消費税交付金、これの引上げ分、5%から8%になったときの引上げ分ですね。これにつきましては100%、次に地方消費税交付金の従来分、これとたばこ税については75%となっております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、まず6ページの繰越明許費補正の県営駄野地区農業基盤整備事業の600万円でございますけども、これはあくまでも県営事業の負担金ということで、県がどのような事業を進めているかということにつきましては、こちらのほうでは分かりません。

それでは、55ページをお願いしたいと思います。

6款、1項、6目、18節の農業次世代人材育成投資資金でございますけども、これは毎年150万円ずつ頭出しという形で当初予算に上げているわけでございます。こちらの事業が、50歳未満の新規就農者に対する助成事業、150万円を5年間助成していくというような事業でございますけども、対象を50歳未満という縛りがございますので、なかなか対象者を探すことができないということで、こちらといたしましても、県、それから農協、それから町、3者が一つになって、何とかして探している状況でございます。令和2年度も、もしかしたらというところまではいったんですけども、ちょっとのところ対象にならなかったということで、令和3年度から対象にできるような形に今なっているところでございます。

ですので、今後につきましても、最初は頭出しというような形でございますけども、その年度の中で、どうにかして探していくような体制を取っていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

50ページ、4款、1項、4目、健康増進費の7節、報償費、健康マイレージ商品の20万円の減額についてですけれども、当初予算では60万円を計上しておりましたの実績を見込んだところでの20万の減額となっておりますが、大体、令和元年度が実績としまして10万7,000円の報償費を支給しております。これが約150人分ですね、相当で、この金額で、それからしますと、令和2年度は倍以上の実績になるんじゃないかとは思っております。

おっしゃるように、毎年内容を見直して、ずいぶん取り組みやすい内容にはなってはおりまして、令和2年度当初に大体地区の総会などで御案内をして、周知を図って啓発をして取り組んでいただくというところが、今回はそういう総会もコロナの影響でできなかったため、特定健診を受診される際に、集団検診で受診される際に御案内をして掘り起こしをしたところですよ。

ただし、どちらかというと、ポイントを集めれば商品券が頂けるといような、少し安直な内容になっている部分がありまして、本来の目的である健康づくりにどの程度寄与しているかということも考えて、今いるところでございます。

なかなか本人が健康をどう意識するかということが一番重要じゃないのかなと。やっぱり、病気になって、病院にかかって痛い思いをしないとなかなか健康って自覚されない部分もあるんじゃないかというふうに思っていて、今後どういった形でこの事業に取り組んでいくかというのは、今、悩ましいところでございます。ただし、令和3年度におきましては、こちらの事業よりももっと優先するワクチン接種事業がございますので、令和3年度はちょっとこの事業はお休みしたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

大体分かりましたのですけども、先ほどの農業者の150万、次世代の人材を育てるとい、非常に農業にとっては重要な観点かと思っておりますので、ぜひ、これは3年度あたりですよ、一人でも対象者を出していただくような、そういった政策と申しますか、そういったものをして

ていただければと思っております。

そしてまた、これは恐らく県か、あれですよ。負担が、財源が。これは町単独ですかね。もし町単独なら、もう少し年代もこう上げるとか、そういった組合せもですよ、できないものかですね。条件を緩和するというふうな方向ですよ。今ぐらいは、もう70過ぎても農業者は働いておりますので、その辺もちょっと考えていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

この農業次世代人材育成投資事業でございますけども、これは国の事業でございますので、なかなかクリアするにはちょっとハードルが高い部分もございます。ですので、先ほど議員が言われましたとおり、町単独とかいうところではハードルを少し下げるといった形も取れるかなと思っておりますけども、そういったところにつきましては、今後の課題でもございますし、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

39ページをお願いいたします。39ページの2款、1項、目がこれが18目ですかね。この14節に鬼木地区の民泊拠点施設整備事業で130万上がっておりますが、これがもう一つ上の委託料のほうに、名前はちょっと違いますが、鬼木地区民泊拠点施設整備工事設計管理業務委託料ということで、130万ほど同じ金額が上がっております。これは多分、ちょっとこれがこれに変わったのかなというのは伺えますが、なぜ、ちょっとこれに変わったのかという御説明と。

それと、58ページをお願いいたします。7款、1項、3目、これの観光費の中の7節の報償費の中に県内周遊企画でリアル宝探しの、賞品というのが上がっております。これはどういった企画のものか。また、この賞品はどういったものを採用されたのか。もし分かれればお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、39ページ、鬼木地区民泊の拠点整備事業については、地方創生事業の中で行っておりますけれども、当初、全額工事費でやりまして、当初は企画提案型での民泊の改修という分を考えておりましたけれども、考えていただくために全額工事費ということで上げておりましたけれども、しっかり設計を組んで、設計事業者に設計を組んでいただいて、発注しようという方向転換をいたしましたので、ここの工事費を削って設計費に充てたというものでございます。

次に、58ページのリアル宝探しでございますけれども、このコロナ禍でありますけれども、町内を周遊する、県内を周遊する、希望する市町村に対して、クイズ形式といいますか、実際に町内に3か所、設定をしましたが、ヒントになるようなクイズを出して、そこに行ったら、そういうキーワード的な、何ていうんですかね、物が隠されていて、それを見つけて、応募したら賞品がもらえるという。

賞品については、県で県内の各特産品を集めて、そういう県の中で配分したということで、うちについてはもうやきものを賞品として提供したということでございます。やきものと、あとは農産物加工品とか、そういったものを賞品にいたしました。この企画は県の企画でございますまして、それに乗ったような形でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

繰り返しになるんですけども、脇坂議員から聞かれた農業次世代人材育成という、ページというのは何ページですかね。ちょっと、ページは分かりません。それについてですけども、国の事業ということで、町単独でも考えていきたいみたいなことをおっしゃったんですけども、私は不勉強で、本当にこう記事がよく分からないんですね。しかし、Uターンとか、Iターンかな、親が高齢化したり、親がどうしてももうやれないからということで、単独で農業ができなくても、今まで働いていたところの仕事を辞めて、高齢化した親の手伝いをするために、でも、専業では農業はやっていけないということで、兼業で、土日とか休みの日を使って農業を手伝っている若者というのはうちの近所にもいるんですけども、そういう人は対象にはならないですね。

あとほかに、これはお店なんですけれども、新規に東京23区から波佐見町に帰ってきて新

たに商売をするときには補助金の対象になります。親の手伝いとかは駄目ですみたいなことで書いてありました。100万円補助しますという事業があるということを知りました。

でもやはり、今考えると、新しくやってくる、新規でやる人というのは、農業とか商業とか、いらっしゃるかも分からないんですけども、親を見るためにプラス帰ってきて、今までちょっとこうメスが入れられなかった農業も商売もやろうかという若者とか、もう若者を超したような人たちに対しての補助というのはできないのかなというのを考えました。

あと、もう一つは、6ページ。先ほどから言われていました、福田次長がおっしゃったように、明らかにマンパワーの不足によって、応札業者がいなかったり、年内の事業が完成しなかったりということで、次年度に繰り越したという事情は本当によく分かりますし、そうだろうなと想像もつくんですけども。実際、電子黒板の購入というのが、購入事業というのが3年度に繰り越されます。あと端末の設定事業もこれも3年度に繰り越されます。また、ここから入札を始めるということになると思うんですけども。

そうなったときに、実際に子供たちが、電子黒板とか端末とかを使えるときはいつなのかなというのがすごく不安に感じています。子供たちはもう4月から使えるもんと思って、iPad来るかなあと何かすごく楽しみに、もう物は来ているんですけども、iPadじゃないということは分かっているんですが、いつから使えるのかというのがすごく、私も関係ないですけど不安に思っております。

あと、ICT支援員、これも業者委託だと知りましたが、これは入札が済んで、3年度と4年度まで2年間なんですかね、これは。660万から594万に減額になって決まったということですけども、このいわゆるICT支援員のお金は、黒板もない、端末も設定できていない状態でも同じように予算を使われていくのかなということと、あと2年度にICT支援員というのは、何か月間かでも採用されて、先生方への指導というんですかね、そういったものがもう既になされているのか。4月、5月、6月ぐらいの予定はどういう計画でなされるようになっているのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

55ページの6款、1項、6目、18節の農業次世代人材育成投資資金でございますけども、もちろん親元就農、それから兼業は対象外でございます。そこで、そういう方たちもということでございますけども、今のところ、あらゆる補助金をちょっと見回しましても、兼業農

家に対する補助というのはなかなか難しいのかなと。私も兼業農家ではございますけども、そういった補助を受けるというようなところはちょっと難しい。やっぱり認定農家だったり、もう専業農家ですよ。専業農家に対するような補助のメニューになっておりますので、兼業は難しいのかなと。

兼業農家の方に対しましては、その地区内に法人等があれば、法人等に参加していただき、その中で農業をやっていただくというのが一番ベストじゃないかなと思います。そういった以外のところにつきましては、やっぱりこうちょっと難しくなってくるのかなというような気もいたしております。

そこで、今後につきましては、町の単独事業もということでございますけども、確かに必要になってくる時期ではあるかと思っておりますので、その分については検討を今後していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

6 ページ、繰越明許費の補正で、当初予算に上げたのに令和3年度に繰り越す内容についてということで再び御質問いただきました。特に電子黒板等についてということと言及があったわけですが、まず、私どもとすれば、やはり当初に上げましたので、早々に入札というふうに思ったんですね。ただ、GIGAスクールの構想が進みまして、タブレットの配置が全児童生徒で始まるというふうになりました。

そこで一つ問題になったのは、どの機種がどのOSが入るんだろうということになりました。長崎県の共同調達では、今回、Chromebookという新しいOSが入るようになりました。したがって、そういったChromebookの接続、そして、現在行っております小中学校の情報ネットワークの改修工事、これをある程度見据えた中で電子黒板の入札に付したところですが、冒頭の説明で触れましたが、その仕様書の作り方の内容ですが、Chromebookの接続について、ちょっと私のほうの技術的な仕様の在り方がちょっと偏っていたということで、なかなか応札する方については町の考えが分かりづらかったということで、結局、一般競争入札にしましたが応札者がいなかったということで、今回その辺を見直して、令和3年度に行いたいと考えております。

そこで、いつ頃タブレットが使えるかということでございますが、タブレットの設定について、各市町、今回Chromebookを入れたところは、そのG-Suiteの設定に

ついてかなり手こずっているような状況でございます。やはり子供たちが使いますので、セキュリティとか、またはC l a s s r o o mとって、先生方が使うときの仕様の在り方、使い方について、設定が結構複雑です。できることならば、やはり長崎とか佐世保の先行事例を参考にしてやったほうが出戻りが少ないのかなという思いで、今回繰越しをさせていただきます。

したがって、4月当初から当然使いません。一方で、教職員の皆様に対する県教育委員会の研修会が5月末に波佐見町は予定されております。波佐見町は県下でも早いほうにさせていただきますので、その研修会を踏まえたところで、6月から、まずは機械に慣れる、先生方が。そして児童が使い始めるということになりますので、そういったスケジュール感で行っておるところでございます。

一方で、ICT支援員についてということで御質問いただきました。今回、入札に付しまして、佐賀県の学映システムという会社が落札をし、ICT支援員を2月から配置をさせていただいております。この学映システムについては、お隣の武雄市のICT支援員の配置も行っているという、佐賀県では著名な会社だというふうに伺っております。

現在タブレット等はないんですが、学校の資産を調査するなり、または、後で質問等も上がっておりますが、統合型校務支援システムについて年度切替えの処理をするなり、また、今年度から始まりました小学校のプログラミング事業について、現在、ICT支援員が先生方をサポートしているということでございます。

ちなみに、そのC h r o m e b o o kについては、3月中旬に先行して、15台が教育委員会、学校に入ります。これをICT支援員も使って、いろんな意見を聞きながら設定に反映をし、4月、5月、6月の本格運用に向けて準備したいと考えております。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。14時15分から再開します。

午後2時3分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

横山聖代議員。

○7番（横山聖代君）

ページ数は、12ページと33ページに関わるんですけど、地方債、町債の件なんですけど、初步的な質問というか素朴な疑問で、ちょっと説明をいただきたいんですけども。

最初にこの町債って、当初予算で上げるじゃないですか。その後、こうやって補正予算で減額とか出てくるんですけども。

そこでなんですけど、この手続的というか、最初にこの町債をこれだけ上げますよとなっていて、最初に、要は借金じゃないですか。それだけ借り入れるのではなくて、その限度額があるところまでちょこちょこ発行していくということで、その限度額に満たないから減額するのかなど。どう考えていいのか分からなくて、その辺のこの流れというか手続的なところの説明を一つしていただきたいなと思うんですけども。

あと一つ、これも12ページと33ページなんですけど、減収補填債が4,080万上がっていますが、消費税の交付金が減収したために減収補填債をこんだけ上げられていますけれども。これもちょっと素朴な疑問で説明をいただきたいんですけど、消費税の交付、消費税がこれだけ下がるから、入ってくるのが下がるから、その分、また借金しますよということだと思うんですけど、町債って借金だから、償還していくために利息がかかるじゃないですか。そしたら、ほかの款から流用とかできないのかなと思うんですけど、私、勉強不足ですみません。よかったら説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、地方債全体についてなんですけど、地方債を発行できる対象事業というのが決まっております。その事業費のうち幾らまで起債することができるかと決まっております。そのうち後々交付税措置がありますよという起債が幾つもあります。そういった事業を優先しているんで、ほかの財源を使うんじゃないで、地方債を発行できるものが発行するという形になっております。

それから、減収補填債もですね。こちらについても、後々交付税措置があるものですから、ほかの財源を使うことなく、起債できるものは起債できる、起債するという対応を取っております。

○議長（百武辰美君） 財政管財班係長。

○企画財政課財政管財班係長（坂本昌俊君）

地方債について若干手続的な補足をいたします。

なぜ当初予算と補正で差額が出るのかというと、まず、当初予算については、それぞれの事業費を基に、国、県、あと特定財源では、その他の基金とか、そういういろいろ特定財源を引いたところで、それぞれのメニューで充当率というものがあります。例えば、区画整理とか道路だと充当率が補助残の90%とか、その辺りで計算したところで、当初予算は地方債を上げているというところですね。あとは、実際その後、事業費の内示とかそういうのに合わせたところで事業費が変わってくるので、そのときに予算の事業費も減額するので、そこで地方債が変わってくるというところになります。

以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

58ページの商工費のところですね。2目、商工振興費の中の18節の事業継続支援給付金のことなんですけども、補正予算の8号では飲食店を51件申請があつて助けられた、支援をされたということで、大変ありがたいことなんですけども、こちらの事業、継続支援給付金の8,740万ですか。先ほど説明がありまして、50%下がったところ、20%下がったところ、給付金が20万とか10万円とか、この8,740万というのはどういう数字で出されたかというのを教えていただきたいのと、説明にもありましたけども、間接的に影響を受けたお店、また、外出自粛によるお店とかありましたけど、なかなか言葉で基準を示せというのは難しいと思いますけど、その辺をもし分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、8,740万の積算根拠ですけども、50%以上削減のところ、これは県が示してきました。波佐見町は174件だということで。その根拠は、いろんな経済センサスとか、そういった数字の何%相当だろうということで、一応県が示した数字となっております。あくまで予算ですね。

そして、20%削減については、10万円掛け526件で計算をしています。足して700件になるように計算をします。その700件の根拠というのは、前回、昨年20万円の給付金をしたとき

に、767件、事業所があったんですけども、そのうち今回飲食店の76万もらった飲食店はこれに含まれませんので、それ相当分を引いて、ちょっと丸めて700件だということで根拠としております。

そして、飲食店と直接というのは分かりやすいと思うんですね。そこ取引をしていますので、その伝票あたりを見れば分かると思うんですけども、間接、例えば、これは県の説明の中で言われたんですけども、お魚を取っている人が、漁師さんが流通に出して、流通が飲食店に出しました。その間接はどっちも間接ですというふうな言い方をされますので、非常に分かりにくいというのが、直接伝票のやりとりがないので分かりにくいというのがあります。それと、もっと分かりにくいのは、県内における不要不急の外出、移動自粛による直接的な影響を受けたところというところで、それはもう言わば全ての事業所が受けているって言えば受けているんじゃないかというふうに考えております。この辺の範囲を、国、県はある程度もう自己申告だということで示しております。

ただ、そういった、今、去年の持続化給付金を思い出していただければ、国の持続化給付金で非常に不正受給とかもあっていますので、そういう調査とかは後で入る可能性もありますけども、あくまで本人さんの自己申告で言ってもらって、なるべく分かるものがあれば、そういった影響が、こういうことで影響を受けましたとかいう書類が示すものがあればそういうのを出していただくというような確認をしていきたいと思っておりますけども、その詳細のところは、まだ、がちり固め切れていないところもございますので、急いでそこを詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

先ほど聞けばよかったんですが、29ページをお願いします。17款. 寄附金、1項. 寄附金、2目のふるさとづくり応援寄附金の現在の最新の寄附件数と金額を教えてください。

それと、38ページ、2款. 総務費の1項. 総務管理費の17節. 地域づくり事業費、17目の地域づくり事業費の12節. 委託料、地域おこし協力隊事業委託料がマイナス260万減になっているんですけど、今現在で、地域おこし協力隊は何名いらっしゃって、いつまでの期限の方、例えば、多分、今年3月末の期限の方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、

いつまでの、3年間、最大できると思うんですけど、今何名いらっしゃって、一応いつまでの委託の期間、マックスですね、なるのかというのを教えてください。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、ふるさと納税の寄附件数、寄附額についてですが、2月末で件数としましては6万3,900件余り、それから寄附額につきましては17億円余りとなっております。

続きまして、地域おこし協力隊ですが、現在3名の隊員がおります。一人は、この3月末で3年の任期を終えます。もう一人は、今年の10月末をもって3年の任期を終えます。もう一人につきましては、昨年の12月に契約が始まりましたので、まだ1年目でございます。

以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

北村議員。

○9番（北村清美君）

54ページ、農業振興費の中でちょっとお聞きしたいと思います。

まず、1番の報酬5万円ですね。これはどういうふうにし、何名の方にされたか。それから、12番の委託料118万2,000円。捕獲対象委託料が増えています。これは昨年度よりもオーバーしていると思うんですが、捕獲対象は数量を教えてくださいということと。

もう一つ、18節の中で鳥獣被害防止総合対策事業補助金が109万5,000円ほど出ていますが、この内訳をちょっと教えてください。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

6款、1項、3目ですね、農業振興費の、まずは1節。報酬5万円でございますけれども、鳥獣被害防止に対する隊員の報酬ということで5万円上げておりますけれども、これ2名分を増加したということでございます。

それから、その下の委託料ですね。委託料につきましては、当初見込んでおりました分がイノシシで700頭、これは成獣、幼獣合わせてですね。それからアライグマ、アナグマで100頭を見込んでおりましたけれども、1月末現在で、イノシシの成獣、幼獣合わせて852頭、それからアライグマ、アナグマ合わせて141頭が捕獲されておまして、もう既に超過してい

るというような状況でございますので、今回、その分を埋めるということで、イノシシを912頭、それから、アライグマ、アナグマで161頭を3月末までに捕獲されると見込んで、今回、増額補正を計上しているところでございます。

それから、鳥獣被害防止総合対策事業費でございますけども、これは1件分でございます。1地区から、メッシュと申しますか、鳥獣の侵入を防ぐ防止柵を設置したいということで申請が上がってきたものでございます。これは1件分です。

○9番（北村清美君）

地区はどこですか。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

地区は村木地区でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

ページ数は73ページの教育費ですね。5項、1目の節は7の報償費ですけど、波佐見一周駅伝大会参加賞の21万1,000円ですけれども、大会自体はコロナ関係で中止となりましたが、報償費の増額はどういう意味をなすものかということですね。

それと、65ページ、消防施設費ですね。9款、1項、3目の中で、ここは工事請負費なのかはちょっと疑問ですけれども、要はずっと前から消火栓のペイントが剥げて、あせてしまっているんですね。これは一部、分団のほうの消防団員の方にお願いできて、塗料とかはけとかを購入して差し上げると、その消防団員の人たちがペイントを行っていただけるような御発言も従来いただいておりましたが、なかなか進んでないと。

なぜかという、やっぱり緊急事態のときには赤が目立つんです。もうお亡くなりになりましたけども、マルケンの社長のほう、会長ですか、おっしゃったんですけど、ラベル一つでも赤を入れると目立つんです。なぜ信号機の止まれが赤なんでしょう。なぜ、車のストップランプが赤なんですか。全て赤が注意を引き込むわけですね。緊急事態ですから、消火栓を使って消防活動は。目立たんとです、あの状態では。私もその町内を回りながらでも何か所か見ましたけども、1か所だけは岩崎の交差点のところを、消火栓の周りがもう草ぼうぼう、総務課のほうに申入れをしたら、草は刈りました。草は刈ったままだったんです。

なぜペイントしてくれんとかと、一緒にお願いしたんです。最終的に総務課のお二人がペイントされました。

どこでもあるわけですよ。1件をしてきたらそこだけされるというのは、どうも理解に苦しむとですね。どこでもあるとですよ。収納倉庫ですね、ホースの。あれだってそうですよ、川内だって。田ノ頭の消火栓だって。あせてしまっていて全然目立たんわけです。緊急時は、消防団でさえも、気が動転して通常じゃないんです。そこに一番目立つ赤をペイントしながら、消火栓はここですよという看板を立てながらということでやらないと、防災も含めて、消防設置費をここにほら、工事代、請負費用も減額される。減額、減額って。そうかからんとですよ、この作業は。なぜこういうふうなことに、ちゃんとした予算を組んで減額で処理されるのか。御説明をお願いいたします。

それと、ページ数は61ページになりますけど、これが土木費ですね。8款、2項、3目、ここに14で工事請負費がまた減額273万9,000円。これは、この予算の中には、早く言えば、道路橋梁改良費ですから、道路の舗装のやり直しとかもこの予算の中に含まれていると思うんです。たくさん要望書が上がっているじゃないですか。大体、昔、委員会で聞きますと、4メートル道路の1メートル舗装するのにどれぐらいかかりますかと、その下の、舗装の下も整備しながらね、やると。2万円で。2万円からすぐですね、100メートル、130メートルです。舗装できるじゃないですか。こういう予算は大事に使い切ってください。何でこういう大きな予算を先に落とすんですか。

あちこち、例えば10メートル、20メートルの舗装をやってくださいというところもあるだろうし、今の課長がおっしゃいましたけど、ちゃんと管理回っていますと、巡回していますよということだから、巡回した中で、ここもせんばいかんねというところばかりやったでしょう。

もっと予算がついたら、その予算を使い切るぐらいの勢いでやってくださいよ。何かもう期限があれだからって、削減のほうにばかり走ってられるように気がしてなりませんので、そこはひとつよろしくをお願いします。

もう1点です。64ページ。8款、5項の1目ですね。ここでも14節に工事請負費の空き家除去、整地工事というのがある。これは250万落とされた。これは基本的にいろんな手続、該当する家屋、関係があると思いますが、その中身、また手続について、町民が、また自治会が、この家屋は崩壊して危険性があるなということで、申請をやれば、こういうふうな形

で公的資金を投入して、家屋の除去とか整地工事というのをやれるんですか。中身がどうもまだ、自治会のほうにも我々にもしっかり伝わっていないというふうに思います。その説明をお願いします。

以上4点です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、まず、73ページ、10款、5項、1目、保健体育総務費の7節、報償費の波佐見一周駅伝大会参加賞でございますが、波佐見一周駅伝大会については1月24日に開催ということで進めておりましたが、年明けの町内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、1月4日に中止の決定をさせていただきました。

一方で、参加予定の方々には、参加賞としてロゴ入りのスポーツタオルを毎年配付をしておりますが、その費用については、自治会皆様の参加賞と体育協会の予算からそれを充てておりましたが、今回中止となりましたので、自治会の皆様の参加賞、参加費が徴収できませんでした。したがって、町の体育協会の予算も逼迫しておりましたので、その部分について町で負担し、練習に参加された方の御苦勞をねぎらうということで配付をしたところでございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

65ページの消防施設費のことでございますけども、確かに岩崎の交差点の消火栓につきましては、うちの職員が行ってペイントしたということは存じ上げております。ほかの地域においても、確かにそういった色あせている消火栓があろうかと思っております。立ち上がりについては、ほかの地下式に比べたらちょっと目立つのかなとは思っておりますけども、確かに年数がたって、赤ではなく、何て言うんですかね、もう茶色、何ていうんですかね、もう土色みたいな感じの消火栓がございますので、確かにこういった有効利用をさせて、今後検討させていただきたいと。

なお、地下式の消火栓、蓋がかぶってある分ですけども、今年度、何件やったかな、黄色いペイントで分かりやすく表示をした工事もございますので、また、そういったところと併せたところで、どういった検討をしたほうがいいのか、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

61ページですね。8款、2項、3目の14節。工事費が273万9,000円減額をしております。これについて、減額するくらいなら、現場の追加をしたほうがいいのではないかとということですね。予定しておった工事が今回できなかった、これは横枕のちょっと用地交渉ができなかったことなんですけども、早く見切りをつけて議員言われるように、ほかにする場所があったらするよう、今後ちょっといろいろ考えていきたいと思います。

それと、8款、5項、1目の14節。空き家の除去については、企画のほうで要請があったら、工事に対しては建設課がするということですね。向こうのほうで説明していただきたい。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

今の8款、5項、1目の空き家除去、整地工事ですけど、これは国の補助事業になります。これ、空き家なら何でもいいというわけではございませんで、空き家の処分をできない方が、町に寄附をする。まず、それが第一前提で、土地も含めてですね。その土地が整地すれば公共のために使えるような土地、そういったものを寄附を受けて、国から補助を受け、町で除却、整地をして、公共のために、また自治会のためとか、例えば公民館の駐車場のためとか、そういった事業となっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

64ページの今御説明いただきました空き家除去等に関することですけど、確かに理にかなった御説明ですけど、何でもよくないと言いながらも、何がいいんだろうかという判断は、どこがどうやってするのかというふうに思ってしまうですね。自治会でも崩落による、例えばですよ、再利用して、最終的には整地すれば公共のためになるとは言いながらも、危険性、崩落による町道等への崩落する建物の柱とか、瓦とか、そういうのが町道の通行を妨げるというふうになる物件というのは、かなりあちこち存在しているのが現実なんです。確かに整地して公共のためになるという部分は、ならないかもしれません。

そういうことを考えますと、こういう建物の除去に関して、地主さん、またそれに関係する人たちが、まず、こういう制度があるよということを知って、まず、町のほうに申請をなさらん限り、何も情報としてないわけですよ。申請されて、現調に行かれて、その段階で

判断されるということでしょうけど、今、各地区ですね、お住まいの方が、御病気になるれたり、高齢化によって施設に入られます。その後に対しては、もうお帰りにならなくて、そのままの状態が多いわけですよ。そういう人たちの今後のその空き家に対する対応は、こういう事業が、事業名として使われている以上ね、やっぱりある程度お考えになりながら、国の事業とは言いながらも、少し町のほうでも危険防止の観点からこの推進する方向の事業もお考えになったらどうかなというふうに思いますし、そういう物件があったら、まず、町のほうに御連絡くださいということで、波佐見町内の危険な空き家を把握することにもつながるじゃないですか。そういうことを企画提案しながら現状を把握されたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

危険家屋、基本的に、企画財政課は、まだ利用できるものについて利用を促進するというところが企画財政課でございます。あと、そういった倒壊のおそれがあるというのは、総務課のほうで一応、危険家屋というような形で担当をしております。そういった、この前も台風がございましたけれども、瓦が飛ぶ、そういった施設が飛ぶということで、地域から要望がございました物件がございましたので、その所有者に対しては、その旨、連絡はしております。その後ちょっとまだ見に行っていないんですけども、どうされたかというのは確認は取れておりません。

今回、ちょっとあれなんですけど、一般質問の中で尾上議員からそういった質問もございますけども、危険家屋につきましては、役場のほうで調査、適正な調査、国の基準に沿って調査をして、そういった危険家屋、特定危険家屋というのを指定をすれば、そういった勧告ができるようになりますので。まだ波佐見町としましてはそういった法律に基づいてそういったのを指定をしたという物件はございません。その前に、先ほど言ったとおり、その地域からのそういった要望に応じて、所有者の方にはどうにか対応をお願いしますという御連絡は差し上げておりますので、今後そういった危険家屋が増えてくる、確かにとしますので、総合的に考慮させていただいて、今後どうやって対応していくかということで検討させていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

空き家については、本当に地域の課題だと思っております。町では空き家バンクという登録制度もございますけど、昨年11月に空き家バンク制度ですとか、この空き家の除却についての町での支援を紹介するための空き家相談会というのを、土曜日に、日にちを変え、時間を変え、計3回行っております。その会は、不動産会社と共同で実施しまして、町からの支援の紹介、あと不動産会社から、空き家のままにしておくことのデメリットなどを紹介していただいて、できるだけそのまま放置しないように促していこうとしたところです。

この相談会、各回5名程度と、参加者こそ少なかったんですけど、空き家にお悩みの方は多くいらっしゃると思いますので、また、機会を見て実施できればと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第13号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第13号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算からそれぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億1,300万円とするものです。

6ページをお願いします。

歳入については、交付決定など実績を見込んだ補正ですが、4款、1項、1目。保険給付費等交付金のうち、普通交付金1,000万円、特別交付金344万4,000円。

7ページ。

6款、2項、1目。一般会計繰入金は、総額で655万6,000円減額するものです。

歳出については、11ページをお願いします。

主なものとしては、2款、1項、1目。一般被保険者療養給付費を1,300万円の減額。

12ページ。

2款、2項、1目。一般被保険者高額療養費250万円の増額。

13ページ。

2款、4項、1目。出産育児一時金252万2,000円の減額で、実績を見込んだ補正となります。

以上で、令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

最後に説明がありました、13ページの出産育児一時金の減額についてでございます。どういう予定でどんなふうに減額になったのかの説明、そして一時金の中身をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

13ページ、2款、4項、1目の18節。負担金補助金及び交付金のうちの出産育児一時金ですが、当初予算では15人の出産を見込んでおりまして、630万、1人当たり42万円を計上していたところですが、3月までの出産予定を見込んだところで、9人を考えておりまして、

その差額、6人分の減額をしたところです。

○議長（百武辰美君）

質疑はありませんか。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

15人を予定していたのが、実績3月までに9人になるだろうという。結局は、昨年4月から今月末までに、9人、赤ちゃんが誕生するということですか。来年の予定というか、4月以降は変わらないだろうという説明を受けたんですけども、どういうふうな状態になっているのかなというのを、ちょっと、母子手帳の出す状況で変わらないと聞いたんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こちらの予算は、あくまでも国民健康保険に加入されている世帯の人数ということで、今年度は9人を予定するということです。新人議員さんの説明会の折に言いました母子保健の交付状況というものは町全体の出産予定ということで、それは例年どおりで変わらないだろうということで見込んでおります。

次年度におきましての、令和3年度の国保の当初予算では10人で見込んでいるところです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第14号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第14号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,050万円とするものです。

6ページをお願いします。

歳入補正の主なものとしては、1款、1項、1目. 特別徴収保険料467万2,000円と、9ページ、6款、3項、2目. 雑入として、今年度実施した健康診査委託料分として広域連合から補填されるもので、155万1,000円を追加するものです。

10ページをお願いします。

続いて歳出です。

主なものとしては、1款、1項、1目. 一般管理費、12節. 委託料174万9,000円の増額で、こちらに健康診査の増加を見込んでおります。今年度は、後期高齢者全員へ健診のお知らせをするなどの効果があり、コロナ禍ではありますが、受診者数が予定を上回る見込みで計上したものです。

11ページ。

2款、1項、1目. 後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料などの歳入を広域連合に納付するもので、歳入増加に連動して404万円を増額です。

以上で、令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

予備費です。減額の15万9,000、どっかに充当されたんですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

予備費については、調整になりまして、歳入と歳出の差額の分を計上させていただいております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第15号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第15号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ900万円を減額し、予算の総額をそれぞれ14億2,580万円とするものでございます。今回の補正は現時点における実績見込みから調整を行ったものとなっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款. 国庫支出金、2項、6目. 介護保険災害等臨時特例補助金を185万5,000円、新規で計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に対する補助として交付されるもので、現時点において交付決定があっている金額について計上しております。なお、この減免に伴う国からの財政支援は10割とされておりますが、臨時特例補助金、今回の補助金の分については6割、そして特別調整交付金で4割交付される予定です。今回は交付決定があった臨時特例補助金分を計上しております。

次のページをお願いいたします。

7ページ以降、5款の支払基金交付金から8ページの6款. 県支出金、9ページ、8款. 繰入金までの減額については、歳出の2款. 給付費の減額に伴い減額となるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費、1項、1目. 居宅介護サービス給付費を1,048万円の減、5目. 施設介護サービス給付費を1,000万円の減、それぞれ実績見込みにより減額としております。予算の調整を予備費で行っているところです。

以上で、令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

12ページです。1款、3項、2目ですね。会計年度任用職員の報酬で、補正額が15万。これは基本的に介護認定の調査等費となっていますけど、結局、介護認定を当初予定しているよりも増えた、認定業務が増えたことによって、その認定を行う会計年度職員の報酬が増えたという理解をしてよろしいんですか。ここに目としてこういうふうに書いてありますので、介護認定を受けられる方が増えてきたのかなというふうに思ってしまったんですけど、その辺の中身を御説明ください。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

12ページ、1款、3項、2目。認定調査等費でございますが、ここは先ほどおっしゃったとおり、その認定調査員の費用でございます。これにつきましては、フルタイムのこの調査員さんがいらっしゃるわけですが、その方がちょっと急遽休みが、お子さんの事情とか、出産で立会いをしなくちゃいけないとか、そういったことがありまして、そうすると、それを補うための職員が必要となりまして、パートタイムがちょっと増えたということになります。ですので、その全体の件数が増えたということではなくて、調査員さんそのものが、月給の方が休まれたために、その分を補填するためにパートで対応したということになります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

先ほどの御説明はよく分かりました。実際のところ、年間ですよ、認定を受けられる方というのは何名ぐらいなんですか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

申し訳ございません。新規の分については、ちょっと今、手元に資料ございませんので、後だって説明させていただいてよろしいですか。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。15時15分から再開します。

午後3時4分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

先ほどの三石議員からの質問にお答えいたします。

ちょっと私、新規の分と勘違いしておりまして申し訳ございませんでした。全体としましては、大体年間800人ぐらいを推移しておりますけれども、今年度におきましては、調査件数でいうと711件を調査しておりまして、うち新規が143件ということで、今回対応しているところです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第16号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第16号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出の補正。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,700万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、補正、110万円の減でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

8ページをお願いします。

補正予算の内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

2款、1項、1目。下水道使用料、補正額225万3,000円の増とするものです。これは実績見込みにより増額するものです。

9ページをお願いします。

4款、1項、1目。一般会計繰入金、補正額520万円の減。これも実績見込みにより減額するものです。

11ページをお願いします。

7款、1項、1目。下水道事業債、補正額110万円の減。これは単独工事の減額に伴い、当初予定していた借入れを減額するものです。

12ページをお願いします。

次に歳出でございます。

1 款、1 項、3 目。処理場管理費243万9,000円の減ですが、主なものとしては、12節。委託料、浄化センター維持管理業務委託料117万5,000円の減、これは、昨年10月に新たに3カ年の委託契約を行った入札の結果によるものです。

次のページをお願いします。

2 款、1 項、1 目。管渠建設費110万6,000円の減。これは単独工事の減によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

8 ページをお願いします。2 款。使用料及び手数料、1 項。使用料、1 目。下水道使用料で、1 節の下水道使用料なんですけど、増えた要因が分かればお願いします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

接続件数が増加したというのが主な原因だと思います。下水道使用料については、水道使用料に連動して賦課するものでありますので、水道使用量の増加に伴って増額というふうになっております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

7 ページです。1 款、1 項、1 目。下水道負担金の2節の滞納繰越分下水道負担金、これは三角の17万4,000円で上がっておりますけど、受益者負担金となっております。これについてはどういう意味合いのものでしょうかというふうに御質問したいと思いますので、お願いします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

受益者負担金の過年度の分ですね。現年以外の前の分ですね。思ったように回収ができていないということでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ということは、滞納を繰り越した部分を三角で落とすということです。この滞納の、負担金の滞納でしょうけど、これについてはどういう今後処理をなさるおつもりなんですか。その回収に当たってはどういう手段で回収をされているんですか。それが、どの段階で回収不能という判断をされたのか。今後こういうふうな負担金の、負担金だけじゃないかもしれませんが、滞納等の発生に関してはどういう対応をお考えになっていますか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

なかなか思うように回収できていないという分もあります。これまで以上に、調査だったり、訪問だったりを増やしてはおります。最終的に、どうしてもという場合は欠損ということになるのかと思いますが、できるだけそういかない場合には、回収方法、いろんな方法を、研修等にも行っておりますので進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第17号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第17号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

収益的収入及び支出の補正。令和2年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入ですが、1款. 水道事業収益、1項. 営業収益、補正額106万7,000円の増。支出ですが、1款、1項、補正額39万9,000円の増で、補正後の水道事業収益を2億9,440万3,000円、水道事業費用を2億6,214万円とするものです。

それでは、内容を説明しますので、4ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款、1項、3目. その他の営業収益106万7,000円の増とするものです。これは加入金が想定以上に新規件数が増えましたので、この増とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

4ページをお願いします。その加入金の106万7,000円、新規件数の増とありますけど、1件幾らで、何件ぐらい増えたのか、お知らせください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

これは口径別に加入金が違っております。今回増加したのは、口径でいう13ミリ、これが7件増、1件当たり、税込み5万5,000円、税抜き5万円ですね。もう1件が、40ミリ1件、これが税抜きで62万円になっております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号

○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第18号 波佐見町職員倫理条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第18号 波佐見町職員倫理条例。

波佐見町職員倫理条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月3日提出。

提案理由としましては、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講じることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保するため、本条例を制定するものである。

次ページ以降、別紙でございますけれども、1条から8ページまで、第25条まで条立てをしております。

説明につきましては、9ページ目を御覧ください。

波佐見町職員倫理条例の骨子で説明いたしたいと思っております。

制定の趣旨につきましては、波佐見町職員が2度にわたり「官製談合防止法違反と公契約関係競売等妨害罪」により逮捕されたことに伴い、職員の倫理規範の見直し及び今後の対応が強く求められているため、これまで規定されていた「波佐見町職員倫理規程」を大幅に見直し、新たに条例化を図るものでございます。

条例の内容につきまして、まず、概要でございますけれども、対象を職員（町長、副町長、教育長含む）につきましては、倫理原則、職員の責務、任命権者の責務、管理監督者の責務、禁止行為、不当要求行為等、公益通報の対象となるものでございます。

対象、2番目としまして、職員等でございますけれども、上記の職員、先ほど御説明しました上記の職員のほか、委託契約、請負契約等を締結している者が行う当該契約に従事する者を含めたところで職員等という規定をいたしております。この職員等の対象となる項目が公益通報の対象ということで規定をいたしております。

倫理原則を規定しております。条例第3条で、職員の倫理原則の規定ということで、職員は、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことを深く自覚し、町民から信頼される職員となるよう常に公務員としての資質の向上に努めるとともに、公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならないと定めております。

職員、任命権者、管理監督者の責務を、それぞれ、第4条、第5条、第6条で規定をいたしております。倫理原則に基づき、それぞれが遵守行動すべき責務について規定をいたしております。

続きまして、組織の体制につきまして規定をいたしております。

まず、最初に、条例第9条で波佐見町倫理審査会というのを設けるようにいたしております。こちらにつきましては、委員につきまして3名を予定をいたしております。その3名の方につきましては、地方自治の本旨に理解があり、かつ職員倫理の保持に関し公正な判断ができ、法律または社会に関する識見を有する者から町長が委嘱するとしております。

この波佐見町倫理審査会におきましての事務でございますけれども、不当要求行為等の調査、報告に関すること、公益通報の調査、報告に関すること、そのほかコンプライアンスの推進に関し必要な事項に関することということで規定をいたしております。この3名の方につきましては、町外部の方、今想定しているのは弁護士さん等、そういった専門の知識をお持ち

ちの方を考えております。町外部にこの倫理審査会というのを設けるよう予定をいたしております。

続きまして、コンプライアンス対策委員会でございます。条例10条で規定をいたしておりますけれども、こちらにつきましては、先ほどは町外部でございましたけれども、こちらのコンプライアンス対策委員会は町内部の組織でございます。委員として5名、委員長を副町長、副委員長を総務課長、そのほか3名を管理職を考えておるんですけれども、計5名で組織をしようと考えております。

このコンプライアンス対策委員会につきましては、事務として、町におけるコンプライアンスの確保に関する事、それと、不当要求等に関する事、ほか、コンプライアンスの推進に関する事ということで、こちらにつきましては不当要求があった場合に、こちらのほうでまずそういう調査、検討するという組織でございます。

続きまして、コンプライアンス担当部署、条例8条に規定をいたしておりますけれども、担当部署として総務課で、総務課長、行政係長を検討いたしております。事務としましては、コンプライアンスの推進及び保持、管理に関する事。職員に対する指導及び助言、その他必要な措置を講じることとして規定をいたしております。

続きまして、10ページ目を御覧ください。

こちら、組織の体制のことでございますけれども、コンプライアンス向上委員、こちらにつきましては、規則のほうで指定をしておりますけれども、各所属に1名担当係長というか、を1名向上委員ということで指定をいたしたいと思っております。事務につきましては、所属する業務に関して発生した不当要求行為等について管理監督者を補佐しなければならないということと、ふだんのそういったコンプライアンスに関する事の推進ということを考えております。

続きまして、禁止行為を規定をいたしております。条例第7条、詳しくは規則のほうで定めをいたしております。職員が行ってはならない行為を規定しております。

まず、利害関係者との間の行為ということで、金銭等の贈与・金銭の借入、物品不動産の借入れ・役務の提供、未公開株の譲渡・飲食等の供応接待、自ら負担すべき債務を負担させることというのを禁止をいたしております。

続きまして、入札談合についてを新たに設けております。

事業者等に入札談合を行わせること。自他の働きかけによる受注者の指名、業者名の教示、

教唆を行ってはならない。それと、設計金額、予定基本価格、最低制限基本価格の漏えいを行ってはならない。自他の働きかけによる指名競争入札への指名等の働きかけを行ってはならないということで規定をいたしております。

続きまして、不当要求行為等の手続及び対応を規定をいたしております。

不当要求行為等。これは条例2条で規定をいたしておりますけれども、詳細につきましては、規則のほうで規定を行っておりますけれども、許認可その他の行政処分または請負契約等に関し、特定の法人、その他の団体または個人に対し、有利または不利な取扱いをするよう要求する行為を規定をいたしております。それと、入札の公正を害し、または公正な契約事務の遂行を妨げる行為、人事（職員の採用等）の公正を害する行為、4点目として、暴力、乱暴な言動により要求の実現を図り、または公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為ということで、不当要求行為等を規定をいたしております。

この不当要求行為がなされた場合は、まず、最初にそういった窓口のほうから管理監督者またはコンプライアンス担当のほうに報告をします。そして、報告を受けた管理監督者またはコンプライアンス担当は事実確認を行うと。事実確認を行って、対応につきましては、コンプライアンス対策委員会ですね。役場内部の、まず組織で調査を行いまして、不当要求行為者に対し文書警告を行う必要があると判断した場合は、外部の倫理審査会に報告し、審査会の外部の目線から調査をしていただいて、その旨、調査結果を町長にまた意見するというふうにしております。措置としまして、町長がコンプライアンス対策委員会または倫理審査会の協議結果に基づきそういった措置をするということで規定をいたしております。

それと、公益通報の手続及び対応を規定をしておりますけれども、公益を守るために、職員等が知り得た町政運営に関する違法行為または違法のおそれがある行為について通報することを規定をいたしております。

通報窓口については、倫理審査会、または町長が指名する者ということで、総務課長あたりを規定をしようかと思っておりますけれども、こちらの公益通報については、基本、倫理審査会、役場内部ではなく役場外部の審査会のほうでいろいろ調査等を行ってもらおうということで考えております。

相談がこちらのほうにあれば一応相談を受けるということにしておりますけれども、基本的には、外部の審査会が調査審査をするということで考えております。

調査及び対応の方針の協議は審査会、措置等については町長等ということで、そういった

審査会の調査に基づき、その報告を受けて、町長等が、その事案に対して是正措置なり、措置をするというふうに規定をいたしております。

規則が23条まででございますけれども、規則につきましては、先ほど言いました禁止行為と不当要求行為を規定しておりまして、事務処理上の手続等を規定をしているところでございます。

11ページ目、12、13ページが比較表となっております、左側が新たに条例でございます。右側が今までありました倫理規程ということで、倫理規程の第12条までであったんですけども、それ以降、倫理条例が8条からずっと設けておりますけれども、そちらについては、また新たに付け加えて条例として提案を今回させていただいております。

以上、御説明申し上げます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第18号 波佐見町職員倫理条例については、官製談合再発防止等調査特別委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は官製談合再発防止等調査特別委員会に付託します。

日程第13 議案第20号

○議長（百武辰美君）

日程第13. 議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第20号について御提案をいたします。

議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例。

波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。

波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。

条文の説明の前に、これまでの事業の経過について若干触れさせていただきます。

この歴史文化交流館整備については、平成25年6月に策定しました第5次波佐見町総合計画で整備方針が打ち出され、議会においても、平成26年8月に福岡県八女市岩戸山歴史文化交流館の視察を行われるなど、事業が本格化いたしました。

平成26年末に地域の方々から現施設の利活用について情報提供をいただき、平成27年度に用地取得、平成28年度に実施設計を行いました。基本構想の策定を急いだあまり、その後の事業費の増大等、不備が表面化し、平成29年3月の議会において事業費増額の補正予算が否決されたところでございます。

私どもとしてもその点について大いに反省し、建設検討委員会において、平成29年度に基本構想を見直し、議会にも御提示の上、平成30年度に実施設計の変更を行い、令和元年6月18日に議会の議決をいただき、工事に着手し、今月末に完成の運びとなっております。

具体的な事業着手から7年を経過し、議会をはじめ多くの方々に支えられた事業でございますので、この後は、運営体制を整備し、地域の方々に愛される施設として、そして波佐見町の歴史文化を通じて、町内外の交流を促進し、波佐見町の活性化に資する施設にしたいと考えております。

このため今回の条例の提案となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

これから説明を行います。下のほうにページ番号を記載しておりますので、よろしくお願ひします。

別紙1、1ページをお願いいたします。

新規条例でございますので、順番に説明をさせていただきます。

まず、第1条が、この条例の目的について掲げております。この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、波佐見町歴史文化交流館、以下「歴史文化交流館」と言いますが、その設置及び管理について必要な事項を定めるものとしております。

第2条に、この建物施設の設置目的について掲げております。本町の歴史、文化、伝統に関する施設を収集保管し、研究し展示公開等することにより町民の教養及び歴史文化の向上並びに交流人口の拡大に資するための拠点として設置するものでございます。

第3条が、名称及び位置でございます。名称は、波佐見町歴史文化交流館といたします。位置については、湯無田郷1010番地の1でございます。なお、愛称を募集をしております、2月19日までの応募期間として募集をしました。全国津々浦々から、遠くは北海道から応募がありまして、307件の愛称が募集をされております。3月中旬に建設検討委員会で投票を行って、愛称は決めさせていただきたいと考えております。

第4条に、職員の配置について定めております。

第5条に、運営委員会として、歴史文化交流館の円滑な運営を図るため、運営委員6名以内で置くことを掲げております。任期は第3項に2年、補欠の場合の任期は前任者としています。再任されることを第4項にうたっております。

第6条は入館料でございます。歴史文化交流館の入館は無料でございます。ただし、期間を定めて特別の資料を展示した場合、これは、他館からの資料等を借り入れて特別な展示会をやったときは有料とすることができるものとしております。

ただし、2ページをお開きください。第2項第1号から第5号まで、その免除規定を設けております。第1号に18歳以下の者を免除。そして、児童生徒の引率者、教職員が来た場合は、誘導した場合は入館料を免除、障害者の方についても免除、障害者の方の介助者、同伴者についても免除したいと思います。また、その他町長が免除することが適当と認めるときについても、有料の場合の免除規定を設けるところでございます。

第7条が、入館の制限等について掲げておりますが、第1号に、他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑になる物品または動物としておりますが、盲導犬は除いているところがございます。

第8条が、施設の使用でございます。

そして、第9条が、その使用許可の制限について、3ページの冒頭ですが、第9条にその内容を掲げております。

第10条に、使用許可の取消し及び使用の停止ということで掲げておりますが、詳細については、施行条例のほうで具体的な内容は定めるものとしております。

第11条でございますが、使用料でございます。第8条の使用する者は、波佐見町使用料及び手数料条例に規定する使用料を納付しなければならないというふうに定めておりますが、これについては、議案第22号で波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を提案しておりますので、その際に御審議をお願いをしたいと思います。第2項に還付の諸条件を

定めております。

第12条に、特別の装備等の承認等について掲げております。

次ページ、4ページをお開きください。

第13条が、原状回復の義務ということでございます。そして第2項に、使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、町長が代わって行い、その費用を使用者から徴収するということをしております。

第14条が、損害賠償の規定でございます。

第15条が、管理の規定でございます。町長は、歴史文化交流館の管理を教育委員会に委任することができるものとしております。

16条に、委任として、この条例の施行について必要な事項は規則で定めるということ。

附則に、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしております。

なお、5ページ、6ページに先ほど私が申し上げた条文の内容について、目的、条文の構成について掲げておりますので、確認の上で、後ほど御覧いただければと思います。

なお、6ページ、3、規則で定める事項ということで、(参考)として掲げておりますが、歴史文化交流館の運営に関わることでございますので、若干御説明をさせていただきます。

まず、1番目として、歴史文化交流館の事業でございますが、歴史資料の収集、整理及び保存、歴史資料の専門的、技術的な調査及び研究、歴史資料の展示及び公開、講座、講演会等の開催、地域の文化的資源やイベントに係る情報発信、学校その他地域における教育活動との連携等を掲げております。

2番目として開館時間でございます。開館は午前9時から午後5時までとしておりますが、町長が認めた場合はこの限りではございません。夏とかの開館時間の延長を考慮したものでございます。

休館日でございますが、毎週火曜日及び年末年始とさせていただきたいと思っております。これは、周辺を見渡すと、月曜日の休館が多うございます。そこと重複を避けるがために火曜日ということで、建設検討委員会のほうで論議をされたところでございます。

4番目として、使用許可の手続について、具体的な内容として規則のほうで定めます。なお、喫茶室については、地方自治法第238条の4第2項の規定に基づき、賃貸借契約により使用条件等の詳細を定めたいと思っております。やはり規則でそこは補えない部分がありますので、賃貸借契約で具体的な内容を定める必要があると考えております。

5番目として、使用料の減免規定。

使用料の還付については、総合文化会館等、他の施設と同様としております。

そして7番目として、使用者の遵守事項。

8番目として入館者の遵守事項。

そして9番目として撮影許可について掲げておりますが、この歴史文化交流館については、原則撮影は自由としております。ただし、他館から複製した資料等も多うございますが、そこは撮影禁止としておりますが、それについては明示をさせていただくようなことで考えております。その他、町が所蔵する資料等の撮影は許可制としたいと思っております。

10番目として、販売等の許可について内容を定めておりますが、これについても許可制にしたいと思っております。一方で、前庭や駐車場で、陶器まつり等でバザーが行われることも想定し、考えているところでございます。

なお、規則については、18条の条立てでございます。

最後になりますが、運用規定により館内は土足禁止としたいと思っております。

以上で議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例については、総務文教委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は総務文教委員会に付託します。

日程第14 議案第4号

○議長（百武辰美君）

日程第14. 議案第4号 令和3年度波佐見町一般会計予算を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第4号 令和3年度波佐見町一般会計予算について説明します。

令和3年度波佐見町の一般会計予算は、次に定めるところによります。

まず、歳入歳出予算の総額は84億4,100万円となり、前年度当初の80億8,100万円と比較して3億6,000万円、4.5%の増であり、過去最高の規模となっています。

歳入歳出予算の款項の区分の金額については、第1表歳入歳出予算によります。

債務負担行為については、第2表によります。

地方債については、第3表によります。

一時借入金の借入れの最高額については5億円とします。

歳出予算の流用については、同一款内で各項の間の流用ができるのは、給料、職員手当及び共済費とします。

次の2ページから6ページについては、11ページ以降の歳入歳出の事項別明細においてその内容を説明するため、省略します。

7ページをお願いします。

第2表債務負担行為では、債務負担が令和4年度に及ぶ第6次総合計画策定業務委託料について計上しており、期間及び限度額は記載のとおりです。

8ページをお願いします。

第3表地方債では、それぞれの事業の財源として、農業基盤整備事業690万円から、公共施設災害復旧事業40万円までの11事業の建設事業債3億3,540万円と、普通交付税の振替措置として起債が可能となる臨時財政対策債2億3,000万円を合わせ、5億6,540万円を計上しています。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりです。

続いて、歳入に移ります。

事項別の歳出については各担当課で説明しますので、ページが前後する場合がありますが、御容赦願います。また、事業費が大きいものや新規事業を中心に説明しますので、併せて御了承をお願いします。

11ページから15ページまでの町税については、後ほど税務課長が説明します。

16ページをお願いします。

2款、1項、1目、地方揮発油譲与税から26ページの地方特例交付金までは、それぞれ令和2年度決算見込額を参考に、国が示した地方財政計画による推計伸び率などを考慮し、計上しています。

このうち、23ページの地方消費税交付金については、全国的な消費低迷の影響により、

5,310万円の減を見込んでいます。

また、26ページの新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、課税標準の特例により固定資産税が減少する場合に、減収額を補填するために新設されたものですが、国から算定方法がまだ示されておりませんので、10万円だけの計上としています。

27ページをお願いします。

10款、1項、1目の地方交付税は1億円増の18億6,000万円としています。普通交付税においては、高齢者や子育て支援の充実によって個別算定経費が増加傾向にあるほか、地域デジタル社会推進費の新設など増加要因がある状況を勘案し、1億円増の18億円としています。特別交付税については、前年と同額の6,000万円としています。

少し飛んで、30ページをお願いします。

12款、2項の負担金は、合計で380万8,000円減の4,271万7,000円を計上しています。主な要因は、1目の民生費負担金で、老人ホーム入所者の所得状況による費用負担金の減少と幼児教育保育無償化に伴う保育料の減少によるものです。

次の31ページをお願いします。

13款、1項の使用料は、合計で213万2,000円減の8,786万2,000円としています。主な要因は、新型コロナウイルス感染症により利用が伸びていない岩峠駐車場の使用料を前年度比188万7,000円減額していることによるものです。

33ページをお願いします。

14款. 国庫支出金、1項の国庫負担金は合計で5,375万8,000円増の8億6,951万4,000円としています。主な要因は、2目. 衛生費国庫負担金に新規計上した新型コロナウイルス感染症予防接種費6,648万8,000円です。

34ページをお願いします。

14款. 国庫支出金、2項の国庫補助金は、36ページになりますが、合計で3,452万1,000円減の2億5,994万8,000円としています。1目. 総務費国庫補助金の地方創生推進交付金やマイナンバーカード関係の補助金、2目. 民生費国庫補助金の2節. 児童福祉費補助金、3目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス予防接種体制確保事業費など増額要因がありますが、4目. 土木費国庫補助金の土地区画整理事業費が大きく減少しているため、全体では減額となっています。

38ページをお願いします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金は、合計で613万4,000円減の4億4,460万2,000円を計上しています。主な要因としては、1目. 民生費県負担金、3節. 児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費が1,339万円減となったことによるものです。

39ページをお願いします。

2項. 県補助金の1目. 総務費県補助金は、頑張る地域雇用創出促進応援事業費の減により、101万円減の752万6,000円としています。

2目. 民生費県補助金については、2節. 児童福祉費補助金の増により290万2,000円増の6,443万1,000円としています。

40ページをお願いします。

3目. 衛生費県補助金は、浄化槽設置整備事業費の減により、136万3,000円減の540万3,000円としています。

4目. 農林水産業費県補助金については、次ページの中山間地域所得向上支援事業費の増などにより、2,533万4,000円増の8,950万6,000円としています。

41ページをお願いします。

6目. 土木費県補助金については、21世紀まちづくり推進総合事業費の増により212万4,000円増の254万4,000円としています。

42ページをお願いします。

3項. 委託金、1目. 総務費委託金については、前年度実施された国勢調査費がなくなり、5節. 選挙費委託金が追加されましたので、662万3,000円増の3,432万6,000円となっています。

少し飛んで、46ページをお願いします。

16款、2項. 財産売払収入については、歴史文化交流館ミュージアムグッズ売上収入を新規計上し、森林組合の出資口数減少による返還金200万円を減額したため、185万円減の15万2,000円としています。

47ページをお願いします。

17款、1項の寄附金ですが、2目. ふるさとづくり応援寄附金については、近年の実績を踏まえ、前年度当初から7億円増の16億円としています。

なお、3目. 商工費寄附金の競艇事業協力寄附金については、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減を見込み、404万3,000円減の1,895万7,000円を計上しています。

48ページをお願いします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金については、それぞれの事業に充当するため、基金取崩し額を計上しています。

歳出の現状での見積りでは全体の財源不足が生じるため、1目. 財政調整繰入金は6,200万円を計上し、1,100万円の減額としています。

2目. ふるさとづくり応援基金繰入金については、これまで積立額を増やしてきている状況を踏まえ、1億4,400万円増の5億5,400万円を取り崩し、各種事業へ充当することとしています。

3目. コミュニティ活動支援事業基金繰入金については、自治会による有線放送設備の撤去やケーブルテレビ新規幹線整備事業への補助金として1,080万円を計上しています。

4目. 庁舎建設基金繰入金は、敷地造成工事等のために7,000万円を計上しています。

5目. 森林環境譲与税基金繰入金は、森林の保育間伐のために320万円計上しています。

6目. 教育施設整備基金繰入金は、総合文化会館の非常用照明器具や大ホールスピーカーの取替え工事のために2,000万円を計上しています。

少し飛びまして、54ページをお願いします。

20款. 諸収入、4項、3目. 雑入については275万5,000円の増額となっておりますが、次ページの高齢者保健事業、介護予防一体的実施事業委託費595万8,000円の新規計上が主な要因です。

少し飛びまして、57ページをお願いします。

21款、1項. 町債については、全体で4億3,970万円減の5億6,540万円を計上していますが、主な減額の理由としては、3目. 消防債の防災行政無線戸別受信機整備事業や、4目. 教育債の歴史文化交流館整備事業が終了したことなどによるものです。

なお、臨時財政対策債は、普通交付税の国の財源不足に応じた振替額として、8,460万円増の2億3,000万円を計上しています。

以上が歳入の主なものになります。

次に、歳出について説明します。

最初に、企画財政課分を説明し、引き続き、各担当課長から新規事業や主な事業等について説明があります。

なお、委託料や工事請負費、備品購入費等については、今後の入札や随意契約の関係から、

説明欄の金額を記載していない箇所がありますので、御了承ください。

64ページをお願いします。

2款、1項、5目、財産管理費については、主に役場庁舎等に係る経費について計上しており、2,398万2,000円としていますが、327万3,000円増の主な理由は、次ページの公共施設等総合管理計画改訂業務委託料の新規計上などによるものです。

6目の企画費については、755万6,000円増の合計4,214万8,000円を計上しています。増額の主な理由としては、令和3年度から4年度にかけて第6次総合計画を策定することになっているため、3年度の業務委託料500万円を計上しているほか、次ページになりますが、例年1,000万円計上している地域振興事業費補助金を、自治会の有線放送設備撤去やケーブルテレビ新規幹線整備事業に充てるため、662万円を増額したことによるものです。

少し飛んで、70ページをお願いします。

15目、ふるさと納税管理費については、歳入に計上しているふるさとづくり応援寄附金16億円に対する返礼品や事務経費及び基金積立金を計上しています。

71ページをお願いします。

16目、定住促進事業費は、定住奨励金を増額し、109万9,000円増の1,382万6,000円を計上しております。

17目、地域づくり事業費については、地域おこし協力隊に係る経費ですが、現在の3名のうち、1名が令和3年3月末で3年の任期を終え、別の1名も10月末で任期を終えることから、762万2,000円減の538万円を計上しています。

72ページをお願いします。

18目、地方創生推進費については、地方創生推進交付金や地域少子化重点推進交付金といった国の交付金などを活用し、観光や移住、定住、若者支援など、国や県と連携した事業などに合計で7,340万9,000円を計上しています。主な増額要因は商工観光課所管の事業ですので、後ほど説明があります。

大きく飛びますが、174ページをお願いします。

12款、1項、公債費は、令和3年度の定時償還分として、過去の大型事業に係る借入れ分の償還が進みますが、臨時財政対策債の償還額が1,245万1,000円増の2億2,321万1,000円となったため、元金は38万3,000円増の5億1,908万8,000円、一時借入れ分を含んだ利子は271万9,000円減の3,704万3,000円を計上しております。

以上で企画財政課分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

説明の途中ですが、しばらく休憩します。16時25分より再開します。

午後4時13分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口博道君）

それでは、税務課関係の予算について説明をいたします。

まず、歳入の町税の説明が残っておりましたので、そちらのほうから説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

1款、1項、1目。個人町民税についてであります。前年度と比較しまして5,850万円減の4億695万円としています。主な理由としましては、新型コロナウイルス感染症に関する影響を給与所得で10%の減、営業所得で40%の減と見込み、均等割で310万円減の2,170万円、所得割を5,540万円減の3億8,210万円と見込んでいます。

次に、2目。法人町民税についてであります。法人税割の税率の変更や新型コロナウイルス感染症に関する影響を勘案し、全体で1,069万円減の4,952万5,000円としています。

次に、12ページをお願いします。

1款、2項、1目。固定資産税についてであります。前年度と比較しまして、3,640万円減の5億7,890万円としています。主な理由としましては、まず、土地につきましては前年とほぼ同額の1億7,150万円としておりますが、家屋につきましては、既存家屋の評価替え年度で税収減があるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への減免により、2,730万円減の3億500万円としています。また、償却資産につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への減免等により、900万円減の9,890万円としています。

次に、13ページをお願いします。

1款、3項、1目。軽自動車税の種別割につきましては、課税台数は若干減少するものの、

13年を経過する前の車体乗換え傾向による税額増などにより、前年度と比較して、257万3,000円増の5,817万3,000円としています。

次に、14ページ。

1款、4項、1目。町たばこ税につきましては、増税の影響額が課税本数の減少見込みを上回る形となり、130万円増の7,380万5,000円としています。

15ページをお願いします。

1款、5項、1目。入湯税につきましては、令和2年度の実績見込みが、元年度と比較しまして、日帰り客、宿泊客ともに減少見込みであることを考慮して、65万円減の107万円としています。

続きまして、歳出について説明します。

76ページをお願いします。

2款、2項、2目。賦課徴収費、12節。委託料で591万7,000円を計上しています。この中で予算額の大きいものとしましては、上から3段目の土地評価路線価更新業務委託料であります。これは3年に一度、土地の評価替えを実施しておりますが、令和3年度が評価替えを実施する基準年度に当たるため、専門業者に委託するための費用を計上しています。

次に、一番下のデータ入力業務委託料ですが、これは、申告受付システムに企業支払い報告書や年金支払い報告等に係るデータのパンチ入力を業者委託するための費用であります。

次のページをお願いします。

22節。償還金、利子及び割引料、税還付金として300万円を計上していますが、これは、個人課税の修正申告等で、税の還付となった場合の予算を計上しているものであります。

以上で税務課関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、総務課関係の説明をいたします。

60ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、1節。報酬でございます。上から5段目でございますけれども、個人情報保護審議会委員報酬を新たに設けております。こちらにつきましては、来年度、介護、子育て等で個人情報を扱う業務があるということで、内容的には、国と県と役所間のそういったメール、LGメールというんですけども、組織があり、そこを使って個人情報を扱いた

いと、そういう連携を図りたいということで、国、県からの要望があつております。そちらについて、この個人情報保護審議会を開いて、どういう取扱いにするかということで予定をしております。それと、その次の段の倫理審査会委員報酬、先ほども御説明しましたけども、そういった倫理審査会があつた場合には、委員報酬ということでさせていただいております。続きまして、62ページ目をお願いいたします。

2款、1項、1目の18節. 負担金補助金及び交付金でございます。下から2段目の職員派遣負担金でございます。418万9,000円でございますけれども、こちらにつきましては、今、県との人事交流を進めておりますけども、その人事交流に伴いまして、それぞれの職員の給与等の差額について補填をするという取決めになっておりますので、その部分を上げさせていただきます。

65ページをお願いいたします。

2款、1項、5目の13節. 使用料及び賃借料でございますけれども、土地の借上料ということで上げさせていただいております。こちらにつきましては、来年度から新庁舎に向けまして、上の駐車場を切り下げる工事を予定をいたしております。それに伴いまして職員の駐車場が足りなくなるということで、近隣の空き地を利用して職員駐車場を確保するというところでここを上げさせていただいております。それと、その二つ下、電話機交換機リース料、こちらは、先ほども説明しましたけれども、3年度再度計上させていただいて、3年度執行したいと思っております。

続きまして、67ページ、お願いします。

67ページ、2款、1項、7目の14節. 工事請負費でございます。交通安全施設設置工事でございますけれども、こちらにつきましては、自治会に要望調査を行いまして、ガードレールが2自治会、カーブミラーが8自治会、区画線が3自治会から要望がございましたので、その分の工事費を上げさせていただいております。

同じく、次のページの2款、1項、8目の14節. 工事請負費、防犯灯設置工事も一緒でございます。全部で11自治会から要望があつた部分につきまして予算計上をさせていただいております。

続きまして、70ページ目をお願いいたします。

2款、1項、14目の17. 備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては職員情報端末の購入ということで、今回職員が増える部分、それと、今まで持っていた予備のパソコン

ンがもう古くなっているということで、寿命が来ているということで、併せたところで今回予算計上させていただいております。

同じく18節の負担金補助金及び交付金で、下から二つ目でございますけれども、LINE機能共同利用負担金ということで上げさせていただいております。こちらにつきましては、利用者の利便性を図るということで、LINEでのそういったいろんな申請ができないかということで、今年度から一応試行的にしており、今年度は、健診とかの受付ができないかと。あと、ごみの分別、ごみについて入力したら、こういった形で処理してくださいみたいな感じでできるということで、そういったところを、今年度からも試行的にやりましたけれども、3年度も改めて予算計上させていただいております。こちらにつきましては、単独ではございませんで、町村会が音頭を取りまして、県下のそういった希望するところが一緒になって開発していくというような形で準備をいたしております。

続きまして、ちょっと飛びまして、80ページをお願いします。

2款、4項、2目、衆議院選挙でございます。3年度は衆議院選挙の10月任期になっておりますので、10月まで、いつの段階で解散がなされるかございますけれども、そちらの予算を計上させていただいております。

81ページも、県知事選挙も3年度でございます。県知事の任期につきましては、3年の3月1日までが任期でございますので、例年であれば2月の第1週の日曜日に選挙があつておりますので、また、そちらにつきまして、県選管のほうから、そこらあたりで連絡が来るかなというふうに思っております。その部分の予算を上げさせていただいております。

それと、あと飛びまして、135ページ、消防関係でございます。

9款、1項、1目、常備消防でございます。こちらは、佐世保市に広域消防ということで委託をしている事業でございますけれども、1億8,549万2,000円を3年度は計上させていただいております。

続きまして、2目の非常備消防でございますけれども、こちらにつきましても、先ほど説明しましたけれども、県のポンプ操法大会が昨年度中止になって、また、新たに3年の8月1日にポンプ操法を行いたいということで予定をされておりますけれども、そちらについての予算をそのままこういうスライドする形で計上させていただいておりますけれども、今現在、出場予定の2分団とそこら辺りを協議を行っております。まだ、このコロナで厳しい中でどうか

という意見もありますので、そこら辺りは協議しながら進めていきたいと思っております。

それと、8節の旅費のところ、費用弁償が954万9,000円上がっておりますけれども、まだ審議されておられませんけれども、出動手当の増額分も上げさせていただいておりますので、その部分2,500円を2,700円で、ちょっと増加した分で上げさせていただいております。

それと、136ページ、9款、1項、3目の消防施設費の14節、工事請負費でございますけれども、防火水槽の改修工事ということで、今年度落としました舞相地区の防火水槽をまた再度計上させていただいております。

続きまして、137ページをお願いします。

9款、1項、5目の災害対策費でございますけれども、こちらにつきましては、新たに12節、委託費でございます。今回、ウェブ版の防災マップをつくろうかと予定をいたしております。そちらの新たな予算ということで計上をさせていただいております。

それと、14節の工事請負費でございますけれども、防災行政無線支柱移設工事でございますけれども、こちらにつきましても、先ほど説明したとおり、9月から新たに、職員駐車場として今利用している上のところが切り下げられる工事が始まりますけれども、そこに防災行政無線の支柱が立っておりまして、その支柱を移設するための工事費として上げさせていただいております。

総務課関係は以上でございます。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

続きまして、庁舎関係の予算を説明させていただきます。

73ページを御覧ください。

2款、1項、19目、新庁舎建設事業費、12節、委託料533万円を計上しています。新庁舎内空間を3D立体で表現するための業務であります。外構設計業務委託料は、新庁舎建設に伴う敷地約8,000平方メートルの駐車場、排水、外灯、隣接する町道の歩道などを含めた外構の計画設計を行う業務であります。

14節、工事請負費は7,000万円を計上しています。ワークセンター等解体工事は、敷地造成工事に先立ち支障となる既存建物4棟の解体分であります。駐車場整備工事は、新たに購入予定の現庁舎北側、旧十八親和銀行行員住宅跡地、面積1,000平方メートルの駐車場整備工事を行います。敷地造成工事は、現庁舎北側の来庁者、職員駐車場の敷地約2メートルの

切下げを行います。

21節. 補償補填賠償費300万円を計上しています。現庁舎敷地内にあります電柱6本のうち、今回、一次施工として、敷地切下げに伴い支障となる3本を移設します。

庁舎関係の説明は以上で終わります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課関係について説明をいたします。

78ページをお願いいたします。

2款、3項、1目. 戸籍住民基本台帳費です。605万8,000円増の3,358万7,000円を計上しています。増額の主な要因は、マイナンバーカードの発行業務に関連するものです。

2節. 給料は、会計年度任用職員1名を新たに計上しております。通常業務である戸籍及び住民基本台帳業務との併用で、マイナンバーカードの普及に努めておりますが、現在の体制では支障を来すため、会計年度任用職員を増員するものです。

次に、12節. 委託料で、個人番号通知カード発行業務委託料として1,057万8,000円を計上しております。これは、マイナンバーカードの発行事務手続を、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに委託するための費用で、前年と比較しますと、179万3,000円の増となっております。

次に、85、86ページをお願いいたします。

3款、1項、1目. 社会福祉総務費でございます。86ページの18節. 負担金補助及び交付金になりますが、各福祉団体の運営費等に対する補助が主なものです。主なもので上から3行目の社会福祉協議会運営費補助金につきましては、社協職員3名分の人件費に当たる分で、下から2行目の社会福祉協議会事業費補助金は、社協が行う食事サービス事業や災害支援、支え合いマップづくり事業など、様々な地域福祉事業、地域福祉推進事業に係る分でございます。

次に、88ページをお願いいたします。

3款、1項、3目. 障害者福祉費でございます。352万7,000円増の5億876万8,000円を計上しています。18節. 負担金補助及び交付金は45万3,000円減の1,458万5,000円としております。1行目にあります東彼地区保健福祉組合負担金（地域生活支援事業）は、障害者や障害児の方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活ができるよ

う、地域の実情や利用者の事情に応じて支援する事業でございます。東彼地区保健福祉組合が運営している障害者地域生活支援センター、エールが行う事業に対する負担金になります。2行目の同じく福祉組合の負担金、区分審査会は、障害者がサービスを受けるために必要な支援区分を決定する審査会の運営費で、同じく支援センター、エールが行っております。

次に、次ページですね、89ページをお願いします。

19節. 扶助費は、708万3,000円増の4億9,226万6,000円としています。いずれの事業も過去の実績及び今年度の見込みから積算しています。障害者福祉に係る福祉医療費は151万4,000円の増、2行目の日常生活用具給付費、次の移動支援事業給付費、また、その下の日中一時支援事業給付費は、いわゆる地域生活支援事業費で162万円の減、自立支援医療給付費（更生医療）から、89ページの最後にある障害者一時保護費までは、いわゆる障害者総合支援事業費で、減額がある給付費などもございますが、全体的に718万9,000円の増となっております。

次に、94ページをお願いします。

3款、2項、2目. 児童措置費でございます。この中で住民福祉課関係は、19節. 扶助費の下から4行目、障害児通所支援給付費以降になります。障害児通所支援給付費は318万8,000円の減、障害児相談支援給付費は50万3,000円の増、高額障害児通所給付費及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費については同額を計上しております。これらの事業も過去の実績及び今年度の見込みから積算をしております。

次に、ずっと飛びまして、100ページをお願いします。

4款、1項、5目. 環境衛生費でございます。

1節の報酬、会計年度任用職員報酬6人は、環境美化作業員の報酬となります。

次に、次のページの101ページをお願いします。

12節. 委託料の環境美化推進事業委託料については、自治会で組織します環境衛生振興会連合会に対して、各地区の河川等の清掃作業をお願いするものでございます。

次ページ、102ページをお願いします。

18節. 負担金補助及び交付金の上から6行目になります。火葬場施設に係る東彼地区保健福祉組合分担金としまして705万1,000円を計上しております。46万2,000円の増となります。令和3年度に火葬場待合棟の改修が予定されております。トイレを洋式化するという改修と、また待合室に、現在、畳の部屋ではございますが、畳用のテーブルと椅子を購入し、設置し

て、利用者の利便性を図るというものでございます。

次のページ、103ページをお願いします。

4款、2項、1目。し尿処理費でございます。し尿処理に係る東彼地区保健福祉組合分担金になりますが、902万8,000円増の4,605万円を計上しております。し尿処理施設の定期的なオーバーホール工事、小型し尿収集車購入などが計画されており、事業費が増額しております。その結果、各町が負担する分担金が増額するものでございます。

次に、2目。じん芥処理費でございます。これも同じく東彼福祉組合が実施するじん芥処理に係る分担金でございますが、6,331万8,000円と大幅な増額となり、1億3,062万1,000円を計上しております。ごみ処理施設改修工事は、現在の清掃工場であります。その改修工事において、平成28年度起債借入れに係る元金償還が令和3年度から始まります。福祉組合における公債費で1億6,374万2,000円の増加となっております。それを本町の負担する負担割合で計算しますと、6,218万7,000円がその公債費として増える分に当たります。

次に、大きく飛びまして、129ページをお願いします。

8款、3項、2目。河川公園管理費でございます。1,206万9,000円減の1,513万9,000円を計上しております。14節。工事請負費で、桜づつみ河川公園路面改修工事を計上しておりますが、次年度計画でこれを行っております。令和3年度は、万年橋から上流を見て左側、長野郷側、及び西前寺橋から下流を見て右側、志折郷側を予定しております。

以上が住民福祉課関係でございます。

○議長（百武辰美君）

皆様にお伝えをいたします。本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長をいたします。

続けて説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

86ページをお願いします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費、27節。国民健康保険事業特別会計への繰出金を1億1,280万2,000円計上しています。前年度と比べますと、280万円ほどの増額です。

90ページです。

3款、1項、5目。後期高齢者医療費につきましては、2億5,680万6,000円、前年度比415万5,000円の増ですけれども、主な要因としましては、18節の療養給付費負担金の増額によるものです。

続いて、91ページ。

3款、2項、1目。児童福祉総務費につきましては、3年度の予算額が1億8,140万5,000円、前年度比3,709万3,000円増額となりますが、主な要因としましては、給料と職員手当の中にあります会計年度任用職員が増員となるものです。内容としましては、これまでは一人分を計上しておりまして、それは、きしゃぼっぼの常勤の職員分ということだったんですが、今回2名増員いたしまして、当初予算説明にありましたとおり、ファミサポ事業とか、あるいは子供総合支援拠点の整備のための準備人員として配置するものです。

それから、92ページの委託料の中の2番目ですね、支援対象児童見守り強化事業委託料を計上しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で、子供の見守り機会を増やすために定期的な訪問を委託するものです。

93ページの17節。備品購入費のうち、令和4年度から、子ども総合支援拠点として児童相談業務を町が担うこととなり、令和3年度はその準備経費として計上するものです。

続いて、93ページの中の18節ですね、負担金補助及び交付金については、主に預かり保育、延長保育など、保育園、認定こども園、放課後児童クラブへの補助金になりまして、6,241万9,000円を計上しています。

94ページ、19節。扶助費、福祉医療費につきましては前年度並みですね。3,001万3,000円を計上しています。

3款、2項、2目。児童措置費、12節。委託料3億7,144万9,000円、19節。扶助費に6億7,600万9,000円計上していますが、こちらは、令和2年度の支出見込みを踏まえて、前年度と比較すると減額となっております。

97ページ、4款、1項、2目。予防費につきましては、1億2,405万2,000円計上ですが、前年度比7,994万6,000円の増になりますが、主な要因としては、新型コロナワクチン接種事業の経費です。

内容としましては、7節の報償費として1,641万6,000円計上しています。こちらは、新型コロナワクチンの集団接種の際に従事していただく医師、看護師への謝礼となっております。

98ページの12節。委託料6,056万2,000円のうち、3項目めの新型コロナワクチン接種委託

料は、医療機関で個別接種した場合の医療機関への委託料になります。

13節. 使用料及び賃借料672万円は、ワクチンの集団接種会場への交通手段の確保として、バス借り上げを予定するものです。

4款、1項、3目. 母子衛生費の99ページ、12節. 委託料1,398万5,000円のうち、産後ケア事業委託料は新規事業で、産後間もないお母さんは育児への不安も強く、産婦人科に滞在して体調を整えたり、育児の指導を受けたりすることができるよう委託するものです。

100ページ、4款、1項、4目. 健康増進費、12節. 委託料を1,866万9,000円計上していますが、前年度と比べ若干の増額がありますが、委託料の単価が上がったことが要因と考えられます。

以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、長寿支援課関係の予算を説明いたします。

86ページをお願いいたします。

3款、1項、2目. 老人福祉費でございます。老人福祉費全体で前年度比778万5,000円の増、3億894万6,000円を計上しております。全体として、内容や規模等につきましては大きく変わっておりません。前年度から追加があったもの、比較的増減があったものについて御説明をいたします。

87ページをお願いいたします。

18節. 負担金補助及び交付金について。まず、大きく増加したものとしまして、令和3年度から新規事業として予定しております高齢者タクシー利用助成金を2,100万円計上しております。

仕組みだけ説明いたしますと、これは町内在住の75歳以上の免許を持たない高齢者を対象としたもので、1人当たり1万2,000円の利用券を交付するものでございます。申請方式で行いまして、200円利用券をつづったものを交付いたします。利用者は本人のみとしまして、1回当たりの利用を600円までといたします。利用できるタクシーは、町内に事業所を持つ事業者に限ることとしまして、乗り合い交通での利用、介護タクシーでの利用も可能としております。有効期限は年度末である3月31日までとして、再度また申請をいただくことになります。

この事務に伴いまして、86ページのほうになります。会計年度任用職員の報酬を1名分臨時で上げております。

次に、減少したものとしまして、同じく18節、シルバー人材センター育成事業費補助金について137万1,000円を減額しております。これは2年度におきまして、業務拡大事業として1年限りの計上でありました。このことから、今年度は通常どおりの計上となったものになります。

次に、88ページ、19節、扶助費について、養護老人ホーム入所措置費を781万9,000円減の4,972万2,000円計上しております。これは施設の規模や入所者の人数に応じたもので、支払い代行機関であります市町村福祉振興協議会が算出したものを計上しております。

次に、27節、繰出金について、介護保険事業繰出金を405万1,000円減の1億9,737万9,000円計上しております。この中身につきましては、介護保険事業に係る事務費のほか介護給付費や総合事業の実施において、国が定める繰り出し基準に基づき繰り出すこととなっております。減少理由の主なものとしましては、3年に一度行います介護保険事業計画策定業務委託費用、これが令和2年度で策定をし終わったことから、その分が減少したものです。

以上で長寿支援課関連の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、次に、農林課所管分について説明をさせていただきます。

まずは108ページをお願いいたします。

6款、1項、3目、農業振興費でございます。

その中の12節、委託料の有害鳥獣捕獲対策委託料870万円でございますけれども、これは、イノシシ800頭、それからアナグマとアライグマ100頭を捕獲頭数として見込んで計上いたしております。

次に、109ページになります。

18節、負担金補助及び交付金の中山間地域所得向上支援事業費補助金1,400万円でございます。これは、有害鳥獣対策のワイヤーメッシュ柵のうち、耐用年数を経過する約12キロを更新するために新規計上いたしております。その三つ下にあります農家民泊等推進事業補助金につきましては、1件分を見込んでおります。

同じページになりますけれども、4目、畜産業費の18節、負担金補助及び交付金の肉用牛肥

育経営安定対策事業費補助金につきましては、今年度より1頭当たりの補助額を1,000円から2,000円に変更いたしております。また、その下にあります和牛能力共進会出品助成事業補助金は、全国和牛能力共進会出品用肥育牛の導入経費を支援するためのものです。その下の繁殖牛導入促進事業費補助金は、優良な繁殖用雌子牛の導入に要する経費の助成となっております。この2件につきましては新規事業となります。

次は、110ページになります。

5目. 土地改良費の18節. 負担金補助及び交付金のうちの県営土地改良事業費負担金、駄野地区基盤整備事業は、面的工事が令和2年度で終了することから、5,725万3,000円減の774万7,000円を計上いたしております。なお、小規模農林事業につきましては、近年の申請実績に基づき、今年度は700万円を計上いたしております。

次は111ページになります。

6目. 水田農業対策費の18節. 負担金補助及び交付金の経営所得安定対策等推進事業費補助金は、波佐見町農業再生協議会への事務費として助成するものでございます。次の環境保全型農業直接支払交付金は、農薬や肥料の削減による環境に配慮した農業に取り組む集落法人などを支援するものでございます。次の農業次世代人材育成投資資金は、新規就農者を年間150万円、最長5年間支援するものでございます。次の農地集積協力事業費補助金につきましては、農地中間管理事業による農地集積に対する補助金でございます。いずれも昨年と同額を計上いたしております。

次は、112ページでございます。

7目の農村環境改善センター管理費の12節. 委託料のうち、空調清掃点検業務委託料と防水工事実施設計業務委託料につきましては、本年度、新たに新規計上いたしているところでございます。

次は、113ページになります。

9目. 中山間地域直接支払交付金事業費の18節. 負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金でございますが、この制度は、地域内の農地面積や傾斜などによって交付金額が算定されています。この事業に取り組む地域は13集落と今年度もなっております。

同じページの10目. 多面的機能支払交付金事業費の18節. 負担金補助及び交付金のうち、多面的機能支払交付金事業は、軽微な報酬、それから草刈りなどを支援する共同活動と、農業施設等の改修などを支援する長寿命化の二つがあります。令和3年度におきましては、1

地区が新たに加わり、14地区が取り組むこととなっております。

次は、114ページでございます。

11目．担い手対策費の18節．負担金補助及び交付金のうちの強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金ですが、担い手の経営発展に必要な農業機械導入への助成でございます。経費の3割が支援されるものでございます。導入計画といたしましては、コンバイン2台、田植機1台、ドローン1機、米選機1台といたしております。その下の追加的信用供与事業費補助金につきましては、強い農業・担い手づくり総合支援事業の実施主体が融資を受ける場合の保証料の助成ということになります。

次は、115ページです。

2項．林業費、1目．林業振興費の12節．委託料でございます。森林所有者意向調査等業務委託料、それからその下の保育間伐調査設計業務委託料につきましては、これは令和4年度に小樽郷内の山林で保育間伐を実施するためのものでございます。その下の保育間伐実施業務委託料と保育間伐管理業務委託料につきましては、令和3年度に保育間伐を実施する志折地区の第61林班に係るものでございます。

それから、14節．工事請負費につきましては、下湯無田地区で県営治山工事が実施されておるところでございますが、その下流部には事業の対象外ということで、まだ、整備されていないような水路がありますけれども、それがちょっと流末となるということから、その既存水路のしゅんせつと整備を実施するものでございます。

それから、ちょっと大きくページが飛びます。171ページをお願いします。

11款．災害復旧費でございます。

1目．農地農業用施設災害復旧費の14節．工事請負費と、2目．林道施設災害復旧費の14節．工事請負費につきましては、いずれも前年度と同様での頭出しの予算計上でございます。

以上で農林課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課関連の当初予算の説明を行います。

まず、68ページをお願いいたします。

2款、1項、8目．諸費、18節．補助金負担金でございますけれども、上から4番目、バス路線維持費補助金、これは川棚内海線の欠損補助でありますけれども、昨年より、また180万

程度アップして1,957万8,000円を計上しております。主な要因としましては、まず、このコロナの中での利用者の大幅な減少、また、運転士不足による処遇改善、また、高校生の利用についても減少傾向にあるということで、欠損の分が上がっている状況でございます。

次、72ページをお願いいたします。

2款、1項、18目、地方創生費でございます。

まず、12節、委託料で、上から3番目、乗合タクシー運行业務委託料から五つ下の観光振興計画策定業務委託料までが商工観光課での所管でございまして、この事業をそれぞれ地方創生のほうの委託料で計上しております。

また、14節、工事請負費について4,000万を計上しておりますけれども、令和2年度に引き続きまして、鬼木地区の民泊拠点整備の2期目の工事、あと、新規といたしまして、HASAMIグランピングパーク整備工事ということで、環境に優しい、小規模なキャンプ場のような施設を造る事業を地方創生のほうで計上しております。

次、118ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、商工振興費ですね。これも全体的に1億4,000万程度の増額になっておりますけど、その一番の要因が、12節、委託料のプレミアム商品券事業でございます。事業委託料1億3,080万を計上しております。これについては、コロナ対策の事業所支援、こういう点の支援といたしまして、令和2年度に実施した分を一部改良いたしまして実施するものでございます。この事業を実施することによりまして、小売店の支援を行っていくというような事業でございます。

あと、その一つ上ですね、廃石膏リサイクル外部専門家委託料で758万7,000円を計上しておりますが、令和2年度に引き続きまして、ふるさと財団の6割の助成を受けまして実施するものでございます。

また、118ページの一番下ですが、昨年度にも引き続きまして、窯業人材育成等産地支援事業補助金2,278万5,000円を計上しております。これについては、東京ドームの事業ですね。販路拡大事業、それと窯業人材の生地業育成の事業分の所要額を計上しております。

次、119ページをお願いいたします。

同じく補助金18節の上から3番目、廃石膏リサイクル支援事業費補助金400万計上しておりますけれども、これにつきましては、2年度、コロナ対策の一環としまして、窯業関係の各組合、工業組合とか商業組合、生地組合等の組合員の支援を行いましたけれども、今回は組合

員以外の方を中心に支援をするもので、廃石膏のリサイクルを同時に加速させるというような意味合いがございます。

次の、この三つ下で中小企業・小規模企業経営安定利子補給事業費補助金につきましては、昨年に続き1,000万の計上を行っておりますけれども、コロナ事業所の支援として、利子補給、これは本町だけ非常に有効な施策でございましたので、引き続き実施をいたします。

あと、120ページですけれども、7款、1項、3目、観光費の12節、委託料、6番目、伝習館指定管理運営業務委託料271万9,000円を計上いたしております。これについては、昨年より135万5,000円の増となっております、倍増しているわけなんですけれども、今、委託している事業所と協議をしている中で、今の運営体制の中で、一人で運営をされているというところを二人体制にするという、あと老朽化している施設の整備等も併せて行って、条件を少しよくして、そういう中で新たな民間のアイデア、そういうところを出していただきながら、何ていいますかね、もっと収益を上げるような施設に持っていくために増額しているものでありまして、先ほど、そのような条件で公募も行って募集をしたところでございます。

続きまして、同じく委託料の下から2番目、泉源揚水ポンプ・付帯設備取替業務委託料、これにつきましては、波佐見温泉の新泉源の1,000メートル入れているポンプがありますけれども、その泉源のポンプの入替えの事業ですね。大体3年に1回をめぐりに行っております。そして、また付帯設備の取替えについては、次亜塩素酸、塩素の装置とか、温泉に導入しましてもう10年以上経過しまして、いろんなところでいろんな付帯設備の機械が故障していますので、そういうところを併せて取替えを行う委託料でございます。

以上で商工観光課関連を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、建設課所管について説明いたします。

127ページをお願いいたします。

8款、2項、2目、道路橋梁維持費についてですが、12節、委託料1,614万1,000円を計上しております。これは道路点検、道路橋の点検業務につきましては5年に一度点検をしなければならないようになっておりますけれども、昨年は20橋をしておりました。令和3年は46橋を予定しておりますので、この分の需用費が500万ほど上がっております。

続いて、14節、工事請負費に5,010万円を計上しております。これは橋梁の修繕費として、

金屋橋と河蟬橋を計画しております。また、町道維持補修工事としては、ゲリラ豪雨対策、交通安全対策の工事を行うものです。

次のページをお願いいたします。

8款、2項、3目. 道路橋梁改良費ですけれども、3年度2億4,108万7,000円を計上しております。

12節の委託料では、長原線と井石本線の測量設計業務を869万5,000円予定をしております。

14節で工事請負額に1億6,077万6,000円。

16節に公有財産購入費772万8,000円を計上しておりますけれども、これは南部線とその他町道2路線の用地購入を予定しております。

14節の工事請負額ですけど、改良工事で14路線、舗装工事で9路線の23路線を予定をしております。

18節の負担金補助及び交付金ですけども、県道波佐見山内線の野々川工区の改良工事の負担金として540万円を計上しております。また、里道等の改修の補助金として、前年並み200万円を計上をしております。

21節の補償補填及び賠償金に4,240万5,000円を計上し、これは南部線の物件移転補償を予定をしております。

129ページをお願いいたします。

8款、3項、1目. 河川総務費の14節. 工事請負費に1,000万円を計上をしておりますけれども、これは普通河川のしゅんせつ工事と維持工事を行います。

130ページ、8款、4項、1目. 都市計画総務費ですけども、12節. 委託料に853万6,000円を計上をしております。これは、中尾、鬼木の文化的景観保護推進事業のため、現景観計画の改定を行うものです。

次のページをお願いいたします。131ページ。

8款、4項、3目. 土地区画整理事業です。

12節. 委託料700万円を計上をしております。建物移転補償の算定業務3件を予定をしております。

14節. 工事請負費8,050万円は、西ノ原の環状線と区画道路の工事を予定をしております。

21節の物件移転補償費は6,300万円を計上しており、建物2件と、NTT、上水道の補償費を計上しているところです。

133ページをお願いいたします。

8款、5項、1目。住宅管理費ですけれども、12節の委託料に白蟻防除業務委託料として214万9,000円を計上をしております。これは江良山団地において白蟻の発生が見られたことから、前年度5棟の防除をやっており、今年度残り3棟について実施するものです。

14節。工事請負費に800万円を計上しております。これは、長野団地の屋根補修工事とその他住宅の補修工事を予定をしております。

18節。補助金には、3世代同居・近居促進事業として、新築3件、改築2件分の140万円を計上しております。また、住宅性能向上リフォーム事業は、1件当たり事業費の50万円以上で10万円を補助をしておりますけれども、3年度300万円、30件分を計上をしております。

次に、2目。住宅建設費として1,800万円を計上しております。これは、折敷瀬団地の外壁改修工事と、その工事監理業務を予定をしております。

次、飛びまして、172ページをお願いいたします。

11款、2項、1目の公共土木施設災害と、次のページの3項、1目の公共施設災害復旧費でございます。毎年でございますけれども、今後災害が起きた場合に備えるということから、例年、当初予算と同額、それぞれ1,100万円と100万円を計上をしております。

建設課関係は以上になります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、水道課関係を説明させていただきます。

102ページをお願いします。

4款、1項、5目、18節の中ほどにあります浄化槽設置整備事業補助金2,055万9,000円ですが、これは前年比324万1,000円ほど減額になっております。補助対象基数を、補助事業で35基、それから、単独で20基、今年度見てあったんですが、来年度は、補助で30、単独で15基を予定しております。

なお、この補助事業については、来年度から国の補助制度が変更になりまして、補助金の減額がっております。そもそも浄化槽事業においては、6割自己負担で4割を補助、その4割補助を国、県、町で3分の1ずつということになっておるんですが、その基準額というのを国がちょっと実情と乖離しているんじゃないかということで見直しを行っております。その影響で、例えば5人槽で今44万4,000円の補助があるんですが、5人槽で6万円の減、

7人槽で2万4,000円の減となります。これを3分の1ずつになりますので、その国と県の分を減額した分は、町のほうで補填して、補助額は今年度と変わらないということにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係の説明を行います。

予算書139ページをお願いいたします。

10款、1項、2目、事務局費、1節、報酬、会計年度任用職員19名を計上いたしております。内訳として、学力向上支援員、特別支援教育支援員で14名、外国語指導助手、いわゆるALTで3名、スクールソーシャルワーカー1名、そして新規でございますが、スクールサポートスタッフ1名、計19名となっております。支援員、ALT、スクールソーシャルワーカーの内訳については、令和2年度から変更ございません。新規のスクールサポートスタッフ1名については、学校における教職員の事務的な補助を行うことで、各学校を巡回することとしております。

一方で、その下、2節、給料に計上しております会計年度任用職員1名は、教育委員会事務局に配置しています指導主事の分でございます。

141ページをお願いいたします。

12節、委託料でございます。

内容については、昨年度、令和2年度から大きな変更はございませんが、委託料の下から2行目、ドローン講座でございますが、大変好評でございましたので、令和3年度においても実施したいと考えております。

その下、学校施設改修実施設計業務委託料でございますが、令和2年度補正5号により、学校施設改修概算設計業務委託料にて、学校の要望に基づく施設整備の改修の概算設計を行いましたので、その結果に基づく実施設計の所要額になります。

次ページ、142ページをお願いいたします。

18節、負担金補助及び交付金でございます。下から2行目、家庭学習通信環境整備費補助金144万円を計上しております。これは、令和3年度において、タブレットの家庭への持ち帰り学習を計画しており、就学援助世帯については、令和2年度で導入しましたモバイルル

ーターをその際に貸し出し、通信料も町が負担をいたしますが、一方で、そのほかの家庭でインターネット環境が整っていない世帯に対し、インターネット開設の初期費用を補助することで、1世帯1万円の助成を行いたく、所要額を計上しております。その上のしまへの修学旅行補助金については、東小学校が壱岐市への修学旅行を計画しておりますが、本土地区に比べ保護者の負担が増加しますので、差額の1人当たり2,000円の補助を行うものでございます。

145ページをお願いいたします。

10款、2項、2目、東小学校教育振興費、19節、扶助費、要・準要保護児童就学援助費でございます。各学校の教育振興費に計上をしておりますが、これはいわゆる就学援助費でございます。各学校全体で、令和3年度でございますが194名分、合計で1,728万5,000円を計上しております。推計の認定率は15.6%を予定をしております。この就学援助費については年々周知が図られておりまして、申請も増加傾向でございますので、これについては申請に基づいて随時補正を考えております。

147ページをお願いいたします。

2項、小学校費、4目、中央小学校管理費、14節、工事請負費でございますが、校舎改修工事として、中央小学校の校舎の外壁の大規模改修に係る所要額を計上しております。中央小学校については平成7年度に移転開校いたしました。これまで大規模改修を行っておりません。令和2年度において、カーペットのフローリング化、そして令和3年度において校舎の補修を行うものでございます。所要額については、企画財政課長も触れましたが、入札の関係がございまして記載しておりません。よろしくをお願いいたします。

その前のページ、1ページ戻っていただいて、146ページ、委託料の下から2行目、工事監理業務委託料については、この中央小学校の大規模改修に係る分でございます。

また、戻りまして、147ページ、同じく14節、工事請負費に学校設備改修工事を掲載しております。各学校の管理費の14節にそれぞれ学校設備改修工事として所要額を計上しておりますが、先ほど申し上げた実績に基づいて、予算の範囲内で行えるものを実施したいというふうに考えております。

少し飛びまして、155ページをお願いいたします。

10款、4項、1目、社会教育総務費、7節、報償費でございます。額が小そうありますが、成人式記念品賞品として23万円を計上させていただいております。令和3年1月3日に開催

予定でございました波佐見町の成人式は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から断腸の思いで中止をしたところでございますが、代替行事について、現在、新成人と検討を進めております。現時点では、夏のお盆の時期に代替行事を行うということで進めておりますので、お知らせをいたします。

次のページ、156ページ、18節. 負担金補助及び交付金の下から5行目でございますが、文化協会育成補助金として25万円を計上しております。令和2年度は11万円でございますので、倍額をしておりますが、これは、文化協会の近年の会員不足から協会の会計運営が悪化しているため、増額を図るものでございます。

そして、その下、2目. 文化財保護費、会計年度任用職員2名については、学芸員の助手を行うパート職員に係るものでございます。

157ページをお願いいたします。

7節の報償費の一番上、文化的景観保存計画報告書執筆謝礼で40万円を計上させていただいております。令和元年度から取り組んでおります中尾郷、鬼木郷両地区の国の重要文化的景観の選定を受けるための報告書作成に当たり、大学教授等に執筆をお願いするものでございます。なお、選定については、令和4年度末に申請を行うこととしており、令和3年度の補助対象事業は、令和2年度と同じく400万円となっております。

次に、12節. 委託料でございます。一番下の文化財運搬業務委託料でございますが、令和2年度にも計上しておりますが、現在の分室で保管している文化財を歴史文化交流館に運搬する費用でございます。その二つ上の無形民俗文化財映像記録業務については、令和2年度に実施できなかった分を改めて令和3年度に計上しているものでございます。

158ページをお願いいたします。

3目. 国指定史跡管理整備費でございますが、これは、中尾上登窯保存整備事業が主なものでございます。事業費の2,330万2,000円のうち、補助対象が1,820万でございます。国の協議結果に基づき、各項目を計上しております。

次、159ページをお願いいたします。

14節. 工事請負費で1,500万円を計上しております。もろもろの工事を含めたところで計上しておりますが、内容とすれば、上登窯周辺の有害鳥獣被害防止柵の設置が主なものとなっております。

その下、4目. 総合文化会館管理費でございます。

1 節. 報酬、会計年度任用職員の3名については、図書館のパート職員でございます。その下の給料に計上しております会計年度任用職員は、図書館の職員のフルタイムの部分ということになります。

160ページをお願いいたします。

12節の各項目でございますが、文化会館の管理に係る諸委託料を掲載をしております。なお、下から5行目の芸術文化公演開催委託料でございますが、令和3年度は裏年となりますので、50万円程度であります、その範囲内で行えるものを検討したいと思います。

161ページをお願いいたします。

14節. 工事請負費でございますが、ここに掲げている内容の工事を行いたいと思っております。いずれも老朽化に伴うものも多うございます。特にこの非常用照明器具取替工事については、令和元年、2年度と入札が不調でございますので、改めて市場価格等を調査し、設計に臨みたいというふうに考えております。

162ページをお願いいたします。

5 目. 歴史文化交流館管理費でございます。先ほどの条例の提案でも申し上げましたが、今月末に完成の運びとなっており、舞相にあります分室を移転の上、いよいよ開館をいたしますので、その施設管理に係る所要額をそれぞれの費目に計上しております。

まず、1 節の報酬の運営委員の報酬でございますが、委員については6名以内の定員としておりますが、報酬を出す人数制を5名の所要額で掲載をしております。その委員については、この歴史文化交流館の運営等について助言をいただくとともに、企画展の内容についても御支援をいただきたいということで、現在の建設検討委員会の委員の中から数名、地域や産業界の代表の方、その他有識者の方で構成したいと思います。

その下の会計年度任用職員報酬2名でございますが、この歴史文化交流館は土日の開館も予定をしておりますので、パート職員でシフト勤務で対応したいというふうに考えております。

その下、8 節. 費用弁償の49万5,000円は、オープニングイベントにおける来賓者、今まで大変お世話になった寄贈者等の招聘旅費相当になります。

10節の印刷製本費199万6,000円でございますが、開館に伴うポスター、チラシ、パンフレット及び収蔵品の図録等に係るものでございます。

12節. 委託料でございますが、ミュージアムグッズ作成委託料として所要額を計上してお

ります。現時点では、オリジナルのコンプラ瓶を作成することとしております。

その下、14節. 工事請負費、来客者数計測機器設置工事でございますが、入館者を自動的に計測するための赤外センサーを設置するものでございます。

次ページ、163ページをお願いいたします。

17節. 備品購入費で、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として42万9,000円を計上しております。これは議会等からも要望がありましたが、その対策として空気清浄機と顔認証のサーモグラフィー機器の所要額となっております。

そして、その二つ下、21節. 補償補填及び賠償金でございますが、支障物件移設補償費として120万円となっております。これは、地元湯無田郷から強い要望がございました、施設向かって左側の交差点にあります電柱の移設に係る移転補償費になります。

次、6目. 講堂管理費でございますが、全体で32万7,000円の減額ですが、これは、令和2年度に音響設備の購入費を計上したためでございます。

164ページをお願いいたします。

10款、5項、1目. 保健体育総務費でございます。

7節. 報償費、一番下、聖火ランナー謝礼でございます。7万2,000円を計上しております。これは令和2年度にも掲載をしておりましたが、今回、令和3年度に繰延べを行っております。改めて御紹介となると思いますが、各市町村の推薦枠がございまして、本町からは、FMラジオ等で御活躍のDJマークこと、折敷瀬郷の松尾匡悟さんを本町の推薦枠で推薦しており、ランナー自身が購入する聖火トーチ代相当額を謝礼として支出するものでございます。なお、松尾匡悟さんの出走日というんですか、走る日は、5月7日、長崎市内となっておりますのでお知らせいたします。

その下、12節. 委託料でございますが、ラジオ体操夏期巡回公演警備委託でございますが、昨年中止となりましたラジオ体操について再び行えるようになりました。今回は7月30日金曜日に行くことで、前日からのピアノ等の夜間警備にかかる費用でございます。

次ページ、165ページをお願いいたします。

18節. 負担金補助金及び交付金、下から3行目でございます。中学校部活動振興会補助金については、令和2年度同様に250万円、全国大会等出場補助金については、200万円の頭出しをして、今後の実績に応じて補正を行っていきたいと思います。

次、飛びまして、166ページ、4目でございます。保健体育振興費でございます。これは

2年に一度の町民大運動会に係るもので、令和3年10月10日曜日に開催でございます。

以上、教育委員会事務局関係の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

続きまして、給食センター関連を御説明いたします。

168ページをお願いいたします。

10款、6項、1目。管理費、予算額として、前年度比357万9,000円増の9,077万円を計上しております。

新たなものといたしまして、10節。需用費の消耗品費として、食器の強化磁器購入費並びに給食を乗せるお盆ですね、トレーの購入費と一般の消耗品費を合わせまして480万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

17節。備品購入費として、運搬用コンテナ購入費、給食配送車購入費、給食用食缶購入費、保温食缶購入費といたしまして、合わせて1,990万円を計上しております。今回の購入費として計上しているものは、平成12年4月に給食センターが新築移転してから20年目になりまして、経年劣化による故障や破損等による修繕が増えていることや消耗品費の不足が生じる見込みのものであります。

以上が給食センター関連であり、令和3年度一般会計当初予算書の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

説明漏れなどはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

ないようですので、お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号 令和3年度波佐見町一般会計予算は、議長を除く13名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、13人の委員で構成する予算特

別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。再開の時刻は追ってお知らせをいたします。

午後5時50分 休憩

午後6時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会の委員長に尾上和孝委員、副委員長に脇坂正孝委員が決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

日程第15～20 議案第5号～議案第10号

○議長（百武辰美君）

日程第15. 議案第5号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から日程第20. 議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

日程に従って、順次内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第5号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額を16億1,000万円と定め、第2条、一時借入金の最高額を5,000万円とするものです。前年度比1,000万円の増額となります。

7ページをお願いいたします。

歳入についてです。1款、1項、1目. 一般被保険者国民健康保険料は、前年度比816万円減の2億9,380万円を計上しています。新型コロナの影響による所得減少も考慮しての減額となります。

続いて、9ページをお願いいたします。

3款、1項、2目。国民健康保険制度関係業務事業費補助金を138万6,000円計上しています。税制改正分に伴うシステム改修相当の補助金の予定です。

10ページ、お願いいたします。

4款、1項、1目。保険給付費等交付金は、前年度比2,577万5,000円増の11億9,049万3,000円計上しています。普通交付金は、保険給付費に係るものとして11億4,593万円、特別交付金は、医療費適正化や収納対策などの事業に係るものや努力支援制度に係るもの、特定健康診査等負担分として4,456万3,000円を計上しています。

13ページ、6款、2項、1目。一般会計繰入金は、保険基盤安定に係る保険料軽減分5,983万6,000円と、保険者支援分3,019万7,000円、その他一般会計繰入金に係る事務費相当分、出産育児一時金相当分、財政安定化支援分、2,276万9,000円とすることで、前年度比280万8,000円増の1億1,280万2,000円を計上しています。

14ページ、7款、1項、1目。繰越金は、令和2年度繰越額の見込みにより1,000万円を計上しています。

次に、歳出です。

19ページをお願いいたします。

1款、1項、1目。一般管理費は、国保事業に係る事務費経費として553万9,000円を計上しています。

20ページ、2項、1目、賦課徴収費は、嘱託徴収員の人件費が主なもので、350万7,000円を計上しています。

23ページ、5項、1目。医療費適正化特別対策事業費は、医療費通知、レセプト点検、健康相談などの医療費適正化業務を実施するもので、279万8,000円を計上しています。

24ページ、2款。保険給付費、1項。療養諸費の合計は9億9,466万7,000円。

25ページ、2項。高額療養費の合計は1億5,106万3,000円。

27ページ、4項。出産育児一時金は、出産を10人と見込んだ計上で、420万3,000円で計上しています。

29ページ、6項。傷病手当金100万円は、新型コロナウイルスに感染し会社を休まなければならないとなったときに手当金を支給するもので、現時点では、令和3年6月までに罹患した場合に、対象期間が延長されています。

2 款の保険給付費の合計は、前年度比2,405万4,000円増の11億5,173万3,000円を計上しています。

30ページ、3 款. 国民健康保険事業費納付金は、1 項. 医療給付費分は2 億7,598万6,000円。

31ページ、2 項. 後期高齢者支援金等分は8,611万2,000円。

32ページ、3 項. 介護納付金は2,971万円で、3 款の納付金の合計は、前年度比1,499万1,000円減の3 億9,180万8,000円を計上しています。

33ページ、4 款、1 項、1 目. 保健衛生普及費は、前年度比69万5,000円減の892万5,000円で、18節. 短期総合検診助成金が主なものです。

3 目. 保健事業費は、前年度比690万8,000円減の1,518万7,000円計上していますが、正規職員が育児休業から復帰したことによる会計年度任用職員の人件費の削減と、特定健診未受診対策の事業の見直しによるものです。

35ページ、2 項、1 目. 特定健康診査等事業費は、前年度比247万7,000円増の1,681万3,000円を計上しています。健康診査の委託料の単価改定が主な理由です。

39ページ、8 款、1 項、1 目. 予備費は、前年度比660万2,000円を増額し、998万5,000円を計上しています。

40ページ以降は給与費明細書を掲載しております。

以上で、令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

歳入歳出予算の総額を1 億7,900万円と定めるものです。前年度比800万円の増となります。

6 ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしては、1 款、1 項、1 目. 特別徴収保険料8,541万1,000円、2 目. 普通徴収保険料3,007万6,000円、合計1 億1,548万7,000円を計上しています。前年度比752万8,000円の増額です。

8 ページ、3 款、1 項、1 目. 事務費繰入金は前年度比70万3,000円増の928万8,000円、2 目. 保険基盤安定繰入金は、前年度とほぼ同額で4,910万円を計上しています。

12ページ、5 款、3 項、2 目. 雑入は、健診委託に係る広域連合からの収入を450万7,000円計上しています。主なものは健康診査委託料です。

続いて歳出です。

13ページ、お願いいたします。

主なものとしては、1款、1項、1目。一般管理費は、前年度比28万2,000円増の550万3,000円を計上しています。

15ページ、2款、1項、1目。後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比806万7,000円増の1億7,280万7,000円を計上しています。歳入である保険料が増加したため、広域連合に納付する額も増加するものです。

以上で、令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第7号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

令和3年度波佐見町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ13億8,400万円といたします。前年度と比較しまして、1,000万円の減であります。一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入れの最高額を2,000万円といたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款。保険料、1項、1目。第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料を2億7,250万円、現年度分普通徴収保険料を1,750万円、滞納繰越分普通徴収保険料を90万円とし、前年度比較720万円増の2億9,090万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

4款。国庫支出金、1項。国庫負担金は、1目。介護給付費負担金として、前年度比262万5,000円減の2億3,855万1,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

同じく、2項。国庫補助金は、全体で130万4,000円増の1億599万6,000円を計上しております。

1目。財政調整交付金から4目。保険者機能強化推進交付金までは、前年度と大きく変わ

りません。

5目. 介護保険者努力支援交付金200万円は、令和2年度に新たに創設されたもので、当初計上としては新規計上になります。これは、4目. 保険者機能強化推進交付金と同様に、市町村の取組を点数で表し、国の予算を全国の総点数で割戻し配分されるものになります。

なお、令和2年度分については額の決定がなされていないため、専決での計上を予定しております。

12ページになります。

5款、1項. 支払基金交付金は、2号被保険者分として支払基金から支払われるもので、全体で429万5,000円減の3億5,451万2,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

6款. 県支出金、1項. 県負担金は、1目. 介護給付費負担金として、前年度比192万5,000円減の1億7,420万1,000円を計上しております。

14ページをお願いいたします。

2項. 県補助金は、全体で16万7,000円減の1,332万3,000円を計上しています。前年度と大きく変わりはありません。

17ページをお願いいたします。

8款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金は、全体で450万1,000円減の1億9,737万9,000円を計上しております。

主なものとしまして、1目. 介護給付費繰入金は、前年度比175万円減の1億5,875万円。

4目. 低所得者保険料軽減繰入金は、2年度分精算の影響から、前年度比100万7,000円の増、1,625万3,000円。

5目. その他一般会計繰入金は、計画策定業務委託料が減少したため、前年度比359万円減の910万8,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

10款. 諸収入、3項、1目. 介護予防サービス費収入は、前年度比260万円減の724万円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款. 総務費、1項. 総務管理費は、1目. 一般管理費として、介護保険の事務に係る経

費を前年度比338万1,000円減の123万1,000円を計上しております。繰入金でも説明いたしましたが、令和2年度に行った介護保険事業計画の策定経費を減額しております。

27ページをお願いいたします。

3項. 介護認定審査会費につきましては、前年度比18万5,000円減の719万2,000円を計上しております。主なものは認定調査員に係る人件費を計上しております。

28ページになります。

2款. 保険給付費は前年度実績を基に計上しております。

1項. 介護サービス等諸費は要介護者を対象としたものになります。各目それぞれの実績から見込み、全体で1,620万円減の11億6,174万円を計上しております。

30、31ページをお願いいたします。

同じく、2項. 介護予防サービス等諸費は、要支援者を対象としたものになります。1項と同様にそれぞれの実績から見込み、全体で150万円増の4,159万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。

4項、1目. 高額介護サービス費は、前年度比50万円減の2,000万円を計上しております。次に、34ページ、5項、1目. 高額医療合算介護サービス費は、前年度比40万円増の440万円を計上しております。

35ページをお願いいたします。

6項、1目. 特定入所者介護サービス費は、前年度比60万円増の4,050万円を計上しております。

36、37ページをお願いいたします。

3款. 地域支援事業費、1項、1目. 総合事業費は、前年度比191万円減の4,300万円を計上しています。

主なものとしまして、12節の介護予防普及啓発事業委託料387万3,000円、通所型サービスC、これはわくわく広場になりますが、この委託料360万円、地域介護予防活動支援事業委託料252万7,000円、自主活動フォローアップ委託料、これは100歳体操のフォローアップになります。118万1,000円を計上しております。

次に、37ページに行きますが、18節には介護予防ケアマネジメント事業費として260万円、訪問型サービス事業費500万円、通所型サービス事業費1,692万円を計上しております。これらは、以前2款にごさいました分を、今、総合事業で対応することとなっておりますので、

こちらに計上しているものです。また、訪問型サービスB及び通所型サービスBの補助金には、有償ボランティア及び居場所に関する助成として、2年度から立ち上げ支援並びに運営支援を行っております。今回はその分の単価の増額を行っております。

38ページをお願いいたします。

2項、2目．総合相談事業費は、地域包括支援センターの社会福祉士に係る人件費等580万円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

4目．包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの運営に係るものとして、保健師に係る人件費のほか、車両購入費用を計上しております。全体で23万8,000円増の1,927万9,000円を計上しております。

40ページをお願いいたします。

5目．任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業として、介護給付費適正化のためのケアプラン点検業務費用、そして家族介護継続支援事業として、介護教室や認知症啓発関連事業費について98万9,000円増の331万2,000円を計上しております。なお、こちらの12節．委託料になりますが、これは令和2年度に始めましたあんしん見守り事業という認知症の見守り事業がございますが、その啓発事業として動画作成委託料を上げており、これは新規になります。

41、42ページをお願いいたします。

6目．包括的支援事業費、社会保障充実分は、相談支援センターの設置等に係る在宅医療・介護連携事業関連費用を223万4,000円、支え合いのまちづくりに向けた生活支援体制整備事業の推進費としての費用を567万8,000円、認知症施策事業の費用を250万5,000円、自立支援に係る地域ケア会議関連費用を79万6,000円、合計で1,121万3,000円を計上しております。今の金額は、全体のそれぞれの事業費を述べたものになります。

43ページをお願いいたします。

3項、1目．指定介護予防支援事業費は、事業に係る一般職4名と会計年度任用職員4名の給料など、1,280万円を計上しております。

49ページ以降は給与費明細を掲載しております。

なお、3款で計上しております人件費につきましては、補助事業が関係しております、その関係上、事業に係る職員分を案分した形で人数は計上しております。ですので、説明欄

の職員の数の合計と給与費明細書の数字は一致しないことを申し添えます。

以上で、令和3年度介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第8号から10号までの水道課関係の説明をさせていただきます。

まずは、議案第8号 令和3年度公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。
歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,950万円とするものです。前年と比較して980万円の増、率にして2.8%の増となっております。

債務負担行為について。地方自治法第214号の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

続きまして、地方債について。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によりますものでございます。

それでは、4ページをお願いします。

第2表債務負担行為でございます。これは、公営企業会計移行支援業務委託料で、期間は令和4年度、限度額765万6,000円。これは3年度と4年度に予定しております企業会計の移行の支援業務に係るものでございます。

次のページ、第3表地方債でございます。公共下水道事業を目的に借入れを予定しておりますもので、限度額3,500万円としております。起債の方法、利率、償還の方法については一般会計と同様となっております。

それでは、予算の内容について、事項別明細書により説明いたしますので、8ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1款、1項、1目。下水道負担金、予算額226万2,000円、前年比29万4,000円の減となっております。

続きまして、次のページ、2款、1項、1目。下水道使用料、予算額を前年比106万円増の8,594万1,000円としております。これは、1節の下水道使用料のほうで、その増額分106万円を増と見込んでおります。これは50件程度の接続増加だろうと見ております。

続きまして、11ページをお願いします。

3款、1項、1目。下水道事業国庫補助金、前年比600万円増の2,600万円、これは污水管渠整備に係るものでございます。これにあたる事業費は5,200万円になっております。

次のページをお願いします。

4款、1項、1目。一般会計繰入金、前年比20万円の減で2億450万円でございます。

それから、次のページ、4款、2項、1目。上水道事業会計繰入金、予算額477万8,000円、これは課長の人件費の2分の1を負担金として繰り入れるものでございます。

16ページをお願いします。

7款、1項、1目。下水道事業債、本年度予算額3,500万円、前年比330万円の増となっております。これは、管渠工事などに充てる下水道事業債が2,740万と、公営企業会計適用債で760万円となっております。

17ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費、前年比118万4,000円の減で、3,037万円となっております。減額の主なものとしては、次のページの26節。公課費、消費税及び地方消費税がマイナス147万円となっております。

次に18ページの1款、1項、2目。管渠管理費、前年比150万3,000円の減の1,166万9,000円です。これは、次のページの14節。工事請負費、中継ポンプ場の改修工事として、污水ポンプの取替え、また、マンホールポンプ場の無線監視装置の更新などで、前年比105万8,000円の減で、716万6,000円となっております。

次、3目。処理場管理費、前年比97万8,000円増の5,908万円。

この中で、12節の浄化センター維持管理業務委託費が前年比174万1,000円の増で3,393万1,000円なんですけど、10節の需用費の中の消耗品53万円が、前年比180万円減となっております。この委託料の中に消耗品の中の薬品費等を組み込んで委託業者のほうで運用してもらうということで、経費節減を図っております。

それから、14節。工事請負費789万7,000円、これは浄化センターの機械、電気設備等の改修を見込んで、前年より184万3,000円増となっております。

次のページ、2款、1項、1目。管渠建設費、前年比949万9,000円増の7,820万6,000円となっております。これは、12節、14節、まず、12節の委託料、実施設計業務委託は、村木郷

のマンホールポンプの実施設計。

それから、14節. 工事請負費は、汚水管渠布設工事で、単独費の一部を除いては、ほぼ村木郷の管渠施設工事に充てるものです。

次に22ページをお願いします。

3款、1項、1目. 公債費の元金、それから2目の利子、これが元金のほうが前年比430万7,000円の増、利子のほうが前年比229万7,000円の減となっております。

23ページから31ページに職員の給与明細書の内容について掲載しております。

32ページをお願いします。

32ページは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲載しております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第9号 令和3年度波佐見町上水道事業会計予算について説明いたします。

まず、業務の予定量でございますが、給水件数約5,900件、年間給水量130万6,000立方メートルですね。これは前年比2%の増で、1日平均給水量3,578立方メートル、これは前年比1.9%の増。

主要事業の内容ですが、浄水施設整備事業で1億6,620万円。これは前年比9,820万円の増ですね。配水施設整備事業1,100万円、これは前年比1,053万7,000円の減を予定しております。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出について。

まず、収入ですが、水道事業収益、3億194万2,000円、支出、2億5,270万3,000円。

資本的収入及び支出について。

資本的収入支出の予定額は次のとおりで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足している額1億4,525万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金において1億4,525万7,000円で補填するものです。

収入について。資本的収入、1億240万円。

支出。2億4,765万7,000円です。

次に、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりです。湯無田浄水場電気計装施設更新工事において、期間を令和4年度、限度額を6,380万円とするものです。

次のページ、議会の議決を経なければ流用することができない経費。次に挙げる経費については、その経費の金額をこれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。これは職員給与費4,163万円となっております。

次に、企業債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりです。限度額は1億円としております。取扱いについては、一般会計と同様となっております。

次、他会計からの補助金ですが、児童手当に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は117万6,000円です。たな卸資産購入限度額、たな卸資産の購入限度額は500万円と定めるものです。

次に、8ページをお願いします。

給与明細書でございます。内容については、8ページから15ページに掲載しているところです。なお、16ページから22ページには、令和3年度予算を調製のため、予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲載しておりますので御覧いただきたいと思っております。

それでは、23ページをお願いします。

令和3年度波佐見町上水道事業会計予算の中身について説明、予算案の説明をいたします。収益的収入及び支出の収入の部ですが、1款、1項、1目。給水収益、予算額2億8,820万円、前年比770万円の増。これは2.7%の増となっております。

それから、その他の営業収益、98万円増の268万1,000円。この内訳については、主に加入金を前年比88万円の198万円としております。これは大体36件程度を見込んでおります。

次のページをお願いします。

2項。営業外収益。

主なものとして、他会計補助金で、先ほど申しました児童手当の分で117万6,000円。

3目。長期前受金戻入で967万2,000円となっております。

次のページをお願いします。

支出の部です。

1款、1項、1目。原水及び浄水費、前年比83万円の増の5,103万8,000円となっております。この中で、委託費の中で、今年度新たに設定しているのが、湯無田浄水場樹木伐採業務、

それから次亜注入装置点検業務。樹木の伐採については、通常の小さいものについてはうちの通常の委託業務の中でやっているんですが、ちょっと木が大きくなり過ぎてどうにも手に負えないので、専門業者に委託しようと思っております。

それでは、次のページをお願いします。

次のページの動力費1,789万2,000円ですが、これは前年比130万8,000円の減となっておりますが、これは契約の内容を見直したもので減となったものです。

次に、2目の配水及び給水費、これが1,481万9,000円となっております。

では、次のページ。

4目．総係費、予算額5,656万8,000円、前年比68万1,000円の減となっております。

31ページをお願いします。

2項．営業外費用、1目の支払利息及び企業債取扱諸費ですが、これは前年比137万4,000円減の1,607万2,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入からですが、資本的収入、1款、1項、1目．企業債、予算額1億円、前年比7,000万円の増。これは先ほど申しました湯無田浄水場の電気設備の更新に充てるものです。

次に、2項．工事負担金については予算額240万円。これは土地区画整理事業の工事負担金を予定しております。

次のページ、支出でございます。

1款、1項、1目．固定資産購入費、これは前年と同じですが、700万円を予定しております。これは量水器やポンプ、水位計などを予定しております。

次に、2目の建設改良費1億7,720万円の予算で、前年比8,766万3,000円の増となっております。これの主なもの、先ほどから申しています湯無田浄水場の電気設備の更新工事、これは3年度と4年度の2カ年にわたって行います。そのほかは、中央監視装置、いわゆるネットで見れるようなウェブ監視装置に移行しているんですが、これを1件、それから、配水管整備工事を1,200万ほど予定しております。

次、2項．企業債償還金ですが、1目．企業債償還金、予算額6,345万7,000円、前年比278万円の増となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計について説明いたします。

業務の予定量でございますが、給水事業所数は1社でございます。年間給水量は14万6,000立方メートル、1日平均給水量400立方メートル。工業用水は使用開始から9年たって、安定供給するための維持管理費が主なものとなっております。業務予定量も事業予算も前年並みとなっております。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入では、1款. 工業用水道事業収益1,455万7,000円、支出1,446万9,000円となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、まず、収入では、資本的収入900万円、支出では894万8,000円となっております。他会計からの補助ですが、事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,440万円とするものです。これは昨年の実績見込みにより計上しております。

なお、令和3年度工業用水道事業会計予算の調整に当たり、6ページにキャッシュフロー計算書、7ページに令和2年で損益計算書、8ページから11ページに予定貸借対照表を作成しておりますので、御覧ください。

それでは、13ページをお願いします。

予算の内容について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてです。

収入で、主なものですが、1款、1項、1目. 給水収益915万4,000円、2項. 営業外収益、1目の他会計補助金540万円、前年比20万円の減となっております。これは一般会計からの補助金となっております。

次のページをお願いします。

次、支出でございますが、1款、1項、1目. 原水及び浄水費217万2,000円。これは前年同額でございます。

次のページ。

5目. 減価償却費806万4,000円、前年同となっております。

次のページをお願いします。

1款、2項、1目. 支払利息及び企業債取扱諸費で345万7,000円、前年比13万3,000円の

減を計上しております。

次のページで、資本的収入及び支出。

まず、収入ですが、1款、1項、1目。出資金900万円、前年比10万円の増、これは元金償還に伴うものでございます。

次に支出でございます。

1款、2項、1目。企業債償還金864万8,000円、前年比13万3,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件については、予算特別委員会に付託し、審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第10号までの6件は、予算特別委員会に付託して審査することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後7時1分 散会

第2日目（3月4日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（3月4日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 伊東晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
住民福祉課長	中村和彦	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟
建設課長	堀池浩	水道課長	前田博司
長寿支援課長	本山征一郎	子ども・健康保険課長	石橋万里子
会計管理者兼 会計課長	宮田和子	教育長	森田法幸
教育次長	福田博治	給食センター所長	井関昌男
総務課長 総務班係長	太田誠也	企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和3年第1回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから通告に従い、順次発言を許します。

3番 田添有喜議員。

○3番（田添有喜君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1. 河川整備に係る河川内の樹木伐採としゅんせつについて。

コロナ禍の中、住民の住環境に対しての不安はかなり高まっている。この状況の中で、今年も大雨や大型台風等の自然災害が起こると、住民の不安や恐怖はさらに高まる。また、町が掲げている景観の整備等を考えても、県依存ではなく、町単独事業として、早急に河川整備を行うべきと考える。

そこで、次のことを問う。

(1) 昨年の12月議会後、河川整備についてどのような取り組みを行ったのか。

(2) 実際に河川の状況を見て、どのような感想を持ったのか。

(3) 県は、稗木場郷皿山川のしゅんせつと岳辺田郷（梅高野）の樹木（柳）の伐採を300メートルほど行った。町として、整備後の状況を見てどのように感じたのか。

(4) 県が実施した河川整備について、町としてどのような要望等を行ったのか。

(5) 河川法によると、町単独で河川の整備ができるようになっているが、町として踏み出せない理由は何か。

2. 道路整備について。

町道等の補修整備等が実施され、住みよいまちづくりに取り組まれていることは、住民の

安全安心の視点からも大きな喜びとなっていることをうれしく思う。しかし、早急に改善が求められる箇所も多くある。

そこで、次のことを問う。

(1) 道路及び歩道の状況について、12月の議会で指摘した箇所について、実際に足を運び、どのような感想を持ち、今後どのような対応を考えているか。

(2) 早急に整備が必要な箇所は、山角橋から焼野区間であり、併せて歩道の整備を行うべきである。現在も交通量が多く、速度違反の車も増加している。児童生徒の安全確保を考えると早急に対応すべきと考えるがどうか。

(3) 道路の陥没箇所があるが、定期的な点検はどのように行っているのか。現在把握されている箇所はどこか。また、今後対応はどのように考えているか。

3. 教育行政について。

平成27年4月1日に新教育委員会制度が施行された。本町も平成29年10月の教育長任期満了により、新たな教育委員会制度がスタートした。

新教育委員会制度により、どのような取り組みと成果があるのか。そこで次のことを問う。

(1) 本制度の改革事項に地域の民意を代表する首長、町長との連携を強化とあるが、以前の教育委員会制度とどのような改革が図られているのか。

(2) 本制度は総合教育会議を設置するようになっている。また、この会議の内容は公表が原則となっている。本町では、広報波佐見で会議の様子が紹介されているが、詳しい会議の内容については公表されていない。例えば、佐々町は、会議の議事録がネット上に公開され、町民が会議の内容を知ることができ、住民の意見が活かされる体制ができている。本町の総合教育会議の現状はどうなっているのか。

(3) 本町の学力低下の原因は、昨年12月議会答弁で、子供たちの読解力が学力低位の要因の一つであると説明された。そのほかの要因としてどのようなことを考えているのか。また、いじめの現状（件数）や不登校の現状（件数）はどうなっているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 田添議員の御質問にお答えいたします。

1. 河川整備に係る河川内の樹木伐採としゅんせつについて。コロナ禍の中で住民の住環

境に対しての不安が高まっている。このような中で、今年も大雨や大型台風等の自然災害が起ると、住民の不安や恐怖はさらに高まる。町が掲げている観光や景観の整備等を考えても、県依存ではなく、町単独事業として早急に河川整備を行うべきだということで、

(1) 昨年12月議会後、河川整備についてどのような取り組みを行ったのかという御質問ですが。

町が管理する普通河川においては、計画していたしゅんせつ工事や維持工事を11月までに発注しており、その後の整備工事の取り組みは、予定もなく、実施ありません。また、県河川については、12月議会で答弁していますが、令和2年度事業として、県内76河川のしゅんせつ工事が計画され、そのうち川棚川水系では3河川の計画があり、波佐見町内の皿山川が対象となっていましたので、河川整備の要望など、12月以降、年度内の取り組みは行っておりませんが、毎年、年度当初に県北振興局の河川課に出向き、県河川の整備について、位置図と現状の写真や優先順位を要望書に添付して提出いたしております。

そういう中で、昨年1月、中島県議の計らいで、岩見土木部長が東彼管内を巡視するとの電話をいただき、私と堀池課長と同行し、梅高野や稗木場皿山川の支障樹木や集積すべきところを見ていただき、その後、永尾郷の河川の樹木が繁茂し見通しが悪い箇所と、野々川郷の県道波佐見山内線の急カーブ、危険箇所を見ていただき、永尾は9月前後に工事着手をしていただき、野々川郷は用地交渉が必要で、令和3年度の着手となっていたこととございます。

(2) 実際の河川の状況を見てどのような感想を持ったのかというようなお尋ねですが。

大雨や大型台風等により河川氾濫の災害を防止する上で、しゅんせつや支障木の撤去は必要と思っています。町が管理する普通河川については、令和元年度に現地調査を行い、工事計画書を作成していますので、緊急浚渫推進事業債を活用し、地元の要望等に合わせて計画的にしゅんせつ工事等の実施を行いたいと思っています。

また、県河川についても、しゅんせつや支障木の撤去が必要と思っており、今後も引き続き河川整備について県に要望を行ってまいります。

(3) 県は稗木場、皿山郷のしゅんせつと岳辺田郷の樹木伐採を約300メートルほど行った。町として、整備後の状況を見てどのように感じたかという御質問ですが。

やはりその状況を見て気分的にもすかつとしましたし、そしてまた、これで安全だなというような思いを致したところでございます。県河川においては、先ほども申しましたように、

毎年、予算の範囲でしゅんせつや支障木を伐採していただいております。ちなみに、波佐見町だけで県管理の2級河川は11か所あります。その優先順位をちゃんと添付して、そしてお願いをしたところでございまして、その一番がやはり梅高野と、それから皿山、その後にはまだずっとありますので、非常に早くできたなというような、先ほどちょっと言ったように、タイミングよく、この国のほうの総務省の緊急浚渫推進事業債の創設によって事業予算が増額されたということで、例年より広範囲に実施されたと思います。そういうときに、たまたま私もよく知っているんですけども、中島県議の計らいで、部長が来たのは、本当、初めてじゃないかなというような思いを致して、非常にいいタイミングだったなという思いを致しております。

今後、引き続き県への河川整備の要望を行って、大雨や台風による自然災害に対する住民の不安が少しでも早く解消できるよう努力してまいりたいと思います。

(4) 県が実施した河川整備について、町としてどのような要望を行ったかというような質問ですが。

さきにも述べましたように、毎年、年度当初に県北振興局の河川課に出向き、県河川の整備について、位置図と現状の写真や優先順位を要望書に添付して提出しているところがございます。

(5) 河川法による町単独で河川の整備ができるようになっているが、町として踏み出せない理由は何か。

町の事業予算については、歳入に対して歳出額が決定され予算執行しています。限りある予算の範囲で町の事業を執行し、不足分については起債や基金の取崩しなどを行っている状況です。そのような中で、県が管理する河川に町の予算で執行する余裕がないことから、現段階では県河川の整備にまで踏み出せない状況です。

2. 道路整備について。町道等の補修整備等が実施され、住みよいまちづくりに取り組まれていることは、住民の安全安心の視点からも大きな喜びとなっていることをうれしく思う。しかし、早急に改善が求められる箇所も多くある。そこで、次のことを問うということで、

(1) 道路及び歩道の状況について、12月議会で指摘した箇所について、実際に足を運び、どのような感想を持ち、今後どのような対応を考えているのかという御質問ですが。

宿郷のエレナ前の県道1号線のコスモス薬局側の歩道の状況と、町道西部線の山角橋から焼野原の間の道路状況について、議員から説明がありましたので、再度現状を調査しており

ます。県道の歩道については、コスモス薬局側は以前整備されたままの状況で、県道の車道高よりも低く、歩道幅も狭く感じる箇所もあるようです。地元自治会からはエレナ側の歩道整備の要望が出ておりますので、県にはそのように要望を行っています。反対側の歩道整備についても、今後、地元との協議を行い、要望の検討をしていきたいと思っております。

(2) 早急に整備が必要な箇所は山角橋から焼野区間であり、併せて歩道の整備を行うべきである。現在も交通量が多く、速度違反の車も増加している。児童生徒の安全を考えると、早急に対応すべきと考えるがどうかという御質問ですが。

町道西部線の山角橋から焼野までの舗装工事については、本年度は、南小学校方面の舗装を先行してほしいと地元から要望がありましたので、福田壘店前から約260メートルの施工を行っております。次年度は、南小学校前から終点の鶴川床屋までの区間を完了させて、焼野から山角方面の舗装工事を計画しているところです。歩道部の舗装についても、前回の整備から20年以上が経過し、路面の沈下や舗装劣化も生じていることから、車道部と一緒に整備を行っていききたいと思っております。

(3) 道路の陥没箇所があるが、定期的な点検はどのように行っているのか。現在把握されている箇所はどこか。また、今後の対応はどのように考えているかという御質問ですが。

波佐見町には314路線の町道があり、さすがに毎年の定期的な点検は時間的に実施できませんが、前回は、平成30年度から31年度にかけて実施したところです。通常は、現場に出たときに車から道路の状況を目視点検で実施しており、簡易な補修については職員が行っております。道路の陥没箇所の把握ですが、町道稗木場長野線を含め、ほとんどの町道や県道で、雨天時には陥没による大小幾つもの水たまりが見られる状況です。町の対応としては、舗装改良工事や維持補修工事の要望が各地区から出されていますので、緊急を要する箇所、計画的に継続工事が必要な箇所に分けて今後も計画的に施工していきたいと思っております。

3. 教育行政について。本制度では総合教育会議を設置するようになっている。また、この会議の内容は公表が原則となっている。本町では、広報波佐見で会議の様子が紹介されているが、詳しい会議内容については公表されていない。例えば、佐々町は、会議の議事録がネット上で公表され、町民が会議の内容を知ることができ、住民の意見が活かされる体制ができている。本町の総合教育会議の現状はどうなっているかという御質問ですが。

総合教育会議とは、町長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場として設けられており、両者が教育政策の方向性を共有し、一致し

て執行に当たる機関として位置づけられています。

この会議は町長が招集することとなっており、毎年開催しております。昨年は5月22日に開催し、教育委員会の主要施策、児童生徒数の現状と今後の推移、本町の学力の状況、新型コロナウイルスに関する学校の現状と今後の対応、今後の教育環境の課題、いじめ防止対策など6項目について協議を行っております。

この会議の議事録の作成は行っておりますが、ホームページでの公表は行っておりません。県内他市町の状況を見てみると、ホームページで公表しているところもあるようですので、本町でも今後はホームページでの公表に努めてまいりたいと思っております。

教育行政の1と3については、教育委員会より答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

（1）本制度の改革事項に、地域の民意を代表する町長との連携強化とあるが、以前の教育委員会制度とどのような改革が図られているのかというお尋ねでございますが。

平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、新教育委員会制度が始まりましたが、本町においては、旧法の教育長の任期満了に伴い、新法の教育長が就任した平成29年10月23日から新教育委員会制度に完全に移行しました。

この新教育委員会制度への背景については、旧法の教育委員会制度について、教育委員長と教育長のどちらが責任者なのか分かりにくい、いじめ等の諸問題に対して迅速に対応できていない、さらには地域の民意が十分に反映されていない等の課題が指摘されていたところでした。このため、新法において、教育委員会の責任者として、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長を置くこと、教育長を首長が議会の同意を経て直接任命すること、教育長の任期を3年とすることなどが定められ、地域の民意を反映するため、首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置が義務化されたところです。

また、この総合教育会議において、首長と教育委員会は協議の上、その自治体の教育振興に関する施策の大綱を策定することとされ、その上で、首長と教育委員会は、会議で協議、調整された事項について尊重しなければならないとされております。加えて、児童生徒等の生命、または身体に被害が生じ、または見込まれる場合等の緊急の場合に講じるべき措置についても協議されることとなりました。

そこで、以前の教育委員会制度とどのような改革が図られているのかとの質問ですが、以前の教育委員会制度においては、教育行政の政治的中立を重視するあまり、選挙で選ばれた首長の施策方針が教育委員会へ伝わり難い制度でありました。本町においては、従来から町長と教育委員会は意思疎通を図っておりましたが、制度的に総合教育会議が設けられ、公の場で町長と教育委員会が情報共有を図り、施策の方向性を確認していることは大きな意義があるものと考えております。また、教育委員についても、町長と直接意見交換を行うことで、町の活性化を担う一員としての自覚と誇りがさらに深まり、定期的に開催する教育委員会の中で積極的な意見が出るようになったと感じているところでございます。

(3) 本町の学力低下の原因は、昨年12月議会答弁で、子供たちの読解力が学力低位の要因の一つであると説明された。その他の要因としてどのようなことを考えているか。また、いじめの現状（件数）や不登校の現状（件数）はどうなのかというお尋ねでございしますが。

本町の学力は、昨年12月議会で申し上げたとおり、全国学力・学習状況調査では、小学校は全国平均より低位、中学校はおおむね全国平均ですが、教科によっては全国平均を下回る年度があります。

その要因でございしますが、全国及び県学力調査においては、それぞれの教科内の分野別に正答率が分析できますが、本町の小学校国語においては、書くこと、読むことの基本事項について平均を下回っております。また、小学校算数では、四則計算等の基礎的な部分の学力は備わっているものの、文章問題になると正答率が二極化し、低位の児童では質問の趣旨を読み解くことができない傾向が現れています。このことから、本町においては、読解力が不足していることが全国平均を下回っている要因だと分析をしております。

そこで、その他の要因としてどのようなことを考えているかとの御質問ですが、考えられる要因と改善を図る一つ目として、目当て、まとめが児童生徒に届く授業を行うことだと考えており、さらに、学校内で校内研修等を通じて、教師同士が学び合い、協働実践することが大切だと考えております。

二つ目として、狙いに即した各活動を重視する授業を行いたいと考えております。これは、ICT教育の推進も図る一方で、自分の考えを書くこと、授業のまとめを書くことで、一人一人が授業の振り返りが行えることが期待できます。

三つ目として、学び合いの学習を進めることだと考えております。学び合いの学習では、様々な考えを共有しながら、自分の考えを深めたり、互いに考えを補完し合ったりする中で、

集団としての底上げが期待できるものです。

これらから、読解力向上を中心に据えながら、どの子に焦点を当てた授業づくり、展開を行うのかを共通認識し、低位、中位の児童生徒が、「授業で分かった、できた」という喜びを実感できる授業を全教職員が大切にしながら、本町の学力向上を図っていきたいと考えております。

次に、いじめ件数と不登校の件数ですが、いじめの認知件数は、平成30年度は5件、令和元年度も5件。不登校件数は、平成30年度は13名、令和元年度につきましては22名となっております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

まず、河川整備についてです。12月議会でも質問し、また、3月でもと思われたかもしれませんが。しかし、近年続く、あの大雨や河川の増水状況を毎年見るたびに、何か自然が教えてくれているような気がするんです。災害が起きたら、誰でも動けるし、手をつけることができます。近くの武雄とか、そういうところでも実際災害が発生し、復旧にかなり苦労されている。今現在も十分な生活ができない、そういう人もたくさん全国にはおられます。だから、今、計画に沿って、または普通河川については町で、または県の河川は県でというようなその考え方はもう十分分かった上で、あえて2度目の河川整備について話をしているわけです。確かに予算が必要です。でも、昨日の予算書の中にも、ありがたいことにふるさと応援基金でしっかり支えていただいている方がたくさんおられます。その用途もいろいろあるかと思えます。しかし、このありがたい応援基金を何とか使って、波佐見の町は安心安全な町になっていますよという、そういう返礼もやっていいんじゃないかなと、僕はそういう思いが強くて、身近な人が、または町民一人一人が、一つの命が亡くなる、または財産をなくしてしまう、そういう事態が来る前に、何とか、今、基金がある、その運用を何とかそちらに回して、住みよいまちづくりにしていただきたいというようなことで、あえて質問をさせていただきました。

失礼だったと思いますが、実際足を運びましたかと。実際その場を見てどう感じましたかという質問をさせていただきましたが、やはり写真で見ると、あの増水をしている状況と、柳が生い茂って、今はまだ新芽を出そうとしておりますが、道路よりも高く生い茂っている。桜つつみについては予算化をされて整備をされるというような報告が昨日もありましたけれ

ども、それをすればするだけ、河川内のあの悲惨さというのはもっと目の当たりになってしまふ。それではどうなのかなと。

私も、県が行った皿山川の状況をずっと見守りました。幸いにして知り合いでしたので、いろんな話をしながら。住民の方の意見は、田添さん、「あればしてくれたけん、もう増水ののうなるけん安心したばい」って、近所の方の声はそういう、やってもらって本当にうれしいという声です。しかし、ここをやったがために、その影響で下流のところに負担をかけるんじゃないかな。あそこを行ったことによって下流にどんな自然変化が出てくるのかなというような、そういう思いもあります。

だから、前回も言いましたけど、簡単な作業を、これは普通河川も含めてですけれども、やってしまっても、また元に戻ってしまえば何にもならないんですよね。だから、せっかく私の地元のところで整備をしていただきましたので、地元としてもこれを維持し続けるように努力をやはりしていかなければいけないと思っています。

本当にきれいだし、かなりの泥が堆積をしています。これが除いたことによってかなり危険性は低くなったとは思いますが、町長の説明にもありましたように、川棚川の支川は11か所あります。だから、それぞれの地区でのいろんな思いはあるかもしれません。私の地区だけじゃなくて、町全体として災害が起こる前に何とか手を打ってほしいと。計画はあるでしょうが、今、発生していない、自然震災が発生していないときに手を打ってはどうかという質問をしているんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

12月議会から、田添議員から指摘をされましたけれども、それ以前からも、ずっと県河川について要望が出ております。それについては、もう毎年度、年度当初に、先ほど町長からの答弁がありましたとおり、位置図と現況の写真と優先順位をつけて県のほうに要望をしているところです。

今回は、国の事業で浚渫の緊急事業債がありましたので、広範囲にできたところですけども、毎年少しの予算でありましたけれども、実際に伐採とかをやっていただいております。そういうことを、今、国の事業債もありますので、そういうところに関しては町のほうも引き続きずっと要望をして、本当に住民が助かっておりますよということを県のほうに訴え、今後も引き続き要望していきたいと思っております。

町河川については、町の来年度、3年度予算でも1,000万円を計上して計画をしているところですので、町の河川については町が力を入れてやっていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

ぜひ一刻も早く、安全な河川環境の整備をお願いをしたいと思います。

一つ、私の認識不足だったのでしょうか。梅高野については、あれは波佐見川、波佐見の件数じゃなくて、川棚のほうで上がっているんですかね。ちょっと。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

川棚川というのは、川棚から波佐見町までの河川になっておりますけども、波佐見の工区として、梅高野の部分の伐採工事を行っていただいております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

しゅんせつについては皿山川、樹木の伐採については波佐見の梅高野、2件、2か所であるということですね。

私が県のほうにどんな要望をしているのかというのは、やり方が、これは梅高野の伐採をされてきました。毎日見に行ったんですけども。こちらは、当然業者は違うんですけど、しゅんせつですよ。住民から、普通知らない者から見れば、こっちはきれいにしとつとに、何でこっちは上っ面のその柳だけ、根っこはまだ生きている。これは絶対何年かのうちにまたわーっと生い茂りますよ。

だから、どんな要望をと私が言ったのは、こういうしゅんせつも併せて樹木の伐採もしない限り、同じことを何年かの周期に繰り返し繰り返しやらないかん。そういうのがあるものだから、そんなことをしていたら災害がいつか起きますよ、どうしますかということを私は申し上げているわけです。そのところを酌み取っていただいて、もう予算が必要なことは重々分かっておりますので、先ほど言いましたように、一刻も早く、住民の安全安心な環境づくりに努めていただきたいと思います。

あと、その河川関係で、川棚川のハザードマップあたりが20年12月に作成されていますよね。だから、こういうのも同時に進められているので、やっぱり整備と合う部分もあるので、整備をしながら、何とか安心な状況をつくっていくことが住民にとっては必要なのかなと。

こちらは危険ですよってこう言っておりながら、こちらの整備がなかなか進まないではどうなのかなと思いますので、時間がかかることだと思いますが、両面からの取り組みをよろしくをお願いをしたいと思います。

二つ目に道路の整備についてです。もう答弁の中で把握をされているということが分かりましたので、これは窯業試験場、県の窯業試験場前から甲長野に抜ける道です。もう本当、通ってみれば、簡単な陥没ではありません。もう道路がこう波打っている状況です。これも、もしかすると、大雨等の影響で地盤が緩んでいることも、その影響の一つなのかなとも思っておりますので、地元からの要望も出ているということですので、対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

あと、私が、毎日、雨の日も雪の日も1日も欠かしたことはありませんけれども、山角橋のところを立て、児童生徒の登校、この間の雨の中も中学生が雨にぬれてでも自転車で登校をしている、そういう姿に応えたい。実際、雨の中に子供たちが歩いているあの状態をぜひ見てもらいたい。陥没しているために、もう水しぶきをぼんぼん跳ねられて、この寒い中、行っているんですよ。やはりそれを見ると、何とか新年度を迎える前に、新1年生を迎える前にできることは少しでもこう進めていただきたいなど。

平成30年度から31年度に点検をされたということですが、車両の増加等もあって、かなりこう地形が変形、変化をしております。町の方も大変、職員の方も大変かとは思いますが、今どういう状況なのか、ぜひ雨の日あたりにですね。この間、雪の日は凍結あたりを建設課の方が見て回っておられましたけれども、雨の日でもちょっとこう見ていただいて、早急に手が打てる場所はないのか。予算の範囲内で早急に対応していただいて、児童生徒の安全確保を努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、山角橋から焼野の区間は西部線で本当に水たまりが多くてですね。昨年も波佐見病院から山角病院のほうに大体100メートルぐらい下ったところに、ちょっと本当に水が多いということで、車が通った後にちょっと大変だということで、簡単ではありませんけれども、補修をしております。

続いて、先ほど町長の答弁がありましたとおり、南小学校の前がもう少し残っておりますので、そちらをちょっとして、今度、西部線のほう、山角から焼野のほうに移って回りたい

と思います。それも、あと地元聞きながら、その山角の範囲でどこを先にするか。そういうのを地元と協議して、なるべく早く子供たちの安全になるようにやっていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

自治会や保護者あたりの声を聞きながらですね。ぜひ新年度がちょうど切りがいいので、新年度まで、もしできれば、安全確保にぜひ手をつけていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、教育行政についてです。もう答弁の中身は、文科省が示している全文をずっと読まれていたので、もうそれは重々私も承知をしているわけですが、1番目に上げていましたこの制度を導入して、一番よかった。なかなか言いづらいかもしれませんが、一番よかったな、効果的だな、この制度はという点を一つ教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

新教育総合会議ですけども、やっぱりそういう席で、民意を代表するって、僕はいつでも常に民意を大事にするほうでございますし、また、ある面では、今までの教育会議というのは、教育委員会というのは、我々は入っていけないところであります。しかし、そういう中で、最終的には教育委員会が主導でやるわけですけども、自分たちの行政を預かる立場として、やっぱり教育に関する知見、それから、また、いろんな人たちからの御意見等をやはり代表して、教育委員の皆さんたちと話ができると。そのことによって、お互いにまた学ぶことができるなという。そして、なおかつ、子供たちの学力、そして品行方正といえますか、そういうものも踏まえて共有できるなというような思いを致しております。

非常に目に見える活動ということじゃないですけども、そういう協議があって初めて、だんだん浸透して広がっていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

この本町の総合教育会議については広報誌で示されておりますので、過去の分をずっと取ったんですが、2016年の7月号、それから平成28年と29年の分については、教育の大綱を一部改定したとか、そういうふうな準備期間といえますかね、そういうのをされて新しい体制

のスタートを切られたんじゃないかなと。そのことを考えると、5月、6月の開催でいいのかなと思うんですが。

私も、全てではありませんが、全国的なものをずっと調べると、10月とか11月とか2月とか、そういう開催が多いんですね。私もどちらかというところ、そちらのほうが制度を生かす、いい開催時期だと思います。なぜかというところ、やはり5月、6月はやっとな動き出したばかりで、方針といいますか、何かこう方向性を示すことしかできない。それを毎年繰り返すことになるので、やはり10月とか11月、実際の子供たち、地域の様子、そういうものが、国の動きも含めてですけれども、そういうのが分かった段階で、よりこの教育総合会議を充実させるためにも、開催時期というのを検討する必要があるんじゃないかな。

もう一つは、官製談合が教育委員会管轄の部分でありました。そういう話がどこかでなされたのかどうか分かりませんが、やはりそういう部分についても、今現在、教育行政が抱えている部分、そういうのを教育委員さんたちと町長も交えて話す機会があったら、もしかしたら、談合問題も止められたかもしれない。そう考えたときに、開催時期というのをやはり考え直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そのような形のいろんなものの見方、考え方は多々あると思っております。そういう面で、今までやってきた取り組みの時期と、そしてまたおっしゃるような時期をずらしたやり方と、十分、協議検討をして、波佐見町にふさわしい時期、そして内容等についてもさらに磨きをかけていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

総合的に判断をしていただいでですね。広報誌の状況を見ると、年度始めの御紹介程度の内容にしかなくてないので、原則公表という、公開というのがありますので、そういうことを考えたら、ある程度、実践といいますか、歩みができた段階で住民に公開をしたほうが、住民の方もいろんなお考え、またはいろんな機会で見解を、町長が代表ですので、何かの会合のときに意見を聞く機会も増えるのではないかなと。今の状態では、言おうと思ってもなかなか言えない状況のままではないかなと思っております。

あわせて、公開が原則ということで、傍聴についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

失礼します。総合教育会議におきましても、あるいは定例の教育委員会におきましても、基本的には会議につきましてはオープンにしておりますので、参観は自由にしておりますので、ぜひお越しいただければ大変ありがたいなということを思っております。

今、議員お説のとおり、開催時期につきましては町長と協議をしながら、ふさわしい時期ということで考えていきたいと思っておりますし、町長答弁の中でもありましたように、町長と教育委員の協議というのは、とても有益であったなということを感じておりますので、今後ともそういう場を設けていながら、子供たちから町民のほうの幸せとか町政についての考え方を持っていくということの共通理解を図ることで大事にしていきたいなということをお思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

会議の内容によっては秘密で公開できないものも当然出てきますので、誰でもどうぞ傍聴してくださいというような形はできないと。傍聴規定みたいな、そういうのがあるかと思えますので。佐々町を見たら、傍聴を希望される方は何日までにお届けくださいと、多分その手続が必要だと思えますので、そういうことも含めて、会議の内容、そういうものの内容によっては、町民に傍聴を呼びかける、そういう機会もぜひあってほしいし、広報波佐見でお知らせをする分もいいんでしょうが、もっとほかの形で、先ほど町長もネット上で今後ともというような前向きな話もありましたので、ぜひそれは進めていただきたい。

ところで、この総合教育会議の設置と大綱を策定するとなっているんですが、私、大分探しましたが、教育大綱が見当たりません。波佐見町の教育方針はあります。学校教育、社会教育、文化財保護についてはありますが、この広報誌を見れば、大綱の一部改定とかこう書いてあるんです、2年にわたって。実際その教育大綱というのはどこに公開をされているんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、波佐見町の教育大綱について改めて御説明したいと思います。

総合教育会議で定めておりますが、これは町の基本計画を基に協議を行っております。し

たがいて、その中で教育委員会と町長と協議した中で、修正がある、加える部分が多うございしますが、その部分が主な内容となっております。

したがいて、町の基本計画が基本でございしますが、今のところホームページ等で掲載していない可能性が高いと思われまますので、この辺、町長部局と調整しながら、早めに公開の方法を検討したいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

佐々町を使って申し訳ないんですが、同じぐらいの町で、一生懸命、両隣は佐世保市でありながら頑張っている町で、参考にするとところがあるなと思っております。やっぱり佐々町はちゃんと教育大綱というのをつくれと言われてますから、こういうのをきちんとつくられています。基本計画じゃなくてですね。そうしないと見えてこない。またはこれを公表するとなったときに、明確さがやっぱり弱いし、住民が、民意の意見を何とかこう上げる際にも、やはりある程度具体的なものを示さないと、町に対しての意見等はなかなかこう言えないんじゃないかなと思いますので、ぜひ波佐見町も教育大綱のこういうものをきちんと作成をして、議事録も含めて公表してもらいたいなと思います。

もう時間がありませんが、学力問題です。なぜ読解力がないのかというのを考えてもらいたいなと思ったんです。私も機会があつて、何回か授業を見に行かせていただきました。国も令和3年1月26日、中央教育審議会は令和の日本型学校教育の構築を目指して、全ての子供たちの可能性を引き出す個別、最適の学びと共同的な学びの実現という答申を取りまとめて公表しました。

私は、それを読めば、もう以前から言われている個に応じた指導と、子供たち同士、または学年をまたいででも、または他校生も含めて、そういう子供たち同士との関係性の中での学び合い、教育長も学び合いと言われました。基本は、僕は学び合いだろうと思います。ただ私が授業を見に行った中で、本当に人間関係がうまくいっているのかなというのを感じました。教育委員さんたちも学校訪問等をなさっていると思いますが、一言で言えば、落ち着きがない。集中力がない。もっと言うならば、学習に臨む態勢がまだできていないのに、授業がどんどん進められ、先生もそこを見落とすために、これが1年、2年、3年と続くことによって、学校は面白くなか、勉強はもうついていき切らん。その現れとして、100%とは言いませんが、不登校の原因をつくる要因の一つにはなっていないのかなと。で

きない子供をできるようにする、これが指導の原点だと私は思います。

これからGIGAスクールとか、いろんな対応で、本当、教育委員会、教育行政を進める中で、国からどんどんどんどんいろんな施策が打ち出されて、先ほども校内研修を進めると言われましたが、校内研修は、まずはこのGIGAスクール、タブレットの活用とか、そういうものでどんどん追われていきますので、実際私が言った基本となる授業に臨む姿勢、子供たち同士の関わり方、そういうのが希薄化している。これは大人社会も人間の関係性が希薄化している、それが大きな要因だと思います。

子供には罪は僕はないと思います。そういう意味で、今後、課題は山積みですが、将来を担う子供たち、それを育てるといのは、それだけ重大なエネルギーが必要です。そういう意味で、ぜひ前向きに、お互い協力しながら、人間性を高めながら、教育のまち、波佐見を実現していくことに私も力はお貸ししたいと思います。

以上で私は終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、3番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 城後光議員。

○6番（城後 光君）

皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1. 自治会を取り巻く環境変化に関わる対応について。

新型コロナウイルス感染症拡大により、町内においても各種行事が軒並み中止されています。同時に自治会主催の年間行事も大きく減少し、活動が大きく制約されています。単身世帯の増加、高齢者の進展などで自治会加入者数は減少傾向にあり、役員確保も困難を増しているというふうに伺います。人口規模が小さい地域については、今後の組織運営も非常に厳しい環境が想定されています。

そこで、以下、質問です。

- (1) 町民の自治会加入率は、この10年間どう推移しているのでしょうか。
- (2) 地区別の自治会加入者数と加入率はどうなっていますか。
- (3) 自治会に委託する町の事務はどのようなものがあるのでしょうか。
- (4) 自治会の運営に関して、課題をどう把握しているのでしょうか。
- (5) 自治会長会の開催の経緯と、これまでの変遷はどうなっていますでしょうか。
- (6) 自治会の今後の運営について検討する協議会等を立ち上げる考えはないのでしょうか。

2. 歴史文化交流館開館後の陶芸の館、観光交流センターの活用について。

4月開館に向けて、歴史文化交流館の開設準備が行われています。これまでに、本町陶磁器の歴史を開設する施設として陶芸の館が果たしてきた役割は大きいと考えています。引き続き陶磁器の歴史については、この施設にて展示するとの方針ですが、二つの施設の違いを明確にし、観光拠点としての魅力を高めるためにも、施設の見直しが求められていると考えます。

- (1) 歴史文化交流館と陶芸の館、どのように二つの施設を使い分ける方針でしょうか。
- (2) 陶芸の館の年間利用者数の推移はどうでしょうか。
- (3) 窯業人材伝承施設としての陶芸の館について、今後の事業方針はどうなっていますでしょうか。
- (4) 波佐見焼サクセッサー養成講座を陶芸の館にて開催する考えはないでしょうか。
- (5) 波佐見町におけるクラフトツーリズムの拠点として、陶芸の館を活用する考えはないのでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 城後議員の御質問にお答えいたします。

1. 自治会を取り巻く環境変化に関わる対応について。新型コロナウイルス感染症拡大により、町内においても各種行事が軒並み中止されている。同時に自治会主催の年間行事も大きく減少し、活動が大きく制約されている。単身世帯の増加、高齢化の進展などで、自治会加入者数は減少傾向にあり、役員確保も困難を増している。人口規模が小さい地域について

は今後の組織運営も非常に厳しい環境が想定される。そういう中で、（１）町民の自治会加入率はこの10年間どう推移しているのかという御質問ですが。

自治会からは毎年、広報誌などの配付物の数の情報をいただいております、その配付数から推計した自治会加入数で計算したところ、10年前は87.8%の加入率で、令和2年4月は82.2%と、年々加入率の低下が見られます。加入世帯の実数は10軒程度の減ですが、分母となる住民登録世帯数が増えているため、アパート等の新しい世帯が自治会に加入していないために加入率が減少しているものと思われます。

（２）地区別の自治会加入者数と加入率はどうかという御質問ですが。

令和2年4月段階では、中尾郷で140世帯、97.9%、三股郷、43世帯、100%、永尾郷、185世帯、100%、小樽郷、149世帯、100%、野々川郷、62世帯、100%、湯無田郷、511世帯、86.9%、井石郷、217世帯、100%、鬼木郷、60世帯、100%、金屋郷、147世帯、93.6%、折敷瀬郷、620世帯、78.9%、宿郷、583世帯、67.6%、村木郷、245世帯、75.6%、皿山郷、158世帯、87.3%、稗木場郷、222世帯、77.9%、田ノ頭郷、145世帯、70.7%、川内郷、91世帯、100%、岳辺田郷、163世帯、68.5%、甲長野郷、60世帯、100%、乙長野郷、139世帯、79.9%、協和郷、206世帯、91.6%、志折郷、114世帯、99.1%、平野郷、36世帯、100%となっているようです。

（３）自治会に委託する町の事務はどのようなものがあるかという御質問ですが。

自治会に委託する事務は、波佐見町事務連絡に関する規則に事務連絡として規定しています。町税納付書等の配付並びに徴収協力に関すること、行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底に関すること、広報その他の印刷物の配付及び掲示に関すること、各種調査報告書の配付、取りまとめに関すること、それらの書類作成及びその指導徹底に関すること、その他となっており、その他には、特定健診等の受診率向上のための啓発事務や敬老行事実施事務などがあります。

（４）自治会の運営に関して課題をどう把握しているかという御質問ですが。

それぞれの地域によって課題は異なると思いますが、折敷瀬や宿などの大きい自治会ではアパート住民などの自治会加入問題があると思われます。その他の自治会では、人口減少で住民が減り続けていく中で、空き家問題や自治会運営そのものが成り立っていくのかなど、不安があられることと思います。

（５）自治会長会の開催の経緯とこれまでの変遷はという御質問ですが。

現在、本町で取り組んでいます自治会長制度については、私が平成10年に就任した当時は、駐在員制度として存在していました。地域の配付物やいろいろなお願いごとなど、駐在員さんを通して地域に話を持って行っていました。当時の駐在員さんは、今で言うところの事務長または副自治会長の立場の方で、現在の自治会長の立場の方には郷総代という方がいらっしゃいました。

私が就任してから、郷総代さんと意見交換をしていく中で、郷総代には、何か緊急的に困ったときだけ行政から話があるだけで、そのほか行政からの重要な話があっても、駐在員止まりで、郷総代の耳には入らないというようなことをお聞きし、ここは改革の必要があるのではないかという思いを致しました。

その後、議論を重ね、平成12年度から、それまでの駐在員制度を廃止し、自治会制度を新たに発足させ、これによって地域の代表であられる自治会長に行政からの情報が直接伝わるようになり、地域の運営にもプラスになったものと思っております。

また、月1回の地域の代表の方と行政のトップや管理職が一堂に会して、お互いの意見交換ができるこの自治会長制度は、全国的に見ても珍しく、他の地域でもまねしたいがなかなかできないといった声もお聞きいたします。

これからも、自治会と議論を重ね、よりよい波佐見町をつくっていけるよう頑張っていこうと思っております。

(6) 自治会の今後の運営について検討する協議会等を立ち上げる考えはないかという御質問ですが。

自治会長会には、波佐見町郷自治会規約があり、その中で会長と副会長がそれぞれ1名、理事2名、監事2名の合計6名の役員がいらっしゃいますので、この役員会を活用してもよいのではないかと考えられますが、議員お説のそれぞれの自治会の今後の運営課題については、他の自治会でも参考になることも含まれていると考えられますので、自治会長会全体で共有していくことも得策ではないかと考えられます。

今回、議員からこの御提案をいただきましたので、今後、自治会長会の中でも、協議の必要性を含め、御意見をいただきながら、自治会の運営の在り方など協議させていただきたいと思っております。

2. 歴史文化交流館開館後の陶芸の館、観光交流センターの活用について。4月に開館に向けて歴史文化交流館の開設準備が行われている。これまでに本町陶磁器の歴史を解説する

施設として陶芸の館が果たしてきた役割は大きい。引き続き、陶磁器の歴史については、この施設にて展示するとの方針であるが、二つの施設の違いを明確にし、観光拠点としての魅力を高めるためにも施設の見直しが求められる。

(1) 歴史文化交流館と陶芸の館、どのように二つの施設を使い分ける方針かという御質問ですが。

波佐見町歴史文化交流館（仮称）の整備方針は、平成30年3月に策定した波佐見町歴史文化交流館（仮称）整備基本方針（変更）を掲げており、陶芸の館をはじめとする町内の各施設との関係も整備されています。

この中で波佐見町歴史文化交流館（仮称）は、波佐見町全体の歴史を展示し、波佐見焼については、波佐見町の発展に果たしている役割や学術的な価値を主眼に展示することで、陶芸の館をはじめとする町内の各施設や史跡、観光地へ向かう流れを促す施設としています。

一方で、陶芸の館については、これまでの波佐見焼の歴史及び製造工程等を展示し、波佐見焼の魅力を発信する施設として、波佐見町歴史文化交流館にない部分を補うこととしています。

これらから両施設の特性を生かし、相乗効果により、町全体の魅力が発信できるものと考えています。

(2) 陶芸の館の年間利用者数の推移はどうかという御質問ですが。

陶芸の館の年間来場者数については、直近の令和2年は、コロナの影響もあり大幅に減少し、5万5,259人でした。平成31年が10万8,475人、平成30年が8万8,291人、平成29年が8万3,087人、平成28年が7万5,370人となっていますので、コロナ前までは右肩上がりで来場者が増加していました。

(3) 窯業人材伝承施設としての陶芸の館について、今後の事業方針はという御質問ですが。

窯業人材の伝承育成は、波佐見焼の存続発展においても重要な施策です。その役割を担っている施設でもある陶芸の館では、本体建物裏に設置しています工房において、伝統工芸士による人材育成事業としてろくろ教室と絵付け教室が開催されています。また、本館2階には波佐見焼の歴史や製造工程の展示などを行っており、波佐見焼の人材育成、伝承の役割を担っています。今後においてもその考えは変わらず、波佐見焼の人材育成、伝承と魅力を発信する総合的施設として運営していきたいと思っています。

(4) 波佐見焼サクセッサー養成講座を陶芸の館にて開催する考えはないかという御質問ですが。

御存じのとおり、波佐見焼サクセッサー養成講座は、昨年まで首都圏や地方都市で開催されていましたが、今年度は波佐見焼総合講座として、国、県、町の補助金を活用し、波佐見焼振興会が事業実施主体となり実施されています。しかしながら、今年度は新型コロナの影響により、この事業も実施することができず、中止せざるを得ない状況でした。

今年度事業においては、人材確保が厳しい生地製造業をはじめ、それぞれの分野で品質維持と認知度向上を継続的に進めていく上で、製造、流通に係る人材を確保し、求職者や興味がある方に波佐見焼の仕事内容や就業方法を伝える方法として、産地でしか体験できない職人の技法や生産体制を知る講座を芸術系大学を対象に行う予定でした。

このコロナ禍の中で、出張しての講座については再考し、今後においては産地での開催ができないか検討する必要がある、これまでの補助金の活用は事業のメニューに合わなくなり、財源の検討から始めることとなりますが、関係団体と協議していく必要があると思います。その際に、何らかの形で陶芸の館の活用も視野に入れながら検討してまいります。

(5) 波佐見町におけるクラフトツーリズムの拠点として、陶芸の館を活用する考えはないかという御質問ですが。

波佐見町におけるクラフトツーリズムのフィールドは、あくまで町全体であり、参画される方も、様々な団体や企業、個人だと考えられています。やきものづくりの技術文化や生活空間を観光資源として、波佐見焼のモノ価値であるクラフトと、波佐見町で体験するコト価値であるツーリズムを一体化させたクラフトツーリズム産業を令和元年度に提案され、町内のいろいろな方の関わりの中で、地域全体のブランド向上を目指されています。

本町の体験観光の魅力は、産業としてのなりわいをじかに見たり、体感できることであるため、生地の作業小屋、窯元の見学など、より近いところで体験することで、コト価値が醸成されます。このように、クラフトツーリズムは波佐見町の本物をお客様に御提案するもので、陶芸の館を拠点にして何かするというより、陶芸の館でできることを柔軟に考え、その役割に合ったモノやコトを提供する場にできればいいと思います。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

まず、自治会について質問したんですけど、冒頭にも触れさせていただいたとおり、新型

コロナで町内行事はもうほとんど開催できていないんですけども、自治会の行事もほとんどできていないに等しいと思います。私自身は宿郷に住んでいますので、先ほども具体的に全郷の自治会加入者数を上げていただいたんですけど、宿郷は一番低いですね。やはりアパート世帯とか、あとは新しく転居された方が多いので、どうしてもそういう地区になると思います。やはり、そういう特に自治会活動が長くやられていない方にとっては、イベントで初めてその自治会を知られたり、自治会に構成されている方を知られるというケースが多いと思うので、こういうコロナでなかなかその活動ができないというのは、非常に自治会の役員さんとかにとっても痛いんじゃないかなというふうに感じます。そこで質問をさせていただきました。

まず、お伺いしたいのが、自治会はいろいろ課題を抱えてあると思うんですけども、町として、自治会のほうの財務の状況とか、そういう自治会の組織について、何か分析というか、そういう部分はされているんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

毎年4月に各自治会から総会資料を頂いております、その中から、年間の郷の郷費として、1,000円の地区が7地区、それと1,500円まで、1,200円とか1,300円、いろいろとちよっと地区はあるんですけども、1,500円までが12地区、それと2,000円の地区が3地区ということで、郷の郷費が納められているところでございます。

それと、年間の経費ですけども、200万から、大きいところはやっぱり1,400万と、そういったところまで、自治会の状況に応じてそれぞれのところで活用されているようでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、課長が答弁いただいたとおり、地区によってすごい様々ですね。やはり、先ほど世帯数も答弁いただきましたけど、一番少ない世帯は平野郷は36世帯、一番多い折敷瀬郷で620世帯、18倍ぐらい違うんで、本当に役員さん方もそれぞれに大変だと思うんです。例えば少ない地区だと役員さんをもう出す方がいらっしやらない、常に同じ方がしないといけない状況。逆に多い地区は、なかなか成り手を決めていただくのも大変ということで、いろいろそういうことで御苦労されていると思います。

まず、ちょっとお伺いしたいのが、今回、町が委託する事務として、新型コロナのワクチン接種も自治会に何らかの委託をされるというふうに伺っているんですけども、具体的にどういうことをお願いされるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

ワクチン接種に関しては、まず、住民の方に関しては、第1優先が65歳以上の高齢者ということになっております。ただし、ワクチンが、いつ、どれくらい来るかというのがはっきりしない中で、どういう優先順位でワクチンを接種していくかというのが課題になっておりまして、ワクチンが来る時期が多分遅くなるだろうということで、あらかじめ接種を希望する方を事前に把握したいということになりまして、その辺の事前調査のほうを依頼したいということで話を進めまして、全自治会のほうから、自治会の会員さんについては、協力をしたい、できるということで御回答をいただいております。これは令和2年度に行うもので、その後、令和3年度に実際にワクチン接種が始まりますと、マンパワーも足りませんので、例えばバスの手配を考えているんですが、自治会で乗る際の確認だったり、あるいはその接種会場での誘導なんかもお手伝いできないかということでお願いをしているところです。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今、波佐見町に関わらず、全国的に市民の方、コロナワクチンがどういう形で進められているか、注目されていると思いますし、その中で、自治会にお願いする部分というのが多いので、本当に役員さんとか担当される方は大変だと思うんですけど、こういう方がいろんな形で手助けをしていただかないと、別にこのコロナだけにかかわらず、町のいろんな行事が円滑に動いていかないと思うので、そういう意味でもやっぱり自治会というのはなくてはならない存在だというふうに思います。

今、先ほど課長が答弁された状況で、ある程度財務状況については総会資料を見られて把握されているというふうに伺ったんですけど、もうちょっと具体的にお伺いするんですけど、例えば、いろんな自治会で会館が建てられていると思うんですけど、郷によっていろいろ違ってくると思うんですけど、やはり建てられた時期というのが、もう三、四十年前とか、結構な年数がたっているところが多いと思うんですけど、その建て替えとか改修とか、そういう部分で町が補助をしていると思うんですけど、その辺の状況からして、建て替えの状況は

全体的に増えている状況ですかね。その辺りはどう認識されていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今現在ある各郷の公民館につきましては、昭和60年、波佐見町が農業の圃場整備を、第1期やった時期がありますけども、そのときに集落のそういった集会所ということで、その補助事業の対象として各自治会の公民館は建設されたものと思っておりますので、三、四十年、確かにたっているところもございます。

それと、今、そういう改修をしているところもありますけども、そういった有利な補助事業等がないかということで探しまして、今、コミュニティ事業ということで、宝くじ関係の事業がございまして、そこが一番有利な事業じゃないかなというふうに思っております、それも計画的にやっていかないと、毎年波佐見町に配分があるというわけではございませんので、一番最近は皿山の人形浄瑠璃会館ですかね、をその事業で整備したんじゃないかなというふうに思っております。

ほかの地域でもそういった建て替えの話が上がっているということもお聞きいたしますので、そういった話を聞きながら、そういった事業の活用を促しながら、まず、一番やっぱりその地域がまとまってもらって、どういう形でそのコミュニティ事業につきましても事業費の3分の2だったかな、が助成されますので、あと、その地元のそういった建設資金等々はどうされるのか、計画的にどうされるのかとか、そういったのを話し合いをしながら、計画的に助成というか、支援ができていければなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

会館については、今、答弁いただいたとおり、多分昭和60年とか、その辺りが多いんじゃないかなと思っております。例えば、宿のコミュニティセンターも大体61年ぐらいというふうに聞いていまして、ようやく建設費の借金がなくなる、もうじきなくなるというふうに、決算書を見ていてそういう状況ですので、ようやくほかの自治会についても、やっと今後どうしていこうかという組立てとか、貯金とかしていかれるタイミングじゃないかなと思うので、その辺り、改修を今後考えていかれるときはいろいろなサポートをしていただきたいなと思います。

あと、自治会の会計で、今、非常に頭を悩ませというのが、行政無線の、有線の撤去だと

思うんですね。柱の撤去が非常に大きいので、あとは線自体もですけど、改修とかいろんな形で撤去の費用が、当然町は補助していただくとは思いますが、実際自分たち自治会で払わないといけない部分というのは大きいと思うので、頭を悩ませられる自治会も多くて、そのままにされるという判断をされることもあるというふうに伺っているんですけども、その辺りで、自治会長さんとか事務長さんから何か要望とか、特別上がっていますでしょうか。財務面に関してですね。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、議員の御質問でございますけれども、その防災行政無線、戸別受信機に切り替わりましたので、各地域にある支柱、有線を支えている支柱とその有線の部分が、今後の自治会、あくまでも有線放送は自治会の持ち物、所有でございますので、自治会の管理になってまいります。ですので、次年度に向けて、まず、そういった自治会で早急に撤去しなければいけない柱とかを調査をいたしまして、それにつきましては3年度の予算措置をしております。それと、今後そういった計画的にしていく柱の撤去等につきましても、後だって情報をいただきまして、年次計画的に予算枠を組みながら撤去をしていければいいのかなというふうに思っております。有線放送の柱ですので、御存じだと思いますけども、ある程度、あと何年間は持つものばかりだと思っておりますので、それも一、二年じゃなくて、もうちょい長いスパンで撤去していければいいかなというふうに思っております。

それと、あと町道敷とか、そういったものに立っている分については、町道のそういった改修とかなんとかそういうときに一緒にこちらの予算のほうで改修しようかという計画もございますので、今後、ちょっと年数というか、かけながら、こういった形で支援ができるかというのは、また自治会とお話ししながら進めさせていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

おっしゃったとおり、撤去を今すぐしないでいいものも多々あると思いますので、その辺りはぜひ自治会の方と協議をしていただきたいなと思うんですけど。ただ、先ほど田添議員もお話しされていましたが、台風とか自然災害で倒れるというケースも今後あり得ますので、特に使わなくなったら、あまりそもそもメンテナンスをしなくなるので、そういうときに、大風とかで倒れてしまって、またそれがほかの住宅に影響してしまったら元も子もない

ので、その辺りはぜひ自治会のほうにも、長くかかれる場合はその管理はある程度やっていただくように、お互いに協議をしていただければと思います。

あと、やはりその自治会でやられている事業として、なかなかいろいろ大変だなと私も感じているところは、敬老祝賀の行事ですね。昨年度はコロナの関係でやられないと思うんですけども、その前とか、今までずっと大体自治会主催でやられていると思うんですけども、やはり地区によっては、もう料理屋さんとか、あとは何か別の会館に行かれてやっていただくとか、あとは自治会によっては公民館でやられるとか、いろんな形があるというふうに伺っていますけども、やはり運営されているおもてなしをされる側にとっては、結構準備が大変だったり、あとは来られない方にお弁当を配られるとか、いろんな負荷がかかられると思いますので、その辺りも結構大変じゃないかなと思っているんですけども、何か具体的に自治会から要望というか、敬老祝賀の事業に対して何か御意見等は聞いておられますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

敬老行事につきましては、今のところ、金額のお話は以前聞いておりましたので、その分については増額をしたところですが、行事そのものについては今のところはありません。ただ、今回のコロナでいろいろ行事を取り組むのが厳しいということだったので、そういったところがありますけれども、これはもう一時的なものかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あとは、一つ上げられた特定健診の受診率向上の対策とかも自治会にお願いをされていますけども、今はちょっとなかなか難しいと思うんですけど、やはりその一つが、受診率が上がれば何らかの補助措置がなされるということで、自治会の会計にとってもいい条件なので、その辺りはお互いにメリットというか、やられながら進められていると思いますけれども。

私がちょっと一番最後に触れさせていただいた、今後について、自治会運営自体の今後についてちょっと考える機会がないかという話なんですけども、やっぱりその自治会によっては、地区、例えば住宅とか、ある程度、自治会以外でまとまれる集落については、自治会の考え方と、集落、そのある集まりの考え方が違って、例えば役員さんの選出とか、体育部

長さんとか、いろんな部分がその考え方が合わないとかいうケースも伺っています。

要するに自治会自体の運営についていろんな形で疑問を持たれている方も、特に新しく住まれた方と長くいらっしゃる方というのは、やっぱりぶつかるケースというのも当然出てきていると思いますので、そういう部分を何か話し合っていて、今後もやっぱり町の運営にも自治会という組織はなくてはならないものと思いますし、やっぱりその加入者数が減少していくのをそのまま町としてもその自治会任せにできない部分もあると思いますので、今後どういう形でしていったらいいかというのを、協議は自治会の方と検討していく必要があると思うんですね。

私がなぜその自治会長会と別にやったほうがいいかというのを思ったときに、自治会長さんは基本的に任期があらわれて替わられるじゃないですか。もちろん長くいらっしゃる方もいらっしゃるんですけど、1年、2年とかで組織自体を分かって、じゃあどうしてこうかって、なかなか御意見を出せないと思うので、例えばその自治会長さんを経験された方を集められて何か協議会をつくられるとか、何かそういうちょっと別のもう少しじっくり時間を据えて検討する場所があってもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺りは考え方はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

22の地区には、それぞれの歴史、文化があるわけですね。一番あれはやっぱり葬式、結婚式とか、そういうつながりを綿々と続いてきているわけですよ。我々がやっぱり自治会の中にこういうふうなことをやれと言ったら、もう大きいとこと小さいとこ、全然やっぱり話が合わんところもあると思います。

ただ、やっぱり大きかろうが小さかろうが、それぞれ波佐見町の22の地域の中での人たちには、我々も公平公正にせないかんというようなことで、共通、共有するべきことはきちっとやると。しかし、自治会の中身の内容については、やっぱりその自治会にお任せする。そして、そのことで問題があったときには、時折ごみ捨てるあれとかなんとかのときは、やっぱりみんな一緒に話し合いをするわけですね。うちはこうだああだというような形。そうすると、あ、そういうやり方だったらいいなって、そういうふうなことで、お互いにいいことはこれは自分の地域に取り入れられる。しかし、これは取り入れられんって。いろんな要件において学びが非常に大きいんですね。

一番いいのは、我々管理職全てが地域の皆さんの生の声を聞けるということです。あ、こういうことは地域でやっているんだな。こういう地域にはこういうことがあっているんだな。そして、そのことを管理職でも共有できる。管理職の皆さんも異動があつたりするわけですね。だけど、自治会にとっても我々にとっても、本当この自治会制度は非常に素晴らしいことだと。だから、結局、自分だけで悩むことじゃなくして、同じ悩みがあるところもあると思うんですよ。だから、そういうことの意見交換はもう自治会長会で十分できますので、そういうことを参考にして、また、こちらが手助けをしたほうがうまくいくなというときには、行政としても十分それに関わっていけるというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

自治会長会を今の形に育てられたのは一瀬町長の功績が大きいと思うので、いろんな思いを持たれていると思うんですけど。私が、今、宿郷で自治会長がなかなか決まらないうと、次の方が得られないということで、選考委員という組織をつくられているんですね。その選考委員の方にお伺いすると、やっぱり自治会長さんが適齢期は65歳から75歳、まだまだその元気で活躍される時期になっていただくのが一番やり方としてはいろんな形でスムーズというふうにおっしゃっているんですけど、社会が定年延長で、なかなかその職場に長く行かないといけないうので、今までは、引退した後にじゃあ自治会に入ろうかというやられた方の人材が会社に取られると。なので、なかなかその成り手がいないということをおっしゃられていたので、ぜひその辺は、自治会が大切に思われている役場の課長さん方としても考えていただいて、そういう面でなかなか自治会自体の役員さんに成り手がなくなっている現状というのが、個々の自治会長さんのもちろん問題もありますけど、そういう社会的な問題もあるというのを踏まえていただいて、今後もし、うまくいかない部分が出てくると思いますので、その辺はぜひ先手先手でいろいろ検討していただきたいなというふうに思います。

陶芸の館についてお伺いするんですけども、なぜちょっとこういう形でお話ししたかといううと、先日クラフトツーリズム産業という形で、今、クラフトツーリズム産業協議会といううことで立ち上げをされて、第2回の全国大会を2月4日にやられたんですけども、その中で、城崎温泉がある兵庫県の豊岡市というところの観光協会長さんがゲストスピーカーで話をされたんですけど。豊岡市というのが、かばんの産地みたいなんですね、全国的に有数ですね。そこが、かばんをつくれる職人さんがなかなか、御多分に漏れず後継者がいない部分

があるので、学校をですね、専門学校を1年間のコースでかばん職人を養成する講座をつくられたと。そのつくられている場所が、かばんを物販している建物の中につくられているんですね。要するに、お客さんが来て、かばんを買えるんですけど、その同じフロアというか、別の階なんですけど、その中で職人さんがいらっしやると。要するに、ちょっと興味を持ってもう少し踏み込んでみようと思えば、その建物の中で、いろんな作られているイメージが湧くという形でなると、すごく近い関係ができるのかなというのを、その豊岡市の事例をクラフトツーリズムの大会でお伺いしてですね。

これは陶芸の館という、今、波佐見町にある施設の中でも同じような考え方がもしかしたらできるんじゃないかなということで、ちょっと話題に上げさせていただいたんですね。というのが、今、陶芸の館に、1階にお買物に来ていただいている観光客、たくさんいらっしやいますけども、2階に、今、焼き物の展示とかはあるんですけど、会議室とか、いろんな部分で使われている施設はあるんですけど、もう少し、例えば、毎日開催してなくても、定期的に例えば何か生地屋さんのイベントとかやっておられれば、どういう形で波佐見焼ができているんだという印象を、ふらっと遊びに来られた観光客も見えていただける。そういうのがあれば、もう少し興味を持ちたいんだったら町内の施設に行こうかという、何か誘導ができるんじゃないかなと思ってちょっと御提案をしたんですけど、その辺りの考え方としてどう思われていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

城後議員のほうから、豊岡の取り組みあたり、もちろんお聞きしまして非常にすばらしい取り組みをされているんじゃないかというふうに思っております。形態としてはうちの陶芸の館も似たような感じはあるのかなということで、豊岡市さんの場合は、1階がショップで2階に資料、3階でそういうスクールを開催されているということなんですけれども。

今、お買物に来られるお客さんも、当然、陶芸の館の2階の展示を見られていると思うんですけども、また多いのが小中学校のそういった見学の方等も多いということで、実際そこで説明をされる方の声を聞くと、あの施設で、ちょうど尺がある程度、そういう場合決まっているので、20分ぐらいがいい尺みたいなんです、時間的に。そういうところで、非常にこう説明がしやすい。それはガイド協会もおっしゃるし、クラフトツーリズムの事務局長さんもおっしゃっていました。

そういう中で、あそこはあそこの役割があるのかなと思うし、ただ言われるように、製造工程の部分をもう少し見せ方とか、そういうのは工夫する余地は十分あるのかなというふうに思っています。それで今言われたように、そこで興味を持っていただいて、本物というか、生地工場に行くとか、本物の生産現場を御案内する、工場見学を御案内する。やっぱりそこはセットにしないと、そこだけで全てを完結するという意味で言われているんじゃないと思いますので、そこはうまいこと、そういうつなげる部分はつなげていけるような施設とか、そういうところは考えていく余地はあると考えています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あとは、一番冒頭に掲げたんですけど、今回、歴史文化交流館が開館します。その中でも当然波佐見焼の歴史というのは通史で触れられると思うんですけど、陶芸の館のほうでも波佐見焼の歴史が一応ある程度説明されているんですけど、そのすみ分けというのも必要になってくると思うんですけど、その辺りはどう考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

町長が申したとおり、この波佐見町歴史文化交流館（仮称）でございますが、波佐見町の通史を全体的な通史を表して、その中で波佐見焼が波佐見町の発展にどう寄与したか、今の波佐見町にどういうつながっていくか、波佐見焼につながっていくかというのを展示をいたします。やはりその中で、まずは波佐見町の魅力の中に波佐見焼が果たしている役割を主眼に置いてパネル等を作っておりますので、そういった中で、陶芸の館は先ほど澤田課長が言ったとおり、波佐見焼の工程とか、デザインとか、そういうのを特化して展示するということですので、お互いない部分を補いつつ、波佐見に来られる方、また児童生徒に全体的なそういう内容を伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あくまでも教育委員会としては、今、歴史文化交流館の開館に向けて、その中をどういう形でやっていくかというのを注力されていると思うんですけど、今後、やはり波佐見焼を見たいから陶芸の館に来られる。そこから歴史文化交流館に行ってみようというお客様も出てくると思いますので、やっぱり内容も、例えば陶芸の館であれば、下で今の現代の焼き物が

ある。上に行ったら、それがどうやって歴史につながっているのかが分かる。そして、もっと深く知ろう、じゃあ、歴史文化交流館に行こうという流れができれば非常にいいサイクルですし、逆に、歴史文化交流館に行って、もっと焼き物が知りたい。じゃあ、陶芸の館に行こう。お互いに回遊していただくと非常にいい流れとなってくると思うんで、ある程度歴史文化交流館の展示の落ち着いた段階でも、陶芸の館の展示を見直していく必要があると思うんですけど、その辺り、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃっていただいたように、現在は、波佐見町歴史文化交流館（仮称）の展示の内容について傾注しております。当然、現時点では、歴史文化交流館から、各施設、陶芸の館も含めたところで、町内の各施設で誘導するようなパネルも作っております。一方で、陶芸の館については、まだまだちょっとそういったところで協議ができておりませんので、先ほどおっしゃっていただいたように、歴史文化交流館がちょっと落ち着いた時分に、やはり皆様のお声を聞いて、特に観光客の方のお声が届くと思いますので、それを聞いて、陶芸の館のほうと商工観光課のほうと協議をしたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

このクラフトツーリズムという形で、今、その取り組みをされている動きなんですけど、これは経済産業省が支援をされて取り組みをされているんですけど、この中で今年度行われた事業として、例えば、富裕層向けの福岡からバスツアーと呼ばれたり、あとは台湾と香港から、ある程度旅行とか、あとはインターネットの発信とかにたけた方をお呼びされて、御意見を聞いて、今後の商品展開に生かすという活動もされています。

その中で御指摘をされているのが、一番、これは報告書をまとめられているんですけど、その中でやっぱり課題というふうに考えられて、これは波佐見町のクラフトツーリズムについて課題というふうにまとめられている中で、W i - F i 環境の整備が一つ課題だなと。あとは現地ではできない体験と人との出会いの場所をつくるのが課題というふうに書かれています。ほかにもいろいろ課題は書かれているんですけど。

というのが、私も海外にここ数年前に旅行したときも思ったんですけども、国内だとあんまり気にしないんですけど、海外に行くと通信会社が別の会社になるので、データをちょっ

とでも減らそうとするんですよ。ですので、例えば、SNSで発信するにしても、写真とかがなかなかアップしづらい環境になる。Wi-Fiがあれば、それを気にしなくていいのでアップしやすいということで、今までもいろんな形でWi-Fi環境をお願いしますということでお話ししたんですけども、やっぱり外国の方とかも、国内もそうですけど、観光拠点となられる部分、考えられる部分は、Wi-Fiとか整備はやっぱり絶対必要になってくると思うんですよ。その辺はぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

あと、この中で、ツアーの中で三股の陶石とか、取られた場所とかを案内するツアーも外国人の方が行かれていて、非常に魅力的な歴史がある。ただ、その現地ではなかなか分からないというのも課題としてあられたので、その辺は今後、教育委員会としても史跡とかのサインとかの計画はあるということなんですけども、今できる内容としては、やはりウェブのいろんなガイドとかいう部分は外国人の方も見ていただける環境になると思いますので、その辺りはぜひ研究していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、1点目のWi-Fi環境でございますが、歴史文化交流館には無料のWi-Fi環境を整えますので、ぜひ、館内も写真撮影は基本的にオーケーにしておりますので、情報発信を期待するものでございます。

次に、三股の関係でございますが、現在、中尾上登窯保存整備工事を進めておりますが、それが終わった後は、三股陶石場の整備も検討しているところでございます。全体的な位置づけがまだ必要でございますが、その中でやはり上がっているのは、陶石場に行く道をちゃんと整備してはどうかという話もございまして、先ほど触れていただきましたが、サイン計画についても、令和3年度においてそのようなことを検討しておりますので、全体的にそういった誘客を商工観光課と打合せしながら進めていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

三股の観光について一言だけ言いますと、三股、すごい魅力があるんですけども、本当に三股の方がそういう観光客を望んでいらっしゃるのかということから、土足でどかどか入って行って地元の方がオーケーなのかということも、そこからまず協議をしないといけないと思っていますので、少し時間を要するかと思っています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

これは難しい問題で、観光客としていろんな方が来ると、勝手にいろんなところに行かれるんで、それはもちろんいろんな部分でトラブルになるケースもあると思います。ただ、あくまでも波佐見町の魅力として思われてここに行きたいという形でなられた観光客の方がいろんなところに行こうとされるので、その辺りは、もちろん来てほしくないと思われる住民の方もたくさんいらっしゃいますけども、波佐見町の魅力を上げるために御協力いただきたいという部分は、ぜひお互いの問題意識を少しでも埋めていただく努力はしていただきたいなど。要するに、来てもらったら困るという考え方だと、お金がなかなか波佐見町に落ちないので、少しでも協力いただける部分は協力いただきたいなという部分は、ぜひ、難しい問題とは思いますが、考えていただきたいなと思います。

やはり富裕層でも、こうやって波佐見、有田一緒のプランなんですけども、来ていただける拠点というのが、やっぱり福岡から近いんですよ、1時間半とかという距離感で考えられている。先ほど挙げた豊岡市というのも城崎温泉があるんですね。温泉と何か巡るというのは今後できてくると思います。波佐見でも、例えば嬉野とか武雄とか、そういう温泉との組み合わせた観光というのも今後考えられると思いますので、その辺もぜひ、コロナ後にいろんな形で動かれると思いますので、連携というのもぜひ考えていただきながら今後に活用していただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、6番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時7分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 福田勝也議員。

○5番（福田勝也君）

こんにちは。それでは、通告に従いまして質問いたします。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種についてです。

新型コロナウイルス感染症が発生してから1年を超え、第2波、第3波と、全国的に多数の感染者が出ております。また、多くの方が命を亡くされております。本町においても感染者が確認されています。

コロナワクチンの開発により、全国的に各自治体でワクチン接種の準備が進められています。新型コロナウイルスの感染防止対策として有効なものと期待するものであります。

(1) 本町において、コロナワクチン接種の方法、段取りについてはどのようになっているのか。

(2) コロナワクチンの安全性についてはどうか。

(3) ワクチン接種は強制ではないが、接種率向上のためにどのように対応するのか。

2. 波佐見町職員採用試験についてです。

本町として、毎年職員採用試験が実施され、本年も3回にわたり波佐見町職員採用試験が実施されました。

(1) 過去5年間の応募人数、採用人数の実績はどのようになっているか。

(2) 採用試験の公募、試験等の日程はどのようになっているか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 福田議員の御質問にお答えいたします。

1. 新型コロナワクチン接種について。新型コロナウイルス感染症が発生してから1年を超え、第2波、3波と全国的に多数の感染者が出ており、多くの方が命を亡くされている。本町においても14名の方の感染者が確認されている。コロナワクチンの開発により、全国的に各自治体でワクチン接種の準備が進められている。新型コロナウイルスの感染防止対策として有効なものと期待するものである。そこで、(1) 本町において、コロナワクチン接種の方法、段取りについてどのようになっているのかという御質問ですが。

町内においては、12月末から1月にかけて14人の感染者が確認されましたが、目に見えないウイルスは知らぬ間に忍び寄り、私たちの生活を脅かす存在となっています。

特効薬の開発が待たれるところではありますが、自己防衛の手段として、まずはワクチン

接種で、感染症の発症や重症化を抑える効果を期待するものです。

現在、国内外でワクチン開発が進められており、臨床試験の結果で国の審査を通ったものから順にワクチン供給がなされますが、ワクチンの種類によって保存や使用期限などの取扱いが異なるため、国が示す優先順位に従って、どのように接種するか、町、医師会と協議を行っています。主な接種の方法は2通りあり、各人が医療機関へ出向いて接種する個別接種と、医療機関以外の会場で集中的に接種する集団接種があります。本町としましては、ワクチンの種類に応じ、この集団接種と個別接種を使い分けて実施することを考えています。

具体的には、国が示すとおり、高齢者から接種を開始しなければなりません。ファイザー社製のワクチンはマイナス75度Cの冷凍庫で管理が必要となるため、総合文化会館を会場として集団接種で行う計画です。接種会場に来られない方へは、別途往診などで対応することとしています。その他のワクチンについては、比較的取扱いが簡単になりますので、医療機関での個別接種と、土曜日、日曜日の集団接種の併用を検討しています。

何分、国からのワクチン供給がなければ日程などを決定できませんが、自治会の協力により、今月には65歳以上の高齢者の接種意向調査を実施し、希望する方への接種を優先したいと考えています。

(2) コロナワクチンの安全性についてはどうかという御質問ですが、世界的には既に1億人以上の方が接種しており、データの蓄積も進んでいます。ワクチン接種とは、体内に異物を投与するため、接種部位の腫れ、痛み、発熱、頭痛などの副反応が起こることがあります。いわゆるアナフィラキシーショックの事例ですが、100万人に10人程度の割合で出現しているとの報告もあります。治療を要したり、障害が残るほどの重度のものは極めてまれですが、何らかの副反応が起こる可能性がなくすることはできません。ワクチン接種に不安のある方やこれまでにアレルギーの既往歴がある方には、事前にかかりつけ医に相談していただくことを進めています。

また、集団接種会場では、健康観察のために接種後30分は会場にとどまっていただき、その場にも、医師、看護師を配置し、何らかの急変に対応できるようにしており、安全性の確保に努めていきます。

(3) ワクチン接種は強制ではないが、接種率向上のためにどのように対応するのかという御質問ですが。

ワクチンは、人口の一定割合以上の方が免疫を持つことで感染の流行を防ぐことができる

とされていますので、強制ではありませんが、努力義務として、多くの方に接種していただき、集団免疫をつくることが重要になります。接種率向上のためには、接種を妨げる要因を配慮し、受けやすい環境を整える必要があるかと思えます。

具体的には、接種の機会を増やすとともに、集団接種会場まで移動できない方には、送迎用のバスなど交通手段の確保や、ワクチンが怖い方には、ワクチンを理解していただく広報が必要ではないかと考えます。あるいは、接種の仕方が分からないから受けない、予約が面倒くさいから受けないといったことにならないよう、十分な説明や予約システム導入などを図りたいと思えます。

2. 波佐見町職員採用試験についての御質問ですが、本町として毎年職員採用試験が実施され、本年も3回にわたり波佐見町職員採用試験が実施された。

(1) 過去5年間の応募人数、採用人数の実績はどのようになっているかという御質問ですが。

平成28年度は、4回採用試験を行い、応募人数は69人で、採用人数は4人でした。平成29年度は、2回採用試験を行い、応募人数は52人で、採用人数は6人です。平成30年度は、2回採用試験を行い、応募人数33人で、採用人数は7人でした。令和元年度は、2回採用試験を行い、応募人数は39人で、採用人数は4人でした。今年度は、3回採用試験を行い、応募人数101人で、採用人数は12名です。

(2) 採用試験の公募、試験等の日程はどのようになっているかという御質問ですが。

職員採用については、その年の退職者数や国の制度変更に伴う専門職の配置など、総合的な行政需要を勘案し、その年度の採用計画を立て、基本的に長崎県町村会が年3回実施しています県下統一試験に申し込み、他市町の職員採用と同日に本町の職員採用試験も行っています。

町村会の試験については、6月、9月、年明け1月の第3日曜か第4日曜に実施されています。それに向けて募集を開始しますが、募集期間を約1カ月設け、募集締切りを試験日前1カ月から3週間程度に設定して募集を開始していますので、試験日の2カ月前から募集開始となっており、自治会回覧版で周知したり、防災行政無線で呼びかけたり、町のホームページでの周知を行っています。

募集職種としては、高卒については、一般事務と専門職として、土木、電気、建築などの試験種目があり、大卒に関しては、基本一般行政事務、それと専門職として保健師や学芸員

などの職種もあります。最近の傾向として、即戦力を求めて、高卒、大卒という枠ではなく、社会人経験者として、一般事務であったり、専門職の土木、建築、電気などの募集も行っていきます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

新型コロナウイルスのワクチン接種についてですが、毎日のように新聞やテレビ等で接種について報道されております。全国民が関心を持ち、また不安もあり、いろいろな問題もあるかと思えます。また、現在においても、答弁でもありましたように、国からのワクチンの供給などのスケジュール的な方策なども情報提供がまだまだ不透明な中でありますけども、町民皆さんも直接関わることであり、関心があろうかと思いましたので、質問させていただきました。

ワクチン接種の方法については、各自治体のほうでいろいろな接種方法が検討されているようですが、身近なかかりつけ医での個別接種を中心に据えつつ、集団接種も一部併用するケース、あるいは集団接種を併用せずに、原則個別接種するケース、あるいは近隣都市との連携対処など複数がタッグを組んで取り組むケースというような接種方法が出ております。

本町では、個別接種と、あと集団接種の併用ということです。集団接種に当たり、いろいろな自治体のほうで会場となる場所でのシミュレーションなどが行われておりますけども、本町ではそのようなシミュレーションはされたのか、また、そのような計画はあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

集団接種のシミュレーションについての御質問ですけれども、まず、総合文化会館を1会場ということで波佐見町の場合は考えておまして、まず、一旦、医師会と相談をして、現地でどのような流れで集団接種、会場設営をするかというのを、まず1回設けております。それを反省を踏まえて、また見直しをしたところですが、実際、予行演習をやってみようかということで今話を進めております。今の予定ですと、3月25日に予行演習をしたいというふうに考えており、調整を今行っているところです。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

そのような具体的な流れのほうについても、スムーズな集団接種ができるようお願いしたいと思います。

先月、2月の自治会長会で、このような新型コロナウイルスワクチンの接種についてと、あと波佐見町の高齢者のワクチン接種の流れ（案）として資料がございました。その中に接種の順番等が書いてあります。まず、初めに医療従事者を今年の2月からの予定と。2番目として、65歳以上の高齢者がもう来月から始まる予定になっております。それで、3番目に基礎疾患を有する方や高齢者施設等の職員さんを65歳以上の高齢者が終わった後にされると。その次に最終的に一般の方が受診されるというふうになっておりますけども、先行して接種される一番最初の医療従事者についてというのは、もう勤務されている医療機関で接種されると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まず、2月に始まっております先行接種については、県内3か所の医療機関、国立病院系の医療機関で始まっております。今月ですね、3月から始まります医療機関、医療従事者の優先接種につきましては、ファイザー社のワクチンで実施することになっておりますので、特殊な冷凍庫ですね。マイナス75度の冷凍庫を配備する施設を、県内13か所ぐらいたったかと思うんですけど、そこに一旦配置して、そこから個別とか小分けをしてワクチンを配分して、医療従事者の方、町内の医療機関で申しますと、川棚医療センターにそのマイナス75度の冷凍庫が配備されますので、そこから波佐見町の医療従事者分の小分けをいただいて、波佐見町の5か所の医療機関が指定を受けて、そちらのほうに赴いて、それぞれ医療機関だったり、薬剤師さんだったり、歯科医師さんですね、そういう医療従事者の方が受けていただくというふうになっております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それから、4月からは県内高齢者ワクチンの供給がされるということになっております。本町においても集団接種の準備がされているかと思いますが、65歳以上の高齢者については、これによりますと、75歳以上と、65から74歳に区分して、あらかじめ接種の受付日、時間を指定して接種するようになっているということになっております。本町の75歳以上の方と、65歳から74歳までの方は、それぞれどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

令和3年2月16日現在でちょっと名簿を取り出している分になりますが、今回65歳という年齢の基準ですけれども、令和3年度末に65歳になられる方という基準になっておりまして、75歳以上が2,557人、65から74歳までの方が2,366人というふうになっております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それでは、高齢者になりますと、何らかの持病のお持ちの方も結構いらっしゃるかと思います。それで、かかりつけ医があられると思うんですが、こういった方は個別接種もできるということ考えてよろしいんですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

病気によっては、持っていらっしゃる疾患によっては、今回のファイザー社のワクチンが向かない場合もございますので、それは御相談していただいて、また、今後配備される予定の別の種類のワクチンでということも考えておりますが、基本的には集団接種ができるかどうかを、まず、かかりつけ医の先生に御確認をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

その接種の流れで、接種日当日の流れですが、接種は30分で40人程度を予定されております。午後の1時半から午後の5時までが受付というふうな形になっておりますが、問診票をチェックして、最終的な体調を確認して注射を打つわけですが、30分で40人、1人当たり1分以内という計算になるんですが、会場は1カ所でされる。1カ所というか、複数打つところがあるのか。そこはどうなんですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

接種には2列で考えておりまして、医師二人で40人ということになります。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

接種については、1回目の接種が終わった後、一定の期間、3週間から4週間を置いて2回目の接種が必要のようなんですが、65歳以上の高齢者さんが2回接種を終わるまでには、どのぐらい、何月ぐらいまでかかりそうですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

当初、4月からワクチンが来るという情報がございまして、そのときに、一旦、日程を医師会と調整をしたんですが、そのときには、4月の5日からもし始めたとして、大体7月の4日、約3カ月かかるような状況でした。ですが、それもワクチン次第でございまして、ワクチンがいっぱい来れば、もう少し日程を詰めたところで考えることもできますけれども、お医者さんのほうも通常診療をしながらという部分がございますので、そのお医者さんに倒れられても困りますので、その辺は少し余裕を持った形で日程のほうは組みたいというふうに思っております。今、国の情報ですと、6月には高齢者分のワクチンは供給するというような、不確かなといえますが情報は出ておりますが、実際どのように供給されるかというのは、もう少したないと具体的な日程は決められないというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

接種の対象者につきましては16歳以上ということですが、15歳以下の方が希望される方については、接種はもうできないということで考えてよろしいんですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

その辺りは国の指針に基づき実施することになるかと思っておりますので、当初は国民全員ということも出ていましたけれども、それが16歳以上とか、日々ちょっと情報は変わってきておまして、15歳以下も対象になるということになりましたら、また、そのように対応したいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それと、16歳以上ということになれば高校生も対象になるかと思っております。高校生の接種についても集団接種ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

そうですね、まだ高齢者も始まっていない段階で、ちょっとその先までの話はまだ進めておりませんが、ワクチンの種類とか、あるいは保護者の方の同意とか、そういった部分も必要になってきたりとかあったりすると、また、もう少し進んでから考えたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

接種のほうも、高齢者の方についても7月ぐらいまでかかりそうと。その後にいろんな方の一般の方まで長期間に多分わたると思うんですが、その間、その会場ですね、ウエイブホールにつきましているような使用が制限されるわけですが、いろんな行事等に支障等は出てこないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回のワクチン接種について文化会館を提供するというので、子ども・健康保険課と調整をしております。当然いろんな行事があるわけですが、まずは町民の方の生命を守るということでございますので、ワクチン接種を優先し、行事のほうは調整させていただきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

本町は地区を大きく分けると、東地区、中央地区、南地区と3地区に分かれますけれども、その3会場接種をするというふうな考えはないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

会場でも3密を避けながらという部分がございますので、待機をしたり、接種後の待機ですね。健康観察をしたりという部分で相当のスペースも必要かと思えますし、あと、お医者さんの都合もございまして、接種をする医師を二人と、あと健康観察をする医師を一人ということで、今、組んでおります。ですので、その会場をまた分けるとなると、それなりにまた人手が必要になりますので、今回は1カ所をお願いをしているところです。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

特に高齢者の方の交通弱者の方が、接種会場までの交通についてですが、ちょうど佐世保市では、交通弱者や路線バスなどが運行されていない地域もあるため、多くの方々に接種してもらおうよう、集団接種会場までのシャトルバスや巡回バスの運行を検討されているということです。本町でも、先ほど答弁や、昨日の予算の内容説明でもありましたけども、ワクチン接種会場までの送迎バスの借り上げ料として計上をされておりましたけども。

その送迎バスの利用についてですけど、地域の制限とか、何歳以上とか、そういった具体的な条件について、内容についてお知らせさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

集団接種を行う際に、その会場まで来れない方を今メインで考えておりますけれども、そのバスに少しの介助で乗れる方、大きく介助して乗せないといけないという方はちょっと難しいかと思うんですけども、自力でバスに乗れる方はそのバスを利用させていただきたいというふうに思っております。今回、その意向調査、接種の意向調査を行います、その際に送迎バスの利用を希望されるかどうかというのを併せて尋ねておりますので、そこで人数等を把握しながら、場合によっては、タクシーのほうが人数的に効率的という場合もあるかもしれませんので、そこはその調査結果を見ながら検討したいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

あと、コロナワクチンの安全性についてですけど、町民の皆さんは、やはり副作用などが、また、後遺症が出たらどうしようかと不安を抱えられている方がたくさんいらっしゃるかと思います。新聞等でもワクチン接種後に蕁麻疹や悪寒があったと、副反応の疑いの症例がっております。県内でも接種が始まっておりますけども、そういった症例は具体的にありませんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今のところ、県内でそういう事例という報告はまだ聞いてはおりません。で、町内の医師、お医者さんと話をする感じでは、通常のインフルエンザのワクチンなどとそう変わりはないんですが、やはり新しいワクチンであるので不安に思っている方も多んじゃない

かということで、町のその医師会のほうからの申出で、波佐見の場合は、接種券を配る際に予診票、問診票のほうをお配りするんですが、それを不安のある方は事前にかかりつけの先生に見てもらって、不安を解消していただくということで御協力をいただけることになっております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

先ほどの不安に思われる方については、問診票とかそういったものもされるということで、安心して接種をいただくためにも、そういったワクチンの安全性や、あるいは接種前の体調管理などの注意喚起事項なども一緒に封筒を同封とか検討されたらいかがかなと思っております。あと、妊婦の方が特に心配されているかと思うんですよね。そういった形で、妊婦の方のワクチン接種の臨床結果も国としてもまだまだはっきりとした報告がなされていないようですけども、そのような方からの問合せ等があった場合にはどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

おっしゃるとおり、妊婦の臨床試験の結果というのがまだ蓄積されておきませんので、国としてもまだ努力義務の対象ではないというふうに出ております。ですので、不安がある方はちょっとまだしばらく控えていただいて、もう少しデータが集まって安全性が確認されてから受けていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

あと、接種率の向上を考えられて、埼玉県の宮代町では、接種率を上げ、感染リスクを抑えたいとして、新型コロナウイルスワクチンを接種した町民に対して、1回につき1,000円分、2回の接種となるために2,000円分の地元飲食店や小売店で利用できる商品券を配付されているようです。ほかの自治体でもいろんな方策が検討されているようですが、本町においても、接種率の向上、感染防止、地域の活性化につながるとは思います。接種された方に対して、そのような何らかの対策は考えはないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

今月行います接種の意向調査の結果に応じては、接種を希望されない方がどのくらいいらっしゃるかによっては、そういうカンフル剤といいますか、誘発するような材料も必要かと思えますけれども、今のところ先生とお話をする段階で、接種しないと言っている患者さんはあんまり聞かないよというようなお答えをいただいております。ですので、調査結果を見てちょっと検討したいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

ちなみにですけど、毎年インフルエンザのワクチンの接種をされておりますけど、今年はコロナ関係でなかなか厳しかったと思うんですけど、例年どのくらいの接種率があるのか。あるいは、また、コロナワクチンの接種率についてもどの程度を考えられているのか、お知らせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

資料を持ってきておりませんで、インフルエンザについては、昨年度が、率じゃないんですけど、2,500人ほどの高齢者の接種があったのですが、今年に関しては、コロナの関係で無料化をしまして、3,500人弱の接種があったということになっております。それを率に直すと、約75%ぐらいだったかと思うんですけど、今年度に関しては、ですので、それぐらいはこのコロナワクチンのほうの接種もしていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

なかなか国の指針とか全体像がまだ明示されていない状況でありますけども、ぜひ、感染防止のために多くの方々が接種されますように努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に、職員の採用試験についてに移りたいと思います。

先ほど、過去5年間の応募人数、あるいは採用人数の実績を回答いただきましたけども、応募された方とか採用された方の本町出身と町外の方ほどのような数字割りといいますか、割合でしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

町内の割合でございますけれども、平成28年が、69人応募がございまして、8名の方がそのうち町内の方でした。大体11.6%。そのうち採用が4人でしたけれども、4人中一人が町内でございます。29年でございますけれども、52名の応募がありまして、17名が町内の出身者で33%、そのうち6人採用を行いましたけれども、4人が町内でございます。30年度、33名の応募がございまして、そのうち町内が13名、39.4%、7名の採用を行いました、3名が町内でございます。令和元年度が、39名の応募がございまして、そのうち8名が町内、20.5%ですね。4名の採用を行いましたけれども、二人が町内でございます。それと、今年度でございますけれども、101名の応募がございまして、11名が町内、10.9%が町内で、12名の採用を行いました。元波佐見町という方がいらっしゃったか。4名の方が町内の方でした。トータルで、5年間で294人で、57名ですので、19.4%の方が町内で、そのうち33名採用して、14名が町内でございますので、42.4%は町内の方で採用しています。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

今の数字をお伺いしますと、やはり2割前後が町内で、もうほとんどの方が町外の方と見受けられるようなんですが、どのような要因があるかと思えますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

要因ということでございますけれども、確かに昔は、ほぼほぼ町内の方でしたけれども、ここもう10年ぐらいですかね、どんどん町外の方が多くなってきたということが実感しております。ですので、今の波佐見町の役場の職員、見渡しておっても、結構町外の方がいらっしゃいますのでございます。ただ、なぜにその町内の方が受けられないのかというところの分析まではちょっといたしておりませんが、その周知は行っている、以前と変わらず行っております。それと、ホームページ等でも行っておるんですけども、なかなかその町内の方に受けていただけていないということは、私たちもどういった要因ということまでちょっと把握をしております。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

町の職員としまして、やはり地域を知る、人を知るといふ、行政サービスを行う上では、地元の方が有効といたしますか、動きやすいんじゃないかなと思っておりますけれども、なかなか

かそういった今の現状を聞きますと、やはり町内の方からの応募がないというふうなよう
でございます。それで、今年の採用では、やはり例年にないような12名の採用をされてお
りすけども、そういった要因といたしますか、先ほど答弁いただきましたけども、やはり談合事
件にかかって、やはり職員の不足が指摘されているような状況でございますけれども、やは
りそういったものも考えられたんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

そのような要因はもう当然考えました。今回、12名の職員の採用だったんですけども、当
然退職をされる方も少しありましたので、その部分を加えて12人という数字になっておりま
すが、特に今回はこの事件の要因も少し指摘をされました。いわゆるその技術職といた
すか、入札等に関して、あるいは事業者さんから見積り、あるいは積算等上がってきた内容が
きっちり見れる職員が少なかったと、そういった要因もありましたので、できればそういう
能力のある方の採用もしたいということにもありましたので、できれば即戦力といたしますか、
そういったところの可能性を含めまして、年齢構成も少し募集の枠を広げて募集をかけた
ということもあります。それから、事務職に関してもですけれども、当然、御指摘があつて
おりました職員の不足しているところ等々があるという指摘もいただきましたので、そう
いった部署については少し増員をするという基本的な考えの下に今回の採用の人数にな
ったという経過でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それで、採用試験の日程なんですけど、今年もといたしますか、6月と9月と1月という
ふうな3回にわたり採用試験があつております。私も、本町のホームページで過去5年
間の応募締切日や一次試験日が載っておりましたけども、一応傾向としまして、技術
職の採用という試験については、その6月の応募において、市町村の職員の統一試験
ということで、大卒での一般行政事務が9月と、高卒の一般事務についてが年明けて
からの1月になっているような傾向にあるかと思えます。

この試験においては、やはり他市町もそういうような時期というふうな答弁も
いただきましたけども、ちょっと遅過ぎるんじゃないかなと感じております。新卒の
就職活動についても、大学の方については、やはり3年生のもう11月、12月ぐ
らいから、やはりインターンシ

ップや企業説明会などに、もう就職活動を始めるわけですが、3月になって一般企業のエントリーを始めるような状況です。学生の心理からしますと、早く就職先を決めたいと思っておりますし、また、いい人材とか優秀な人材から就職というものが決まっていくような傾向もありますので。それで公募についても、やはり試験日の1カ月前、2カ月ですね。公募についても発表ということで、今答弁いただきましたけども、やはり毎年毎年、大卒の行政事務があるのか、高卒の一般事務の募集があるのかというようなところも、皆さんというか、受ける方もなかなか就職活動を始める頃には分からない状況なんですよ。

実際、私も議員になる前なんですけど、子供が高校3年生のときに、部活が落ち着いた時分に先の進路をどうしようかと考えたときに、私も本町のホームページのほうを、その採用試験について調べたこともございます。その頃には、夏頃でしたけども、やはり大卒程度の行政事務のほうの採用の実施要綱等はありませんでしたが、高卒の採用試験まではまだ発表されていなかったというふうな状況で、やはりそういった年度年度で高卒もあるかどうか分からない状況の中で、そういうふうな情報がなかなかないもんです。そしたら今年はないんだというような形で、やはり進路を早めに、進学するのか、別のところを当たるかというような選択肢は秋ぐらいにはもう決めるわけなんですよ。そういった感じで、結局、その後に1月に試験があったということで、やはり情報が遅いんじゃないかなと思っております。

そのように本町の採用試験を受けようとする方に対しても、早めに採用試験の実施要項を案内しただけでも、案内していただきたいと思いますが、そういった動きはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

まず、試験の実施のやり方についての御質問ですけれども、その年々によってやっぱり違いがございます。定年の退職者がどのくらいあるか。あるいは退職の申出そのものも、例えば秋口に申出があったりとか、あるいはもう年が明けて、1月、2月にぎりぎりになってから退職をさせていただきますと、そういう申出があったりということで、次の年度の採用の枠をどの時点で何人にするかということそのものが決められないことがまずあります。

基本的に、先ほど申しましたとおり、採用試験については年3回程度予定をしております。ただし、大学の就職の解禁の時期、これは恐らく4月、年度が始まればすぐ、大学卒業者に

については、もう就職、選考することができるんですけども、高校の卒業生の場合は、9月の十何日だったと思いますけれども、その頃が高校生の就職の解禁になっておりますので、高校生の場合は、その前に選考の試験をすることができませんので、優秀な人材を先んじて確保したいという思いは当然ありますので、波佐見町としても、6月とか7月に先んじて大卒に限って選考をする、採用試験を実施をして選考するという場合もあります。その場合に、例えば、退職予定者がもう一人とか二人とかであれば、6月、7月の大卒の選考で決まれば、ほぼ次の2回目、3回目の採用試験を予定しないということもあつたりします。ところが、今度は9月、10月、あるいは11月、12月になってから退職の申出があつたりとかということになると、これはまた採用試験を追加しなくてはならないと。そういう事態が生じて、追加の2回目、3回目の試験をするということもあります。

ですので、職員の採用、人の確保については、小さい町でございますのでなかなか余裕を持って何人もというようなことは。今まではそういう傾向を含めての採用はなかなかできていなかったということもございます。しかし、今回は少しいろんな指摘がございまして、あるいは今後につきましては、少し産前産後休暇、あるいは育児休業をされる方についての補填についても、これまでは会計年度職員というようなことで補填をしてきた経過もありましたけれども、こういった事態、あるいは町の職員の部署部署によっては、係長相当職が育児休業を取られるとか、あるいは個人情報の非常に大事な情報を扱う部署であるがために、会計年度職員では不適切だと、そういったところも出てきたりしておりますので、少し余裕を持ったといいますか、年間にでもそういう育児休業とかをされるような方が発生することを想定して、少し余裕を持ったといいますか、そういった採用も必要ではないかということで、今回は少しその辺も含めまして12人という数字になっております。

いずれにしましても、そういった退職の数と、それから採用の数を、そのときそのときに応じて調整をしていくということがございますので、年々によって採用試験があつたりなかったり、あるいは高卒の採用があつたりなかったり、大卒だけになってしまつたりとか、そういったこともあつているという実態でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

県の採用試験のほうでも、県職員の採用についても、やはり今、見直されているようです。優秀で多様な人材確保へということで、これまでと違った採用試験方法を取られているよう

です。

2月の11日の長崎新聞でも記事が載っていましたが、民間希望者も受けやすく、一次試験も民間企業より広く用いられている基礎能力検査に変更したり、例年ですと、6月、7月に行っていた一次、二次試験も、4月、5月にと。あと、合格発表も6月に2カ月前倒しで行われるようになっております。

行政職のその採用についても、やはり優秀な人材を確保したいということで早くに対応されておりますので、本町の採用試験についても、やはり優秀な人材の採用のためにも、早めに採用試験の実施をされたらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

採用試験の実施に関しましては、先ほど申したとおり、高卒の解禁日等がございますので、大卒については早めにする事ができます。ですので、今後については、年度が始まりましたら、早い時期に実施をするということも、個別にすることも当然可能でございますので、そういったことについては随時検討の余地があるかと思えます。

それから、多様な人材の確保ということが、今、出ましたので、波佐見町のやり方について少しか御紹介をいたしますが、波佐見町の場合も、以前はもう高卒、あるいは大卒でいきますと、決まったスタンダードな教養試験といえますか、行政の実務試験とかということもやっておりましたけれども、近年は、ほかの団体の試験の傾向等もいろいろ勉強させていただいて、いわゆる人間性重視というふうなことをやっておられるところもありますので、私たちも、学力試験、当然これもやりますけれども、どんな性格で、どのようなやる気を持った職員なのかなということをしてできるだけ重視をして選考したいというふうに思っておりますが、何分、学力試験はそれなりの成績で見ることが出来ますが、人間性に関しては、なかなか短い時間、特に面接試験ですので、20分とかそのぐらいの1人当たりしかできませんので、それをどうクリアしていこうかというふうなところが課題であります。

したがって、私たちも、それを見るために、まず一次試験をするときに、エントリーシートというのを各個人から全部いただきます。それから、一次試験の合格者は、そのエントリーシートと、それから職場適応性検査というのがあります。これはセンター式、いわゆる委託をしている試験センターが持っている職場適応性検査、それと学力検査、その三つを総合的に見ながら判断をします。

それから一次試験の合格者を含めて、二次試験をするときには、SPI3ですかね。現在ちょっと採用されているところは多いんですけども、いわゆる職場の適応性をもう一つ深く踏み込んだ、あるいは性格、性格というのは積極性であるとかどうかとか、そういったことがありますけれども、そういったものを深く表すような試験があるんですけども、そのSPIの検査も含めてやります。それから、二次試験においては、論文試験、これは1時間ですけど論文試験をやります。それから面接をするということで、できるだけ、近年は、こういった言い方をすると失礼かもしれませんが、公務員専門学校とかということに通って勉強された方が多いので、特に面接試験など非常に上手です。なかなか私たちが20分間の面接で見ることが難しかったりするものですから、できるだけそういったものを多用しながら選考するというような努力もいたしております。そういった形で選考した方が現在の役場の職員になっておられるということになっております。

○5番（福田勝也君）

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、5番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 藤川法男議員。

○11番（藤川法男君）

よろしくお願いいたします。

昨年からのコロナ禍において、民も官も本当に注意をし、そのおかげでようやく県内も発生者がゼロという日が3日間今続いております。今後も引き締めてこの春に向かいたいと思っております。その中、この前の日曜日にびわ湖毎日マラソンで、波佐見町役場というユニホームで川内郷の村川恵太君が参加されて完走されております。この大会は日本新記録が出たという大会で、非常に注目されておまして、そこに我が町の若い方が挑戦されて雄姿を

見せていただいたということで、非常に勇気をいただきました。今後も若い人たちの努力する方、またチャレンジする方に大いに応援をしたいものであります。

それでは、通告文に従い、一般質問を行います。

1. 波佐見町の産業振興について。

昭和53年から昭和63年まで行われた新農業構造改善事業で、圃場が整備され、機械の大型化が進みました。圃場への取水も自動開閉の油圧式可動ぜきが設置され、近代化で非常に便利になっております。

その中で質問をいたします。

(1) 下湯無田の鶴の川付近に設置された可動ぜきは、湯無田郷上流からと田別当川との合流する場所で水の流れが変則的になり、大雨時に大水量により、その圧力で故障が相次いで発生をしております。早急な対応を取るべきと思いますが、お答えをお願いいたします。

(2) 整備され40年以上経過した圃場周辺は、宅地化され、車の通行量も多く、また、防除の際には苦情等もあり、農地として適さなくなった場所もあります。農用地除外の対象にはできるのかをお尋ねいたします。

2. 窯業振興について。

陶磁器製造で廃石膏の再生、また処理事業は長年の課題でありました。いろんな試みの中に、まず、量が少ないということで、リサイクルが非常に難しいという中、様々な試みの中で農地の土壌改良材として模索されるようになりました。今後この事業をどう推進するのかをお尋ねします。

3. 町長の施政方針について。

(1) 民生・児童委員の方々は、少子化、核家族により地域のつながりが薄い中、子育てや介護、または高齢者や障害者の相談相手として、プライバシー厳守の中で業務を行っておられます。しかしながら、報酬は法律上、給与と認められず、少額な活動費として支払われております。何らかの業務改善をするべきと思いますが、お答えをお願いいたします。

(2) 本町は、コロナ禍の中でイベント実施の在り方として、あちこち陶器まつりを今後もその指針としております。その中、観光事業推進として、体験型観光等、人との交流など計画がありますが、この計画の一定のルール、またマニュアルが必要と思いますが、お答えをお願いいたします。

(3) 財政運営において、国、県はもとより市町村も財政健全化が求められる中、新型コ

コロナ発生により、国、県も異次元の対策で予算も逼迫しております。過去においても、全国的な災害後に各事業費の削減や減額や予算の内示率の大幅な低下が見られました。今後も西ノ原土地区画整理事業等において多額の予算が必要とされます。事業費の減額、または減免等が発生した場合にはどう対処するのかを質問いたします。

あとは自席で質問いたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

1. 波佐見町の産業振興について。昭和53年度から昭和63年度まで行われた新農業構造改善事業で圃場が整備され、機械の大型化が進み、圃場への取水も自動開閉の油圧式可動せきか設置された。（1）下湯無田の鶴の川橋付近に設置された可動せきは、湯無田郷上流からと田別当川との合流する場所で水の流れが変速になり、大雨時の大水量により、その圧力で故障が相次いで発生している。早急な対応をすべきと思うがどうかという御質問ですが。

鶴の川せきについては、昭和56年に川棚川中小河川改修工事に併せ、鋼製転倒せきとして長崎県河川課で建設され、その後、鶴の川地区水利組合へ施設一式を移管されています。しかし、建設から40年余りが経過したことで、せきを固定する油圧が抜けるようになり、せきが転倒しやすくなったことから、通常は強制的に固定し、水位が上がる場合は手動で倒すという対応をされています。

今回、早急に対応すべきと思うがどうかの議員の御質問ですが、せき等に関する設備が水利組合の所有となっていることから、まずは水利組合の中で設備の修理内容等を協議していただき、その内容を町へ要望していただくことで、どのような対応ができるか、検討等も協議しながら進めたいと考えております。

（2）整備され40年以上経過した圃場周辺は、宅地化され、車の通行量も多く、また防除等の際、苦情もあり、農地として適さなくなった場所もある。農地除外の対象にすべきであるがどうかという御質問ですが。

圃場整備された農地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業の振興を図る優良農地として農業振興地域内の農用地区域として指定しています。この区域の農地については原則的に農用地等以外に変更することはできませんが、例外として、農用地以外の用途に必要かつ適当であること、地域の営農活動に支障がないこと、農用地の利用集積

に支障がないこと、農業用施設の管理に支障がないこと、基盤整備後8年が経過していること。以上の五つの条件を全て満たした場合に変更できる場合があります。

このことから、現状においては、先ほど申しました五つの条件を満たした場合と農業委員会の農地転用の条件を満たした場合に農用地区域から除外している状況となっています。

2. 窯業振興について。陶磁器製造で廃石膏の再生や処理事業は永年の課題であり、様々な試みの中で、農地の土壌改良剤として模索されている。今後この事業をどのように推進するのかという御質問ですが。

陶磁器製造業における産業廃棄物の処理については、振り返りますと、平成11年に本町桑ノ木地区に設置していた処分場が満杯になり、当時、新たな処理場の建設は、候補地や環境を取り巻く情勢、建設費の問題等もあり断念され、今後はリサイクルを中心に処理を行っていくと、陶磁器業界や関係機関の間で取り決められました。しかしながら、進めていく矢先に埋立て型の処分を行う産業廃棄物中間処理事業所が本町に進出され、多くの事業者がそちらの処理形態を選ばれ、リサイクルの機運は一気にしぼんでしまいました。その後、主に2社の処理事業者が陶磁器業界の産業廃棄物の処理を担ってこられました。特に石膏型の処理においては、石膏ボードと同じ感覚で混同され、埋立処分場から受入れを拒否され、中間処理場に滞留し出したことから、廃石膏のリサイクルが再度注目されてきました。

このような状況の中で、本町としても国の補助事業を活用し、専門家を招聘し、リサイクルに対する法令遵守の啓発や、あらゆる可能性を求めてのリサイクル手法の研究を短期的視点と中長期的視点の両方から行い、現在も模索しているところです。

農地での活用については、その中長期的視点に立って研究を進めています。硫酸カルシウムの成分を農地に補給する優位性は、既に様々な機関が研究を行っており、商品化されている土壌改良剤や肥料もあります。その多くは、リン酸石膏や石膏ボードを主成分とするものです。石膏型は、石膏メーカーからの安全データシートや専門機関からの重金属等の溶出検査でも安全性は確認されているところです。

今後は、町内の農地での実証試験や長崎県農林技術開発センターでの実証試験を依頼するなど、実証試験を重ねて、適合する作物や有効な作物を見つけ、安全性の確保や農家への理解などを得ていかなければなりません。

将来的には、民間活力により商品化も検討していただき、低コストで安全安心な土壌改良剤として、町内で循環し、窯業と農業の連携が図られることを目指します。

3. 施政方針について。(1) 民生・児童委員の方々は、少子化や核家族化により地域のつながりが薄い中、子育てや介護、また高齢者、障害者の相談相手として、プライバシー厳守の中で業務を行っている。しかし、報酬は、法律上給与と認められず、少額な活動費として支払われている。何らかの改善をすべきと思うが、その対策はどうかという御質問ですが。

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で、給与の支給はなく、ボランティアとして活動されています。また、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

児童に関することを専門的に担当する主任児童委員も活動されています。

民生委員・児童委員の職務は、民生委員法第14条及び児童福祉法第17条に規定されていますが、具体的な主な活動事例としては、担当区域の高齢者や障害者のいる世帯、児童、妊産婦、母子父子家庭、生活困窮者などの援助を必要とする方に対して、生活相談、助言、福祉サービス等の情報提供など、多岐にわたっています。

このような民生委員活動のためには、交通費や通信費、業務に関する知識を習得するための研修参加費などの経費が必要であることから、活動費としての費用の支給は認められており、本町は、波佐見町民生委員・児童委員協議会を設置し、この協議会に対し、活動費を含む運営費を補助し、委員活動費を支給しています。活動費の額については、他の自治体と比較すると、決して少額ではないと思われま

す。また、前述した民生委員・児童委員協議会の運営については、担当課が会計事務のほか、研修会の資料の作成など、民生委員・児童委員の活動をサポートする形で行っています。

何らかの改善をすべきとのことですが、地域社会が抱える問題が複雑多様化する中で、身近な相談役である民生委員・児童委員の役割がより重要になってきており、自治会や各種団体との業務分担などにより、地域で活動を支える取り組みも不可欠ではないかと考えます。

民生委員・児童委員の意見を拝聴しながら、研究したいと思います。

(2) 本町はコロナ禍の中で、イベントの実施の在り方としてあちこち陶器まつりを今後の指針としている。その中、観光事業推進と体験型観光など、人との交流など計画はあるが、一定のルール、マニュアルは必要と思うがどうかという御質問ですが。

コロナ禍の中での感染拡大防止対策と経済を回す経済対策は相反する施策ではありますが、どちらも重要であり、どちらか一つを取るというわけにもいかないと思います。そのような中で、イベントの開催判断は非常に難しいものがあり、十分な感染対策を取りながら行われ

た昨年秋のあちこち陶器まつりは、今後のイベント開催について大きなヒントとなったように感じています。

国においても、イベント等における感染拡大防止ガイドラインをつくられ、業種別ガイドラインを定め、取り組みの強化が図られています。

あちこち陶器まつりについては、波佐見焼振興会がそのイベント用につくったルールで運用され、先日開催されたキャンプ、アウトドアのイベントでは、主催者がルールを決めて運用され、どちらも非常にうまくいったのではないかと感じています。

このように、イベントの主催者や規模、誘客範囲、年齢層など、まちまちなところもあるので、一つの統ルール、マニュアルをつくるより、そのイベントごとのルール、マニュアルをつくり運用されたほうがより現実性があると思います。体験型観光など本町の観光施策についても、これまで実施したイベントを参考に、観光協会等と協議して、それぞれのルール、マニュアルを考えていきたいと思います。

(3) 財政運営において、国、県はもとより市町村も財政健全化が求められる中、新型コロナウイルスの発生により、国、県も異次元の対策で予算も逼迫している。過去にも、全国的な災害後に各事業費の減額や予算の内示率の大幅な低下があった。今後も西ノ原土地区画整理事業等において多額の予算が必要とされる中、事業費の減額がある場合はどう対処するのかという御質問ですが。

西ノ原土地区画整理事業については、年度事業計画に基づき予算要求を行っています。議員仰せのとおり、大規模災害等が発生した場合などは、国の割当て内示率の減が生じており、今回、新型コロナウイルスの影響が出る可能性はあります。事業費の内示減があった場合には、年度内の国の補正等の状況を見極め、すぐに対応できるように準備をして、当初事業費の確保ができるように要求を行いたいと思います。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

初めに、1番に質問いたしましたそのせきのことと、振り返ってみますと、昭和35年に整備が始まり、昭和44年に県営圃場の整備、そして、また昭和50年には第2次農業構造改善事業、そして私が指摘している、これが昭和53年から始まった事業であります。やはり町長も申せられたとおり、40年過ぎればいろんなところで支障があります。当然ながら、側溝に関しても、そしてのり面に関しても、一番大事な水の取水の、この質問では可動せきが油圧が

利かなくて手動で止めていると。そして大雨が来たときには、それを解いてせきを倒して、安全性を考えて水を流すということになっております。

最近、皆さん御承知のとおり、頻繁にこの大雨ということで、その関係の方も非常にこう何度となく足を運ぶということになっております。これはさつき町長も説明されたとおり、災害の面もありまして可動せきになったところでありまして、鶴の川の組合に移行されたことでしょうか、そういう自動がなくなったときに、もし、その方が遠くに行くとか、そしてまた、そのバルブの締め方が遅かったとかいうときには、最悪の場合、災害にもつながるといことで、その十何軒の農家の方々にはちょっと負担が大きいのではないかということ、この可動せきの早期の修繕等もお願いするところではありますが、今後そういう、皆さんで計画を立てたときということで、話し合いはもう相当分あっております。そういうことを踏まえて、どういう流れでこのせきの故障あたりが修繕できるかをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

鶴の川可動せきにつきましては、議員がおっしゃったとおりに、今、油圧のほうがちよつと緩くなったという形で強制的に止めている状況で、大雨時にはせきを倒していただいているというような状況で、大変そこには御苦勞をおかけしているところでございます。

このせきにつきましては、本来は、水量が上がれば、ある一定の負荷がかかった場合にせきが倒れるというようなところでございます。もちろん倒れれば、今度は手動で上げていくというような形にはなるんですけども、この倒れるシステムのところが、ちょっともう修理をせんばいかんじゃなかろうかということ、伺っております。まずはそこあたりで、どの段階と申しますか、何年をめどに修理に向かっているかというようなところで、地元とやっぱり協議をしないとどうしても前に進まないというところがございます。できれば、まずは地元の関係者、それから農林課サイドと話をいたしまして、今後の修理の計画を立てると。その計画を基に今後はどのような農林関係の補助のメニューが使えるかというようなところを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そういうときに、地元負担というのがいろんな面で発生をいたします。あそこは、ここにも説明に言いましたとおり、湯無田川からと田別当川からの合流地点で、うねって来るわけ

ですよ。真つすぐ来ないわけですよ。うねって来るわけですよ。十数年前も故障いたしまして、パイプが一つゆがみました。この圧力でですね。そして下がらないということで、そのときも修理をしていただきました。そのときもその事業費の5%とか8%とかいう数字だったと思いますけど、事業負担のあれば地域も負担せろということでしました。

さっき言いましたとおり、そこは取水をするだけじゃなくて、災害が来たときにということも加わっております。そこを含めて、その事業があったときの地元負担は何%ぐらいが考えられるのかをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

先ほどのゲートの大規模な修繕につきましては、こちらの資料でいきますと、平成12年ですね。12年にちょっと大規模にやっております。さっき言われましたシリンダーか何かのゆがんだということでやったところでございますけれども、このときの地元負担がたしか8%だったと思います。これは多分少し災害のほうがかかったんじゃないかなということで、極端に補助率が、地元負担が低いものですから、そういったところがあったのかなということでございます。

御質問の地元負担につきましては、今、町内各地で、農業用水の、河川のせきだけでなく、堤ですね、ため池のほうのしゅんせつ工事なんかもやっておりますけども、その中では、大体1割は地元負担というところですね。ただ、この可動せきがどれくらいの工事費で行われるかということで補助率もちょっと変わってくる可能性もございますので、明確には何割というのは言えない状況です。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そのとおりでありますけど、いろんな方々が、あそこは佐世保の業者でありまして、造成もするところですけど、あそこだけがその業者で、あとは全く違うわけでもんね。いつも故障するわけです、そこは。そしてまた、そこに頼んでも、もうそこは事業、部署がないということで、佐賀のほうに頼まれております。そこで概略ですね、1,300万はかかろうと、そのせきだけで。ただ、せきを止めるときには河川の工事をするわけですよ。その河川の工事は入っていませんと。それはもう自分たちの範囲ではありませんということです。

そういうことを含めれば、例えば10%で130万ということになりますよね。さっき言った

ように、あそこは災害のときにということも入っております。10軒ぐらいの方が、もう10軒でもする人たちがいないということで、もう正味七、八軒でしょうかね。そういうことも加味しまして、この地元負担も幾らかはいろんな面で御検討をしていただきたいと思いますけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

災害が入っている、いろんな条件、要素が必要じゃないかなと思うんですよね。できるだけ地元の皆さんが負担ができなくてできるような、その方法は私たちも前向きに考えたいと思います。そのために、こうした場合にはこのくらいになります、こうした場合にはこのくらいになりますと。これはみんな合意をしておりますと。そういうことをまずは地元できちんと話し合いをして、そしたら、こういうふうな負担をして、そしたら町にこのくらいの負担を援助してもらおうじゃないかという、その中で話し合いができるんじゃないかな。そういう要素がないと、ここで方向とやっても、非常に漠然とするんじゃないかなと。

基本的には、やはり地元負担の1割をどれだけ低減できるか、できないか。そういう中で、災害にかかるか、かからないか。そして、かかった場合にはこうだ、かからない場合はこうだというようなことの話し合いを進めていかなきゃいかんじゃないか。そして、そこで合意をしないと、県のほうにもいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので。

できるだけ地元の皆さんが合意形成をまずつくっていただいて、そうしないと、担当も、いや、こっちはこがん言わす、こっちはこがん言わすじゃ、なかなか対応ができないんじゃないかなと。だから、できるだけ負担のかからないように前向きな考え方は持っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

ありがとうございます。私が申しました1,300万ということで、これは人件費上昇分は抜いたと、消費税も抜いたということで、大体これぐらいは来ると思っておりますので、今おっしゃったとおり、見て、それで幾らか分は考慮するということをお聞きしましたので、ぜひ、地元は相当の時間をかけて協議はしております。今度提出をしますので、よろしく願いいたします。

じゃあ。2番に行きます。

やはり40年以上経過したところも、私が初めに言いましたところもあります。当然、基本的には農用地ということでしょうけど、やはり40年、50年とたてば、その圃場の周りは家がいっぱい建ってくるわけです。それで、農場等も風向きが非常に悪いときには、その周りにお知らせをして防除をするというときもあります。そういうときには非常にこう、こがんまでしてせんばっちゃろかというふうなことで、そこに、例えばできない方が違う人に頼むと、もう頼む人もしたくないということも今後一部出てきております。

そういうことも考えれば、今、町長がおっしゃった5項目をクリアすれば、農業委員会にかけてその現状を見て把握するということですので、今すぐとは言いませんけど、今後、そういうことも、当然今あるんでしょけど、そういういろんな方の、そこばかりはせんちゃよかという人もおるかもしれませんから、その合意を見て今後も柔軟に対応をしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

議員おっしゃるように柔軟に対応できればいいんですけども、これはあくまでも、先ほど言いましたように、農業振興地域の整備に関する法律、それから、農地は農地法というようなこともあります。この法律の中の除外をクリアしないと、とてもじゃないんですけどもできないと。もう言えば、農地はがんじがらめでございます。

ですので、そこを区域の指定を外したとしても、登記上は農地でございますので、ずっとこう縛りがやっぱり出てくると思っておりますので。転用を逆にしやすくできるような法律もございまして、そちらの適用ができるかどうかというようなところでございます。ここはちょっと農林課の所管ではございませんので、私のほうからちょっと言い難いんですけども、今後においては、そういう地元の要望も出てくるかもしれませんので、そこはこの大きなまちづくりの問題になってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ちょっと柔軟にというのは今の段階では難しいかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

その法律は、当然私たちも守っていかなきゃならないと。しかし、よくあることが、現状と法律が合わないという事実もいろんなところから出てきております。民法でもそうでしょうけど、扱いにしてもいろんなところあります。やはり時代に柔軟な取り組みも、ぜひ今後

こういうことが出てきます。ぜひひとつ、課長、勉強していただいて、前に進んでいただきたいと思っております。

次に、窯業振興についてお話をします。

陶磁器の製造で欠かせないのが石膏であります。廃石膏と再生ということで、担当課の課長もいろんな取り組み、いろんなところに相談に行きながら、私ともちょっといろんなことでお話をしました。石膏はさっき言ったように量が少ないということで、非常にリサイクルができないということで、私、産業委員会でも前も北九州のほうに行きましたけど、やはり量なんですよということで諦めて帰ってまいりました。

そこで、土壌改良剤ということで、エコカルという石膏ボードの作った商品がありまして、担当の方に聞いてみますと、どうしても肥料にする壁が高いんですよと言うて、その方もエコカルというと、その再生改良材ということで販売をしていますということでした。

そのリン酸を生産する際に副産とされる石膏だけが肥料になるということで、非常にこう肥料取扱法で敷居が高いということで、今後、担当課もこの土壌改良剤ということで注視してやられておりますが、今度、この事業をどのように進めて推進するのかをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、エコカルという商品については、私たちも、私もいろいろ勉強させていただいております。それで、こういう石膏再生組合という組織が10年かかって、安全性の確保とかそういった部分は研究されて、ガイドラインをつくられてまとめられているものがあって、これは石膏ボードを主成分にされているということで、石膏ボードよりはるかに純度が高い波佐見焼の石膏型においては、これ以上の安全性が考えられるんじゃないかというふうに私たち自身は思っております。

それで、先ほど言われたように、波佐見町の石膏の廃石膏の排出量は年間に約700トンぐらいじゃないかというふうに言われています。言われたように、北九州辺りのセメントメーカーに持って行ってリサイクルするとなれば、700トンなんかは本当もうゴマ粒ぐらいの量ということで、本当にもう問題にするのがなかなか厳しい、それをクリアするのは厳しいと思っております。だからこそ、いろいろな活用の方法がないかということで、もう既にそういう建設資材、例えば、造粒固化剤、路盤材とか、いろいろな資材のリサイクルというのは、大村の県央リサイクルさんのほうで実際もう商品化もされて、波佐見の石膏も実際そういう

リサイクルはできています。ただ、リサイクルに対する価格の高さがあるので、どうして価格が高くなるかという、やっぱりいろいろな設備がかかっているというのと、移動コストがかかってくるということがありますので、じゃあ、町内で循環したら移動コストがかからないんじゃないかという発想に立って、農地での活用というのができないかというところで、このエコカルという商品に出会いました。

それで、今後、どのようにということで、私の田んぼでも実証をさせていただきました。ただ、やっぱり農家に対しては、焼き物のごみを農地に捨てるのかと、そういう考えの方も当然いらっしゃいます。それは当然だと思います。安全性が確認されていないんじゃないかと、そういうところもあると思いますので、時間を少しかけないといけない、急にはできないと思っています。

そして、なるべくコストをかけずに、焼き物の産業廃棄物から処理をすることで、簡単な処理をすることで商品化になって、そして、それが安価で農地の土壌改良剤になっていかないかということで考えておりますので。

それと、もう一つ、先ほど、再生石膏の型が肥料取締法の壁があるということをおっしゃってありますが、今年の12月、法改正がある予定で、そこでもしかしたら、その肥料取締法の中で、リン酸石膏以外の石膏についても肥料として認められる、特殊肥料として認められる可能性もあるということでちょっと情報は聞いております。私たちとしても、そこに法律をクリアするというのを非常に願っております。そうならば、堂々と肥料として県に登録をして使うことができるようになりますので、波佐見町への農地への普及というのもできていくんじゃないかということで、そうならば、商品化の道というのも出てくるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

12月に法改正があるかもしれないということで、非常に期待をするものであります。この廃石膏は、石膏が改良材としていいということはもう分かりますけど、一方、土壌の凝固、固まるということも、これは窯業試験場の報告でしようけど、私もいつも拝読していますけど、そこに書いてありますので、そこも十分精査されて、今度はぜひあろう12月の改正に期待を持っていきたいと思っております。今後も推進していただきたいと思っております。

次に、民生委員・児童委員の方の処遇改善ということで、児童福祉部、障害者福祉部、老

人福祉部と三つに分かれているということですが、やはり今のプライバシーを厳守しているんなところで業務を行うというのは、やはり消防団にありき、また、こういう児童・民生委員にありき、なかなか成り手がいないということも事実であります。

そこで、やはり何らかの改善、例えば少額であれば活動費と認めていただけますが、しかし、金額ばかり言っても、当然、法律の壁があります。やはりこういう民生・児童委員の方々の業務を少しでも減らすということも一つの改善策ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

民生委員さんの活動については多岐にわたるわけですが、民生委員法及び児童福祉法の中に、援助を必要とする者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言、その他の援助を行うことなどという形で書いております。非常に抽象的な表現で、具体的な活動につきましては、もう民生委員さん個人の裁量に委ねられるというのが現実であります。

その中で、民生委員さんの職務か否かというところの線引きも曖昧となっているのも現実ではないかと思っております。民生委員さんが、本来の職務に含まれないケースも受けられるケース、問題もあろうかと思っております。その際につきましては、もう民生委員さんで対応できない、そういった相談があった場合については、即座に担当課のほうへ住民福祉課福祉班のほうへ御連絡をしてください。その際に、どこへの相談とか、あるいはもう当事者から直接話を聞くような形の体制づくりは取っております。なるべく民生委員さん個々人の負担にならないような体制づくりとしての支援は行っているつもりでございます。今後もそのような体制を整えながら、よりよい活動ができればよいように行っていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

その三つに分かれているということで、大体10名、児童福祉部が10名と障害者の福祉部が11名ですかね。あとは10名ということで行われておりますが、やはり今後老人といいますか、そういう方々が増えてくるということはもう事実です。そういうことも含めて、ある自治体も委員の負担を少しでも減らそうと、業務の在り方を見直す自治体が出てきたということも

事実であります。

新聞からちょっと引用したことで申し訳ありませんが、「成り手を探すのは大変だと。民生委員は制度創設から100年を超えた歴史があり、最前線で地域福祉を支えると。国や自治体は、業務内容やサポート体制、財政支援の在り方など、時代に見合った抜本的な取り組みをしなければ、今後ますます民生委員の成り手がなくなるだろう」というふうに書いてあります。

ぜひ、おっしゃったとおり、ボランティアということでなさっておりますので、今の時代になかなか非常に難しいことは分かっておりますけど、なっただいた以上は、少しでもその手助けになるような業務改善をぜひ行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

先ほど障害、老人、児童、各部会のことをおっしゃられたものですから、ちょっとそちらのほうを詳細とか付け加えて説明をさせていただきますけども、いいですか。研修をされるということで、専門に扱われるということではありませんので、御理解をお願いします。

成り手不足については、何の分野においてもそういったところが叫ばれているところではございます。民生委員・児童委員にしてもしかりであります。やはりボランティアとかという形の中で、そこまでの責務、あるいは個人情報を扱うとかというところでの責務等あらわれると思います。この辺につきましては、先般の改選の折にも、各自治会からも推薦する方がちょっと見当たらないとかということも聞いておりますので、今の現職の民生委員さんとも協議をしながら、よりよい活動ができるような形で、業務が過度にならないような体制はどうなのかということも研究をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

よろしくをお願いします。

ちょっともう時間が押しておりますので、最後の質問になります。

災害等に予算が減額、または内示率が下がったときにどういうふうに予算措置をするかということですけど、西ノ原等と書いてありましていろんな事業がありましたけど、西ノ原も内示率も多分30%下がったときがあったと思っております。課長、どうでしょうか。そういうときがありまして、事業が非常になかったときもありました。ちょっとそこら辺も説明を

お願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、昨年は大体3億を求めたのに1億、そして今年が、3億要求して2億の事業計画をもらっております。その前は、やっぱり3割以下で需用費がずっと落ちていたというのは事実であります。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

今回は繰越事業で、いわゆる繰越仕分ですけど、コロナも多分今年で収まってくれと確信をいたしまして、来年度以降、非常にいろんな面で国からも絞りがあると思いますけど、そういう内示率、また減額があったときにどういう措置ができるのか、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

西ノ原土地地区画整理事業は、まずは、そのときの財政逼迫のときの、破綻寸前のときのああいふうな大きな事業ですから、本当は、毎年3億、4億の事業をせんばやったとぼってん、8,000万で。というとは、行政水準をいかに維持しながらやっていくというのが基本でありますので、そのような形で、前年度つかんやった分は、要求だけは大きくしてやって、結局、こっちの思ったとおりぐらいの金額しか来なかったなって。

だから、そういう面においてはきちんと対応できるようにしております。だから、緊急のときにどうするかは、その緊急事態がどんなことなのか、そのことに応じてうちの財政でどう対応できるか、起債ができるのか、そういう形でやりますので、別に緊急のときは緊急なりの対応をきちんとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

これは私たちが事業を推進したのではありません。町長が、町長の気持ちは知りませんよ。進めた事業であります。これは最低でも8,000万の事業費をかけるということ聞いております。ですね。そういうことは、それ以下のときには何かの財政措置をするべきです。まだ質問しております。例えば3,000万ついたときに、家1軒分だけで終わったときもあります。だから全く進みません。

例えば、40年、50年たって完成するというのであれば、その西ノ原がこの時代に合うか合はんか、合わんとを一生懸命つくってもこれはどうかということで、抜本的な改革をして、何らかのその住民の人たちと本当腹割ってするというぐらいの気合がないと、なかったらなかったで考えますと、そういうことを、町の人たちはそこに住んでいるわけですから、ぜひ抜本的な考えを持って住民の方とお話をさせていただきたいと思います。

危険箇所ということで、あそこ、危険箇所でありまして、あそこばかりしても、向こうが、こっちが4車線でも向こうは2車線で、逆に危険箇所になるわけですよ。あそこは道を広げないとですね。それから、またまちづくりを始めようと、そういうぐらいの考えを持っていかないと、いつまでたっても向こうが危ないものですから。決して事業費が云々じゃなし、考え方を、ぜひ考えを皆さんと共有し、今後のまちづくりとしてしていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな形で、3,000万しかなかったときには、その減った分は翌年なり、その翌年なりにちゃんと取り戻し、8,000万になるようなそういう対策をずっと取ってきております。それで、そのとおりにやらなかったときには、なるごと、その次の年にも多くの予算を要求をしてきているわけですよ。しかし、予算を下ろすのは国です。県です。そういうことですから、それにいかに8,000万に近づけるか。もう、ほとんど近づいているんじゃないかなというふうに思っております。

そして、結局、この事業というのを、やはり勇断を私だけができるものではありません。やはり国、県も理解、納得できるような形になってくる。そのためには、やはりその地域の住民の皆さんの合意形成を取らないかと。100年かかってでもやってくれと言われたんですよ。しかし、とてもそんなことではできないし、ですね。でぐっだけ早く、本当は土地区画なんか、大体10億か15億ぐらいで、10年か15年で済ませにやいかんとです。一番条件の悪いところなんですよ。普通、土地区画整理というたら、原野とか、田畑とか、そういうことをぱっとやっていく、して、そういうふうなまちづくりをしていくところですが、一番人口の宅地の密集したところではありますし、そういう条件の中でどうやっていくかということで、そういう財政のこともありますし、町民全体の行政水準を維持しながらこの事業を進めていくためには8,000万が限度ですよということで、そういうことでもよかけんやってく

れということやったんですよ。

やらんば、もうそのときに、私になったときには、もう県も国の認可が受けているんですから、自分たちの都合でやめたりはできない状況になってきているんです。進める以上は、こういう範囲の中でしかできませんよというようなことの地元の了解を得ながら進めてきているわけです。

だから、今度どこかで勇断を決するときにはどうするかというふうに、やっぱり、ある面ではそういう状況に陥っている、こういうなっていると。そしたら、それはもうやむを得んという国、県がですね。勝手にこっちで都合のいい勇断と思ってやっても、補助金を戻せと言われたらどうするんですか。そういうことも考えていかなきゃいけないわけです。非常に難しい状況であります。

しかし、難しかけると逃げるわけにはいきませんし、やはり地域住民の皆さんのため、そして、また、ある程度、波佐見町全体のための財政を堅持しながら進めていかないかんというようなことで、なかなかそういう時期、そして状況、そして国、県、そして住民の皆さんの合意形成が取れるようなそういう状況をつくっていかなくちゃいかん。そのためには、そういう状況をつくるために一生懸命まだやっています。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

町長の英断に皆さんもついていくと思っております。

以上です。

○議長（百武辰美君）

答弁要りますか。

○11番（藤川法男君）

よかです。

○議長（百武辰美君）

以上で、11番 藤川法男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時25分から再開します。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

こんにちは。お疲れさまです。本日最後の質問になりますので、いましてばらくお付き合いください。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1. 波佐見町のまちづくり整備について。

(1) ここ数年、波佐見町のまちづくり計画は、全てが縮小、削減案ばかりで、将来の形態が見えません。次の世代に残す安全で快適な住みよいまちづくりの具体的な提案をお願いいたします。

(2) かつての都市計画道路で、舞相―横枕間及び大日―館間は、児童生徒の安全な通学路として、また町民のコミュニティ施設への利活用道路として、さらには避難道路として最も必要とされていた計画事業であったはずですが、なぜ計画から除外されたのか。

(3) 下水道事業は、町民の快適な生活のために全町的に普及させる必要があります。しかし、区域の縮小及び除外が予定されていますけれども、関係地区への説明と地元の同意は得られているのか。また、計画縮小前と縮小後の町民の負の部分は、下水道経営に影響する内容は。

2. 新庁舎建設計画について。

(1) 基本計画から実施計画への段階ではありますけれども、庁舎ばかりでなく、その事業内容の全容が町民に対し知らされていない。庁舎建設や関連事業についても、実施設計に入っていく前にもっと情報提供や啓発を図るべきでは。

(2) 昨年9月の議会において約18億円の事業費が説明されていましたが、現資料は22億円に膨れ上がっている。その理由と根拠は何かを詳細にするべきだと思います。

(3) 庁舎建設に関わるその他の全体計画はどうか。

以上、壇上からの御質問を終わり、詳細なことについては発言席から行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 岡村達馬議員の御質問にお答えいたします。

1. 波佐見町のまちづくり整備について。(1) ここ数年、波佐見町のまちづくり計画は、全てが縮小、削減案ばかりで将来の形態が見えない。次の世代に残す安全で快適な住みよいまちづくりの具体的な提案はという御質問ですが。

波佐見町のまちづくり計画は、10年間の本町のまちづくりの方向を明らかにしたまちの将来像と、それを実現するための施策の大綱を示した基本構想、それを具現化して、行政の各分野にわたって必要な施策の具体的な内容を体系的に明らかにしたものである前期5年、後期5年の基本計画を策定し、社会の状況や時代の要請に応じて変化する形となっています。

ちなみに、最新のものは第5次波佐見町総合計画として、基本構想で、平成25年に策定され、平成25年度から令和4年度までの10年間について、基本計画は、第10次計画として平成30年に策定され、平成30年度から令和4年度までの5年間となっています。策定年度に当たった各課の担当係長が中心となって策定を行っているところです。

まちづくり計画は、全てが縮小、削減案ばかりで、将来の形態が見えない。安全で快適な住みよいまちづくりの具体的な提案はとの御意見ですが。

基本目標として、快適で住みよいまちづくりを掲げ、政策として、環境保全と景観整備、快適環境づくりをテーマにしています。豊かな自然を利用した自然エネルギー、太陽光発電などの活用、温室ガスの抑制のため、ごみ減量化と再資源化の取り組みなど、また、波佐見町の自然豊かで文化的な景観を守るため景観計画の策定など、環境保全と景観整備を行っています。

快適環境づくりの施策としては、公営住宅では長寿命化計画を策定し、計画的な建て替え、改修を行い、上水道では水道ビジョンを策定し、計画的な機械設備の更新、老朽管の布設替え、耐震化を進めています。下水道では、下水道処理区域内の早期完成と、未接続世帯への普及啓発、社会情勢や人口減少による整備計画の見直しを行い、公共下水道区域外では、合併浄化槽の推進のため補助の見直しなど、より効率的、経済的な整備を図り、衛生的で快適な生活環境づくりを進めています。

(2) かつての都市計画道路で、舞相―横枕間及び大日館線は、児童生徒の安全な通学路として、また町民のコミュニティ施設への利活用道路として、さらには避難道路として最も必要とされていた道路計画事業であったはずである。なぜ計画から除外されたのかという質問ですが。

平成17年度から、長崎県において都市計画道路の見直し作業が始められました。長崎県内

では、348路線、621キロメートルもの都市計画道路を決定しているものの、様々な理由から、現時点の整備率は6割にとどまっています。事業着手のめどが立たないまま建築制限を続けている路線も少なからず存在し、住民や議会からの批判もある状況です。

これらの多くは、人口の増加と市街地の拡大、経済の高度成長を前提として計画されていますが、近年の社会情勢に照らせば、決定当時に期待された役割が変化した路線もあります。都市計画は百年の大計とは言うものの、社会情勢の変化を無視して旧来の計画に固執することは、住民生活や経済活動に不利益を与えることにもなりかねません。このため、未整備の都市計画道路について、その必要性や整備の在り方を再検討し、計画の存続を早急に判断することが都市の健全な発展を存続する上で重要な課題となっています。

これらのことから、県では、平成17年度に市町に対して5回の担当者会議を開催し、見直し業務についての説明が行われています。その当時、波佐見町の都市計画道路6路線の全てが見直しの対象路線となり、平成21年度以降に見直しに関する調査後、業務を実施し、その中で、大日館線と舞相岩峠線の一部区間が廃止の対象となり、都市計画道路の見直しについての事務手続を進めています。

大日館線の見直しについては、平成24年6月に地元説明会を開催しています。内容については、平成元年に都市計画決定がなされ、都市計画道路幅員12メートルとして決定されたものの、今後の整備の予定がないこともあり、県としては、交通安全の整備事業等を利用した代替事業を実施する計画を説明しています。その後、平成26年11月に、総合文化会館で町内在住者や町内に通勤、通学の方を対象に意見交換会が開催され、現状においては、車道2車線が確保され、片側歩道を整備中であり、交通処理上の問題がないことから、両側歩道の整備となるよう12メートル幅員の都市計画道路を廃止する方向で進められています。

また、舞相岩峠線については、平成元年に16メートル道路で都市計画決定されておりますが、波佐見有田インターから横枕橋までは整備済み、未整備区間である横枕から舞相区間は、将来における交通量の増加は見込めず、平成26年11月の意見交換会において、現道は2車線の車道が確保され、交通処理上の問題はない。計画どおり整備を行った場合には、移転を要する家屋等の建物が多く存在し、地域コミュニティへの影響があるとのことから、今回の見直しについては廃止の方向で説明を行っています。しかしながら、一部区間において歩道整備の必要性があり、歩道整備については検討していくとなっています。

この後、平成27年5月に波佐見町都市計画の区域マスタープラン及び道路の変更に関する

説明会が行われ、2週間の公告縦覧を経て、9月に県都市計画審議会へ付議され、都市計画道路の廃止となっており、住民への理解は得られたものと思っています。

次に、波佐見町のまちづくり整備について。（3）下水道事業は町民の快適な生活のために普及させる必要がある。しかし、区域の縮小及び除外がなされているが、関係地区への説明と地元の同意は経られているのか。また、計画縮小前と縮小後の町民の負の部分は、下水道経営に影響する内容という御質問ですが。

波佐見町における公共下水道事業計画は、平成6年度に汚水処理構想を策定し、平成7年度に中央処理区及び長野処理区に関する波佐見町公共下水道全体計画を策定しています。その後、平成9年度に中央処理区に関する事業認可を取得し、公共下水道事業に着手しています。

また、平成21年度と平成27年度に人口減少等の社会情勢の変化を反映した汚水処理構想の見直しを行っており、現在の波佐見町公共下水道全体計画は336ヘクタールとなっています。

平成27年度に実施した汚水処理構想見直しは、長崎県の新たな汚水処理構想策定に伴い、経済比較を基本としつつ、令和8年頃を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備がおおむね完了することを目指し、都市計画や農業振興地域整備計画等との整合を図りつつ、地域特性や地域住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備、運営管理手法の選定を行うことが必要不可欠となっております。

特に未整備地区における検討では、人口密集地域から人口密度の低い地域での普及促進が中心となっていく中で、波佐見町の財政負担と住民負担のバランス並びに整備時期を考慮し、令和8年頃までの管路整備などのおおむね完了を目指した各種汚水処理施設に関するアクションプランの策定を行い、整備に長期間要する地域については、早期に汚水処理が完了可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討しました。

その際の関係地区への説明と同意ですが、住民の意向などのアンケート調査、パブリックコメントの実施、自治会長会、関係地区説明会を実施し、計画案についても縦覧を行っております。

次に、汚水構想見直し後の住民の負の部分とのお尋ねですが、公共下水道区域外となったところは浄化槽事業区域となるわけですが、下水道の受益者負担金や使用料は発生しませんが、浄化槽が未整備の場合、浄化槽の設置費用と点検や法定検査などの維持費が発生します。

既に浄化槽設置済みの場合、維持費だけが発生します。

次に、下水道経営に影響する内容は、最初に申し上げたとおり、経済比較も含めて下水道の見直しを行っておりますので、さらなる経営圧迫は避けられたものと思われま

2. 新庁舎建設計画について。(1) 基本計画から実施設計への段階ではあるが、庁舎ばかりでなく、その事業内容の全容が町民に対し知らされていない。庁舎建設や関連事業についても、実施設計に入っていく前にもっと情報提供や啓発を図るべきではという御質問ですが。

新庁舎建設については、現在実施設計を行っておりますが、これまでの経緯及び今後の予定等を述べさせていただきます。

近年、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨など、大規模自然災害が続く中、防災機能の面からも役場庁舎の重要性が再認識されています。

本町においても、今後起こり得る大規模災害に備え、災害発生時にも行政サービスを継続するとともに、被災対応、復旧作業の拠点となる施設や設備を確保し、町民の安全安心を守るために現庁舎の抜本的な整備が求められています。

このような状況の中、平成27年から4年間、町民の代表者15名で構成する庁舎建設検討委員会を開催して、協議を重ね、現庁舎の課題整理や建て替えの必要性、新庁舎整備に向けた基本理念の設定などが検討され、平成31年2月に庁舎建設に関する答申書が提出されました。その答申書の内容を尊重しながら、町職員グループワーキングや管理職協議を経て、庁舎建設に向け、より具体的な条件などを示す波佐見町新庁舎建設基本計画を令和元年12月に策定し、令和2年4月から基本設計に着手しました。

それと並行する形で、職員による新庁舎整備検討委員会を13回開催し、職員の意見の徴収を行い、設計に反映させてまいりました。

令和3年2月末からは、基本設計を基に工事実施のための詳細設計となる実施設計を開始した状況です。

議会に対しての説明等は、委員会を8回、議会全員協議会、他先進地視察も行き、定期的に進捗状況や調査事項に対して回答してきました。

町民の皆様への説明等は、令和2年8月の町政報告会の折に新庁舎建設に対する説明をさせていただき、来場者の質問、質疑応答を行わせていただきました。

今後は、町民の代表で構成する庁舎建設検討委員の皆様的狀況報告をさせていただき、そ

の後、意見公募を行い、実施設計に反映させていきたいと考えています。

また、町民にとりましても、極めて関心が高く、多額の費用を要する重要な事業でありますので、その内容や進捗状況などは必要な時期を見計らってお知らせしていく必要があると考えています。

(2) 昨年9月の議会において約18億の事業費が説明されていたが、現在の資料は22億に膨れ上がっている。その理由と根拠は何かを詳細にするべきではという御質問ですが。

令和2年第3回波佐見町議会9月定例会において、3名の議員から事業費についての一般質問がなされており、そのときの答弁は次のとおりです。

事業費に関しては現在基本設計の途中であり、現時点では構造条件などが決まっていないため、概算工事費の算出に当たっては、他先進事例を参考とし、あくまでも概算金額となりますが、新庁舎の整備に関する費用については、建設単価を1平方メートル約50万円として、新庁舎建設工事費については約15億円、設計、監理、調査費など1億1,200万円、旧庁舎解体費8,300万円、外構工事費9,000万円、用地造成費、既存施設取壊しを含む用地造成費5,200万円、合計しますと、18億3,700万円を波佐見町新庁舎建設基本計画で提示させていただいております。

そのほか、基本計画に未算入の経費として、備品購入費、既設庁舎の改修費、用地追加取得費、水防倉庫や駐車場整備費などを含め、事業全体の概算事業費を約21億から22億と推定しています。今後、基本設計、実施設計を進めていく中で、可能な限り全体事業費の把握に努め、提示させていただきたいと答弁しております。

今後は、前述のとおり、実施設計の中で事業費を算出し、令和4年度当初予算にて予算を計上させていただくよう計画しております。

(3) 庁舎建設に関わるその他の全体計画はどうかという御質問ですが。

今後の新庁舎建設の全体計画に関しましては、令和3年9月から役場北側来庁者・職員駐車場の敷地造成工事を行い、令和3年11月末で実施設計を終え、令和4年7月から新庁舎建設工事着工を計画しています。工事期間に関しては、現在15カ月を予定しており、令和5年10月の新庁舎完成を目指します。新庁舎完成後には、現庁舎本館の解体、新館、議会棟の改修、本館を解体した部分の外構、駐車場整備工事を行い、全ての新庁舎建設工場を令和6年8月に完成させたいと考えています。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

前は、都市計画事業の市街地開発事業、西ノ原土地区画整理事業の質問を行いました。今回は同じく都市計画事業で、都市計画施設の道路、下水道についてお伺いしたいと思います。

今、日本は少子高齢化の真ただ中にあり、今後どこの自治体でも急激な人口減を迎えています。波佐見町においても、既に毎年100人程度の人口が減っており、このことは三股郷、平野郷などの小さな地区がなくなっておることと同じで、何もしなければ10年後は1,000人近い人口が減ります。永尾郷、小樽郷、あるいは乙長野郷、協和郷を合わせた人口とほぼ同じです。さらに20年後は2,500人減り、約1万2,000人です。折敷瀬郷、あるいは宿郷の人たちがすっぽりなくなった状態と同じことが予測されています。

今、早急に第6次の総合計画、これは昨日の予算の関係で予算措置が示されておりましたが、6次の総合計画、波佐見都市計画マスタープランを新たに立て、将来の波佐見町の目標や形態を定めないと、町の3年後すら見えない状況にあります。そのために、策定後、時間が経過している総合計画、都市計画マスタープランへの取り組みが急務だと思いますけれども、どのように考えられますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、総合計画については、昨日も予算の説明でもございましたが、周期が令和4年度となっております。ですので、令和3年度、4年度、2年間かけて次の第6次総合計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

続いて都市計画マスタープランですが、前回、平成16年10月に第1回の都市計画マスタープランが策定されております。おおむね20年間の計画期間とされておりましたので、平成16年から平成35年、令和5年までの計画となっておりますので、もうそろそろ見直しの時期となっておりますので、次のマスタープランについても検討をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

今、県内のどの自治体でも、人口流出を防ぐこと、あるいは人口減を緩やかにするべく、必死になって政策を立てております。その施策の最初に来るのが社会的インフラ整備で、住みやすいまちづくりを行う必要があります。

民間の調査では、県内で住みやすい町として、時津町、長与町は常に上位に上がります。県北地方では佐々町が5位にあります。やはり、これらの町は、まちづくりを進めるためにいろんな事業を先手先手を取って進めております。

今、波佐見町では、住みたい町にも住みやすい町にも入っておりません。確かに観光人口は増えて町ににぎわいは感じますけども、そのことは、波佐見町は観光的にはすばらしいけども、住みやすい、もしくは住みたい町ではないということになります。恐らくその理由として、基盤的なインフラ整備が遅れているからだと思います。

町長は長年、町村会長として各自治体の事情は十分過ぎるほど分かっていると思いますけれども、その政策の差、またはこれらの先進地から何を学んだらいいと思いますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは、それぞれの自治体の立つ位置ですね。長与町、時津町、それは長崎市のベッドタウンです。とても所得が高いんです。自治体のほとんどの公務員さんとか、いろんな方々がおって、お金が自分で自由に使える金、そして、またそういう長崎市の道路網からやっぱりつながっていかないかん。そうすると、ついでにきれいにできてくるわけですよ、何でも。佐々町にしてもしかりです。佐世保市のベッドタウンです。

波佐見町はこういう状況です。県央にあって、私は、長崎の西の玄関口だと。だから、もっと道路整備をどんどんやってくださいと、県のほうには言っております、ずっと。それで、結局、新幹線が来るとかそういうようなことで、嬉野線、小樽線等の整備をよくしてくださいというようなことをやっております。

それは、やはり社会資本整備がきちんとすれば、それだけ自然と住みやすい町になってくるんじゃないかな。しかし、ここを都市計画整備のような形の中で、人工的に今の時代でやる時代じゃないと。やっぱりそういう長与町とか時津町は、やっぱりそういうあれに合わせて人工的な形でどんどんやってきている。今からはやっぱり少子高齢化、人口減少になってくるんだったら、やっぱり波佐見町の歴史、文化、風土、そういうところに合わせて、やはり波佐見らしさを持ったまちづくりというのが一番大事じゃないかなというふうにお

りまして、本当に、やっぱりそれだけの人工的にやるにはそれだけ金がかかる。そして、また時代はそういうあれじゃないということは今の流れで分かるんじゃないかなというふうに思っておりますので、自分たちのできる財政の範囲の中で、町民の皆さんが住みやすいまちづくりを皆さんと一緒にやっていくのが本来の姿じゃないかなというふうに思っているところです。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

町長が言われたように、3町に共通する政策は、まず町政が快適なまちづくりを目指し、区画整理事業や都市計画施設の上下水道の整備が町全体に行き渡るように整備を行っております。そのことを、多くの町民が日常生活で豊かさを実感できるように施策を行っていると思います。

佐々町については、波佐見町も佐世保市の隣の町ですので、条件的にはあまり変わらないというふうに考えます。また、それらの都市計画、都市再生プランがしっかりと作成されて、誰でも見えるような形で公表されております。そのことは、ホームページを見れば、ここは下水道は通っておる、ここはガイドが通っておるということで、やはり移住に対する、いわゆる要望を満たしているということになります。

振り返って、波佐見町を見れば、波佐見都市計画は平成16年以降策定されておられません。今の計画の中でも、最低でも10年、必要であれば5年ごとに検討や見直しを行うとされています。各課においては、それぞれで事業計画書や策定書が作成されておりますけども、上位計画の波佐見総合計画も7年がたち、整合性が取れておりません。一つにまとめた総合計画も新たに組み直すとはされておりますけども、一般に見えるような形で公表もされておられません。

例えば、区画整理事業は、町の中心部を壊したままで、まちづくりの進捗が図れない。道路計画、下水道処理区域は削減、縮小される。町民さえ不安な状況を抱えたままでの生活の中で、町外の人に、どうぞ皆さん、波佐見町に来てください、波佐見に住んでくださいと言いながら、でも、生活に必要な快適で衛生的な暮らしのための下水道計画は区域が限られております。自力でやってください。町の道路網整備計画は今のところありませんということでは、魅力的で住みやすいまちづくりへの努力がなされているとは到底思えません。

先ほども言いましたけども、町長、どのような認識をされていますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、やはり波佐見町は波佐見町の現実に合わせてやっていかないかんだらうというふうに思っております。はっきり言うて、やっぱり財政がある程度豊かでないと、本当にこう自分たちの理想のあれはできないと。与えられた環境の中で最善を尽くして、次にステップをつないでいくということを考えております。だから、そういうふうにして、時津、長与、佐々、一遍にはできません。しかし、波佐見は波佐見なりのやり方の中で、やはり町民の皆さんと一緒にやって。

今、毎年毎年、移住者が多いんです、波佐見町に。宿、それから折敷瀬、そして湯無田に最近は多く移住しておいでになっております。それはやはり波佐見の時津とか長与にない魅力があるわけですね。だから、そういう自分たちの隠れた魅力、よさというものをもっともっと出していかなければいけないんじゃないかなというような思いを致しております。

できるだけそういうふうな形の中で、満遍なく、やはり、特にそういう集まる場所はどうしても、ショッピングセンターがあるとか、やっぱり学校があるとか、病院があるとか、そういうところにどうしても集まりやすいところですけども、しかし、一步離れたところに住みたいという方もいらっしゃるし、そういうところはそういうところで生かしていかないかんで、そういうところがまた波佐見の魅力じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

以前は道路整備計画、都市施設等が現実性を持ってまとめられてありました。それを踏まえて、道路網整備工事が県事業として行われ、万年橋からキャノン前までの交差点、そこから東小学校までの波佐見縦貫線、さらには舞相岩峠線の小熊交差点からインターまでを10年程度の短期で完成されております。これらの道路網整備によって、キャノンの進出や波佐見工業団地の開発が進んできたことは町長も御存じのとおりです。

このように、インフラが整備されると、人も物も動きます。今このようなわくわくするような事業計画がないように思います。確かに波佐見町を訪れる人は増えました。とてもいいことです。しかし、波佐見町に住もうとする、魅力を感じている人は、残念ですけども、意外に少ない転入データです。

少し前、新聞の折り込みで、嬉野市による新幹線駅、医療センター周辺の市の都市計画事

業による保留地の販売のチラシが入っておりました。近頃、しばしば有田町、伊万里市、武雄市の分譲住宅、宅地等のチラシも入ってきます。やはりそこにはインフラ整備がしっかりとされており、公的にも民間的にも、まちづくり推進に関わる攻撃的な積極性があり、私としては危機感を感じますが、やはり定住人口を増やすために、町長はさらにどのような施策が考えられると思いますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんなそういう区画的な人工的なまちづくりというとは非常に大きな費用がかかるんですよね、事業が。それによって、本当に身近な生活の道路とかいろんなことがされなくなる。僕が町長になったときは、財政逼迫して、基金が10億しかなか、借金82億あったんですよ。何もできませんよって。この区画整理事業をしたら、あなたんところは財政破綻しますよって県から言われたんですよ。だから、8,000万で抑えてきたんで、協力してくださいって。

そして、いろんな行革を進めてきました。それは町民の皆さんの御協力、議会の協力、そして職員の頑張り、これがあったけんが、10年間の財政構造改革をして、8年間でほぼよそ並みの中の下のほうにやっとなったんですよ。

ある一定の財源はきちんと持っとかないかんだろうと。やっとな今のような形で、特に最近ではふるさと納税があれしたから、今まで遅れておった部分においてはちゃんと手直しをしていかないかんだろうというふうに思っております。

だから、ある面では、そういう大事业的なことは、私は現在のところは考えておりません。今の波佐見町らしさの自然の中で、やっぱりまず今住んでいる人たちが満足できるような、よりよいそういう生活ができるような、そういうことに全力を尽くしながら、そうしたら波佐見に自分たちも行ってみたいと思われるような、いいまちづくりができているからという外観の問題じゃないんじゃないかなというふうに思っております。

そういうふうで、時代は大きく高度成長の時代と変わって、本当に自分たちの生活文化が変わってきているんですよ。生活文化が変わってきているから経済も変わってきているんです。価値観が変わってきているんです。だから、僕らは今からはやっぱりそういう文化とか、そういう若い人たちの感性、そういうことを生かしながら、波佐見らしさをさらに強く打ち出していければいいんじゃないかなと。だから、若い人たちの感性、そういう面はどんどん生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先ほどの質問で、舞相岩峠線のうちの舞相一横枕間、約1,500メートルありますけども、その分と、大日館線の今後の方向性は理解できました。ただ、両路線とも学校周辺で、安心して児童が登下校のできる道路として計画をされておりました。また、自然災害時の避難場所となっている施設への誘導道路でもありますし、最も必要とされていた道路計画でした。

特に、東小学校前の大日館線は、狭い片歩道で、非常に危険を感じます。東小学校のところの交差点の右側に、本来だとこの大きさの歩道ができたんだろうという、ちょっと言えば形が残っておりますけども、現在の歩道はその半分にも満たないというふうな状況になっております。

また、総合文化会館から体育センター前の2号三本柿線、そこから下宿横枕線、昔の県道の川棚有田線ですね。そこへの出入りは、交通量も多い割には歩道もなく、丁字路の交差点は非常に危険です。

また、折敷瀬郷の集落センターから舞相方面への約200メートルは道路も狭く、特に危険であります。本来、この舞相インター間は、旧県道川棚有田線で、波佐見町にとっても骨格をなす幹線道路です。ここも廃止はされましたけれども、どのような道路計画にするのかの対案がなされておられません。

波佐見町の道路計画は、第5次の総合計画、これがそうなんですけれども、高速道路、県道、1級町道、ここを網のようにかぶせて、一本一本の機能性と、それぞれがネットワークされて、2倍3倍にも生かされていることを狙ったものです。ただ、残念ながら実施計画が示されておられません。

また、町のホームページでは、今でも古い波佐見都市計画総括図が載せられております。全国の人がホームページを見ております。早急な修正をお願いしたいというふうに思います。

それから、第5次の下水道事業計画ですね。第5次の下水道事業計画は、このように全町的に網羅されております。しかし、今回、永尾郷、中尾郷、皿山郷を除外すると、長野地区、南地区を網羅する長野地区については都市計画の決定はまだされておられませんけども、この長野地区の49ヘクタールの下水道計画もなくすということになっていると聞いております。

総合計画や、この間頂いた下水道の資料によれば、ここでも生活様式の変化による水質汚濁の進行や、浸水被害対策のための下水道普及整備が急務とされ、また下水道への接続が、

接続推進の必要性があると計画書に書かれております。今後こういった快適環境をつくる下水道計画等を外せば、先ほど言った人口の流入、もしくは波佐見町で住みたいという人たちの意思決定の阻害要因になるんじゃないだろうかというふうに思っております。

さらに、全ての町民が下水道施設を利用し、衛生的で快適な生活をする権利があります。今のままでは、波佐見中央浄化センターではなく、波佐見中央地区、この地区の限定下水道計画となるというふうに思っております。

以前は、長野処理区、もしくは田ノ頭、川内郷を含んで、ポンプアップによる計画を検討したことはありますけれども、現在でもそのポンプアップによる処理については検討されたんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

基本的には、先ほど町長が答弁したとおりで、それ以外のものではないんですけど、先ほどから、除外とか、ちょっとあれですね、聞こえが悪いんですけども、これは何も下水道に限ったことではなくて、汚水処理構想として、公共下水道、浄化槽、波佐見町にはありませんが、農業集落排水、漁業集落排水とか、こういったものを全体的に考えて、どの手法が一番いいのか。しかも、国から出されていた方針で、その当時、ですから平成二十七、八年頃10年間、今後10年間ぐらいでおおよそ完成できるような形にしてくれということで、県主導で長崎県の汚水処理構想というのがありまして、それを基に各市町でもそういうやってくれということなんで。

経済比較等もして、例えばここにも、町長答弁の中にもありましたけども、これから先、整備しようとしたら、人口密集地ではなくて、少ないところへ引っ張っていかないといけないと。文献によると、家と家の間が70メートル、76メートルだったかな、それ以上離れると、ちょっと経済的に難しいですよというのも出ています。なので、ここはちょっと考えを改めて、浄化槽で整備したほうが、そこに補助金を充てたほうがより効率的だろうと、早くそのほうが行くんだらうということでそういう検討をしてきたことであります。

もう一つ言うと、その前に平成21年度にも見直しを行っております。そのときは確かに入っていました。27年度に見直したのは、何が違うかということ、21年度当時に見直したときには、その当時、もう浄化槽がついている家もあったんですが、そこを加味されていませんでした。27年当時に見直しを行うときには、例えば、ある地区でもう浄化槽が半分ぐらい入っ

ていると、できていると。それをなしにして下水道つないでというのは効率が悪いでしょうということで見直しを行ったということです。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

私としては、公共下水道を担当する課長のコメントとしては少し残念に思います。

最後になりますけども、庁舎建設について少し伺いたいと思います。

昨年、持続化給付金で、売上げが大幅に落ちた方々の請求の手伝いをさせていただきました。窯業関係から自営業の方がたくさんお見えになりました。今、確かに数カ月収入がなかった、もしくは、二、三カ月収入がゼロという方もたくさんいらっしゃいました。今、町民の皆さんは非常な環境の中にいらっしゃいます。とても新庁舎建設など構っておられんという状況ではないのでしょうか。町民目線のレベルからすれば、やはり22億円といえば、毎日10万円、10万円使っていても60年かかる大きな金額なんです。それを踏まえて、準備をすることはいいことだと思いますけども、やはり今の段階では、町民目線に立って、これも昨年の9月議会のほうでも提案されておりますけども、もう少し今のコロナ状態を抜け出るまで、もう少しの猶予期間が必要でないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、お答えします。

現在59年経過した現庁舎は、耐震性も著しく不足しており、防災、復興拠点としての機能が果たせないことが懸念されている状況です。これからは、新型コロナウイルス感染症対策を行っていくことと、災害を見据えた防災拠点の整備である新庁舎建設事業を進めることは、共に町民の暮らしや命を守るために並行して行っていく必要がある、どちらもある課題だと考えています。

長崎県も新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。今後は引き続き、感染症予防のための新しい生活様式を取り入れながら、経済の回復に向け取り組んでいき、新型コロナウイルス状況を注視しながら、まずは建設工事のための実施設計を行いたいと思います。

工事着工につきましては、今後の新型コロナウイルスや経済、他自治体の状況を考慮しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

今言われましたように、これを5年延ばせ、10年延ばせの話じゃないんです。やはりコロナが終息し、普通の人普通の生活を取り戻すまで。予防接種も始まりますし、ここ二、三年である程度目に見えてくるんじゃないかなと思いますので、よろしく検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、あわせて、工事期間中の安全対策ですね。ここは小中学生、もしくは保育園のスクールバス等も通っているような状況です。恐らく工事が始まれば、通学路の変更等の検討も必要じゃないかというふうに私は見ておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

通学路などにつきましては、今度、今年の9月から敷地造成工事を行うわけですが、ダンプトラック等は結構通るようになりますが、対策としましては、交通誘導員の配置とか、今、計画しております西海ギフトセンターのほうのため池のほうに土砂を運ぶときとかは、ちょっと遠回りになりますけど、県道のほうを通るとか、そこら辺は考えていきたいと考えています。

あとは通学時間帯、行きるときはダンプを走らせないとか、資材運搬を行わないとか、帰りは制限とかがちょっと難しいかなと思うんですけど、そこら辺を考慮して工事のほうはやっていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君）

以上で時間です。

以上で、4番 岡村達馬議員の質問を終わります。

今日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時25分 散会

第3日目（3月5日）（金曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第3日目（3月5日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
11番	藤川法男	12番	今井泰照
13番	尾上和孝	14番	百武辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 伊東晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和3年第1回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

順次発言を許します。

1番 澤田昭則議員。

○1番（澤田昭則君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

緊張して喉が渇いておりますけれども、喉が渇けば水を飲みます。心が渇けばお茶を飲みます。頑張って質問したいと思います。

それでは、通告に従いまして。

1. 新型コロナウイルス対策支援事業について。

新型コロナウイルスの感染拡大によって経済が低迷し、所得の減少や生活においても、不便で不安を抱えている。緊急生活支援施策で迅速な対応ができた水道基本料金や給食費の減免は、好評価であった。いよいよワクチンの接種が始まったが、生活は感染防止や厳しい経済の中でまだまだ不安である。

そこで、波佐見町独自の生活支援事業として、次の施策を支援できないか。

(1) 令和3年度上水道事業で基本料金の5カ月分を全戸減免できないか。

(2) 令和3年度学校給食の支援事業で小・中学校の給食費1学期分を減免できないか。

2. 町民霊園について。

町民霊園は、公営墓地として312区画が設置されているが、トイレがなくて不便であるため、新設はできないか。

3. 町長の施政方針について。

(1) 住宅性能向上のリフォーム支援事業の申請者が、コロナ禍等で多くなっているため、

予算額を増額できないか。

(2) 新庁舎建設の中で、総合文化会館の中にある教育委員会の移設は、町民の利便性を考え、また、現在コロナ対策などを考慮した実施設計が進む中、基本計画どおり新庁舎への移設でよいのか。

(3) 波佐見町歴史文化交流館が開館するが、施設に関して台風など暴風雨災害対策は考えているか。

(4) 今後、新幹線の開通に伴い嬉野温泉駅が開業し、嬉野医療センターも駅周辺へ移設したことにより、西肥バスの路線バス事業で佐世保－嬉野線の小樽郷経由から日の出城線でのバス運行を永尾郷経由と交互になるように要望できないか。また、JR九州の路線バス事業で近隣の武雄・嬉野や有田から波佐見町へバス運行は考えられないか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 澤田議員の御質問にお答えいたします。

1. 新型コロナウイルス対策支援事業について、新型コロナウイルスの感染拡大によって経済が低迷し、所得の減少や生活の中においても、不便で不安を抱えている。

緊急生活支援施策で迅速な対応ができた水道基本料金や給食費の減免は、好評価であった。

いよいよワクチンの接種が始まったが、生活は感染防止や厳しい経済状況の中でまだまだ不安である。

そこで、波佐見町独自の生活支援事業として、次の施策を支援できないか。

(1) 令和3年度上水道事業で基本料金の5カ月分を全戸減免できないかという御質問ですが、水道料金の減免については、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大を受け、外出自粛による家庭での水道使用量の増加が予想されると判断し、水道利用者負担軽減を図るため、基本料金3カ月分の全額減免を行いました。

また、減免実施による減収分については、一般会計からの補助金で補填しております。

今後については、ウイルス感染の状況などを勘案し、町全体において様々な支援策が議論される中で、どのような対策がどのくらい必要で、どの程度まで実施できるか検討していく必要があると考えています。

(2) の学校給食支援事業については、教育委員会から答弁があります。

2. 町民霊園について。町民霊園は公営墓地として312区画が設置されているが、トイレがなく不便であるため新設できないかという御質問ですが、波佐見町民霊園は昭和50年に設置し管理を行っています。生理的な要因であるため、緊急の場合もあり、トイレを設置することで利便性が増すことは十分理解できます。

しかし、利用者が霊園関係者に限られ、お参りや使用区画周辺の掃除などが訪問目的であることから、年間を通じての訪問頻度も多くない上、その訪問時刻や滞在時間も個人の裁量によるもので、事前に準備に努められていると思います。町内の民間墓地を見ましても、トイレを設置されているところはなく、用を済ませてお参りされているなどと推察します。

あわせて、そのような使用頻度の少ないトイレ施設では、設置費や管理費などを考えると費用対効果も小さくなく、また、設置に伴う犯罪発生なども危惧されることから、現状では設置は考えておりません。霊園利用者の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

3. 施政方針について。

(1) 住宅性能向上リフォーム支援事業の申請者が、コロナ禍等で多くなっているため、予算額を増額できないかという御質問ですが、住宅性能向上リフォーム支援事業については、平成25年度から始まったものですが、当初は県の補助金もありましたが、平成28年度より町の補助金のみとなり、20件を対象としました。平成29年度に申請要望が多くなり、補正により10件分を予算追加、平成30年度も当初20件、補正追加10件となったため、令和元年度から当初予算を30件分で計上し、1件当たり10万円で300万円の予算額としています。

支援事業の内容については、まず、補助対象者として町税を滞納していない者で、町内に住宅を所有しており、かつその住宅に居住している者。次に、補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅を所有し、当該住宅に居住していない者であって、当該住宅に居住することが確実である者となります。

補助の対象となる住宅は、一戸建て住宅、併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。マンション等の共同住宅で、人の居住の用に供する専有部分となっています。

補助対象となる工事は、バリアフリー・安全型リフォームとして、生活動線上の段差解消や動作補助手すりの設置など、住宅内の円滑な生活が行えるためのリフォーム、省エネルギー型リフォームとして開口部の断熱や天井・屋根・壁の断熱、高効率設備の設置など、住宅の省エネルギー化を図るためのリフォーム、防災型リフォームとして耐風瓦へのふき替えや

防火外壁への改修など、住宅の防災性能を向上させるリフォームの3パターンがあり、補助対象工事に該当する工事費の合計が50万円以上となる場合に、工事費用の5分の1を助成します。ただし、上限を10万円としています。

現在のところの予算額は、年間30件分で足りているようですが、今後申請数が増加するようであれば、補正予算での追加計上を検討したいと思います。

次に、施政方針の(2)新庁舎建設計画の中で、総合文化会館内にある教育委員会の移設は、町民の利便性を考え、また、現在コロナ対策などを考慮した実施設計が進む中、基本計画どおり新庁舎への移設でよいのかという御質問ですが、庁舎は時代の潮流に左右されずその土地の象徴となり、長きにわたり使い愛され、町民の誇りであるべき施設です。社会状況の変化に対応し、絶えず利便性、効率性を高め、町民生活の基盤となるべきものと考えます。

このようなことを考慮しながら、平成27年から4年間、町民の代表者15名で構成する庁舎建設検討委員会を開催して協議を重ね、現庁舎の課題整理や建て替えの必要性、新庁舎整備に向けた基本理念の設定などが検討され、平成31年2月に庁舎建設に関する答申書が提出されました。

その答申書の内容を尊重しながら、町職員グループワーキングや管理職協議を経て、庁舎建設に向け、より具体的な条件などを示す波佐見町新庁舎建設基本計画を令和元年12月に策定し、令和2年4月から基本設計に着手し、それと並行する形で職員による新庁舎整備検討委員会を13回開催し、職員の意見の聴取を行い設計に反映させてまいりました。

令和3年2月末から基本設計を基に、工事实施のための詳細設計となる実施設計を開始した状況です。

議会に対しての説明等は委員会を8回、議会全員協議会、ほか先進地視察を行い、定期的に進捗状況や調査事項に対して回答してきました。これらの点を踏まえて、現在計画を行っているところです。

多種多様な意見があるのは承知しておりますが、教育委員会事務局の移設に関しましても、新庁舎建設基本計画にも、教育委員会事務局の配置を統合の形で挙げており、また職員によるワーキンググループなどでもその方向で想定し、内容の検討を進めてきたところであり、基本は統合の形を考えております。

その主旨は、町民の利便性を第一に考え、庁舎分散化による利用者の負担や事務執行における非効率等の問題解消のため、新庁舎建設に合わせて移設し、調整機能を統合させていき

たいというものです。

今後は、本町が目指す新庁舎像をさらに明確にし、議会への説明責任を果たしながら、速やかに実施設計を行っていきたいと思います。

(3) 歴史文化交流館の災害対策については、教育委員会から答弁があります。

次に、施政方針の(4) 今後、新幹線の開通に伴い嬉野温泉駅が開業し、嬉野医療センターも駅周辺へ移設したことにより、西肥バスの路線バス事業で、佐世保－嬉野線の小樽郷経由から日の出城線でのバス運行を、永尾郷経由と交互になるよう要望できないか。また、JR九州の路線バス事業で、近隣の武雄、嬉野や有田から波佐見町へバス運行は考えられないかという御質問ですが、波佐見町内の路線バスについては、平成14年3月末に佐世保－嬉野線、日の出城経由と嬉野－有田線が、また同年11月末には内海－八島線が、平成15年3月末には野々川線が、平成23年3月末に上中尾－鬼木線が、同年9月末に村木東峠線がそれぞれ廃止となりました。

いずれの場合も、自家用車の所有が多くなり、バスの需要が大幅に少なくなり、利用者が激減し存続が困難になった路線であります。当時、廃止に当たってはバス事業者による乗降調査をはじめ、いろいろな分析により廃止を決定されています。

御質問の佐世保－嬉野線、日の出城経由も利用者の減少により廃止となった路線ですが、今後、新幹線嬉野駅や嬉野医療センターの利用者が見込まれるかもしれませんが、バス路線を新設するにはそれ相当の利用者が必要なことや路線の距離の問題、新たな路線系統となると武雄市側の既存路線との調整など、高いハードルがあると思います。また、永尾郷経由と交互運行となると、永尾郷を通るバスも減少するという問題も考えられます。

現状では、佐世保・嬉野線が嬉野医療センターまで延長接続している便が少ないため、新幹線嬉野駅開通を見据えて、少しでも多くの便が嬉野医療センターや嬉野駅まで延長接続していただくよう要望しているところです。

また、JR九州の路線バスは、近隣では武雄－嬉野－東彼杵町をつなぐ路線がありますが、川棚－内海線と同様の国や地方自治体からの補助金が入っている路線でもあり、多くの利用者が望めない波佐見町内への進出は、採算性や既存路線の競合の部分でも非常に厳しいと考えます。

このようなことから、小樽地区の皆様には大変御不便をおかけしますが、考えられる対策としては既存乗合交通で永尾山入口まで来ていただき、佐世保－嬉野線へ乗換えでの御利用

をお願いしたいと考えています。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

御質問にお答えします。

（2）令和3年度学校給食の支援事業で、小・中学校の給食費1学期分を減免できないかというお尋ねでございますが、給食費1学期分の免除については、昨年度新型コロナウイルス感染拡大を受け各家庭の給与収入等の減額が予想されると判断し、保護者の負担軽減を図るため、給食1学期分の減免を行いました。減免実施による減収分につきましては、水道料金同様に一般会計からの補助金で補填をしております。

今後につきましては、水道料金同様に新型コロナウイルス感染の状況などを勘案し、町全体において様々な支援策が議論される中で、どのような対策がどれくらい必要で、どの程度まで実施できるか検討していく必要があると考えております。

（3）波佐見町歴史文化交流館が開館するが、施設に関して台風など暴風雨災害対策は考えているか、とのお尋ねでございます。

波佐見町歴史文化交流館（仮称）は、現在、分室で保管している出土品や様々な歴史資料、寄託されています古文書や武具等に移管することとしており、議員お説の暴風雨対策についても、整備について考慮しております。

保管を行う建物は新築棟とし、その構造は堅牢な鉄骨コンクリート一部二階建てとしており、基礎部分についても浸水被害を想定し高さを考慮しています。また、古文書等湿気を嫌うものについては、特別収蔵庫に管理することとしており、工事請負契約の第2回変更において、暴風雨の際にダクトを通じて特別収蔵庫に湿気が逆流しないような経路の変更も行ったところです。

これらから貴重な歴史資料を適切に管理し、後世に継承していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

今、このコロナ禍で、人間を救うのは人間だということで、日本赤十字社も言っておりますが、本当にこの厳しい時代をどうやって乗り切るか、本当、知恵の出し合い、忍耐の続き合いと思いますけれども、今、乗り切るには、町民と町の行政が力を合わせて乗り切ることが大切だと思います。

よく自分も言われますけど、「議員は何ばしよつとか」とか、「この大変な時期に話し合いをしよつとか」とか言われます。いろんな委員会とか出て、コロナ対策に関してはよく出ておりますけど、町民はまだまだ不安を持っていらっしゃるようです。

ぜひ、いろんな支援策があると思いますけれども、即効性のあるやつとか、今まで試みて物すごく町民が喜んだと言いますか、よく言われるのが、気持ちがいいと言われてました、水道料金にしても給食費にしても。その辺を考慮してもらって、再度できるものは再度してもらいたいということです。

それでは、早速ですけれども、水道料金の減免を昨年されましたけれども、効果といますか、結果をどのようにして感じ取られたか、調べられたか、もし分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

住民の意見をその後、聞いたわけではありませんので、効果については私どものほうでも、どうだったかというのは、ちょっとお答えできるような資料は持ち合わせておりません。実績で言いますと、おおよそ町内に5,900軒ほどの水道メーターというか、戸数があるんですが、そのうちの公共施設を除いた約5,850程度が減免対象となっております。

前は、3カ月間の減免を行ったわけですが、1カ月当たり約1,000万円強、3カ月で3,100万円ほどの減免ということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

水道料金のほうからお話ししますけれども、5,800軒、かなりの戸数といますか、かなりの方を支援したことになると思います。今回、私が提案しているのは5カ月で、自分の予測では5,160万円ほどかかるのではないかとということですが、今回も、いろんな支援策を予算で提案されていると思いますけれども、5,000万円で5,800軒を支援するというのは、僕はすごいことだなと思っておりますし、行政の中で公平さをいつも考えるということに関してはいいことだと思いますので、ぜひ検討を、答弁でもありましたけど、様子を見ながらされるということなので、御検討をお願いしたいと思います。

次に、給食費のことですけれども、こちらも昨年実施されたということで、家にちょっと広報誌があったので、去年の広報誌を見たら、家計に優しい波佐見町ということで、緊急支援策の第1弾、第2弾が載っておりますけれども、やはり目にするのは給食費とか水道料金

がすぐ目立ったんですけれども。やはり若い世帯、給食となれば若い家族の方の世帯だと思いますので、今回ここに来るまでにも、いろんな方に聞いたら、いや、助かりました、またぜひ本当お願いしますという声もありましたので、御検討はいかがでしょうか。お願いします。

○議長（百武辰美君） 給食センター所長。

○給食センター所長（井関昌男君）

先ほど、澤田議員さんが言われたとおり、私も保護者の一人でございますけれども、実際のところ1学期の免除をいたしまして、日数にして63日になっております。各家庭に補助金をというところじゃなくて、実際のところ、徴収を各地区にお願いをいたしております。PTAの徴収員さんに毎月お願いしているところでございますけれども、実際のところは4月、5月、6月、これは通常どおり徴収をしていただきました。今回、1学期の免除につきましては、6月議会の一般会計補正予算3号で提案、可決をいただきまして、その翌月から7月、8月、9月、10月を徴収しない月ということで、実質そこで免除、補助という形で取扱いをさせていただきまして、翌月の11月、12月、1月は通常徴収。2月で全体の年間の給食回数というのが確定いたしましたので、2月で調整をしていただいて、その分で徴収を2月最終という形で、今年度施行したところでございます。

令和3年度の状況でございますけれども、先ほど教育長、町長が答弁いたしましたとおり、今後のコロナ感染拡大を推理しながら、その辺は十分に検討しながら今後進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。

こちらの資料では、費用的に4カ月で1,710万円ほど費用がかかったと聞いております。先ほどの水道料金と一緒にすけれども、1,710万円で児童数の1,250人ほどの子供たちの安心を守ったというか、支援をしたということで、かなり評価されると思います。

好評価というのを、ちょっと自分でも文章を書くときに、「高い」か「好む」かということで、「好む」という文字を選びましたけど、相手が喜ぶ評価なので、ぜひまたこれも状況を見ながらということで、ぜひ喜ばせていただきたいと思っております。

次に、施政方針についてですけれども、（1）のリフォーム事業の申請者が大変増えてき

ていると思います。先日も建設管理班のほうにお調べしたところ、その10万円の補助ですか、ちょっと一、二件、次に回しましたとか言われましたけど、やはり前期、後期に2つに分けでの受付なので、どうしても募集戸数といいますか、それをオーバーしたときには、次の時期に待たないといけないケースもあると聞いております。

自分も2年前に利用させていただきまして、10万円いただきました。大変助かりました。実際にリフォームといいましても、いろんな規模の工事があると思うんですけども、やはり100万円以上にはなる工事がかなり多いようです。

今消費税も10%で、100万円のときにはもう消費税が10万円かかるような。だから、こちららも本当、町が何とか支えてくれている、支援してくれているということで、ありがたい事業なので、ぜひ続けていただきたいんですけども、今このコロナ禍で、新築を断念している人もいらっしゃると思います。ぜひこういう形の、こういう時代にはちょっと増額していただいて、リフォームも今、前期15件、後期15件ですけども、前期に20件とか、後期にも20件とかちょっと増やしてもらうように、補正の考えもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね、リフォームに関しては、先ほど澤田議員から一、二件ちょっと、ずらしていただいたということがあったんですけども、確認したら前期に一、二件オーバーしたので後期のほうに回してくれということで頼んだということでした。

リフォームも今ずっと、実績上がってきているんですけども、早く申請をしたのに遅かったですねという聞き方をしたら、コロナで入ってくるなという、そういうあれでなかなか建築とかリフォームの会社が入られんで遅うなりましたということがあったそうです。それで、コロナが終わったら、また増えるかもしれませんねということで聞いておりますので、そういう要望があれば、補正とか何とか考えてやっていきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございます。また、給食のほうにちょっと質問を忘れておりましたので、一つ提案といいますか、お尋ねなんですけれども。まだ審議がされておられませんけれども、今度、商工観光課のほうで、プレミアム券の政策をされるような提案を聞いておりますけれども、

例えばプレミアム券を給食費に充てるということが可能なかどうか、その辺、もし分かればお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

町の使用料とか、税金とかには充てられません。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ありがとうございました。分かりました。

それでは次に、（2）の新庁舎建設の中で、教育委員会の移設に関してですけれども、先ほども答弁がありまして、大体お気持ちは分かりまして。私もいろんな方に聞いたんですけども、やはり今の生活というか利便性に慣れているものですから、総合文化会館のほうが使いやすいんじゃないのかとか、いや、新庁舎に入って一緒にされたほうがいいんじゃないのかとか、いろんな意見が様々で、自分でもどちらがいいかというのも本当、ちょうど中間で天秤にかけるわけじゃないんですけども、なったらなったらそちらの方向に生活のスタイルがなっていくのかなと思っております。

ただ、町民の声というのを僕らも届けないといけないので、かなりの審議をして検討委員会で答申書とか出されておりますけれども、その方々もかなりの町民の方から意見を本当に拾い上げたのかどうかとか、いろんなことを検討してもらいたいと思います。

次に、（3）の波佐見町歴史文化交流館ですか、もうすぐ開館しますけれども、先日議員のほうで現地視察をさせていただきまして、次長の詳しい説明など、とても立派にできておりまして、今日もちょっと朝通ってきたら、またかなりの樹木をどんどん西海園芸さんが持ってこられておりましたけれども、立派にできるんだろうなと思います。

ただ、帰り際にちょっと振り返ってみたら、立派な大きな窓がたくさんあるんですけども、これに風とかいろんな台風のときに物が飛んできたら防げるのかと次長に聞いたら、そのときは対応しますって言われたんですけども、そのときに一、二時間前にどうやって対応できるのかなとか、前日にどういう防護策というか、防風雨対策ができるのかなということもお話ししまして、議場ですけれども、ここでお尋ねしてどういう考えかお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずは暴風雨対策でございますが、今回は、旧社長宅を改修いたしました。その中で大変大きな窓もついていたものですから、以前の住まれていた方にちょっとお話もする機会がございましたが、特に以前に台風等で割れたというお話はありませんでした。一方で、今回、庭をきれいに整備するときに高い木を伐倒いたしましたし、そういった枝木も払っておりますので、台風等で大きく物が飛んでくるのは少ないのかなと思います。

一方で、台風等が近づけば、おのずと閉館をいたしますので、そういった事前の対応はできるのかなと思います。仮に、何かしら被害が生じれば、そのときに応じて窓ガラスに飛散防止のフィルムを貼るとか、そういうことは考えていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

ぜひ、昨年の50年に一度の大雨とか暴風雨等がありまして、また来場者も来ますけど、災害もくるということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、（4）の路線バスのことなんですけれども、僕もこの通告書をつくるときには、小樽郷にバスが通ったら便利だろうな、嬉野からまたこちらのほうにもJR九州などのバスが来たら観光的にはいいだろうな。今、説明を聞きましたし、今日の朝の新聞を見ても、佐世保―長崎線の高速バスまでも減便になるということで、確かにもうバス事業というののかなり危機的な感じになっておりますけれども、でも、波佐見町も商工観光課と名前まで変えて観光にどんどん推進していく事業を増やしていくということなので、今、動けないときに、そういうバス路線の認可をずっと相談し続けたら、明るい将来が来たときに、波佐見町は以前からこういうバス事業には関心を持たれて申請をされてたなあということで、今、動けるときに動いておいたら、3年後か5年後かにいろんな方面からバスといいますか、観光的に交通網を張ったらいいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

このいろいろなバス路線を新設するとかいうのを、住民の移動の部分で考えるのか、先ほど観光的な要素で言われましたけれども、観光的な要素で考えるのかということで少し答え方も違ってきますけれども。もし新幹線嬉野駅からの誘客ということで考えるのであれば、通常は距離が遠い小樽地区の日の出城経由を通すということはあまり考えられない。今むしろある佐世保―嬉野線、永尾郷を通っている路線を確実にバスセンターから嬉野駅までつな

いでもらうように要望することに注力する。そこが一番波佐見町の皆さんの利便性の向上につながるものだと思っております。

距離が、これ、グーグルマップで調べたもので恐縮なんですけれども、あそこの御堂の永尾山入り口のバス停、あの御堂の交差点のところから、小樽郷経由で嬉野医療センター、新幹線のところまで行くのに約10.6キロ。それで、嬉野―永尾経由でいきますと9.5キロということで、永尾の経由のほうが遠いんですね。それはバスが通っていたときからその辺はちょっと話をされておまして（「永尾経由のほうが」と呼ぶ者あり）すみません、永尾経由のほうが、距離が短いんですね。それで、前回廃止になったのも、そういう距離の関係というのも、非常に大きな要素もあったということで聞いております。

今のところは、この佐世保―嬉野線の充実というのを中心に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

分かりました。

バスのことばかり言っても何ですけれども、やはりバスの大きさを見ても、かなり大きなバスに感じるんですけれども、ああいうのが小型化とか自動運転とか、先々の技術の進歩でバスというのがどういう形になるか分かりませんが、とにかく本当、波佐見町も観光にやはり重点を置かれている中で、いろんな交通網を考えていただきたい。いつもよく言われますのは、波佐見は便利よねって、いろんな場所に行ける、有田、武雄、嬉野、川棚、大村、いろんな高速道路も近いとか。

僕は商売しておりますけど、逆にお客様も逃げていくじゃないですけれども、いろんな買物に行けるルートがあるので、町外に行く。とても便利なようで、商店街的にはちょっと厳しいのもありますけれども、今後はぜひそういう交通に困らないような町民の生活も考えていただきたいと思います。

それでは、町民霊園についてお尋ねします。

自分も一利用者で、2年前に父を亡くしてから、墓に行くことが多くなりました。初盆をしたときも、そこに2、3時間おったりしまして、どうしても初盆とか御法事の後とか墓参りされたときには15人、20人とか行かれているときもあります。今コロナ禍で、多分、分かれてお参りには行かれているんだろうと思いますけれども、今までそういう霊園にはトイレ

は必要なかったというか、そういうのはあまり事例がないということは言われましたけれども、今の時代、小学生とか幼稚園生でもそうですけど、僕らのときは、おしっこしたくなったらその辺でしておきなさいとか言われましたけど、今の小学生はトイレでしかしないとか、絶対そういうのもあると思うんですね。以前は湯無田の隣に児童公園というのがありまして、それは町が管理されていた児童公園だったんですけれども、今はその管理を湯無田郷に任せられていると思いますけれども、もう公園自体がありません。そこに併設されたトイレも、もう使えないような状況、かなり傷んでおりまして、ただ、僕も見ただけでもそのトイレを霊園に来た人も使われたことをよく見ましたので、そういうこともちゃんと町のほうは分かっているのかなということと、自治会と協議しながら何らかのそういう対策も考えていただけませんか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

町民霊園でのトイレということでの考え方として、町長のほうから答弁をしましたけれども、湯無田郷、児童公園を含めたあの一帯についてのトイレが、以前児童公園として町が管理していたときには、トイレがあったということはちょっと確認はしております。今現在、そのトイレもちょっと使える状況がないということで、仮設でされていますけど、それもちょっとトイレとしてどうなのか、衛生面でどうなのかということも、確認はしております。

霊園そのものにトイレというのはちょっと、費用対効果等を含めまして、どうなのかというところはあります。あと、自治会等から、自治会が管理する、運営するとかという形であれば、直接の所管にはなりませんけれども、そういった助成については、地域振興補助金等も活用されるものと思っております。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

本当ありがとうございます。

今、このコロナ禍で、旅行には行ったらいけない、不要不急の外出をしたらいけない。でも、墓参りだけは、先祖を敬って、いいことをされているなと思っております。自分が利用者だから言うんじゃないかもしれませんが、ちょっと雨が降ったときでも、屋根のついているような施設ありませんし、傘とか持っていかなかったらもう本当どうしようもない。それはもう走って戻るしかないとか。いろんな状況を考えられて、確かにその利用者というのは、僕

も計算してなかったのですが、今度もし機会があれば、1日墓におつてみて、何人の方が来られるとか、どういう気持ち、施設に対しての利用ですね。もう47年間もたつて、自分も墓の中を見せていただきましたけど、骨つぼが七つしか入らない。でも、これは町が管理しているので、多分100年、200年、ずっと管理していかないといけないかも分かりません。納骨堂という時代がブームといいますか、何かなっていますけれども、この管理者、町として50年、100年、見ていかれると思いますけど、今後も大変な施設だなど思っておりますけど、その辺でまた管理に対していかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

墓地の管理につきましては、町で設置をしておりますので、町民霊園としての管理は、未来永劫管理をするような形にはなるかと思えます。民間墓地については、墓地法に基づいて、管理者、設置者がという形になっております。

町が設置している以上は、もう、未来永劫町が存続する限りは管理を行うという形で行います。

○議長（百武辰美君） 澤田議員。

○1番（澤田昭則君）

よろしく申し上げます。

今回の通告に墓地を載せていまして、永代使用料といいますか年間に、最初、新規で申請を求められて決定された方は、1区画13万円、ざっと計算しても、今310戸契約されていると思うんですけども、4,000万円入ってこられていると思えます。年間の使用料が、以前年間に1,000円のときもありましたけれども、現在は2,000円ということで、また、300基の方が年間に60万ほど納められているということで、僕も夏にシルバー人材の方ですか、環境美化の方か、どちらか分かりませんが、かなり樹木とかが伸びていたの、伐採されて管理されたのは大変だなど思ってお話をしたことがありましたけれども、確かに本当、管理がずっとお金もかかるし、そういう人というか、植木に関しての管理は大変だと思いますので、その辺はまた、毎年よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、いろいろお話ししましたが、前半に言ひましたようにコロナ禍の中で、ぜひ、町民もいろいろな方、苦しい方、そんなに苦しくない方いらっしやると思ひますけど、ぜひこの町行政と一緒に、しっかりこの町の安全のために頑張つていただひたいと思ひます。

いますので、今後もよろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で1番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時47分 休憩

午前11時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 脇坂正孝議員。

○10番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。

通告により、以下、質問をいたします。

1. 町長の施政方針についてでございます。

町長説明書では、豊かな心を育むまちづくりとして、教育行政について述べてあります。

そこで、以下の項目について、具体策を問います。

（1）小中学校では、新年度からタブレットを使った指導が始まるが、具体的にはどう指導するのでしょうか。特に、家庭での使用についてどう指導されるのかお尋ねします。

（2）学校施設改修を計画的に進めるとありますが、その内容はどのようなものでしょうか。①年度別に学校名、工事名または概要、各工事費の予定額、②上記工事を施工するに当たり、教育委員会事務局と町長部局との業務分担はどうされるのか。

（3）統合型校務支援システムを本格運用しとありますが、どのような内容でしょうか。また、期待される効果はどういったことでしょうか。

（4）スクール・サポート・スタッフを導入しとあるが、業務内容、配置方法、期待される効果についてお尋ねします。

（5）社会教育の充実についてとありますが、そのためには、社会教育主事の配置が欠かせないと考えます。令和3年度で配置ができないか、お尋ねします。

（6）スポーツのまち波佐見にふさわしい競技力向上を進めますとありますが、波佐見に

ふさわしい競技力向上とはどのようなことでしょうか。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

脇坂議員の御質問にお答えいたします。

1. 施政方針について。

町長説明書では、豊かな心を育むまちづくりとして、教育行政について述べてあるが、以下の項目について具体策を問う。

（1）小中学校では、新年度からタブレットを使った指導が始まるが、具体的にはどう指導するのか。特に、家庭での使用についてどう指導するのかという問いに対しまして、令和2年度から小学校で実施され、3年度から中学校で実施される新学習指導要領で、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図るGIGAスクール構想に基づき、今回、児童生徒1人1台のタブレットの配布を進めているところでございます。

既に納品は完了し、現在、タブレットの初期設定と学習支援ソフトの環境構築を進めており、新年度になりましたら児童生徒が使う環境は整えることができると考えております。

また、これらタブレットを使った授業展開については、県教育委員会が自治体ごとに教職員向けの研修会を計画しており、本町は県下自治体の中で早い時期に当たる5月下旬に実施されます。

一方で、この新しい学習支援ソフトを使った教育委員会向けの研修会が先行して実施されており、その中で各自治体の意見交換の場がありましたが、試行錯誤の状況で具体的な授業展開を決定しているところは少ないものと考えています。

なお、本町においては、先般、先行自治体の学校視察も実施し、今後、新しい学習支援ソフトを導入した自治体への視察も計画をしておりますので、後段お尋ねがあった家庭での使用も含め、町内校長会等で具体的な内容を詰めたいと考えております。

（2）学校施設改修を計画的に進めるとあるが、その内容は、①年度別に、学校名、工事名、または概要、各工事費の予定額、②上記工事を施工するに当たり、教育委員会事務局と町長部局との業務分担はどうするのかの問いに対しまして、本町の学校施設は、中央小学校を除き、昭和50年代に建築されたものが多く、築50年近くになる施設もあります。

このため、ここ15年前から施設の大規模改修と耐震補強を実施したところですが、国にお

いては学校施設の適切な管理と長寿命化を図る方針が打ち出されており、本町においても令和元年度から2年度にかけて学校施設等長寿命化計画を策定し、その中で施設、設備の老朽調査とそれに基づく改修工事を計画したところです。

そこで、具体的な学校名等ということですが、本町においては耐震補強が完了していますので、大きく防水外壁の補修、電気設備の改修、給排水設備の改修に分けて試算を行っております。

今後数年間の大規模工事では、令和3年度に一度も外部の大規模改修を行っていない中央小学校の外壁改修、令和4年度に小中学校のトイレの洋式化、令和5年度に中学校校舎の防水工事を計画しておりますが、補助事業をはじめとする財源の確保の関係から、実施年度につきましては、後年度になる場合があります。

次に、工事施工に当たり町長部局との業務分担でございますが、現在は実施設計、工事監理について業者に委託することで行っていますが、町職員の採用について専門技術職の採用も計画されていると聞き及んでおりますので、その中で町長部局と協議を行い、可能なものから業務分担を図れればと考えております。

(3) 統合型校務支援システムを本格運用開始しとあるが、どのような内容か、また、期待される効果はという問合せでございますが、長崎県においては学校における成績処理、指導要録や学齢簿管理等、いわゆる校務系の業務については、今後、統一化することで、令和元年度においてシステムの選定が行われ、各市町現行システムの契約が終了するタイミングで、順次新しいシステムに切り替える方針が打ち出されております。

本町においては、これまで校務支援システムの導入はなく、成績処理や学齢簿等管理については、教諭が独自に表計算ソフト等を用いて作成していたことから、県のシステムを導入することで令和2年度から仮稼働を行い、システムの検証を経て、令和3年度から完全実施を行うこととしております。

そこで、期待される効果ですが、例えばこれまで各教諭が表計算ソフト等を用いて通知表等の成績処理を行っていたので、システム化に伴い内容が統一され、各教諭で異なる処理が行われていないか等の検証が不要になりますので、省力化につながるものと思われま

す。また、将来的に県下統一したシステムになりますので、移動する教職員の事務処理に伴う負担軽減にもつながり、教職員の働き方改革に貢献するものと期待をしているところです。

(4) スクール・サポート・スタッフを導入しとあるが、業務内容、配置方法、期待され

る効果につきまして。学校を取り巻く環境は、新学習指導要領の完全実施、ICT教育の進展等大きな変革の時代を迎えており、多様化する学校現場において教職員は多忙を極めており、本来の子供たちに向き合う時間が少なくなってきました。このため、教職員が本来の授業に専念し、子供たちと時間を確保するため、ここ数年、教職員の働き方改革が求められています。

そこで、本町においても、教職員に限らず行える業務として、プリント類の印刷や仕分、一般資料の作成やPTA関係の事務等を担わせることを目的に、今回新年度予算についてスクール・サポート・スタッフ1名を導入することで、所要額を計上したところでございます。

現時点では、毎日、4校のうち1校を順番に訪問することで考えておりますが、午前、午後と時間を区切って訪問することも検討できると思いますので、町内校長会等で具体的に検討したいと考えております。導入によって、教職員の雑務的な業務が軽減されると思われるので、先に述べた教職員が授業や子供たちに向き合う時間が増加することを期待しております。

(5) 社会教育の充実についてとあるが、そのためには社会教育主事の配置が欠かせないと考えるが、令和3年度で配置が実現できないかという問いに対してでございますが、社会教育の社会教育主事の配置については、かねてから御質問をいただいております、以前の答弁で指定大学での社会教育主事の講習を受けることによって、有資格者になれる職員がいる場合は、その講習を受けることを検討したいと申し上げておりました。

その後、人事異動で受講資格がある学歴を有する職員が社会教育班から異動しましたので、受講はできておりませんが、現時点で社会教育班の女性職員について、次年度に受講資格が発生します。このため、受講することで令和3年度に所要額を予算計上しておりますが、長期の受講になりますもので、家庭等の状況を踏まえて本人とも話をしたいと考えております。

なお、法が定める学歴を有する職員については、計画的に講習を受け有資格者を増やし、人事異動に柔軟に対応できる人材育成を併せて検討したいと考えております。

(6) スポーツのまち波佐見にふさわしい競技力向上を進めますとあるが、波佐見町にふさわしい競技力向上とはというお尋ねでございます。

本町の児童生徒のスポーツ大会での活躍は目を見張るものがあり、直近では波佐見中学校野球部が中体連の新人戦において県大会で優勝し九州大会に出場する等、大きな成果を残しています。また、町内の体育施設等で町民皆さんが盛んに利用していただいております。

スポーツイベントも開催され、「スポーツの町、波佐見」と言われるゆえんだと考えています。

そこで、競技力向上の具体策ですが、指導者の育成、上位大会への出場支援、施設の適正管理を大きな柱としております。

まず、指導者の育成ですが、本町ではスポーツ少年団から中学校部活動まで、一貫した指導体制がありますが、指導者の皆様には生業、なりわいの傍らに指導を行っていただいている方々ばかりであり、そのために指導者の待遇改善も含め、中学校部活動振興会への補助金を増額したところです。

次に、上位大会への出場支援については、令和元年度からスポーツ振興補助金を高校以下は倍額し、保護者の負担を軽減しながら上位大会への出場を促しているところでございます。

また、施設の適正管理については、各施設の老朽度を見ながら計画的に進めており、近年では鴻ノ巣グラウンドテニスコートの全面改修や甲辰園グラウンド改修などを行っております。

今後とも、これらを通じて、児童生徒のスポーツに対する意識と個々の競技力を向上しながら、チーム、町全体への波及効果を高め、町民皆さんがスポーツを楽しめるよう環境を整えたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

タブレットにつきましては、新年度から使用される予定と、配布して児童生徒が使う予定と、準備はある程度はできておられるということでございますけれども、まず使われる教科、例えば小学校で国語とか算数とか、中学校でどのような。これはまず、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の新学習指導要領では、このタブレットを使う授業というのを想定しております。あわせて、教科書の改訂も行われておりまして、まずは国語で申し上げますと、QRコードを読み込んでそういった画像、動画を読み込んで、実際、児童生徒が学ぶということも考えております。また、それに通じるものとして、やはり社会科、理科。理科については、やはり実験等の動画を見せるということも想定をされております。

一方で、プログラミング教育というのがございますので、そういったセンサーボードを使

ったプログラミングの実践も小学校高学年、中学校においても計画されているところでございます。

今後、教科書の改訂と合わせて、様々な教科でこのタブレットを使った授業を展開するというのが国の大きな柱でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

中学校はどうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中学校においては、もともとパソコン教室で、技術家庭の中でそういったプログラミングというのも若干行っておりましたので、そういったものを実際の教室でやるようなこととなります。一方で、家庭科とかという中で、そういったことも使うということでございまして、先般のネットワークの工事で、家庭科とか被服室にも無線LANのアクセスポイントを増やしたということもございます。

基本的にこのタブレットについては以前申し上げたとおり、定規やコンパスなどの道具として活用しますので、それがメインということになるわけではございませんが、やはりそういった授業の展開の中で、その道具の一つとして使うというのが基本でございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

実際に指導する教職員の研修が、県教育委員会が5月下旬からと。そして、いろいろ先行地の視察とかそういったことをされると思うんですけども、実際に児童生徒が授業等で使う時期、これはいつぐらいになるんですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

導入に当たりまして、今、先行実施をしている自治体等の実際に授業現場での利用状況だとか、あるいは校務支援的なものの中での使用状況についても、先行自治体の授業あるいは専門の担当職員との意見交換等々を先月から計画的に行っておりますので、ただ、職員の研修につきましては、今、先行して配置をしていますICT支援員の活用をしながら、現場の教職員のニーズあるいは不安、負担の部分を、ICT支援員と意見交換、協議をしながら、

どういふふうな場面で、事務的な部分でどういふふうな支援ができるか、授業においてどういふふうな支援ができるか、例えば教材作成等についてというふうな意見交換をしながら順にやっていきたいということを思っておりますので、5月に子供たちへ配置を計画しておりますが、すぐに授業等で活動できるということは基本的にはできませんので、まずは職員のほうの研修ということ。

もちろん子供たちには使い慣れるという点で操作だとか、それこそスイッチのオン、オフから始めていかなくてははいけませんし、1年生から中学3年生までおりますので、学年の実態に合った部分でゼロからスタートできるるところと、学年の実態に合ったところということで段階的になっていくんだと思いますが、5月に子供たちに渡しながら、先生方の研修や使い勝手についての工夫等をしていき、先生方の学校現場の実態と合わせたときには、基本的には2学期あたりから、9月あたりからの活用が本格的に進められたらいいのではないかなということを考えております。

あくまでも基本的には、学校現場の実態やニーズを大事にしながらやっていかないと、先生方の不安感とか負担感を増すことによって、かえってマイナスの関係を生み出したくないなというのがまず基本でございますので、学校現場と丁寧に話をしながら、ゆっくり進めていきたい、ゆっくり確実に進めていきたいなという思いを持っております。

以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

学校現場との協議ということでございましたけれども、この辺はもう今のようなスケジュールについては、学校のほうとはすり合わせと申しますか、その辺の準備体制はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

まずは町内校長会、町内教頭会のほうで今、その提案をしております。ただ、実際に各学校で担当をする職員との第1回目の会議を今月中に開催をし、以降、その職員が代表でありますので、現場の声等々を聞きながら、やっていきたいということを考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

まだ、はっきり言って、具体的にどうするということまでは進んでないんですね。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

まだ実際に現物が目の前にないというものがあるものですから、まず現物が来て、もちろん先行15台来るんですが、それをもってまず、職員に2、3台ずつ割り当てた中でのやり取りをしながら、先ほども言いましたようにICT支援員と協力をしながらということになっていきます。そしてやっと現物が来たということになりますので、あまりたくさんの注文を学校に出し過ぎますと、何度も申しますように、現場の先生方の不安をあおってスタートすることよりも、丁寧に丁寧に、計画的に、そして、ICT担当の職員の代表の意見だと思えますから、そのメンバーと意見交換を丁寧に行いながらやっていきたいなということを思っているところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

先ほど5月下旬に実施される予定の教職員の研修、これは例えば、担当教諭のみでされるのか、全員を対象にされるのか、それと時間的にはどのぐらいかけられる予定でしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

お答えいたします。県内で2番目の自治体も早めにしたという思いがありましたので、5月26日、県で2番目のほうの実施ということで、今のところ波佐見中学校のパソコン室で行いたいと思っております。県のほうからの指示は、管理職、担当、他の職員ということで上限60名になっておるんですが、昼間の時間帯の2時間半で研修を行いますので、小学校などは全ての教員は参加することができませんので、各学校、その時間帯に参加できる者を多く寄せたいということで考えております。もちろん、管理職と担当は来て参加する形で、そこから職員へのレクチャーということになってくると思います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そういたしますと、全員が研修を受けるというのは、一斉に受けるというのは難しいでしょうから、管理職、それから担当教諭、その辺からスタート、そして、その後はICT支援員ですか、その辺とのずっと、校内での研修という形になるんですかね。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員お説のとおり、ICT支援員と各学校の情報担当者を中心としながら、学校現場では徐々に徐々に広げていくという形の校内研修を行っていく予定にしております。もちろんそのほかにも、技術的にたけた興味を持つ職員も多数おりますので、そこ辺りの部分で補完し合えるのではないかなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

学校での指導は、ずっとある程度時間をかけて、慣れていけばある程度はうまくいくと、全部うまくいかんというふうに思うわけですが、問題は、課題は家庭ですね。家庭での指導といいますか、最初、私はもう家庭に毎日持っていくものというふうに思っておったんですけども、よくよく調べてみれば、家庭の使用ですか、児童生徒が使用するの、これは理想という形をつくってあったんですけど、その辺は本町としてはいかが考えられますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員お説のとおり、やはり家庭での持ち帰りというのが、もう将来的には当然それが理想だと思いますので、それに向けて環境整備等々やっていきたいと思いますが、いろんな様々な課題というか配慮事項といいますか、いろんなことの確認もやっていかななくてはいけませんので、先行自治体においても、そういうもろもろの決まりを考えたり、そういうことはされておりますが、まだ実際に家庭に持ち帰ってという利用が、試験的に、実験的に行われている段階でありまして、本来の家庭における有効活用というところまで実施している自治体はまだほとんど少ないところであります。

ただやはり、近くにそういう自治体がありますので、元になる考え方、あるいは保護者への啓発、子供たちへの指導等において利用された内容のものについては、その資料をこちらに取り寄せておりますので、そういうものを検討しながら、波佐見町の実態、子供たちの実態に合った形で作成をし、保護者にも啓発をしていきたいなということを考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

このことについて、家庭での使用について、保護者との協議というのはなされているわけですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

まだ今のところ、保護者に向けて具体的にそのような内容についての意見交換の場は設けておりませんが、今後この導入についての積極的なアピール、広報周知というのをやっていく必要がありますので、年度が替わったすぐの、例えばPTAの総会であったり、各学級の懇談等々でも説明をしていきながらということは考えております。

そういうことも含めまして、今月中に庁内公聴会、先ほどの担当者会議の中で、どういうスケジュールで今後この活動を進めていくのかということの、お互いの意見交換や意思の疎通をやっておかないといけないなということを考えておりますから、教育委員会と学校現場との意見交換の場を丁寧に設けて、意見交換をしていきたいということを考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

家庭の持ち帰りというか、児童生徒が実際の本格的な使用というのが、恐らく夏休み前後ということですよ。その間に十分時間があるわけでございますけれども、先行した自治体で、去年の9月から実施しているという自治体の、これは市ですけども、大阪府下の市ですが、ここの使用基準というのを見ますと、完全に持ち帰りを前提とした使用基準になっているんですよ。どのようにして持って帰って、充電が必要なときはどうする、故障のときはどうすると。そこまで書かれた使用基準書というのができ上がって、これはまさに毎日持って帰る、ランドセルに入れてどうのこうのとかいうことは、細かく定義してありましたけれども、本町の場合はまだそこまでいってないということで、安心ではございますけれども。

この持ち帰りについても恐らく考えておられると思いますが、メリット、デメリット、結構ございまして、やはり毎日使わないと上達が遅いということとか、家庭でもやはり宿題、そういったものもタブレットでやるとか、そして学校と家庭との連携、連絡板ですね、そのツールとしても使えるというふうな、そういったメリットも挙げてあります反面、デメリットとしては、家庭での指導がまず挙げられますし、それから家庭学習、学習以外の場を使用しないか。それから、低学年の場合は持ち運びが大変だというふうな、そういったこと。そ

れから、1日中使った場合に、学校でも家庭でも使った場合に、健康の問題、特に視力とか、こういった問題も挙げてあるようではありますけれども、最終的には今現段階で、教育委員会としてはどのようなお考えですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

基本的にタブレット端末につきましては、家庭に持ち帰って利用するというのが原則だと思っておりますので、それを行うのを是として考えております。

その中で、今、議員がお説のとおり、どのようなルール決めだとか、そういうことなどもあるんだろうと思いますので、先行自治体、例えば、持ち帰り用にバックを購入している自治体等も出てきておりますので、そういう持ち帰りの際の、何に入れて持って帰るのかとか、先ほどおっしゃったようなルールだとか、そういうこともあるでしょうし、健康への被害等々もそういうふうなことも含めて、他の自治体の現状等、資料等も参考にし、本町の中で確認をしながらルール決めなり確認をしていくようにします。

将来的には、この機器は大変有効な学習ツールになりますので、学校でも家庭でも活用をしていくというのが本来の姿ですので、それに向けて1日でも早くやっていきたいなということは考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

最終的にはそういった、示されている理想像に向かって進めていかれるということでございますので、ひとつ、まだそこまでの時間は十分あるかと思いますが、先進地の例とか、それから保護者、地域、そういったところの御意見等も十分聞かれまして、また、そして、使うのは児童生徒ですから、その辺のことも考えられて、進めていただければと思います。

続きまして、学校施設改修の件ですけれども、金額は大体先ほどの質問の中で、金額のこともお尋ねしておったのですが、概算で分かれればお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

概算の金額をお知らせしたいというところにはなるんですが、直近で言えば令和3年度に中央小学校の外壁の改修工事を令和3年度の予算に計上しておりますが、どうしても入札に関係しますので、ここで述べることはできませんのでお願いをいたします。

一方で、その後の令和4年度のトイレの実施設計については今、詳細の設計を行っておりますので、それは令和4年度の際に大方御説明できると思います。

あと、中学校の防水工事については、あくまでも概算でございますので、そこは控えておきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

令和3年度、4年度、5年度とも、結構な金額になろうかと思っているわけですが、これで懸念しますのが、教育委員会事務局の職員が工事を担当するということなんですよ。今回の議会のことも、そこら辺が発端じゃなかったかと思うんですが、私がかねて申しておりますとおり、非専門職が担当するのは、かなり無理があるというふうに思います。そこで、こういった工事を施工するに当たりましては、教育委員会と町長部局との業務分担が必要かと思うんですが、例えば教育委員会は学校の要望がちゃんと入っているか、改修するに当たって。それから、文科省等のいわゆる教育基準に合っているか、そういったところは教育委員会でチェックをしてもらいまして、その後、一般的な建築基準とか、入札契約については部局のほうでやってもらうと。それが私は正当であるし、しかも能率よく進められるんじゃないかと思っているんですが、そういった、まずは教育委員会の考えはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

もう、議員お説の通りだと思っております。私たちもやはり、金額的にも大きいものもありますし、もちろん専門家ではないということもありますので、そういう点ではやはり専門の担当の者に、そういうことについてはやっていただきたいと思っておりますので、今後はそこについては、町長部局等との協議ということでやっていくんだらうと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

担当しています部局のほうの副町長、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

今の部分につきましては、いわゆる事件の発生の要因とも指摘を受けておりましたので、

今回の職員の採用についても大分配慮をしてきたところでございます。

経過から申しますと、職員の採用の募集に当たりましては、なかなか小さい団体では事例は少ないんですけれども、そういった事態が発生をしたということを受けて、建築士の資格を持った職員の募集、あるいは土木に限らず電気の工事とか建築の資格あるいは土木でもすけれども、そういった資格を持った職員を広範囲に今回は募集をかけてみました。しかしながら、建築士の資格、特に一級建築士、二級であるとうのかなということも考えながら、一級建築士のほうも募集はしてみましたが、応募がありませんでした。建築に関しては、二級建築士の資格を持った方の応募はありましたが、採用までには至りませんでした。

そういうことで、今回、最終的には技術職員を3名増員することとして、今のところ採用内定をいたしております。

土木職、それから、電気の技術を持った職員が2名おりました。この技術の専門職の職員の配置をどうしようか、まだ決定はいたしておりません。特に教育委員会部局に配置できるのか、すべきなのか、あるいは町長部局でもいいのかというのはまだ、最終的な決定はいたしておりません。また、これから最後の詰めをした上で、組織の配置を決定していきたいというふうに思っております。

その中で、構想的には技術職を増やしましたので、どこかで集約してといいますか、まとまったところに技術職を配置した上で、その中でそれぞれの工事の発注等について、効率的にやっていければとうのかなということ今のところ想定をしております。

特に今回は、電気の技術職も技術の能力を持った職員を採用内定しておりますので、各学校でも電気工事関係、あるいはそれ以外でも公共施設の電気工事等については、設計あるいは積算等もできるのではないかととうふう思っておりますので、これまでほとんど一般の職員では能力がなかったとういった積算、あるいは設計、もしくは外注で出しておりました工事設計、積算といいますか、とういったものの成果物の内容を精査できるような職員が配置が可能となっておりますので、これまでとは少し違った工事の発注のやり方ができるのではないかととう思っております。

まだこれから、どのような形になるか、また今回、提案をいたしております新年度の当初予算の中にも、いろんな工事費が上がっております。土木もあります、建築もあります、電気もあります、その他の工事もあるとうございますが、とういったものの工事をとういった技術職員がいるところにとのくらい集約できるかとうのが、まだまだこれから中身を詰

めながらやっていかなければならないところだと思っております。

議員がおっしゃるように、工事の発注の能力だったり工事の中身を見る能力がない職員がその担当をすることがなかなか難しいんですけども、そうは言いながらも職員は何名か増員はしましたが、それでもまだ、全部が全部そちらでできるものとは思っておりませんので、できない部分についてはこれまでどおり、設計業者に委託をすとか専門の業者に見ていただくとか、そういったことも必要ではないかというふうに思っておりますので、今後はそのような形で配慮しながら効率的に進めていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今の件は、ぜひ実現の方向でお願いをしたいと思います。

続きまして、3番の統合型校務支援システムでございますけれども、内容的にはそれぞれの、今まで学校が行ったり、それから個人ごとでもあったかもしれませんが、そういったものを県下で統一するというふうな方向ということでございますので、これについては教職員の評判は上々でございますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

統合型の校務支援システムにつきましても、来年度からの一応導入予定になっております。まだ現実的には、試行的に今年度、これまでのシステムと統合型のこの支援システムの運用を、今年度は試験的に両方、今、使っているところでございます。そして、ただ、基本的に波佐見町は、新年度からは統合型の校務支援システムに完全移行をしますもので、いろいろあるでしょうが慣れてほしいということは今、伝えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

先ほどの教育長の説明にもありましたとおり、学校のシステム統合ということでいけば、後に来た人も使いやすいし、それから、異動してもどこでも対応できるということになりますので、これも予算は令和2年度、3年度計上してありますけれども、これも大いに進めていただければと思います。

続きまして、スクール・サポート・スタッフでございますけれども、まず、これはコロナ絡みで措置された予算ですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

特に、新型コロナウイルス関係ではなくて、やはり各学校の状況を考慮して教育委員会で措置したものでございます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

コロナの一時的なものではないということで、今後ずっと継続的にされるというふうなことかと思えます。非常に予算が厳しい中でつけられたということは、非常にいい結果かと、努力のたまものかと思うんですけども、ただ、私はこの説明書を見たときに、各校に1人かなと思ったんですよ。今の説明を聞きますと、全体で1人、4校に1人ですね。

4校に1人ということになりますと、例えばある業務をしてもらいたいというときに、4日待たないかん、3日待たないかんわけですね、次、来られるまで。半日ずつという手もあるかもしれませんが。そういったことで、やはり、あと3日待つよりもまだ自分たちでやったほうが早いんじゃないかとか、そういうふうな結果にもなりかねませんので、これは様子を見られて、一気にもう4校に増やすような方向で、予算のほうを見てもらえんじょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。

県内21市町のうち、昨年9月段階で5市町がスクール・サポート・スタッフを今、導入をしている状況です。ただ、人力的には各校1名ということは基本的に無理でございまして、4校レベルで1名というのも県内では多いほうになるのではないかなというレベルでございまして。

おっしゃったように、学校は特に今回の導入につきまして、働き方改革の一環という大きな流れの中で、特に教頭、教務の事務の削減というのが大きな狙いでありまして。当然そこに、一般教諭の事務処理もあるんですが、先に挙げた教頭、教務の仕事を少しでも和らげていけないかということが強い願いでありまして、これは教育委員会の中でも、教育委員会委員のほうからもぜひこれは進めてほしいという強い要望もありましたし、文科のチーム学校という中での、教員に頼らなくてはいけないという業務ではない部分について、外部の方々の協

力を得てということで始められたシステムを、ぜひ本町でも取り入れたいということでお願いをし、1名の予算がついたことを大変ありがたく思っておりますし、ぜひ1校1名ということについて進んでいけば大変ありがたいなということを思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

極端に言えば、生徒に教えること以外はできることになりますので、こういったサポートで、今、言われています教員に児童生徒に向き合う時間をより多く確保するため、そういったことのためには、それともう一つ、働き方改革ですね、こういったのをクリアするためにも、ぜひ、県内5町ということでありましたけれども、増員に向けて、今後、来年度からの雇用の実態をよく見られて進めていただければと思います。

ちょっと時間がないので、続きまして、社会教育の充実についてということで、社会教育主事のことをお尋ねしておりますけれども、このことについては、私は平成29年の12月議会で行っておりますし、その前にも同僚議員から平成26年の3月、ここでも質問があつておまして、もう喫緊の課題というふうに思っております。

平成29年も平成26年もいずれも、質問の回答、答弁といたしまして、資格者の配置、それも複数を考えているというふうな答弁をいただいているんですよ。にもかかわらず、ここ6年も7年も空白のままだということで、改めて私も県教育委員会に県内の状況を尋ねましたところ、全く社会教育主事がないというのは本町だけなんです、もう何年も。配置もなければ、資格者もないというふうな、そういうふうなデータになっているんです。

これはちょっとやはり、非常に問題かと思っております。それで県下の状況を見ますと、発令をされたのが、平成9年度に9名だったのが13名に増えているわけですね。その分、発令なしの資格者だけというところは減っておりますけれども。しかし、依然として、発令もなければ資格者もないというのは本町だけと、こういうふうな業務になっております。法で必置義務がありますし、これは学校における教員の免許と同じというふうに考えられるかと思っております。それから、社会教育主事を置くメリットは十分、教育長、次長、御存じかと思っております。

そういったことで、先ほどちょっと候補者的なことを言われましたけれども、ぜひ、今年の8月頃ですか、講習会があるとは思いますが、それに向けて実現できるような方策をしてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大変厳しい状況下にあるということで、今後、設置に向けて検討していかなくてはいけないということを思っております。ただ、私自身も、大学時代に教員になってから、この資格を40日ほどかけて取りにいきましたので、どうしてもそういう長期間の研修ということになると、なかなかというところもあるだろうと思いますが、さらには県の派遣等々も考えて、県の社会教育主事の派遣とか、そういうことなども踏まえた形で対応できたらなと思っておりますが、基本的には町の中で採用等々を考えていかなくてはいけないということで、反省をしながら頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

社会教育主事の配置によって企画、指導とかが、よりよい社会教育の実現ということになります。それは町民に跳ね返ってくるわけですから、その辺のことはよくよく踏まえて、ぜひ実現をしてもらいたいと思っておりますけれども。総合教育会議の代表であります町長の考え、答弁はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

当然、そういう設置義務があるならやはりやっていかないと。従来の社会体育、社会教育については、やはり前任者といいますが、ずっと非常に職員がやはり町民の皆さんとの接触、それから公民館活動、いろんな形でそのカバーをやってきたんじゃないかなというように思いを致しております。

そういうことで、やはりそういう資格を持った人を可能な限り早く導入をしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

社会教育主事につきましては、まずは1人の確保、そして人事異動等に伴いまして対応できるように、複数の確保をですね、そしてまた、一般の社会教育とそれからスポーツ関係、体育スポーツ、これ、両方あるかと思っておりますので、欲を言えばもう2人も3人もスポーツも考えてということで、そういった対応をお願いしたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、スポーツのまち波佐見にふさわしい競技力向上を進めますということで、前年は九州全国大会の出場支援等を通じて競技力向上に努めますというふうな表現になっておったんですけれども、支援については出場経費の補助とか、そういったのを増額されたりいろいろされているわけですが、ここの波佐見にふさわしいというのがちょっと私は引っかかりまして、競技を指すものか、この辺は説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

なかなか難しいところございまして、一般論とすれば、何かしらの競技を指定して強化をするというふうにも捉えられるかもしれませんが、そこまではまだ教育委員会としては考えておりません。

当然、町内を見渡せば野球とかソフトとかサッカーとか、いろんな陸上も盛んでございますので、その中で一つの競技、強化種目とかいいますが、それを指定するまでは至っておりません。それよりは、やはり底上げをするために指導者育成、そして、そういった上位大会への支援、そして施設の維持管理、この3本柱で全体的な競技力向上、底上げを行っていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私も最初、強化A、B、Cとつけて、そしてこの競技はA、この競技はBと、そういったことで県大会、全国大会を目指すような、そういうふうな競技種目をつけられるのかなというふうに思っておったわけですが、そういうことではないというふうなことで。まずはやはり普及が大事でしょうから、その中でずっと出てきたというところを強くしていけばいいというふうに思うわけですね。

できればもう、毎年みたいに全国大会とか九州大会、大いに出場していただければと思いますけれども。今年度の中総体の結果でちょっと調べてみましたら、団体協議の中で12競技中5競技で優勝、そして準優勝が5というふうなことで、非常に中学生もすばらしい成績を上げておりますので、こういったことを大切にされまして、上位大会に通じるような、そういうふうな支援制度をつくっていただければよろしいかと思いますが、最後にそういったところでお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

特定のスポーツ、もちろんそのスポーツが、波佐見町を有名にするというか、一つのイメージアップにつながるものとしても、大変効果があるんだろうと思いますが、基本的に考えておりますのは老若男女、小さな子供からお年寄りまで、皆さんが自分の健康づくりあるいはそういうスポーツをする場、機会等々を提供し、日々の日常の中で健康について、運動について、スポーツについて意識を高め、そういう実践ができる場の提供等という、そういう環境整備を教育委員会では行っていきたいなということで、元気のある町、スポーツの町波佐見ということでのアピールをしていきたいなということで、書かせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で、10番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

1. 県立波佐見高等学校への支援について。

県教育委員会は、生徒数の減少に伴い、小中学校だけでなく県立高校の統廃合も進めている。

(1) 川棚高校からの独立、陶芸デザインコースの設置、美術・工芸科への学科改編、波佐見高校のこの三つの転換期に、町はどう関わってきたか。

(2) 町は波佐見高校に対し何か経済的支援を行ってきたか、また、今後行う考えはあるか。

(3) 他市町村の県立高校への支援策をどの程度把握しているか。例えば松浦市、西海市

など。

(4) 第3期長崎県立高等学校改革基本計画を踏まえ、波佐見高校の存続についてどう考えているか。

2. ふるさと教育の推進について。

「生涯学習のつどい」は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、無観客での開催となった。

(1) 子供たちの発表を聞いて、講評で述べたこと以外に感じたことはなかったか。

(2) 今後どのような手段で、ふるさと教育を推進する考えか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 岡村真由美議員の御質問にお答えいたします。

1. 県立波佐見高等学校への支援策について。

県教育委員会は、生徒数の減少に伴い、小中学校だけではなく県立高校の統廃合も進めている。

(1) 川棚高校からの独立、陶芸デザインコースの設置、美術・工芸科への学科改編、波佐見高校のこの三つの転換期に町はどう関わったかという御質問ですが、長崎県立波佐見高等学校は、昭和24年6月1日に設置された長崎県立川棚高校下波佐見分校が前身であり、昭和31年6月1日の町村合併の際に波佐見分校と校名が変更され、昭和52年4月1日に波佐見高校として独立し、現在に至っています。

波佐見史下巻によると、下波佐見分校の開校に際しては、下波佐見村の高月前村長や久松村長の尽力があったこと、当時の下波佐見中学校の校舎の一部を村が提供するなどの記述もあり、当時から様々な支援を行っていたことがうかがえます。

また、昭和26年10月には、下波佐見分校に3年間ではありましたが窯業科が増設されるなど、地域の期待を担う高校であったことは現在に通じるものがあります。

そこで、議員お尋ねの転換期における町への関わりですが、陶芸コースの創設や美術・工芸科への改編については、地域産業界と一体となって長崎県へ陳情したところです。

また、佐世保方面からの通学者に配慮した波佐見高校へのバス路線の乗り入れについても、バス事業者に要望し、実現した経過もあります。

さらに、美術・工芸科の育成のため、町独自で「波佐見町ものづくり奨学金」を創設するなど、町内唯一の県立高校として様々な支援を行っているところです。

なお、教育委員会においては、美術・工芸科の生徒を波佐見中学校へ招き、作陶等の指導を行っていただく「やきもの文化体験プログラム」など、中高連携事業も行われているところです。

(2) 町は波佐見高校に対し何か経済的支援を行ってきたか。また、今後行う考えはあるかという御質問ですが、これまで波佐見高校に経済的な支援を行った経過は確認できませんでしたが、波佐見高校野球部が甲子園に出場した際には、野球部特別後援会に対し補助金という形で支援を行っている経過があります。

一方で、今後行う考えがあるかとのお尋ねですが、高校への直接の経済的な支援は確認が必要だと思われませんが、先ほど申し上げましたような支援は前向きに検討できるものと考えています。

(3) 他市町村の県立高校への支援などをどの程度把握しているか。例えば松浦市、西海市などという御質問ですが、松浦市では下宿や船で通学する生徒への補助、進学・就職及び資格取得経費に対する補助が行われています。また、西海市においては、西海市立大崎中学校と県立大崎高等学校との中高一貫教育が行われており、最近話題の大崎高校野球部の寄宿舎整備に対し支援が行われています。

その他、本町が行っている「やきもの文化体験プログラム」など、地元の中学校と高校が連携し、ふるさと教育を推進している事例は見受けられますが、直接的な支援までは十分確認を行えていないところです。

(4) 第3期長崎県立高等学校改革基本計画を踏まえ、波佐見高校の存続についてどう考えているかという御質問ですが、令和2年3月に策定された「第3期長崎県立高等学校改革基本計画」では、令和3年度から向こう10年間の県立高校の設置等の基本方針が示されています。

この基本計画の策定に当たっては、令和元年度に県教育委員会と町教育委員会が素案を基に、波佐見高校の今後について意見交換を行った経過があります。また、基本方針では統廃合の基準も示されており、1学年2学級、定員80名になった段階で県が将来的な入学者数等を総合的に判断し、統廃合の検討を行う協議会を設立することとなっており、さらに協議会を設置した年から3年目以降、2年続けて募集定員の2分の1、40名を下回った場合、統廃

合を検討することとされています。

このことから、意見交換の中で波佐見高校の統廃合について内容を尋ねましたが、通学区域の児童生徒が大きく減っていない状況であるので、直ちに統廃合の対象とはならないと思うが、入学者の推移には注意したいとの回答を得ています。

一方で、本町からは、近年は私立高校へ進学する生徒が増加していることから、さらに魅力ある県立高校づくりをお願いしたところ、県からも地域の特色に応じた学校運営を行えるようにしたい話もあったところです。

このことから、将来的に波佐見高校が存続するためにも、その存在感が高まるよう、特色のある学校の取り組みに町としてできる限り支援を検討し、教育委員会が行っている中高連携事業も進めていきたいと考えています。

ふるさと教育の推進については、教育委員会から答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. ふるさと教育の推進について。

「生涯学習のつどい」は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、無観客での開催となった。（1）子供たちの発表を聞いて、講評で述べたこと以外に感じたことはなかったかにお答えいたします。

令和3年1月30日に開催をした「生涯学習のつどい」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、初めて無観客で実施をし、小中高校生の意見発表と自治公民館指定事業の活動発表を行ったところです。

無観客ではありましたが、意見発表、成果発表ともすばらしい内容で、行ってよかったと安堵しているところです。

そこで、子供たちの意見を聞いて講評以外の所感ということではありますが、以前からすばらしい内容ではありましたが、これまではどちらかというと自分の生活や経験等を中心に据えた意見や思いを表現する発表が多い状況でした。

しかし、最近は自分と他者との関わり、さらには波佐見町や外国の状況、人種差別などの時事的な問題、偉人の業績等に意見や思いをはせる内容に広がりを見せており、自分を起点にして外を見る、外から自分を見るという広い視野での意見発表に変容しており、学校の指導の成果が現れているものと考えております。

特に、波佐見高校2名の発表者は、いずれも全国レベルの内容であり、ともに偏見を打ち破る取り組みについて自身の体験を織り交ぜての発表は、教育委員会の施策にも生かせるものと考えております。

なお、その内容については、2月の波佐見テレビで放映されたところであり、3月においても放映されると聞いておりますが、やはり無観客が大変残念であり、多くの方に直接聞いていただくことの価値、意義を再認識したところでございます。

(2) 今後どのような手段でふるさと教育を推進する考えかにお答えいたします。

現在、教育の基本的施策の中、ふるさと教育の重要性は年々増しております。これは地域の活性化、人口減少、流出の抑制の観点から、児童生徒へ地域に愛着を持たせることで、地元に住みたい、住み続けたい、戻ってきたいと思う心を育むことが重要だと考えられているためです。特に近年は、従来の共同学習としての自然、歴史、文化、産業のすばらしさを教える内容に加え、地元で頑張る大人に出合わせることを目的に、身近な地域の企業との連携や協働を進め、ふるさとへの誇りを持たせる活動を進めています。

本町においては、これらふるさと教育の一例として、「南っ子わくわくワークプロジェクト」があり、令和2年度は新型コロナウイルスの関係で実施できませんでしたが、令和元年度において、東彼商工会青年部波佐見支部ほかの協力を得て、南小学校区を中心とする15事業者の方が職業体験ブースを設け、全児童がそれぞれブースに分かれ、地元の仕事を体験することがありました。

子供たちは、地元の大人から直接地域貢献への話を聞き、その仕事を体験できたことは、波佐見町への理解と愛着が進み、まさにふるさと教育に呼応した活動でなかったかと考えているところです。

今後においては、これらの活動を他の学校へ広げながら、昨年4月に各学校に設置しました学校運営協議会、コミュニティスクールを中心に地域との共同活動を進め、「おらが学校、おらが町」を培う日々の教育活動を通じて、未来のふるさと波佐見に夢、憧れ、志を持つ子供たちの育成を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

三つの転換期にどう関わってきたかということに答えてもらう前に、分校時代からの経緯もおっしゃってくださって助かりました。実は私も、ここに持ってきましたけれども、これ、

波佐見高校が発行している学校要覧という冊子です。町長さんもお持ちだと思っただけけれども、これは最新版ですが、これの沿革というページがございまして、その沿革を改めて見ました。昭和24年に下波佐見村分校という形でできたんだなと。よくよく話を聞いたら、昭和24年に川棚高校本校も24年スタートなんですね、と一緒に分校がスタートしているということを知りました。

1期生、まだ御存命です。18人卒業されたそうですけれども、1期生に先日インタビューに行きました。今年88歳の米寿を迎えられるけど、お元気です。その方が、18名だったんですねと言ったら、入学は60名ぐらいおられたと。え、そうなんですか。そしたら、長くなりますけれどもね、中尾からも2人見えていたそうですよ。中尾からも2人見えていた。それが18名ですか。やはり4年間続けることは、当時働きながら続けることは、かなり難しかったんだろう。よく頑張られましたねと私はねぎらいましたら、村長さんが頑張ってくられた。高月さん、久松さん、この両氏の頑張りに応えたいと自分は思ったと、だから頑張りましたという言葉を書きました。そうなんだと。

今、町長の説明の中にあつた、どうして陶芸デザインコースが始まる前に、燃焼室であるとか焼成炉ですかね、物がつくられたのかなと私は知らなかったもので、思っていましたら、3年間窯業科というのがあったというのを今初めてお聞きしまして、あ、そうだったんだなと思ひ、歴史というものは生きていますから聞かないとよく分からない。これはここに書いてないんですね。そういうことで、この要覧に載ってなかったから、見つけ切れなかったんですけれども、そういうのを聞いてよかったです。ありがとうございました。

分校時代のお話はまた別としまして、町長が言われたように、今の波佐見高校美術・工芸科ができるまで、町としてはやはりかなりの働きかけを県教育委員会に対してもしてこられたんだ、また、創設に当たっては昔々の村長さんたちからずっと続けてこられたんだというのが分かって、すごく心強い思いをしております。

ですからこそ、やはりこれをなくさないように、町を挙げて、行政側だけじゃなくて町民挙げて波佐見高校の存続を守っていききたいということを強く思います。ですから、私は、本校の卒業生です。ここにおられる議員の皆さんも、聞きましたら2人ぐらいが波佐見高校の卒業、みんなよその高校の卒業。なくなったらどうなるのかというのを一緒に考えていききたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、支援に対しては、いろいろされて関わってこられたというのは重々理解してきまし

たので、2番目はもういいです。3番目に行きたいと思います。3番目の他市町の県立高校への支援をどのくらい把握されているかということに、移っていききたいと思います。

先ほど確認しましたがけれども、松浦高校と西海市のことは、そこそこというか、お忙しいから、教育次長、教育長含めてですけれども、他市町の様子を訪問に行かれたことはありますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

申し訳ありません。他校については、情報を把握しておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

2月10日に、私は西海市のほうに行っていました。

その前に、教育長とアポイントを取りまして、直接面談をしました。教育長は、前任が佐世保北高の校長をしておりました。その前に、松浦市にも市長にメールをやりまして、友田市長は、私の猶興館時代の教頭、PTA会長の間柄で関係が続いていましたので、資料をもらえないかと。友田市長が頑張ってこられていたのはそばで見ても結構知っていましたので、資料をといたら企画財政課みたいのところから、資料としてメールでいただきました。松浦市には行っていませんけれども、してきました。ちょっと見てください。

拡大はしませんでしたけれども、これが寮です。ダイヤソルトという会社が西海市にあるんです、大島崎戸のあそこの中に。そこの使われなくなった、橋ができたから多分もう使われなくなったんだと思うんですけど、社宅です。社宅をリフォームして、畳のところをフローリングにしてリフォームして、3階建て12室、これを全て寮に、宿舎にしております。

あと、これがそれに伴ってできた食堂の様子です。衛生的で広いです。そして、これが私も行ったときの、第2というんですか。これが第1に対してこれが第2の宿舎ですね。12名入るんだそうです。また、できるんですかと思いました。

次に、この敷地の前に20人収容できる、新しいので12プラス20できるんだそうです。もう着工に入っていると思います。で、ここの賄いの、ここに奥におられます4人の賄いのマルヤマさんというおばさんに聞いたら、今年30人入ってくる。それに合わせて、寮が急ピッチで整えられているのを聞きました。すごいことをしているんだなというのは、ニュースで聞いていたので、行ってみたら、思っていた以上でした。そして、どうしてそういうこ

とが可能なのかと聞きました。そしたら、すごく予算が確保されているんです。

昨日の町長の答弁の中に、質問に対する答えに対して、時津、長与、あと佐々の立地条件、本当にそれはあると思うんですよ。しかし、西海市は、波佐見以上に不便なところが多いです。それで広いですし。

何でこんなことができるんだと。多分、蓄えがあるんですね。造船所があったり、いろいろな会社が入っていてですね。その造船所があった頃、往時の遺産というか貯金を高校生に使うんですよ。信じられないと思いましたけれども。

波佐見町も支援をされています。スポーツとか。勝ったら応援する。じゃあ、勝つまでは。それは、県立高校だからできないというお考えだと思うんですよ。勝つまでの応援をよそはしているということなんですね。独演会になって申し訳ないんですけども、松浦、昨日、藤川議員の紹介の中に、村川職員、商工観光課におられるんですか、村川さんが波佐見町役場で走られたという話を聞きましたけれども。彼は松浦高校にいたんですね。

松浦高校にも、もともと県立の寮はあったんですけども、寮は廃止の方向で使わなくなっていたのを松浦市が買い受けて、そして駅伝部の寮として使うために新しくリニューアルしてそこに呼んで、そこで多分、村川さんは頑張って技術を磨かれたのではないかなと。弟さんは波佐見高校に行ったって聞きましたけれども。

あと、西海市のほうは、三つ高校があるんですよ。そのそれぞれの学校に、年間補助を50万円ずつされています。県立高校ですよ。大崎高校だけにしたら片手落ちですから、大崎高校、西彼杵高校、西彼農業高校ですね。これはされています。これはスポーツは関係ないんです。学校の教育活動の補助を50万円ずつです。それにプラス、スポーツ何とか基金といって、莫大な5億円への基金を補助する、これは小中高ですね。全部子供たちのスポーツの育成のための振興基金というのが5億円でできている。その中で、何千万円も使って、こういう寮の建設とかをしているんですね。

そういう成果は、もう皆さん見て分かれると思います。やはり何年後かに花開くんですね。ただ、これがずっと続くかどうかは私も分かりません。どうなるか分かりませんが、そのぐらいしないと大崎高校に生徒が来ないというふうに判断された。それは市を挙げて判断されて、ということなんです。あと、ここに書いておりませんが、国見の例は御存じですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

申し訳ありません、不勉強で存じ上げておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

国見、雲仙市ですけれども、雲仙市は幾つかの町が合併してできて、高校が二つあるのを御存じでしょうか。

国見高校と小浜高校でございます。やはり、某偉大な監督が出た後は、大変ですよ。存続をかけて、やっているわけです。多分、監督さんがおられた頃に、県が力を入れて寮を、烏兎寮、カラスとウサギ、烏兎寮というのができていたというのを、これも渡辺教育長から聞いたかな、それを聞いて検索をしました。そしたら、あれがあったんです、総合教育会議というのの記事にヒットしたんですよ。総合教育会議雲仙市、平成28年度第1回。この中で、雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてという議事が（2）で上がっていました。

この中の、資料が残念ながらなかったので、どこに幾ら使うというのは分からなかったんですよけれども。烏兎寮が老朽化して、烏兎寮は県立だから寮費はそこそこ3万から3万5,000円だけど、それに抽せんにも漏れた子は、民間の下宿に入っている。6万5,000円だと。この格差はどうにかならないのかという、PTAの会長経験者からの意見を受けて、教育委員会が動いたみたいなんです。これは御存じですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

不勉強で申し訳ありません。

○議長（百武辰美君）

挙手を。岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私も知らなかったんですよ。だから、たまたま寮のことを調べていたらそういうのにヒットして、そのときに言われた言葉が、委員さんの中からこんな言葉があるんですよ。

委員さんからは、それに対して反対ですよ、多分、何で県立高校にお金を使うか。それは、「高校自体に人を集めるための魅力をつくってもらわない」という意見で、ちょっとマイナス意見が出たんですよ。教育長がそれに答えて言われたことが、この議事録に載っているんですけどね、「県立高校であるがゆえに、高校ができることとできないことがある。

学校でできないことを我々が危機感を持って支援することで、先生方の士気、意欲も高まるのではないかと」と言われて、支援する方向で動かれたんだと思います。

ただ、どのような形で行かれて、今がどうなっているか分かりませんが、国見高校サッカー部が九州大会で優勝したのは皆さん御存じのことだと思います。

もう、そういうことは二度とないのかなと思っていたら、町民の、市民の頑張り、理解によるんじゃないかなと思われまます。

これを聞いて教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

まちづくりというか、確かに、高校の存在というのは小・中学生にとって憧れであり、ステータスでありシンボルだと思っていることは、同じような思いで、町の学校に勤めているときに波佐見高校、川棚高校を憧れとして持つような教育というのは小中学校で行ってきておりましたので、高校のあるべき姿に対しては、今、申しましたように期待を持って応援をしたいという思いを持っております。

おっしゃったように、他市町のそれぞれの今、名前が挙がった学校は、一つのスポーツに特化した形の中で、さらに発展をしていくという魅力が倍々に広がっていった部分があるんだろうと思いますので、町の発展に寄与するような高校の改革、あるいは高校の進展について、町あるいは町教委として支援をしていくというスタンスは、基本的にとっても大事なことだと思っておりますので、ぜひ参考にしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

では、町長にお伺いします。

今、国見、雲仙市の教育長の弁を読みました。県立学校だからできないことがあるから、それを支援するのが市の務めだということで、先生方の、支援することで先生方の士気、意欲も高まるのではないかとこの言葉を私はすごくいいなと思ったんですが。私は今、波佐見高校の美術・工芸科に特化して話をしております。今まで過去から現在に至っていろいろな形で支援をされてこられましたけれども、県立高校に対してでもですね。先生方の士気や意欲というのは高まっていると思っていらいっしやいますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

すごく思っています。

毎回、高校の美術展等は、今年はコロナで行けませんでしたけれども、毎回行っております。また波佐見高校の美術・工芸科はこれだけすごい力を発揮されて、長崎県の美術展ではほとんど上位独占ですよ。そして、昨年だったか、九州各県内の大学のあれに対して、波佐見高校のデザインが抜群やったんですよ。これは絶対すごいなというような思いを致しております、そして、前は陶芸科コースだったんです。陶芸科って、焼き物だけじゃどうも、もっと大きな視野の美術・工芸というような形で。美術・工芸科になったときは東京藝大の部長さんがおいでになりました。

それだけの人脈もあられるんですよ。だから、もっともっとこれを若い人たちの高校生の感性を生かしていければ、とてつもない大きな影響力があるというふうに思っております。

そういうことで全面的にそういう今のお話を聞きまして、また、前からも本当に普通高校だけでいくと、進学という就職という面においても、非常にちょっと言えば、子供の希望、夢をかなえられることができないと。

やはり今後は、特色のある学校じゃなからんばいかんじゃないかなと。そして、それに応じた生徒がたくさん集まってこれるようにやらなければいけないのではないかなというように、そういう面で、やはりある面では県立高校にはなかなかできないと。だから、ある面では民間でとか、そして自分たちでとかというような中で応援ができればなど。だから、野球部がなったときは後援会をつくったぞと、一番中心人物ですから、はっきり言えば。

そういう中で、やはりそういうことで、野球部にぼんとやったときに、生徒は野球部だけにやるわけ、これだけは野球部に、あとは山岳部とかが強かったけんですね、そういうふうなあれにも、やはり公平な形でやっていかないかなと。今、やはりそれだけ先生と、そして、感性豊かな生徒が集まっているという、今しかないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございました。私が言うまでもなく、よく実際足を運んで見てくださっているということで、安心しました。

これ、議会だより最新号です。これは今回もそうですけれども、委員会の委員長の計らい

で、美術・工芸科の生徒の優れた作品を表紙にするということで、町民の全く波佐見高校に関わっていない保護者とか町民も見れるような形で配布をしております。その成果が徐々に上がっていると思われまして、見たらすごいなというような、卒展に行かなくても一つ一つの掲載される作品を見てもそう思われると思います。

先ほど、美術・工芸科になって確かに生徒は立派になっていったんですけど、実は、私は、平成12年の4月から19年の3月まで7年間、職員としておりました。そのときはまだ陶芸デザインコースだったんですけども、そのときも私が担任をした子も片道2時間、バスを三つ乗り継いで波佐見高校に来て、県展で3席に入りました。

美術科の教員が、いろいろあってよそから来たけれども一生懸命やって、陶芸じゃなくて美術のほうでやってくれた。でもまだ、その頃は油絵がなくて、ちょっとやはりなかなかインパクトないなと感じていたんですけども。

その後も、清水中って御存じですか。佐世保北のすぐ近くにある中学校から、評定4.2の子が北高を擦り抜け、川棚を擦り抜け、そして波佐見高校の美術・工芸科に来ていたんです。この子も県展に入りました。その子はどうして波佐見に来たのって言ったら、全部の美術の時間数を調べて波佐見高校しかないと思って来た。ありがとうございます、よく来てくれた。その子は専門学校に行かずに、今とある会社に入って頑張っているみたいですけども、それ以後、波佐見高校、美術・工芸科になってからの波佐見高校は20人定員ですけども、定員をきれいに満たすことはないんですけども、18人、19人が合格して入ってくれています。で、波佐見中学校からなかなか来ない。これはどういうふうに聞かれていましたでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

おっしゃるとおり、波佐見中学校、地元の中学校からの進学者数の減少というのは、私たち自身も大変気にしているところでありますし、連携を通して、あるいは波佐見高校の魅力を子供たちに、中学生のほうに積極的にアピールをしていく必要があるんだなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私は、来ないのが悪いというふうには思っておりません。特に、美術・工芸科に行こうと思

う子は、そんなにいないはずですが、波佐見中学校の生徒数の中に。これは、やはり県に1校しかない、公立高校として1校しかないものの意味だと思うんですね。

これで食べていこうなんて子は、そんなに勇氣ある子はいないですよ、中学時代で。それが証拠に、今年18人の卒業生がおります。卒展でいろいろ発表してくれましたけれども。18名の出身中学、波佐見中学はいませんでしたけれども、何校だと思われませんか、皆さん。12校ですよ。12校。これは先ほど澤田議員の質問の中にあつた、バス路線がどんどん削減されている中で、当時の波佐見高校の校長の気持ちも強かつたんだと思うんですけれども、大野一波佐見高校線というのがめでたく開通したんですよ。珍しいですよ、廃止の中で新しい路線ができるというのは。このおかげで大野中からも来るようになったんですよ。

しかし、かなり時間をかけて来ています。お金もかけて来ています。そこら辺を頭に入れてください。大野中3名、中里中2名ですよ、川中が4名、あとは全部1人ずつです。こういう実態、つまりいろんなところから本当に美術をしたい、そして技術力が中学の段階でそこそこ高まっている子が来るからこそ、高校の段階で花開くということがあるし、あと、進学率が高いです。

どうして波佐見高校の美術・工芸科に来なくて、有田工業高校のセラミック科、デザイン科に行くのかというのを思いました。これはもう伝統です。そして何より、進路保障がすごいです。有田工業高校の進路保障、これは親御さんの気持ちとして、どうしてもそれは、です。有田工業高校の進路先を御存じですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

大変申し訳ありません。不勉強です、すみません。申し訳ありません。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

実は、有田工業高校に私の教え子が教員でおりまして、セラミック科の主任をしており、彼と会って聞いてきました。個人情報是要らないから、どんな進路先があるのか。

今年の卒業生、80人か、セラミック科とデザイン科だから。80人の中に、波佐見中学出身は何人ですかって言ったら3人です。名前もちょっとちらっと聞きましたが3人。その進路先はどこかって言ったら、まず本田技研です。本田技研、東京ですね。あとは日本デンソー、中京ですね。あと、香蘭社の3つなんですよ。

すごいですねって。そしたら、求人は学校に来る。学校に来るから、セラミック科であろうがデザイン科であろうが、学業優秀、生活態度良好であれば、推薦会議に入って進路が保障されるんだと。だったら行きますよね、就職を大手とかそういったところに就職させたいという思いはあって、そして、有田に近いところはそこに住む、進学する。当然だと思います。全然責める気はございません。

立派にやっているんだなと思いました。私が、その教え子の教員のところと話をしていたら、隣の部屋でたまたま一生懸命3年生が、もう自主登校で卒業式前だったのに、やっていました。永尾の〇〇さんでした。

どうして有田工業高校に来たのとこっそり聞きましたら、やはり兄弟も有田工業高校だった。多分、親御さんもそうだったんでしょうね。永尾の生徒さんでした。立派にトップで就職を勝ち得ております。すごい子がここにも来ているんだなと思いました。

片や、進学を聞いたら、進学はほとんどないと。波佐見高校には全然勝ちませんというふうに言われました。そういう、結局、高校自体で近隣の子供たちを集めて美術・工芸科を発展させようと思っても、これは無理だということを私は痛感しました。お考えが同じでしょうか。町長、お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

よく理解し難いところがあったですね。もう1回言ってください。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

失礼しました。結局20人の定員のところに、今、18人卒業生が出たんですけれども、ほとんどの子が12校から来ているんですね。

波佐見中学校からもっと来れば、定員を満たすじゃないかと。それはあり得ないことです。だけど、それは、保護者も責められないし、先のことを考えている卒業生も責められないから。ただ、やはり波佐見高校の美術・工芸科を存続させたり発展させるためには、本当の意味で県、長崎市も、もっと遠く離島の子も来れるような科にシなくちゃいけないと私は考えるんですね。それは、それをするだけの価値が、それを頑張るだけの価値があるのではないかと、県下に。私の野望は国です。長崎県の波佐見町に行けば、高校生でもこんな美術の勉強ができる学校が県立であるんだ、町がバックアップしているんだというふうな学校にしたい

という大きな夢があります。それに対して町長、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もちろん同感です。長崎県一の、ゆくゆくは九州一の、高校の美術界では波佐見高校だって九州で言われるぐらいの、そういう野望を持てるような形でいかなければならないんじゃないかなど。

だから、隠れた逸材というのはどこでも、やはりいらっしゃると思いますし、そういう人たちが美術のことに關しては、やはり波佐見高校に行きたいと。どっからでもですね。だから、そういう形でまずは、もう長崎県一になるのは、もう間近なものです。だからあとはもう、九州一の高校での美術は波佐見高校だと言えるような、そういう今の先生たちの充実化、今のうちだというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございます。

長崎県一というのは、もう県に一つしかないから県一はもう決まっているんですね。九州の中にもそんなにはないんです。だから少々しても、九州一です。私が言うのは、日本中です。日本、いろんなところから来るような学校にしてもらいたいなど。そうするために県ができるか、できないんです。それを本気で町がする気があるかどうかということなんですね。

ここに、これもプリントアウトしたんですけども、去年のちょうど3月定例会の議事録のコピーです。これで、どこを開いたか、気になったかということ、のんなっせ号とかいろいろありましたけれども。この中に、今のこの席におられない太田議員の要望にちょっと着目しました。

太田議員は何とおっしゃったか。いろいろ、ふるさと納税です、ふるさと応援基金なるものがあるが、窯業の振興基金としては使わせてもらえないのかみたいなことを、すごく控え目な口調で、実際見てないから、控え目だったかどうか分かりませんが、言われています。皆さん御記憶は、町長、御記憶あられますか。太田議員が窯業の振興にふるさと基金を。あられますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

よく年を取ると忘れることがあります、そういうかすかな思いは分かっておりますし、窯業界を応援するというはそれなりの一つのことがあって、しかし、将来のことを考えて、今の美術・工芸をして、そして支援をして、窯業界の発展のほうには十分な貢献度があるんじゃないかなというような思いを致しております。やはり美術・工芸で、長崎県の車の番号のあれをやられた中尾百花さんだったですかね。波佐見の有名な窯元に活躍をされておりますし、ソラシドエアのあれも全部彼女がやったわけです。

しかし、やはりそういう人たちがやはり波佐見に就職をしてくれるということは、この上もないことなんですね、一会社だけじゃなくて全体の。だから、こういう今の美術・工芸の波佐見高校をさらに、活躍できるよう応援はしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私も、いわゆる窯業の支援だけというんじゃないで、今度のこの波佐見高校美術・工芸科への支援というのは、大きな意味で窯業界への支援になるんじゃないかと。ふるさと納税が、額が増えていくと、これにもこれ、これにもこれといろんなことが言ってくるから、使えるものと、やはりいろいろあると思うんですね。

財布のひもはしっかり締めないといけない。しかし、長期的な展望になったときに、使う価値があるのではないかなと思いますので、今の太田議員の窯業界への振興の一部として、そのことを頭に入れていただければ助かります。

町長及び次長、教育長も含めて、もうお聞き及びと思うんですけども、美術・工芸科の子供たちの寮をつくろうではないかという機運がやっと上がっております。これを、本当に町を挙げて支える方向で取り組んでいただきたいというのが、私の今回の質問の趣旨でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

人口減少とか人口の流出とか言われますけれども、やはり、波佐見町の評価を上げるためにも、全国的な評価をもっともっと高めるためにも、美術・工芸科の推進を、町を挙げてやっていただきたいと切に願ったところでございます。

言い忘れたこともいっぱいありますが、次にやっと2番目に入りたいと思います。

今年初めての無観客での「生涯学習のつどい」が開かれました。私も波佐見ケーブルテレビのおかげで、引いてもらいましたので、繰り返し聞くことができました。教育長のコメントも全部聞きました。私は、先ほどそれ以外で聞いたのは、いろいろおっしゃったので、す

ごいことをやはり考えてくださっているんだなと思いましたが、私の感想はまたちょっと違うんですね。これは絶対マイナスじゃないんですけども、特に南小学校、私、地元が南小学校ですので、南小学校2人の発表を聞いて思ったことがあるんですよ。

1人の子が、「波佐見に展望台をつくったらいい」と言いました。展望台あるんだけどなって思いました。あれは展望台じゃないんだというふうに思いました。親も連れて行ってないんだ、親も知らないんだと。

二ツ岳の一番上にも展望台があります。これも地域の人とかいろんな人が手入れをしています。しかし、あそこまで行くまでに恐ろしい距離がありまして、恐ろしい坂道があります。あと、八天岳の展望台があります。傍聴に来ている2人と私は、退職してから初めて登りました。あそこ、鴻ノ巣公園にも展望台があります。30年前に、幼稚園児を連れて登りました。

展望台、数えただけでも三つあるんです。あと、神六山がありますね。波佐見町のものじゃない。すごい展望台があります。これも退職してから登りました。

教育長。今挙げた四つの展望台、上がられたことがありますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

四つのうち、三つは登ったことがあります。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

どこに登られませんでしたか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

二ツ岳のほうに登りました。二ツ岳とか八天岳は登りました。

全部言わなくてはいけないでしょうか。三つ登りました。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

私が聞いたのは、どこに登っていらっしゃるじゃないかというので、神六山でしょうかね。まあ、それは他県ですから、別にいいんですけども。

自分も結局は働いている頃、子供たちを育てている頃は登っていないんですよ。存在自体あまり知らなかったというのもあるんですね。

あと、次の子が公園を造ればいいと言いました。公園あるのになと思いました。やきもの公園、あと、ふれあい広場、さっきありました湯無田児童公園、もう今は使っていないそうですけど。探せば結構あるのかなと思うんですけれども、フィールドアスレチックができるような公園がないということ、もう1人の南小の子が言ったんですね。よそから嫁に来られた方も、思ったのは何か、波佐見には公園がない。母と子がとか、親子で安心して憩える公園がない。やきもの公園は観光客用ですよ。二ツ岳公園、怖くて登れません。そういう感じで、確かに、彼女たちから言わせると展望台がない、公園がないということになるのかなど。ただ、あるんだよということは、波佐見ケーブルテレビの映像で、今後知らせていってもらえればいいかなと思います。

あと、その発表をした6年生の子供たちの入学、6年前に遡る入学式の様子が、昨夜ケーブルテレビで流れておりました。発表したこの女の子を、私はすぐ見つけることができました。こんなに大きくなったんだと、感慨深いです。

こんなのはないなと思って、先ほど中村さんにお礼を申しあげました。そしたら、中村さんは、卒業祝いの番組とかああいうのは、ケーブルテレビの宝だとおっしゃいました。

こういう宝の映像を、やはり今後ともいっぱい作ってもらって、そして、町民に提供してもらって、ふるさと教育を推進してもらいたいと思います。

どう見られましたか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

映像としては見ておりません。私はじかに子供たちの発表を見ておりましたので、申し訳ありません。なお、今お説のお二人につきましては、私があの子たちが1年生に入ったときの校長でしたので、あの子たちの成長については大変うれしく思っておりますし、あの場でも、成長を本人にも保護者にもお伝えをし、片方についてはつらい思い出が近頃あった子供でもありましたので、思いを伝えることができましたので、私自身はあの子たちの成長を、6年前の、1年ぶりの様子等を見ながら、すばらしく成長したことを大変うれしく思っておりますし、こういう子供たちの素直な意見に対して真摯に受け止めて、子供が言っているからではなくて真摯に受け止めていく中で、大人として子供たちの期待や思いや夢をどう実現するかに対して、教育委員会として、教育長として、全力を傾けたいということ、さらには強くしたものでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

時間も回っておりましたので、確かに映像を見て感動しました。

校長先生は、森田先生だったんだとか思って見ておりました。

副町長の姿もありました。町長代理で、そのときは南小学校に行かれていた。田添議員の姿もありました。田添議員は、指導主事の立場で行かれていた。教育長は、別の小学校に分かれて、行かれていたんだというふうに思って見ておりました。

波佐見ケーブルテレビのこの映像というのは、本当に中村さんが言われる以上に貴重なものなのだなと思う反面、指導は先生方が一生懸命指導された成果で、あんまりつばな発表ができていますけれども、学校でどのくらいケーブルテレビのそういった映像を見ているのかなと思ったときに、一般予算の中にケーブルテレビの料金が入っていたので、ちゃんと引かれているということを私は安心して見ました。

今後とも、ふるさと教育の推進のためにも、波佐見ケーブルテレビの映像を活用してもらいたいと思いますし、もう一つ、パート2の公民館発表も私はずっとこう、できれば、在職中から通って見ていました。公民館発表も、もう少し聴衆が来ればなと思うくらい、見ていないんですよ、よその人は来ないんですよ。来るのは高齢者だけ。

地域発表するところの地域の関係者だけが見に来る。みんなで見ないと公民館発表のレベルは上がらないだろうと私は本当に思いました。ケーブルテレビの映像を見て、公民館関係者と他の自治体も参考にしていってもらえればなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で、2番 岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分から再開します。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、13番 尾上和孝議員。

○13番（尾上和孝君）

皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問いたします。

1. 危険な空き家などについて。

近年、本町でも空き家が目立っています。また、危険な家屋もあると聞きます。

(1) 土地を更地にした場合、土地に対する固定資産税の免税はできないか。

(2) 老朽化して、倒壊や一部崩落のおそれがある危険な空き家の除去を促進し、町民の安心・安全な住環境の形成を図るために、町内に存在する老朽危険空き家の解体工事を行う所有者に上限を決め、補助金制度の新設ができないか。

2. 施政方針について。

現在、コロナ禍により密を避けるためキャンプブームになっている。施政方針に、キャンプ場の整備とあるが、平成23年3月議会で鴻ノ巣公園周辺にキャンプ場を含む総合型自然公園整備を質問した。今回の計画はどのようなものか。

以上、壇上から質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

1. 危険な空き家などについて。

近年、本町でも空き家が目立っている。また、危険な家屋もあると聞く。

(1) 土地を更地にした場合、土地に対する固定資産税の減免はできないか。

(2) 老朽化して倒壊や一部崩落のおそれがある危険な空き家の除却を促進し、町民の安心・安全な住環境の形成を図るために、町内に存在する老朽危険空き家の解体工事を行う所有者に上限を決め、補助金制度の新設ができないかという御質問ですが、平成28年度に波佐見町空き家等対策計画を策定していますが、その計画で危険度が高いと判定した空き家は40件ありました。

今年度も、自治会からの要望で老朽空き家の所有者の方に、台風など強風で物が飛ぶなど、周囲の方に迷惑がかからないよう対策を取ってほしいという趣旨の啓発文書を発送した物件もあります。

空き家については、平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、倒壊

等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家については、特定空き家として指定できるとなっています。

特定空き家と指定されれば、行政からの空き家の除却、修繕、周辺の生活環境の保全措置など、指導、勧告ができるようになります。

それと同時に、それまでは住宅として6分の1軽減がかかっていた土地についての固定資産税が、この軽減措置が外され、結果的に固定資産税が増えるという結果となりました。

議員お尋ねの危険な空き家について、土地を更地にした場合、土地に対する固定資産税の減免はできないか、それと、老朽危険空き家の解体工事に補助金制度の創設ができないかという御質問については、まだ、本町ではこの特定空き家に指定した空き家はありませんが、今後、年月が経って特定空き家に指定せざるを得ない物件も出てくると考えられますので、近隣市町の動向を踏まえながら、今後、調査研究していく必要があると考えております。

2. 施政方針について。

現在、コロナ禍により密を避けるため、キャンプブームとなっている。施政方針にキャンプ場の整備とあるが、平成23年3月議会で鴻ノ巣公園周辺にキャンプ場を含む総合型自然公園整備を質問した。今回の計画はどのようなものかという御質問ですが、令和元年12月議会で尾上議員から、車で宿泊できるオートキャンプ場の整備は考えられないかとの質問をいただき、多様な宿泊ニーズに対応する一つの手段として、車泊やキャンプ場の整備は考えていきたいと回答したように、現在、西前寺公園に車中泊施設を整備中であり、令和3年度には大規模な整備ではなく、身の丈に合った自然と融合できる小規模なキャンプ場の整備を目指して、予算計上しているところです。

コンセプトとしては、森や樹木に親しみが持てて、人が入ることで山林と平地の緩衝材的役割の里山を守り育てながら、屋外でのんびりと過ごせる施設と考えています。

候補地としては、鴻ノ巣公園の野鳥の森周辺を考えており、内容としては、現段階では定員4名のグランピング的テント施設1基、定員2名のテント施設が2基程度、周辺整備として炊事場やトイレ改修、物置、テーブル、キャンプ用品などの備品などを整備したいと考えており、比較的小規模なもので森と親しめてゆっくり過ごす空間と、波佐見焼の活用や陶芸体験などの体験型観光も組み合わせるような、波佐見らしさを十分に盛り込みながら、主に

観光客をターゲットに提供できればと考えています。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ありがとうございました。

それでは、もう一度、特定空家の定義、一応こちらの説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

特定空家でございますけれども、平成26年空家特措法が施行されまして、その中に特定空家等ということで書いてあります。

そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2つ目として、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3つ目として、適切な管理が行われてないことにより、著しく景観を損なっている状態。4つ目として、その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態ということで、この4つの判断基準が示されております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうですね。それでは、特定空家の所有者にはどんな責任があるのか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

所有者の責務、第3条でございます。

空き家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとするということで規定されております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうですね。

それでは、先ほど町長から説明がありました平成28年の調査では、空き家、これは老朽空き家のことでしょうかね、40件あったということですけど、地区別で分かったら、お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

平成28年に、波佐見町空き家等対策計画というのがありまして、その中に空き家等の状態分布状況ということで一覧表が載っております、先ほど言いました危険度が高い状況、この計画では4段階に分かれて調査を行っております。

一つ目が50%以上が崩壊状態、二つ目が建物全体の50%未満が崩壊状態、三つ目が一部補修で使用可能、それと四つ目が現状のまま使用可能ということで、これも外から見たところの判断だと思いますけれども。そのうちの先ほど言いました1番の50%以上の崩壊状態、建物の50%未満が崩壊状態という空き家が、町内に全部で40ということであります。

中尾郷が五つ、三股郷が三つ、永尾が三つ、それと飛びまして湯無田郷が二つ、井石郷が三つ、そして飛びまして折敷瀬郷が二つ、宿郷が三つ、村木郷が三つ、皿山郷が七つ、川内郷が二つ、岳辺田郷が三つ、飛びまして志折郷が三つ、それと最後に平野郷が一つということで、計画には載っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ありがとうございます。

私も、この資料をインターネットのほうで見させていただいて、結構多いなという感じはいたしました。私の地元のところも、一応3件あるということで、頭の上ではこことこことここかなという感じで思い起こしております。

まず、この50%以上ということとか、いろいろ一部とかありますけど、これは私たちのこの波佐見町では、どういった基準で何%とかいうのをされているのでしょうか。ところによったら、ひさしが壊れていたら10点とか、いろいろ点数でポイントで評価をされますけど、私たちこの波佐見町は、どこを基準として点数をつけていらっしゃるのか、説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

この計画の中でそういう判定をしたところは、まず、自治会のほうからそういった物件を出していただいて、現場を見て外見から、まだ内部の調査を行っておりません。外見から判断して、見た目としてそういった50%以上、50%未満という形で、判定をしているものでございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ということは、見る目とかやはりそこあたりによって、随分変わってくると思うんですね。そこあたりは今後しっかり点数にするのか、そこあたりも含めて考えていただきたいなと思っております。

先ほどからお話ししているとおり、やはり今から少子高齢化でそういった家とか多くなってくると思うんですよ。その中で、古い家というか空き家になったところを、市町村ではシルバー人材で家屋管理代行サービスなどありますが、本町はそういうサービス、ここあたりはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

残念ながら、本町ではまだそういうサービスはございません。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

こういったところも今後、何年かちょっと家にいないけど親戚とか近くにおったり、隣の人とか近くにいろいろされよったらいいのですが、こういったサービスというか、有料なんですけれども、こういったことも必要になってくるんじゃないかなと思いますので、今後お考えください。

それと、この特定空家の場合で、持家で持ち主がもしお亡くなりになった場合、重ねて身内がいらっしゃらない場合、こういったときの家というのはどうなるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった、もしお亡くなりになっていらっしゃる方がいらっしゃれば、相続人がそういった権利を引き継ぐということになってこようかと思っておりますので、そういった所定の調査を、以前はそういった固定資産税の情報というのは、空き家サイドでは見ることができませんでしたが、この特措法ができてそういった固定資産税の個人情報というのを見ることができるようになってまいりましたので、そういったのを活用しながら、相続人を特定してそちらのほうに連絡をするというようなことになろうかと思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今、相続人というお話が出ました。結構、相続関係、名前がそのまま、相続がうまくいってないというか、相続をきれいにされてないところもあると思うんですよ。そういった場合はどうなるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

今お尋ねになったような、お亡くなりになられて相続されていないというような物件は、本町も結構まだたくさんあるように思います。こちらとしても相続をしてくださいと、法務局からも相続の大事さ、大切さというのは広く広報を通じてお知らせしております、本町の場合も、そういった相続されていない場合は早く相続をしてくださいということは、促しておりますけれども。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そこあたりは分かっておりますが、結局相続がきれいに終わってない土地建物、ここ辺りが古くなってもし危険家屋になった場合、ここ辺りの撤去とかはどうなるんでしょうかということをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった物件についてどうなるかということでございますけれども、まだそういったところまで実際自分も行っておりませんので、確かなことじゃないかもしれませんが、固定資産税のそういった課税の方に対して、連絡をすることになってくるのかなというふうには思っております。

そこでその方に連絡を取って、特定空家というか危険家屋ですのでというような連絡になってこようかと思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今おっしゃるのはよくよく分かるんですが、今は結婚されなくて、もう最終的に誰も身内もいなくなるような方も、今後やはりおられると思うんですよ。ですから、ここあたりで、ちょっと先のことになるかとは思いますが、もうちょっと研究していただきたいと思います。

今、波佐見町では、町のほうで費用を負担して地域の駐車場に活用するとか、そういった制度がありますが、そこあたり、詳しく説明していただいでよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議員のお話にも出てきましたけれども、そういった地域の駐車場ということで出てきましたけれども、こういった空き家等の、その物件につきましては、所有者の方から寄附の申出がございまして、どういう形で利用できるかということで判定をしたんですけれども、ちょうど目の前に地区の公民館がございましたから、その公民館の駐車場がなかったということで、ちょうど本当、道を挟んで目の前の物件でございましたので、その寄附を受けまして、町のほうで取り壊して公民館の駐車場という形で、今、利用をさせていただいている物件はございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

地区も分かっております。本当はあそこは、きれいになってというか、家を崩していただいて整地になって、本当によかったなど。やはり地元の人たちも、なかなか駐車場がなくて困っていらっしやいました。本当よかったなど私も思っております。

今後、こういった場所があった場合、町としては積極的に取り入れられるとは思いますが、やはり何も無いところを町に寄附するけんと言われても、これはちょっと町も困ります。そこあたりは分かっておりますが、やはり有効活用ができそうな土地で寄附があった場合、町としては、手を挙げてでも取り組んでいただきたいなと思いますけれども、そこあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

空き家の管理は、あくまでも所有者の方にまずお願いするのが第一だと思っておりますけれども、そういった相談の中で、もし活用ができるということであれば、そういった御案内もできるかなど。もうこちらのほうから寄附して使わせてくださいというわけにはいきませんので、所有者の方に相談の中で、そういった御提案とかというのもできるかなというふうには思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうですね。

まず、その空き家に対しては先ほどからちょっといろいろお話しましたが、やはり今後、少子高齢化ということで、波佐見町のほうも随分進むと思います。結局、子供たちがいらっしやたらいいんですけれども、そういったこともないということになりましたら、ますますもって家自体も荒れてくるし、もし後の相続関係も、うまくいくところばかりとは限らないと思います。ですから、今後研究していただきたいなと思っております。

続きまして、キャンプのほうに移らせていただきます。

先ほど町長のほうから御答弁いただきました。場所は、鴻ノ巣公園のほうに一応つくられる予定ということで、身の丈に合ったグランピング、これをつくろうということで進めていっらっしゃいます。

私、今、ずっと聞きながら書いたんで、確認なんですけど、定員4名のところを1基、定員2名のところを2基だったんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そのとおりです。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

定員2名のところに、子供さんがおった場合とか、そういった考えはなかったですか。3人は泊められないんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

規模感を示すための言葉でありまして、そのあたりはまだ設計があるわけではありませんので、イメージということでよろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

2人限定だったので、カップル限定かなと思って私もびっくりしました。

このコンセプトですね、先ほど少し長めにいろいろおっしゃっていましたが、やはり波佐見町は自然が本当美しいところなので、そういった自然と調和した、そんな施設にしてほし

いなと思っております。

それで、グランピング、グランピングと私たちも簡単に言っていますがけれども、このグランピングの意味、そこあたりを御説明ください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

詳しく定義までは私も今ここで言えませんが、何とかいいますか、まず、広めのテントに、その中がまるでホテルに住むような、そういったいろいろなちょっとしたベッドだったり、ストーブがあったりとか。普通、三角屋根のテントで、中で寝袋をして寝るようなそういうテントじゃなくて、この中でそういうあらかじめゆっくりできるソファであったりとかストーブがあったりとか、テーブルがあったりとか、そういう家具とかもあるテントの施設というようなイメージでございます。詳しい定義ではないんですけど。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

定義じゃありませんけど、このグランピングのそのネーミングですね。これはグラマラスキャンピングという組合せの言葉で、直訳すれば魅力的なキャンプという意味になっているそうです。

このグランピング施設では、キャンプ用品や食材、食事などあらかじめ用意されているものを、気軽に豪華なキャンプを楽しむとかいうようなことが書いてありますけど、今回考えられていますグランピングは、大体家具などを用意するだけで、食事あたりは自分たちでというような考え方でいらっしゃるのかどうか、お聞かせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

できれば食器を、キャンプ用の波佐見焼の食器とかも開発している会社もありますので、そういう食器あたりも波佐見焼を使いたいというのはありますけれども、食材についてはこちらで用意するんじゃないかと、なるべく町内で買っていただきたいというような思いがございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

いろいろグランピングですね、方法が多分あるんですよ。そこそこありますけど、基

本的にテントの設営、これはしなくていいというのが、一番の魅力じゃないかなと。それと、もう家庭にいるような感じでソファとか椅子とかがあって、広いテントの中で何不自由なくできると。中には、テント内にエアコンがあったりするところもあります。

今回、私たちの波佐見町でつくるのは、多分、そのテントにエアコンとかそんなあれじゃなくて、普通のグランピングのテントだとは思いますが。

このグランピングの中では、アウトドア料理のケータリングというか、今は波佐見町もケータリングをやっていますよね。そういうふうなものを楽しみに来られる方も結構いらっしゃるらしいんですけど、今後そこあたりも含めて考えていただきたいなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そうですね、やはりいろいろな町内の飲食店あたりともそういう話をしながら、そのようなサービスもできていけば、非常に満足度も上がるような施設になっていくんじゃないかというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

よろしく願いいたします。

それで、このグランピング、これはキャンプにおいて初心者の方が難しいと感じるポイントをサポートしてもらえるんですよね。それで、なおかつ豪華に、快適に過ごせるのがグランピングのいいところでありまして。やはり中には、準備から片づけまで全部スタッフ任せとかいろいろありますけど、やはりするところはして、全部人にお任せというのはどうなのかなと私は思いますけれども。

今回のグランピングなんですが、先日、グランピングイベントを町内のほうでされました。イベントや人手とかはどうだったんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

主催者より2,600人だったというふうに聞いております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

2,600人、私もそのぐらいで多分、聞いていたと思います。

私も行かせていただいて、世界の窯のところでキャンプも張らせていただきました。

本当ににぎわっていて、いい企画だなということで、私も本当、これは続けていきたいなと思っております。

どういう人たちがグランピングのイベントに参加されたようでしょうか。そこあたりは分かれますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

詳しくは分かっておりませんが、少なくとも今までの波佐見焼を目的にするようなそういうファン層じゃなく、やはりキャンプ好きのコアなファン、今から観光客として取り入れていきたいような別の層のファン層じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうですね、私もそう感じました。

いつもだったら陶器を目的の方が多いんですけども、今回、私もSNSで発したら、どんな感じと内容ととか、結構問合せもあったんですよ。やはり皆さん、そんな関心が今、あられると思っております。

今回のイベントも、コロナ禍の影響で町内の広報活動が少なかったんですが、本当、人手は多かったんですよ。それだけ今のキャンプというのが、注目されているということと、やはり思います。

そこで、今回4人の定員が1基、2人の定員が2基ということで3基ほど考えていらっしゃいますが、同じようなつくりでこの3基をおつくりになられる予定でしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

グランピング的な豪華なテントについては、予算の関係もありますので1基のみで、あと、どちらかというとな本当のキャンプ好きのおやじみたいなキャンプ好きの方は、自分でテントを張って、実際に設営をされるという、そういうファンの方もたくさんいらっしゃいますので、あと二つについては、最初からテントを設置する形ではなくて、自分で張っていたくという形の施設を考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そしたら、常設のグランピングというのは、1基だけになるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現段階での予算規模については、そのように考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私、何かかされるのかなと思ったんであれですけども、私が言いたかったことは、同じようなつくり方じゃなくてコンセプトを違わせて、こっちが星のコンセプト、こっちは何かのコンセプトとか、ちょっとこうしたら、それがもし四つあるとします。そしたら、今回は星のコンセプトのところに泊まったから、次は月のコンセプトにしようとか、なんかそんな感じの中の模様とかを変えたら、より魅力ある企画ができるんじゃないかなと。

それと、1回だけじゃなくて四つあったらリピートでも来ていただけるんじゃないかなと思ったんでお話ししていますけれども。今後ちょっと増やした場合に、そういったこともちょっと含めて考えていただけないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回、予算の都合もございますので、それとまず、まだどう転ぶと言いますか、どんどんどんどんお客様に来ていただいて、どんどんどんどん収益を生むかどうかもまだ分からない状況ですので、まず、ちょっとお試的にやらせていただいて、今後、そういうニーズ調査も行って、拡大していくときにはおっしゃるように、そういうコンセプトも考えながら、また、場所もそこだけでいいのかとか、もっと例えば棚田の上のところ景色がいいところとするとか、何かそういうアイデアとかも出てくると思いますので、そういうところはおいおいと言いますか、後々考えていければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私が次、質問しようかなと思ったほかのところも、棚田のことも私、言おうかなと思ったので、先にちょっと言われてしまったんですけど。前回というか以前、農地転用キャンプ場

の提案をいたしました。事例としましては、千葉県の市原市では牧草栽培が何も行われてない時期、これをキャンプ地として使われております。また長野県では、先ほど課長がおっしゃいました棚田を利用して、車中泊をなさっているところもあります。

一つの提案なんですけど、自然豊かなこの波佐見町、やはり野々川ダム近くとか、永尾の木庭山とか川内地区、あちこちにまた耕作放棄地があると思うんですよ。そういったところも今後利用して、キャンプ地設定、確かにトイレとか、いろんなあれもあると思います。それと、耕作放棄地もやはり誰か持ち主さんがいらっしゃってということもあり、やはり地区の住んでおる人たちの了解も得ないとなかなかこうできないと思います。

それとキャンプ地もそうなんですけど、最近私、よく目にするのが大型バイクでツーリングの方が多いですよね。それもあれなんですけど、ということで私、1回調べてみました。バイク人口というのはどうなのかなと思って、調べてみたところ、バイク人口は減っているんですよ。

ということは、通勤・通学に使う人は少なくて、逆に大型バイク、趣味に走られた方たちというか、もう50歳になれば子供たちもなかなかこうついてきてくれんで、自分の時間をどうしようかという方が結構いらっしゃるんですよ。その方たちが大型バイクの免許を取って、大型バイクで時間を過ごすというような方が大変多くなっております。

そこで、1人でツーリングもありますけれども、そういうときに九州を回ろうか、どこどこも回ろうかということで、1人キャンプで、バイクツーリングでキャンプをされる方も結構いらっしゃるみたいなんですよね。

今後そこあたりの企画といいますか、どこがどう整備しなきゃいけないという点でもあると思いますが、ツーリング族のキャンプ場辺りの整備もどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

バイクの前に、棚田辺りでのキャンプも、地元辺りも棚田でキャンプとか、そういう企画をいいよねという話はされていますので、そういう地元がまとまるようなところは、何かそういうお試しでできないかなという、ぼやっと構想は思っております。

それで、あとツーリングバイク人口が、本当50代、60代のおじ様のバイク好きの方がいらっしゃると思いますけれども、そういう方も一つ大きな誘客のターゲットになるかもしれま

せん。

そういうところはちょっと研究しながら、一遍に広くはなかなかできませんので、いろいろアイデアとか意見をいただきながら、そういった構想をしながら実現していけたらいいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

本当にできることから、ずっと地道にしていっていただきたいなと思っております。

先ほど同僚委員からも出ました「生涯学習のつどい」で、子供たちが発表された中で、私、今回のキャンプ場を質問するに当たって、やはり子供たちは純粹だと思ったんで、ちょっと紹介させていただいてよろしいでしょうか。

「私が考える波佐見町の幸福論。私は、自分が生まれ育った波佐見町が大好きです。波佐見町は、美しい山々に囲まれていて、きれいな水が流れる川があって、そして、全国に誇ることができる焼き物の産地です。この大好きな波佐見町をもっとすてきな町にするために、私は、山と川の自然の面から考えました」と。

子供たちも、やはり波佐見町、こうあっていただきたいということで考えていらっしゃいます。この方は、先ほどおっしゃっていましたが展望台やアスレチック、これをつくったらどうかということでおっしゃってました。

もう1人の方が、波佐見町の未来ということで書いていらっしゃいます。

「今から私が描く波佐見町の未来について発表します。皆さん、波佐見町には海はないですが、山がたくさんあり自然豊かな町ですよ。しかし、海がある川棚町では海水浴場を活用したイベントが行われていますが、山を活用したイベントはありません。いつでも、いろんな人が気軽に遊べる場所があれば、休みの日でも遠くに行かなくても、すぐに行ける場所があれば、波佐見町の山もにぎやかになると思いませんか。そこで、私はこのような波佐見町の姿を考えてみました」ということで、グラウンドの話とか出ております。この方は、疲れたときに気軽に休憩できるみんなの憩いの場所、こういったところをつくってほしいということで、この前、発表されております。

子供たちも、波佐見の自然ということに大変興味を持たれてというか、何と言いますか、すみません、言葉がなかなか出てきませんが、本当、発見されているんですよ。

やはり私たちもできることを今後ずっと重ねていって、波佐見町の魅力を今以上に伝えて

いかなければならないと思いますが、そこあたりで町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に子供たちの感性と言いますか、そういうあれに触れるということが、我々大人が大事なことじゃないかなというふうに思っております。

よそからおいでになった方々が、非常に自然がいいですねとか、人が優しいですねって、今日もソラシドエアの大学生のきれいな方が来て、ちょっと波佐見は人懐っこいですね、皆さん親切ですねと言う。

我々はふだんしとうき、そがんこといっちょんなかとぼってんねというような、そういう思いをしていますけれども、やはりよそからおいでになった方、そして子供の自然な感情・感性というのは、やはり我々ついつい、ずっとあかがたまってしまっておるものですから、洗い流されるような思いを致しております。

だから、できるだけ若い人たちのそういう発想とか、そういう取り組みというのは大いに肯定しながら、前に進んで切り開いていかないといかんなどという思いを致しております。失敗を恐れずにやって、そこをやってみて、いろいろな反省があつてまた次のステップに行けるんじゃないかなというふうに思っております。

それは真っ先から失敗とは思いません。しかし、やはり成功を目指して行って、その中で失敗したときに次のステップが、新しいやり方、方法、そういうことができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう若い人たちの感性というのをどんどん生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

町長、御答弁ありがとうございました。私も本当、そう考えております。

すみません、一つちょっと言い忘れていました。

先ほどのキャンプの話なんですけど、ただ今、泊まるだけじゃなくてやはり体験、これが一つキーワードになっているんですよね。ですから、先ほど課長もおっしゃいました窯業体験、それと波佐見町にはやはり農産物もいろいろありますので収穫体験、ここあたりも一つうちの強みということでプランの中に入れていただいて、このグランピングが成功することを期待しております。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

本当そのとおりで、一昔前までのキャンプといたら、夕方行って飲んで騒いで、朝逃げるように帰るといふようなそういうキャンプじゃなくて、よく言われるのは、できれば2泊してほしいって言われますね。それで、1泊目と2泊目の間に自然を体験するとか散策する。鴻ノ巣公園であれば遊歩道とかを歩いて自然を感じるとか、そういう体験をやりたいし、もちろん波佐見の特徴である焼き物の体験、それと、農業を生かした体験をその中に組み込めたら、また幅が広がって、すばらしい施設になっていくんじゃないかなと思っていますので、そこは十分考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で、13番 尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時10分から再開します。

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、次の質問をいたします。

1. 官製談合防止対策について。

(1) 進捗状況はどうですか。

(2) 対策の実施計画はどうなっていますか。

2. 環境問題について。

(1) 環境保全条約制定の取り組みはどうなっていますか。

(2) ニシケン工業への指導は長崎県と一緒に行われていますが、その効果と今後の見通しはどうなっていますか。

3. 予算の策定について。

(1) 町単独で行ったコロナ対策事業の総額、また、原資は何ですか。

(2) 今後の緊急事態等、不測の事態への対応をした予算の計上はどうなっていますか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 官製談合防止対策について。

(1) 進捗状況はどうかという御質問ですが、今回の事件に関しまして、12月議会でも申しましたが、町民皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことに対しまして、誠に申し訳なくお詫びを申し上げたいと思います。

昨年から外部委員を入れながら、事件が起こった背景など御意見を伺いました。その中には、過度な仕事のストレスが判断を誤らせたのではないか、ゆとりのある組織体制の構築が必要ではないか、前回対策をつくって職員研修が簡単な研修になっていなかったのか、契約に関しての認識・知識について研修が十分でなかったのではないかなどの意見をいただきました。そういった意見や議会からの御提言などを踏まえ、昨年から検討してまいりました。

まず入札制度ですが、入札事務における決裁ルートの見直しや、新しい取り組みとして予定価格及び最低制限価格決定における2段階のランダム化の実施などを行うこととしております。

次に、ゆとりある職場環境づくりですが、1人の職員に過度な仕事があったのではないかと指摘に対し、職員の数や技術系の職員が不足していたものと判断し、今年度の職員採用を行いました。

次に、議会から御指摘をいただいていた職員倫理規程の条例化ですが、この3月議会に条例を上程させていただいておりますので、今後、御審議のほどよろしく願いいたします。また、条例のほかにも、規則やガイドラインなども、議会中ではありますが、現在、最終の詰めを行っており、今後外部委員からも御意見をいただきながら、3月末までにはホームページで公表できるよう準備をしております。町民の皆様には、5月広報で周知させていただきたいと考えております。

(2) 対策の実施計画はどうかという御質問ですが、まず、入札制度の改革ですが、新年度の入札から実施できるよう準備を進めております。

次に、職員採用については、今年度12名の採用を行っております。これにより、職員が不足していた部署や技術分野にも、ある程度余裕を持った配置ができるものと思っております。また、3月末までに出来上がる条例、ガイドラインなどの再発防止対策を、職員にどう自分事として意識してもらえるか、落とし込んでいくのかということが一番大切なことと認識しております。

外部委員からも指摘がありましたが、前回の事件のあった後、対策をまとめ、職員向けに実施した研修が形ばかりのものになっていなかったのかとの指摘も受けております。1回の研修で終わらせるのではなく、職員がふだんからコンプライアンス意識を持てるように、毎月課内でのミーティングを取り入れ、職員のより深い理解度を得られるよう考えています。

毎月ミーティングでは、その月のテーマを設け、そのテーマに沿って職員同士の意見交換を行い、そのミーティングの中で出された疑問や質問を定期的に持ち寄って、今、作っていますガイドラインなどを、より現場に合った形に随時作り直していくことができないかと想定しています。ガイドラインを見直し、それをまた職員にフィードバックし、誰もが理解度を深められるようなことを考えております。

今、考えることにつきましても、今後進めながら、改善していけるところは改善をしていきたいと思っております。

また、今回、第1部会と第2部会と分かれて協議を行ってまいりましたが、そのメンバーにも職員研修の講師を依頼したり、コンプライアンス向上委員として今後のガイドライン等の見直しなどを進めていく担当として残ってもらうことをも考えています。基本は1回だけの研修に終わらない。継続してやっていくということに重点を置いていきたいと思っております。

今後、この運用を行っていく上でも改善する点が見つかると思いますが、その都度メンバーが集まりどう対処していくか話し合いを重ねながら、よりよい対策となるよう努力を積み重ねていきたいと考えております。最終的には、町民に信頼される役場づくりを目指していきたいと思っております。

2. 環境問題について。

(1) 環境保全条例制定の取り組みはどうかという御質問ですが、環境保全条例につきましては、平成30年3月議会の折に条例案を提出し御審議をいただきました際、様々な不備があったことを認識し、審議途中で取り下げた経緯があります。

その後、指摘を受けた部分を中心に研究を行い、平成31年1月までに素案を作成し、素案に対する意見聴取、パブリックコメントのほか、窯業関係団体にも意見を求め、令和元年中に議会に議案を提出するよう準備を進めていました。

同年6月、波佐見焼振興会ほか窯業関係団体から、拙速な条例の制定に反対する意見書が提出され、町としては関係団体に配慮することとし、提案を見合わせている状況です。改めて窯業界の現状を確認するため、陶磁器工業協同組合と生地工業組合から意見を伺いました。

環境保全に対する理解は示されていますが、罰則事項があることや、新たな設備投資の必要が生じる可能性による高齢化や後継者問題への影響に対する不安などの意見がありました。

このような事情も含め、罰則事項など慎重に取り扱わなければならない部分もあり、改めて十分な調査研究を行うこととしています。

(2) ニシケン工業への指導は長崎県と一緒に行われているが、その効果と今後の見通しはどうかという御質問ですが、ニシケン工業に対しましては、町は環境保全協定を遵守すること、また、県及び保健所には実際請け負って出た解体物、いわゆる瓦礫類の保管や産業廃棄物処分業に係る処分前廃棄物（木くず、廃プラスチック類）に対し、保管量が超過していることなどから、適正管理を行うよう常に連携を図りながら改善するように指導を行っています。以前から、野積みされている瓦礫類は、僅かではありますが搬出されている状況ではありましたが、本格的に改善が図られるようになったのは、今年の春以降であります。

廃棄物処理業としての許可期限が6月であったことで、県に提出された改善計画に基づく搬出によりやく本腰を入れられたという感じがありました。

現在、野積状態の瓦礫類については、目測ではありますが、4割程度が搬出されている状況です。これまでの町の指導に対して、全くと言っていいほど目もくれない状況であったことを考えると、県及び保健所と一緒に指導を行っているその効果は絶大なものであると感じております。しかし、環境保全協定で交わした内容が遵守されていない状況であり、また、県に出された改善計画の履行についても、計画どおり進んでいない状況です。

今後の見通しについてですが、ニシケン工業は常々、資金難や従業員不足などが改善が遅れている理由とされており、改善計画どおりに搬出がなされるかは懸念するところではあります。しかし、県の担当者からは「町の意向に沿った形で改善が進むように、ニシケン工業へ指導に努める」という心強い言葉もいただいております。今後も県及び保健所と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

3. 予算の策定について。

(1) 町単独で行ったコロナ対策事業の総額、また、原資はどうかという御質問ですが、これまでに町単独で行ったコロナ対策事業につきましては、第1弾として事業者向けの利子補給や20万円の緊急経営支援給付金に始まり、水道基本料金の免除、学校給食費支援、プレミアム商品券、高齢者のインフルエンザワクチン接種費など、感染予防に配慮しつつ生活支援から経済対策まで多種多様な事業を実施し、その総額は9号補正後の予算額として、4億9,909万6,000円となっております。

また、これら町単独事業の財源としましては、主にふるさとづくり応援基金を活用し、そのほかには地方交付税、繰越金の一般財源を活用してきたところですが、9号補正において国の地方創生臨時交付金3億3,424万7,000円を充当し、ふるさとづくり応援基金繰入金を1億3,170万円に減額するなど、財源を調整しております。

(2) 今後の緊急事態等、不測の事態への対応をした予算の計上はどうかという御質問ですが、令和2年度の9月補正に計上しました事業継続支援給付金事業につきましては、県の要請に基づく飲食店の時間短縮営業や不要不急の外出、移動の自粛により影響を受け売上げが減少した事業者への支援になりますが、これを3年度に繰り越し、4月当初から支給を開始する予定としております。

また、3年度当初予算においては、プレミアム商品券事業や利子補給、保育園、認定こども園等感染予防事業、ワクチン接種事業など、コロナ対策に2億2,480万3,000円を計上し、感染予防と経済回復の実現を目指しております。

今後もしも感染が拡大し、再び緊急事態宣言が発令されるなどの状況となった場合には、国や県の方針を見極め、補正予算を組むなどして、必要な対策はちゅうちょすることなく実施したいと考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

順不同の質問になってしまいますことを御了承ください。

まず最初に、環境問題のほうから御質問をさせていただきたいと思います。

環境保全条例制定の取り組みということで、本年度の施政方針演説の中でも町長が触れられております。「懸案となっています波佐見町環境条例は、町内産業界の意見を聴取していますが、現時点の制定については難色を示す意見もあり、拙速な制定にならないよう十分な

調査研究を慎重に行った上、しかるべき時期に議会へ提案したいと考えています」という表現をお使いになっていますが、その1年前のやつも全く同じです。

また1年前のやつになりますと、「懸案となっております波佐見町環境条例につきましては、町民や議員皆様からの御意見等を基に十分な調査研究を行い、本町にふさわしい条例となるよう早期制定に向けて取り組みます」と。

ほとんど、同じ文章なんですね。あくまでも28年の12月に一般質問をやりました後に、何度かやりまして、波佐見町もこうやって開発行為があちこちで発生していますし、大きな工場等もございます。

一番大きいのはキヤノンさんでございますけれども、それも含めて、どういうところでどういう開発行為があっているのか分からない状況の中で、最終的に工場排水の中で人体に影響を及ぼすものがあつたときには、最後は泣き目を見るのは町民ですから、開発行為についても条例を川棚町はもう随分前から持っていますよということで、この条例の制定問題が動き出したわけですね。

実際、町長の説明にもありましたように、議案を上程されました。しかし、罰則規定があったりとか、いろんな形で却下といたしますか、取下げの形になりましたが、その後研究をやりながら上程しますよということがお約束でした。

その中にも、今年においては町内の産業界や町民のコンセンサスとか、耳触りのよい言葉を並べていますけれども、これまでそういう流れの中で一体どういう行動、それに向けての行動をなさってきたのか。いつの段階で上程できるように準備されているんですか。それをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

環境保全条例の取り組みにつきましては、町長が答弁をいたしましたとおりでございます。

る経過を説明してもいいんですけども、一応、現時点では素案まではできている状況ではございました。ただ一昨年に、窯業関係団体からの意見が出されたということで滞っているというか、留保している状況ではございます。

その意見書によって、再確認をさせていただいたこととしまして、この条例が指示遵守をしていただけるものとなるためには、一方的な内容になってはならないということ、罰則規定あるいは新たに生じるおそれがある設備投資等を含めまして、それらを検討するために時

間をいただいている状況であるという御理解をいただきたいと思います。

全てが合意形成できる状況になった場合については、議会のほうへの提案とさせていただきます。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

この問題を取り上げて、先ほども言いましたように丸4年になりますね。条例では先ほどからおっしゃっているとおり、たたき台がもう既にできております。やることははっきりしているんですよ。一つに、罰則規定をどうするかという案件。地場産業との、先ほどコンセンサスといいますか、合意をどういうふうに持っていくかということ。3番目に、やはり工場排水といいますか、焼き物をつくる工程の中で出てくる排水における浄化の装置をつけるかつかないか、そういうものなんです。そういうのはやはり、安い装置をあっせんしていただくというふうなことはもう、ただ、もう問題点は何なのかって、はっきりしておるわけですね。

そういうふうなことでございますので、今年1年頑張ります、いろんな研究をやっていきますということでございますが、この今、挙げました3つの点をしっかりやっていると、次の議会で上程できると思うんですが、どうですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

罰則規定あるいは合意等、あるいは新たな設備投資に関連する御質問だったと思いますけれども、罰則規定につきましては、条例として制定する以上は、環境保全の観点から全てが守られる、遵守すべき事項であると判断します。それに反する行為は、罰則規定の対象になるとも考えております。

ただ、罰則行為に至る状況までは、考慮すべきこととはもちろん考えております。実際、罰則規定に懸念される意見もあるということも踏まえて、全ての関係団体との協議も済んでおりませんので、今後そういったことも踏まえ意見聴取を行っていきたいと思っております。

あと、新たな設備投資に至る部分につきましては、ケース・バイ・ケースがあるかと思えます。立地されている場所等によって、それによって安価な設備でできる場合もありますし、やはり場所によっては高額になる場合もあります。その辺については、どういったものがあるのかというのは、調査研究を進めていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

大いに研究をしていただきまして、年度末までの間の議会か、もしくは来年度の議会に上程できますように御努力いただきたいと思います。

次に、ニシケン工業さんの問題に移ります。

ニシケン工業さんは、先ほどの御説明の中においては長崎県または県の保健所、また、波佐見町の住民福祉課の衛生係、また、課長さんですね、の御協力によりまして、1年がかりといたしますか、1年とはなりませんけれども、そういう形で御努力いただきまして、先ほどの町長の説明では4割方とおっしゃいましたけれども、私の目には3割しか見えなかった状況ですが、もう3割を超えたということはすごいことなんでしょうけど、本来あるべき姿からすれば、全然程遠い状況なんです。

産業廃棄物中間処理ですから、一時的に仮置きをするだけなんですよ、要は。そこがずっと野積みされている状態は、本来あるべき姿ではないということだけは御確認、認識を間違えないようにしていただきたいと思います。

現在の状況はどうなっていますかの問いに対しても、県が訪問する度に業者さんと対応を協議し計画をされて、なかなかそれが計画どおりいってないというふうなことでございます。

長崎県の訪問資料の中においても、ニシケンさんの排出量の計画がスムーズに履行されないことが多いんですが、すなわちこのような状況下で、許認可を行っている長崎県である行政指導として、今後この状態が続くようだったら、どういうことをお考えになっているというふうなことでお聞きになっていますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

さっき町長の答弁で、4割程度、目測ではございますけれどもその確認をしたのが、最終的に行ったのが2月26日に検討調査に伺ったときに、測量まではせずに目測ではありますので、4割程度としております。

昨日も本会議終了後確認に行きましたけれども、状況は変わっておりませんでした。2月末の時点と今現在というところでは、搬出をされた形跡はありませんでした。

許認可を下す県の今後ですけれども、まず今、瓦礫類を優先的に町の意向を酌んでいただいて搬出の指導をしております。ただ、それに関しては、どうしても経営的に費用がかかる

部分であります。全くもう収入源としては、もう既に入っていて、ほかの用途に使われて、全くない状況で、かかる経費でしかされておられません。その関係で本来、中間処理業者として搬出をされなければならない保管物、廃プラスチックとか、あるいは廃材とかは滞っている状況であります。

県としても、やはり許認可を下す以上、あるべき事業形態ということを求めていますので、今後はそちらのほうにもやはり移行する考えもあるのかなと推測するところではございます。

ただ、この許認可が万が一下らないというか、許可がならないというところが一番懸念するところでもありますけれども、まず県としても、もしニシケンさんが廃業に至った場合については、今度、企業として法令に基づいて指導するという権限が薄くなるのではないかと推測します。また、町としても、環境保全協定にうたっているのは、企業として営業されている場合の協定書でありますので、その協定書そのものでも、環境保全に対しての指導が難しくなるおそれもあります。

ですから県としては、やはり緩急をつけてといいますか、そういった形で指導を行う方向ではないかと、推測でありますけれども。どうしてもやはり、企業としてしていただかないと、後の問題等が考えられますので、緩急をつけながらといいますか、強くしたり、あるいはちょっと聞くところは聞くとかいう形でされるので、指導されるのではないかと思います。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

よく分からない説明ですけれども、基本的にそういう状態が続いたらどうなりますかという質問ですよ。だから、その廃業の問題が仮に上がったら、県の指導はどうしますかということを知っているんですね、さらに強力な指導をしますということなのか。廃業のどうとかこうとあって、僕は聞いていない。ちょっと先に行きます。

町長にお尋ねします。

昨年の9月の議会の折、ニシケンさんの野積みが現状の状態に至った原因の一つは、行政が早い段階で適切な指導ができていなかったことをお認めになっています。しかし、町長は経営者の責任において処理すべきであり、協定を無視している企業に町民の税金は投入できないよと。確かにそのとおりでございますが、町民との約束を実行できていなかった行政の責任もあるんですよ、今の状態は。そこはちゃんと認識しておいてください。

再度申し上げますが、ニシケンさんも窯業界の産業廃棄物の処理に関しては、一役を担っ

てられました。ある意味においては、一連の波佐見焼振興の一部として位置づけてもおかしくないという理解もできます。

今、長崎県などの強力な指導において、毎日のように瓦礫を搬出されていますが、先ほど課長がおっしゃいましたように、費用がかかります、1台10万円で。

まだ出されていないときに野積みを見て、約4,000万円とおっしゃっていました。思うように進んでおりません。そのことから、瓦礫における搬出費用の一部を、前回も言いましたが、再度助成をできないか伺います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

結局、約束を守っていない、そういう企業に補助、町民の税金をつぎ込んでいいのか。そういうことで、せんだって県の方々とうちの職員が見て、目測で4割だと。県の責任者と、それから中央保健所の皆さん、大変責任感を感じて、絶対管理します、容赦しませんというように、そういう形の中で、必ず2週間に一遍ですかね、行きますというようなことで。

というのは、本当に信頼できますか、ニシケン工業の社長のおっしゃることを。とても今までの中では、我々が一生懸命お願いをしても、言うこととすることが違うというような状況の中で、これはやはり貴重な町の支援はできないと。

やはり徹底して県の指導を仰ぎながら、だから、その検査報告を受けた後に、松尾環境部長に電話して、大変心強いです、ありがとうございますと。やはりそういう姿勢も持っておかないと。どうしても我々の権限の範囲では、太刀打ちできないなとか、言うこととすることが違うというような不信感があります。

だから、そういうふうなことは、とても今の段階ではできません。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

よく分かります。私も信頼できる企業とは思っていません。私は、産業界に携わる全ての業務は波佐見焼の振興という同じベクトル、方向に向かって動いていると考えております。とするならば、完成品の販売に対する事業と、生産過程で出てきた廃棄物の処理事業では、何が異なるのでしょうか。

補助金が出せないということであれば、もう一度町長にお聞きしたい。販売促進事業に対する補助金と、販売する物の製造、作製過程で出てきた廃棄物を処分する事業に対する補助

金は何がどう違うんですか、お答えください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり産業製造のときに排出したものは、製造者が処分するということは、これは基本です。販売の補助というのは、そういうふうな面では、販売することによって生産者も非常に恩恵を受けているわけですね。生産者は、販売だけがもうけておるんじゃないですよ、やはりこれは、商と工の運命共同体というこの意識は、平成15年ぐらいの危機から一体感を持ってこられたなど。だから、生産をする窯元は一緒なんです。だから、より知名度を上げてよりブランドを高めて、そしてそれを販売した。それは販売者だけのあれじゃなくして、やはり窯元、商社、それから下請の方々にもぎわっていく、潤っていくと。

しかし、そのやり方・方法は、ここの事業はそれぞれのやり方・方法でありますので、販売流通も変わってまいりました。しかしやはり、製造の過程で搬出したものは、その責任はそこですね。そしてそれはやはり単価で、やはり利益を取るような形になってこざるを得ないんじゃないかと。

だからやはり、ある面では物が、物流が大事ですけれども、しかし、提供する製造ができないと売るものがなくなってしまいうんです。

だから、これもやはり業界一体となった共同戦線を張っていただいて、強力に運命共同体というような形の中で、進めていただきたいなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

また今の町長の回答もちょっと分かりにくいような、分かったような感じで聞こえましたが、確かに分かります。分かりますというか。分かりづらいですけど、分かったような気がします。ただ、やはりそういう部分を少し考えながらやらないと、ニシケンさんのほうにお出しされた焼き物関係者自体は、その焼き物の工程で出た廃棄物ですけど、その廃棄物はですが、やはり排出者責任というマニュアルがありますので、その方たちの分が、もうどの方たちの分が上のほうにあって、どの人の分が下のほうにあるか分からん状態に陥っているのも現実ですから、ニシケンさんというフィルターの中の手前の奥の中に瓦礫がある、その排出者は町民なんですよ。

そこら辺も含めて、今後もう少し検討していただければということをし添えて、この問

題はおしまいにして、次に行きたいと思います。

次、予算の策定のほうに移っていきたく思いますけれども。町で行ったコロナ対策の事業の総額はということで、御説明いただきました約4億円強ですね。臨時交付金が3億とふるさと納税が1億3,000万円幾らですよ。という形で、今回はある意味、思い切った政策を町長がお出しになって、また、町民の方を政策で、窮地に追い込まれている人たちもありがたく生産をまたされたり、回復なさったりということがある。

そういうことで、このコロナが、緊急事態宣言の解除になりました、長崎県も一桁の感染者に落ち着きました。じゃあ、昔みたいにやりましょう、商売できますよという状況ではないというのは、もう皆さん御承知のとおりなんです、これがワクチンが出て、ワクチンの接種によって、さあ例えばG o T oトラベルみたいなのですが、さあ、行きましょう、動きましょうというわけに、いかない状況がある。ましてやこの変異株とか何とかというのは、また、どういう形で波佐見町の町民を苦しめるかもしれない。産業を苦しめるかもしれない。

そういうことにおいて、今後の手だてとしては、予算の編成上のことをおっしゃっていただきましたけれども、やはりふるさと納税で、いろんな形で波佐見町の財政は助けられております。その中でも、先ほど工業組合以下焼き物関係の皆様方が、環境保全条例制定に関する意見書の中にも書いておられますが、人員不足であったりとか原材料の確保であったり、リサイクル化のこともいろんな形で費用がかかる。ましてや、今年の陶器市は、新様式で今まであった様式が通じない。新しい様式をする。そうすると、それなりの費用がかかるわけです。だって、今の実行委員の皆さん方も、どれだけかかるか分からない部分もあると、実質おっしゃっているんですから。

そういうことに関して、私が考えますに、よその町を調べてみますと、商工振興基金とか農業振興基金とか、そういう形で基金をおつくりになっています。そういうことを、今の段階でおつくりになりながら、不測の事態に備えた財源として、基金の創設を考えたかどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

現時点では、ふるさとづくり応援寄附基金がございますので、そちらをまず第一に活用していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

確かにそうおっしゃると思っておりました。しかし、どういう形で産業を元に戻す動きね、それは当然、費用がかかりますから。実際、一般会計の予算というのは、もうある程度決まった予算の中において、あまり変動をさせないような形で編成されています。それはもう当然、町長が御就任されたときのことを考えれば、いろんな形で特別職の人たちの給料を下げたりしながら、一番苦しいときに町長をなさっています。その中で回復し、また、産業界もそれと一緒に成長しながら、今回のふるさと納税みたいに、波佐見町の皆さん方に、そうやって財産的にも経済的にもいろんな形、いろんな工事、いろんな整備ができるように、産業界の頑張りでなっています。産業界だけじゃないです、農業もそうなんですけれども、特に今回のふるさと納税に関しては、80%以上が産業界関係の返礼品ということで、町の財政も潤わせているんですね。

だから、いろんな意味で、ふるさと納税がありますよと、基金がありますよと言いながらも、それに特化した基金の存在があると、やはり緊急な場合に対応しやすいと私は思います。

産業界、商工関係はそうでしょうけど、農林に関しても今回のコロナ対策は、畜産、牛、それとお茶と養鶏です。でも、農業といたらアスパラさんはたくさんいらっしゃいます。お米、米、麦、大豆、いらっしゃいます。農業の難しいところは、国の補助金等かれこれが絡まっておるものだから、なかなかそれには出せませんよというのが今回の農林関係の人たちの考え方みたいなんだけど、農業者やはり、商工業者に20万円、町単独で支給されたのを見て、何で私たちはもらえないのかというんですよ。そこはやはり農業も事業ですから、今、さらにね。だから、やはり不公平感を感じていらっしゃるんですよ。だから、そういうのも含めて、農業の振興の基金を持っておくと、農業者に関するいろんな支援、補助金もできると思うわけです。

だから、全員を満足させることはできないと僕もいつも思います。しかし、納得しますよ。5万円でも10万円でもですね。だから、そういうことを考えると、今後の何が起こるか分からないための備え、よく町長おっしゃいます歴史文化交流館も、町長こうおっしゃいます。

今から観光です、今、布石を打たんばどがんするですかと。先ほどの同僚議員の話でも、今でしょうと。だから、今なんです。これが、例えばどうなるか分かりませんが、ふるさと納税ががががががが、仮に下がっていったときを考えてみるんです。もうとてもじゃないかってなりますよ。

今のうちにそういう基金をつくっておくことが、そういう産業界とか農業とか窯業とかを含めて、いろんな形で支えになっていくと思うんですよ。どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今、基金ばつくれというても、とてもできるものではありません。もっと十分に考えてやっていかんやいかんかと思っております。

だから、今、陶器まつりに対して、非常に業界の方も苦勞されております。合意形成を取ることですね。そして、幾らかかるか分からんことを我々が予算に上げたりはできないわけですね。だから、やはり、やった結果こうだというようなことで、皆さんの理解が得られるような、そういう対応策を考えています。

それは岡村議員がおっしゃったことも、今せんばいかんです。今して3年か5年、そのときに波佐見高校が存続せんばいかんごたることです。

焼き物業界でもそうです。今、出しても、どうなるか分からんとに出されんですよ。だからある程度、このような結果でやはり対応はするべきと、そして、事によっては前もって予算をつくってやるべきときと。現段階では、コロナの状況の影響も、分かる部分においてはやっていますけれども、分からん部分においてはまた、それなりの対応をしていくという心積もりは持っております。

だからしかし、それが数字的にどうなのか、どういう影響があったのかということの把握ができないと、金額も上げられないというようなことでございます。

だからそれはもう、窯業界にはそれぞれふるさと納税の一番の貢献の業界ですから、それなりのそのあれは全体にしながらも、今までと今からということを考えれば、やはりそれ相当の対応をしていかなきゃいかんというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

分かりますけれども、今、例えばふるさと納税に十何億円ありますから、そのうちの1億円を農業振興基金に積み立てて基金をつくってくれんですか、商工振興費に1億円つくってくれるんですかという話を僕はやっているわけじゃないんですよ。

当然のことながら、決算時における剰余金で積み立てていかれることですが、それでも、それも今つくらないとということですよ。多分、同じ今なんでしょうけれども、何か今の、

ちょっとかみ合っていないような感じがします。

ただ、そうしていかないと、コロナが最後のウイルスじゃなかわけですたい。いろんなことがあるわけですよ。だからこそ、基金を積み立てていらっしゃるわけでしょう。教育基金が幾らって、財政調整基金が幾らということをしているわけじゃないですか。

そういうことが、ゆくゆくは「ああ、しておってよかったな」となるために、そういうのも研究されて、基金づくりにも1回検討しながらやってもらえませんかという話ですよ。

そういうことで一つ研究はしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の官製談合の対策のほうに移らせていただきます。

まず、これは2月14日の長崎新聞の記事ですが、大きくニュースアングルですね、ニュースの視点で、波佐見町官製談合事件再々発防止ですよ、での検討の大詰めということで、町長のほうの記事もコメントも載っておりますが、「事件発覚直後から現場に近い職員が、積極的に動き真剣に取り組んでいる。よいものができるはずである」というふうに書かれております。

先ほど町長の答弁を聞きまして、確かにおっしゃるように、いろんな形で対策をお練りになっております。聞いていてずっとこの対策の件を、昔のコンプライアンスとか官製談合1回目のやつをずっと読んでおりましたので、御説明の内容はよく分かりましたし、端々にわたって研究がされ、なおかつその対応をしっかり進められているというのがよく分かりました。おっしゃるとおりでございます。すばらしいものができるということでございましたけれども、一つ気になるのは、皆様方が対策委員会で、6回ばかり開いていらっしゃるのがホームページに載っておりますが、その事務的な内容、対策的な内容、携帯電話の内容、あと、コンプライアンスの内容、いろいろありました。

しかし、僕が一番気になったのは、前回の一般質問の中で、町長が、「原因は何ですか」って言ったときに、「職員の法令遵守意識の欠如でしょう」と、新聞では「魔が差した」って書いてありましたけど、そういうことでした。ところが、この6回目開催というですかね、報告というですかね、の中に書かれてあった外部委員の皆様方の理由を直接述べられている方と、これが今後はこういう対策がいいということを描べられながら、原因はこうじゃないかというのが述べられています。そこで挙げられたことを、今日、壇上で町長が述べられていますが、結局、原因については、何とお思いですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

原因はいろいろな問題があると思いますけれども、まずはやはり1人の職員に過大な職務が偏ったと。そういうことが一番の要因になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、そういうことの中で、やはりそういうあれでやはり適切な判断ができなかったというようなことの御指摘もいただきましたし、まずはそれを改善するということが大事であるというふうに思っております。

やはりある面では、行革をずっとやってきた気風といたしますか、そういう中で、やらんばというような、そういうあれが、やはりその過度に、今でもやはりいろんな分野で集中しているところがあるんですね。

だから、これをいかに平準化して、そして、残業ができない働きやすい環境をつくるというのが、今から一番大事になってくるというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

私がこの問題を取り上げたのは、前回みたいにがんがんに、皆さん方に欠点を拾い上げて言うつもりで取り上げたのではないんです。

私は心配したのに対しては安心できると思ったのが、原因が何かを最初がちり固めてから作業に入らないと、じゃあ、条例をこがんしましょう、こげんしましょうと、条文の問題ではコンプライアンスはこがんしましょうとかね。積算見積、工事の見積りをもらうのはこうしましょう、ああしましょうと。そっちの事務的な内容にどンドンどンドン走っていかれて、一番大事な原因は何かというのを最初にばちっと決めていらっしやらない節があったので、今日わざわざ、官製談合はもう僕1人しか通告を出していませんけれども、上げたんです。ここを押さえてないと、出来上がったものは、原因があつて原因を潰せばその行為はなくなるとですよ。そのために質問しました。

壇上でもしっかり、原因に見合うようなことを町長はお話ししましたので、ちょっと安心しましたし、その確認のために今、言ったんです。

だから、原因がしっかりしている部分を、それを潰すためにどうするかというのが次の作業ですから、その次の作業について、やはりしっかりなさっている内容を発表されましたので、安心しました。それならばということです。

そしてまた、1個だけ苦言を言わせていただきますと、その町長が言われた内容は、第6回の外部委員さんがほとんど言われている内容なんです。一般の会社でもそうですけど、内部ですよ、調査委員会を設けるといじゃないですか。なかなかできないとです。できない。外部からこうだ、ああだというのをやはり聞いて、それを入れ込んで内部で検討するのがベストなんです。これを教訓に、何かもう今度あっちゃならんけど、それに見合うようないろんな問題があったときも、外部からの目を少し入れ込んでやるのが、やはりいいです。

そういう意味では、何もかも全部見てしまって、上がった分はもらってないのでオーケーじゃないですけども、すばらしい方向に行かれているというのは確信しました。そういう意味からすれば、一方、漏れておったやつ、例の概算見積をした業者が入札に入っているという部分がありましたよね。

そこら辺の対応については、どう今後対応されていくのかなあというのがございました。3番目の外部委員さんが書いていらっしゃいましたけれども、見積内容を審査して、どうもその、あまりにも予定価格とくっついておったら、その業者は入札に参加させるなという記事もありました。その辺についてだけ、1点お答えできませんか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

職員において、積算をできない場合は、業者から参考見積りをいただいております。これは今後も続くことだと思っております。

参考の見積りをしてくださった業者は、入札だとか随意契約の見積合せから排除することは、逆に協力してくださった業者に対して失礼なのかなと、ただ働きで終わってしまいますので。そこは、その業者しか持っていない情報がないように、必要な情報は競争相手にも与えるわけですよ。そこで公平な競争をしていただいて、入札、随意契約などはしていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

そこを、方向を変えて見られんですか。結局、そこには概算見積をその業者に頼んでいるという行為があるじゃないですか。それは入札に参加するかもしれない業者に頼んでいるということでしょう。

いやいや、教育委員会がやっている方法は、見積りをやっていた業者さんから聞いたこと

あつとですよ。頼まれると、見積りしてくれんねと。ところが無料なんですよ。その見積りをした業者は。しかし、その従業員は、調べ物をしたり暗かところでされんけん、電気つけて、パソコンを使って、時間つくって、経営者がその人の賃金をそこで払うわけですよ。分かりますか。そうすると、何やってなるわけですよ。

そっちも一緒でしょう。課長が、せっかく見積りばした人は、入れんわけにいかんねという気持ちとですと。一緒のこともしよらすとですよ。今、現実、頼まれた会社の社長は、何でやってなっとつとで。そこを感じてもらって、概算見積りする会社に対してもそれなりの、例えば設計金額に対してとか1時間に対してとかという部分を、めり張りをつけてやれば、別に入札に参加せんでよかと言うとるですけん。

そういう方向を変えた見方をするようにしないと、一つも変わらんですよ。そがん思いますよ、この文章を見て。もう一つ考えて取り組んでもらえませんか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

その参考見積りして下さった業者へ対価を支払うということについて、県のほうにも相談はしました。ですが、まず県のほうでは、そういった支払いの事例はない。全国的にも聞いたことがないという状況で、このような状況の中で波佐見町だけ支払うということは難しいかと考えております。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

よく出ましたよ、県に問合せって、これも出ました、結構。でも、そういう方向で行かれませんかというアタックはしてもいいんじゃないですか。だって、こんな2回もしておるんだから。普通の自治体と事情は違うわけです、ここは。それを考えてやったらどうですか。物すごくその部分に関しては、全然違う見方とか対応はできますよ、これは提案ですから。また、そういうやり方、同じやり方をしているんですよ。何だかんだあって、3度目の同じような事件が発生しても、そのやり方がまた悪いというふうになってしまいますから。

いまが変えどきなんですよ、何でも。チャレンジしてみてください。どうですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

先ほど町長に対しての原因についての御質問で答弁があったように、原因としては1人に

かかる業務の課題など、そういった組織の問題など、そういったことが一番の原因だと我々は考えておりました、決して参考見積りをいただいていることが談合につながっているとは考えておりません。研究はしてまいります。

○議長（百武辰美君） 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

直接的な原因はそうかもしれません。全て間接的な原因があるんです。そこも一緒に考えないとね。それを私は言っているんです。直接の原因がそれだとは僕は言っていません。全てが複合的に対応したから、こういう事件が発生しているということを認識して業務に当たってください。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で、8番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れ様でした。

午後4時10分 散会

第15日目（3月17日）（水曜日）

追加議事日程

- 第 1 議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正
について

第15日目（3月17日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
10番	脇坂正孝	11番	藤川法男
12番	今井泰照	13番	尾上和孝
14番	百武辰美		

2. 欠席議員

9番 北村清美

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 伊東晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午後 1 時 開議

○議長（百武辰美君）

これから、本日の会議を開きます。

3月3日、町長から提出された波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例について、3月15日付をもって訂正したいという旨の申出がありました。

議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第20号

○議長（百武辰美君）

追加日程第 1. 議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正についてを議題とします。

町長から訂正理由の説明を求めます。町長。

○町長（一瀬政太君）

このたび、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正をお願いするに至りましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

それでは、ただいまお許しをいただきましたので、去る3月3日に提出いたしました当該条例の訂正につきまして、御説明を申し上げます。

訂正箇所でございますが、第2条（設置）に関する条文につきまして、「歴史文化の向上」を「歴史文化の発展」に、第7条（入館の制限等）の条文中、第2号の「公の秩序を乱すおそれのある者」を「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者」に、さらに、附則に「ただし、第6条から第14条までの規定は、令和3年7月21日から施行する（喫茶室を除く）。」を追加し、訂正するものであります。

以上、議案の訂正につきましては御許可いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正について、教育委員会としても、このたび訂正が生じたことに、深くおわび申し上げます。

まず、先週、3月12日に行われました総務文教委員会の審査の過程において、様々な指摘を受けまして、その結果に基づいて、今回、訂正を図るものでございます。訂正内容については、先ほど町長が申したとおりでございますが、補足を付け加えさせていただきます。

まず、第2条の点でございますが、「向上」を「発展」という言葉に訂正させていただきます。向上とは、一定の悪いものがよくなるという意味合いがございます。したがって、町民が有する歴史・文化が向上ということになると、前後の文脈が大変不適當になりますので、今回、発展と置き換えさせていただきます。

次に、第7条の点でございますが、従前では「公の秩序を乱すおそれがある者」としておりましたが、3ページの第9条（使用許可の制限）、第1項第2号で「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき」ということで、使用許可の制限について、ここは善良な風俗を害するおそれがあるという文言を入れておりましたので、ここの整合性を保つために、今回、第7条第1項第2号の訂正をお願いするものでございます。

そして、最後でございますが、附則について、但し書きとして、「第6条から第14条までの規定は、令和3年7月21日から施行する」ということの一文を付け加えさせていただきたいと考えております。

歴史文化交流館のオープンの期日は、かねてから4月28日ということで御説明しておりましたが、現在、展示パネル等の作製に大変時間を要しておりまして、オープンまでの時間、1カ月程度あるんですが、その1カ月でパンフレットを作ったり、または図録を作ったりということ、または分室が歴史文化交流館のほうに移転しますので、その収蔵品の整理、または書物の整理ということについて、現有の学芸員ではちょっと厳しいということが、やはり近々になって分かってまいりました。

私どもとしても、大変断腸の思いではございますが、そういったことを鑑みて、夏休み初日の7月21日にオープンさせていただくということで、この但し書きを追加させていただきたいというふうに考えております。

この後、総務文教委員会でまた詳しいことはお答えをしたいというふうに考えております。

以上で、議案第20号の訂正について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い

申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正については、承認することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後 1 時06分 散会

第17日目（3月19日）（金曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
- (1) 議長報告

議事日程

- 第 1 会期の延長
- 第 2 提案要旨の説明
- 第 3 議案第18号 波佐見町職員倫理条例の訂正について
- 第 4 議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正について
- 第 5 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第23号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第28号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4号 令和3年度波佐見町一般会計予算
- 第 9 議案第 5号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 議案第 6号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議案第 7号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第 12 議案第 8号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第 9号 令和3年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第 14 議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計予算
(以上7件 予算特別委員長報告)
- 第 15 議案第19号 波佐見町RVパークの設置及び管理に関する条例
- 第 16 議案第21号 波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第25号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第26号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準を定める条例等の一部を改正する条例

- 第 20 議案第27号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第29号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第30号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 23 議案第31号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第32号 副町長の選任について

第17日目（3月19日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
10番	脇坂正孝	11番	藤川法男
12番	今井泰照	13番	尾上和孝
14番	百武辰美		

2. 欠席議員

9番	北村清美
----	------

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	林田孝行	書記	伊東晶子
--------	------	----	------

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。

1. 諸般の報告、議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の延長

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会期の延長の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、諸般の都合によって3月30日までの11日間延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、会期は3月30日までの11日間延長することに決定しました。

日程第2 提案要旨の説明及び訂正議案の説明

○議長（百武辰美君）

日程第2. 提案要旨の説明及び訂正議案の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本定例会に議案2件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第31号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の懲戒処分に伴い、管理監督責任として、町長及び副町長の給料を減額するため、

所要の改正を行うものであります。

議案第32号 副町長の選任についてであります。現副町長の村川浩記氏が一身上の都合により、今月末日をもって現職を辞任したい旨の願いが出されましたので、これを承認し、その後任として最も適任者であります前企画財政課長の前川芳徳氏を副町長に選任したく提案するものであります。

さらに、議案第18号 波佐見町職員倫理条例の訂正及び議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の再訂正をお願いするに至りましたことに対しましておわびを申し上げます。

ただいまお許しをいただきましたので、去る3月3日に提出いたしました当該二つの条例の訂正につきまして、御説明を申し上げます。

まず、波佐見町職員倫理条例の訂正箇所ですが、第2条、定義に関する条文につきまして、第1号（職員の定義）から、次に掲げるものとして（町長、副町長及び教育長）を削除し、第14条、不当要求行為等への組織的対応の第1項条文中、職員の規定から（町長を除く。この項において同じ。）を削除するものです。

次に、波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正ですが、先般、附則に追加・訂正しましたただし書の条文中、（喫茶室を除く）を削除するものであります。

以上、追加議案及び議案の訂正につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、担当からの説明及び議案審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますとともに、訂正につきましては御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第3 議案第18号

○議長（百武辰美君）

日程第3、議案第18号 波佐見町職員倫理条例の訂正についての件を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、御説明申し上げます。

3月15日の官製談合再発防止等調査特別委員会の審査に基づきまして、議案第18号の波佐見町職員倫理条例の一部を訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

します。

内容としましては、1ページにあります第2条第1項第1号でございますけれども、「職員、次のア及びイに掲げる者をいう。ア、町長、副町長及び教育長、イ、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員」という項目につきまして、「町長、副町長及び教育長」を削除させていただきたいと思っております。ですので、訂正後が、「1号. 職員、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員」という職員のみで訂正させていただきたいと思っております。

それと、それに伴いまして、5ページにあります第14条第1項、訂正前が「職員（町長を除く。この項において同じ。）」ということで規定がございましたけれども、町長を除きます関係で、括弧以降を削除させていただき、「職員」のみということで訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第18号 波佐見町職員倫理条例の訂正についての件は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 波佐見町職員倫理条例の訂正についての件は承認することに決定しました。

日程第4 議案第20号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正についての件を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正について御説明を申し上げます。

当件については、3月15日付で一度訂正をお願いしたところでございますが、昨日3月18

日に総務文教委員会が行われまして、その過程において訂正を行うものでございます。

この歴史文化交流館については、4月28日を開館予定日としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点、そして図録所蔵図書等のパンフレットの作成に万全を期すため、開館日を7月21日としたことで、3月15日に御説明を申したところでございます。

一方で、喫茶室、カフェについては先行して開館することで考えておりましたが、開館日に合わせて、この7月21日に合わせてカフェも開館をしたほうがいいのではないかという御指摘をいただきまして、カフェの事業者さんと同意が取れましたので、カフェも合わせて7月21日とすることで、今回訂正をすることでございます。

資料の表中を御覧ください。

表記条文中、4頁、附則でございますが、訂正前、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条から第14条まで、これは開館に係る条項でございますが、この規定は令和3年7月21日から施行する（喫茶室を除く）としておりましたが、訂正後、この括弧書きを削除するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正についての件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の訂正についての件は承認することに決定しました。

日程第5 議案第22号

○議長（百武辰美君）

日程第5．議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは御説明申し上げます。

議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する、令和3年3月3日提出ということで、提案理由につきましては、現下の社会情勢の変化や県内自治体との均衡等を踏まえ、特別職の職員で非常勤のものの報酬額について所要の改正を行うものということでございます。こちらにつきましては、行政改革の一環としまして、段階的に引き下げられてきた経緯がございまして、そういった行政改革について見直しを行って、この報酬等について、段階的に見直しをしていこうということで、平成29年に一度、全体的に見直しを行いましたけれども、郡内の他2町との間でまだ開きがございましたので、今回はそういったところを考慮しまして、全体的に見直しを行っております。

内容につきましては、平成29年から基本的に10%の増額というところで検討いたしまして、それでもほかの近隣市町とまだ低い部分につきましては、それぞれの項目について見直しを行ったものでございます。

なお、この条例案につきましては、1月15日に特別報酬審査会を開催しまして、そちらのほうで審議をしていただきまして、その後、町長への答申ということでしていただいております。それを基に、今回の条例の訂正ということで御提案をさせていただきたいと思っております。

別紙として、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで改正分をあげておりますけれども、説明的には、5ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

今回、63項目、区分であるんですけれども、以前29年等に改正した分と昨年改正した分もございますけれども、63のうち13については以前改正したままでございまして、残りの50につきまして見直しを行っております。それに新たに歴史文化交流館の運営委員会の委員、それと倫理審査会の委員という新たな委員を二つ加えましたところで、御提案をさせていただいております。

まず、教育委員会の教育委員会委員でございますけれども、1万6,300円ございましたけれども、それを1万8,700円、選挙管理委員会の委員につきましては、委員長を5,500円だったものを6,100円、委員を5,300円だったものを5,900円、監査委員につきましては、代表監査を月額4万300円だったものを4万4,400円、委員を3万3,700円だったものを4万3,400円、

農業委員につきましては、会長を2万1,600円だったものを月額2万3,800円、それと委員を1万7,900円だったものを月額1万9,700円、農地利用最適化推進委員につきましては1万4,400円だったものを1万5,900円、固定資産評価審査委員会委員は5,300円だったものが5,900円ということで、ここの5,300円、5,900円というのが以降ずっと出てまいりますけれども、ここの部分をまず基本的に10%というところで考えて、まず今回の修正の基本となっております。

国民健康保険運営協議会につきましては、会長が5,400円だったところを6,100円、委員につきまして5,300円だったものが5,900円ということで、社会教育委員もその金額でございます。スポーツ推進委員は前回修正をしておりましたので、今回は修正をいたしておりません。

特別職報酬等審議会委員から次のページの公営住宅入居者選考委員会委員につきましては、5,300円を5,900円、それから選挙長から期日前投票立会人までは前回修正をいたしてましたので、こちらについては見直しを行っておりません。産業医につきましては、15万を16万5,000円、学校医につきましても、以前に修正を行っておりましたので、見直しを行っておりません。学校薬剤師を5万6,700円を6万7,900円、予防接種健康被害調査委員会委員を1万200円を1万1,300円、学校給食センター運営委員会委員から子ども・子育て会議委員までが5,300円から5,900円になっております。統計調査員につきましてはそのままでございます。防災会議委員から次のページにいきまして、老人ホーム入所判定専門部会委員までが5,300円が5,900円ということで修正を行っております。情報公開審査会と個人情報審査会につきましては、今回見直しは行っておりません。個人情報審議会委員長でございますけれども、5,500円を6,100円、委員につきましては5,300円を5,900円ということで訂正を行っております。それと、安全・安心まちづくり推進協議会委員から次のページの最後から二つ目、国指定「肥前波佐見陶磁器窯跡」保存整備検討委員会委員につきましては、5,300円を5,900円ということで修正をいたしております。

それで、8ページの一番最後でございますけれども、新たに歴史文化交流館運営委員会の委員として5,900円、それとあと9ページに倫理審査会委員として5,900円ということで新たな二区分を設けております。

その後にその他の委員として5,900円ということで設けておりますけれども、こちらにつきましては、またいろんな協議会等がある際に、ここの規定で盛り込まれなかったものが出てくることも考えられますので、もしそういった委員さんがいらっしゃれば、このその他の委

員ということで5,900円ということで規定をさせていただきたいと思っております。

それと、上記の委員のうちということで、資格を持ったような方、弁護士、税理士、大学教授等そういった専門の有識者として選任がなされる方がいらっしゃる場合につきましては、5,900円となっておりますけれども、1万5,000円以内の範囲内で町長が定める額ということで報酬の額を定めたいと思っております。

それと、上記のうち、町長が特に認めた場合、予算の範囲内で町長が定めた額ということでございますけれども、こちらにつきましては、さらにそういった著名な方がいらっしゃった場合、ちょっとこの1万5,000円では少ないんじゃないかというような方がいらっしゃることも考えられますので、そういったときに備えて特別に予算の範囲内で町長が定める額というところの項目を設けさせていただいております。

以上、御説明申し上げます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するということでお願いいたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

とても特別職の職員が非常勤の報酬等に関しては、情勢に合わせてということで提案理由がございましたけれども、この月額と日額の差ですね、どういうことで月額設定されているのか、どういうことで日額設定されているのか、業務内容がどういうふうになっておるからこういうふうになってますという説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

月額につきましては、毎月そういった定例会とかがございます委員会につきましては、月額で設定をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いやいや月額に対する説明だけを求めたのではございません。月額というのはどういう仕

事をされているので月額の対象を委員さんにはしています、日額がこういうことでございますので日額の設定で報酬を出していますという説明を求めています。月額だけを聞いているわけではございません。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

月額につきましては、そういった定例の委員会等の出席があるということで月額で設定をさせていただいております、日額につきましては、そういった月ごとではなく、例えば選挙管理委員会は年間4回の定例の会議等がございますので、そのたびに出てきていただいた折に、日額ということで設定をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

仕事内容等も聞いたんですけれども、たった会議に出るだけの費用弁償的な意味合いがある業務を受けてらっしゃる方が日額なんですかな。月額の対象者におきましては、早く言えば、任命を受けられてから任期の期間中、毎日と言いますか、通年の業務を委託されているから月額なんですかということを回答していただければ分かりやすいんですけど。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

月額の委員さんにつきましては、そういった月の定例会がございますので、そういった定例会に向けても出席されていないときも、定例会に向けてのいろいろなお調べごととか何かが出てこようかと思っております。そういったことも加味して、月額というふうの設定をさせていただいております。

日額につきましては、そういった先ほど具体例を挙げましたけれども、選挙管理委員につきましては、3月、6月、9月、12月というような形で定時でそういった選挙人登録事務がまいりますので、その日に出てきていただいて、その出された案件につきまして御協議、御承認をいただくというような形で単発的などころでお願いをするということで、日額ということで設定をさせていただいております。

○議長（百武辰美君）

3回になりますが、必要であれば認めますが、どうしますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

今井議員。

○12番（今井泰照君）

同僚議員のことでなかなか聞きづらいんですけども、監査委員の件ですけども、以前は監査委員というのは代表監査も委員も一緒の金額でした。そういう中において、議員代表のほうは議員報酬をもらうからということで差をつけられたんですよ。そういう意味合いも含めた、今度はかなりこの中でも一番監査委員、代表のじゃなくて委員のほうは上がっているんですけど、その辺の意味合いも含めた上で今回のアップとなったわけでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

監査委員につきましては、前回はそういった代表監査と委員ということで報酬額には開きがありましたけれども、同額というわけではなかったと認識しております。

今回の特別職の審議会の折にもそういった監査委員のお話は出てきておまして、まだちょっと他町とも開きがあるけどもということで、また今後の検討課題でして行ってほしいということで、監査委員の報酬につきましては御提言をいただいております。

○議長（百武辰美君）

すみません、総務課長、質問に対してのお答えをお願いをいたします。内容と答弁と違いますから、どうぞよろしく申し上げます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

差がついていたのに縮まったということでございますけども、そちらにつきましても、審議会の折にそういったお話もございまして、そういった委員さんのお話を加味して4万4,400円と4万3,400円という形で、審議会からの御提言もありまして、差を縮めたというか、修正をいたしております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

以前、私が議員になった時分は多分一緒やったとですよ。それで差をつけるというようなことでなった覚えがあります。調べてもらえば分かると思いますけども、そういう中、今、答弁の中で本町の監査委員の報酬が月額が少ないというようなことで、代表のほうをもう少し上げるという形も今後ちょっと考えてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務班係長。

○総務課総務班係長（太田誠也君）

監査委員さんのこの報酬の決定につきましては、先ほどの総務課長の答弁に補足をさせていただきますけども、特別職の報酬審議会の委員さん方に対しまして、これまでの経過、こういったこともあるようですということでの報告をさせていただいております。その中でやはり3町、川棚町、東彼杵町の報酬と見比べたときに、同じような議員選出の監査委員が出られているというふうな状況の中で、やはり大体、代表監査と議会選出の委員さんがおおむね報酬額の差が1,000円程度というふうなところで設定をされているというふうなこともございます。ですので、それと比較してもやはり波佐見町の場合は、過去の経緯があったとしても、その辺はちょっと考慮すべきじゃないかというふうな御意見もございましたので、今回、川棚、東彼杵と同じような水準まで持っていくというふうなことで話をさせていただいております。

今後、代表監査についての報酬額の話でございますけれども、これもまた報酬の金額につきましては、おおむね3町同じような水準ということで今回合わせさせていただいておりますので、今後もその推移を見守りながら検討をさせていただいて、またしかるべきときに報酬審議会のほうに提案をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今回の改正に伴って、改正前の全体の予算額、これは報酬だけで結構でございますけども、全体の予算額、それから今後、改正後の全体の予算額、そしてまたこの差額、ここについて御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。10時45分から再開します。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

脇坂議員に対する回答を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

2年度当初予算につきましては、2年度が国勢調査が行われた関係でちょっと大きかったというところがございますので、その国勢調査の委員の報酬額を抜いたところで、当初が2,299万4,000円、令和3年度につきましては、2,605万9,000円ということで約300万ほどの増額になっておりまして、こちらにつきましても、去年は選挙が1回だったんですけども、今年は当初は2回予定されておりますので、そういったところもいろいろございますので、3年度につきましては約300万ほど前年度から多くなっているということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第23号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第23号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第23号について御説明をいたします。

議案第23号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。令和3年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。

波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、波佐見町歴史文化交流館の使用料を定めるものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。

改正条文の本文でございます。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中、別表第9を別表第10に、別表第10を別表第11に改める。別表第10を別表第11とし、別表第9の次に次の1表を加えるということで、新しく別表第10として第2条関係でございますが、波佐見町歴史文化交流館の使用料の一覧でございます。

今回、波佐見町歴史文化交流館の館内についてでございますが、まず三つ使用料を徴収する部屋がございます。

まず、旧館の北側の棟の左奥になりますが、講座室、そして、既存棟の南側の和室北側の交流室、そして喫茶室となります。さらに、室外の前庭と駐車場について使用料を徴収するということでございます。

今回の使用料の決定については、既存の町の施設、総合文化会館等の使用料との整合性を鑑みて決定をさせていただいて、同額とさせていただいております。考え方も同じでございます。

講座室については、昼間1時間250円、夜間1時間300円、1日終日使った場合は3,000円となります。ただし、冷暖房使用の場合は1時間当たり200円を加算いたします。これも総合文化会館と同じでございます。

交流室（和室北側）についても同様でございます。

一方で、喫茶室（テナント）については、月額15,000円といたします。ただし、これについては設備使用料を含みますが、光熱水費は別途実費をいただくということになっておりま

す。

なお、前庭・駐車場については1日2,000円といたします。前庭・駐車場については、陶器まつり等であったときに、御存じかと思いますが、イベントを開催したときに、事業者さんが前庭・駐車場で行った事例もございますので、それを想定しての金額でございまして、一区画2,000円ということになります。

なお、昼間、夜間、終日の時間帯については、表の下段のほうに記載をしておりますので、御覧ください。なお、営利を目的とする場合は倍額をいただきます。ただし、テナント、前庭・駐車場は除きたいということで考えております。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行したいと考えております。

なお、裏面でございますが、新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

今の説明の中の附則ですけども、条例は3年4月1日から施行すると。これは本日、条例改正の提案を行われました歴史文化交流館の条例等に関するについては、7月21日から施行するということになっておりますけど、これとの整合性はどうなりますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

これについては、総務文教委員会でも御指摘をいただきましたが、波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の附則で、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条から第14条、これが使用許可等に関する条項でございますが、これを令和3年7月21日から施行とします。したがって、そもそも歴史文化交流館の許可自体が7月21日からできません。一方で、この使用料については4月1日ということで、一見整合性がないように見えますが、そもそも歴史文化交流館の許可をしませんので、徴収もできないということになりますので、実質的には7月21日から徴収をするということで整理をしておるところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

この条例の中に規定されている前庭及び駐車場の使用についてなんですけど、以前この歴史文化交流館前のスペースで行われてたイベント等の場合は、電気を使われるイベントとかあったと思うんですけど、歴史文化交流館のほうから電気を使ってイベントをすとかいうことは想定はされてるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

以前、同様の質問もいただいたところでございまして、室外に一定のコンセントは確かに準備をしております。ただし、イベントの内容でその電気容量が足るかどうかというのが、その際にそういったイベントをされる方と協議をいたします。ただ、十分に準備はしておりませんので、その際にはやはり自家発電というか、そういうとも御準備いただく場合もあるのかなということで考えておりますので、その際にそういったことは、おいおい協議させていただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

先ほど三石議員の質問と関連なんですけれども、ちょっと分からなかったのもう1回聞きたいんですけど、この手数料の施行が4月1日から、でもこの歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の6条以降が7月21日からなんですけど、設置及び管理に関する条例の11条に使用料についての規定があるんですが、そうしたら、手数料自体は4月1日施行だけでも、入館とかは7月21日からだから、4月1日から7月20日までは手数料の条例はあるけれども入れないということですか。それとも、使ってもいいけどそれまでは無料ということですか。ちょっとそこら辺が分からないので、もう1回説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。

この歴史文化交流館の開館は7月21日でございますので、それ以前には使用することができない、入館もできません。

以上でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第28号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第28号でございます。

波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正す

る、令和3年3月3日提出でございますけれども、提案理由につきましては、消防団員の処遇改善及び団員確保のための改正をするものでございます。

以降、別紙と新旧対照表がついておりますけれども、一番最後につけております説明資料を御覧いただきたいと思っております。

趣旨につきましては、書いておるとおりでございます。団員確保、あと処遇改善ということを目的にいたしておりますけれども、この消防団の出動手当につきましては、先ほど御説明申し上げました特別職の報酬等が引き下げられた際に、消防団員につきましても、報酬額の見直しは行いませんでしたけれども、出動手当についてそのときに2,700円であったものを2,500円ということで改正がなされておりました。今回、特別職のほうも元近くに戻すということで、御提案をさせていただいてきましたので、この消防団員の出動手当についても、以前あった2,700円に戻すということで今回改正案を上程させていただいております。

中身につきましては、消防団員が水、火災に出動した際には2,700円です。警戒等に出動した際にも2,700円、訓練等に出動した際も2,700円ということで、なお、補助団員につきましては報酬の規定がございませんので、その報酬部分ということで、出動手当に1回100円上乘せした2,800円という形で支給をいたしております。

施行日につきましては、令和3年4月1日から施行するというところでございます。

以上、御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

この件に関しまして、第22号も特別職の非常勤の報酬のことで若干改善をしたということで、消防団のことも処遇改善があったということで理解をしております。説明資料にありますとおり、消防団員のための処遇改善は必要であり、現団員の意識向上になると考えておるということで説明をしてあります。今、説明にあったように、元に戻ったということで、火災、警戒、訓練、2,500円から2,700円ということで数字的には上がっておりますけど、ただ元に戻っただけのようにも考えられます。私は、水、火災時にあったときの出動がこの額で本当に団員の意識向上がなるものか、警備とか訓練あたりは日時とか場所とかある程度決定しておりますので、そこに行ってなさるということでしょうけど、災害あたりはいつ何

どきそういう状況にあるか分からないということもあります。今、3月の中旬、後半でしょうけど、最近は4月の後半ぐらいから大雨が本当に台風の時期以外にも頻繁に来ます。そのときにはこの消防団員ということが消防に電話しろということで、いろんなことがあります。ということで、この特に災害時の報酬あたりが果たして団員の意識向上、処遇改善につながるのかというのが若干疑問に思われます。御説明をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今回、そういった戻すという形で2,700円ということで改正をさせていただきたいと思っておりますけども、この修正等につきましては、波佐見町は消防委員会という組織を設けておりまして、消防員さんあたりからもそういった処遇改善ということで前からもどうか検討できないかということは御提案等いただいております。今回、そういった他の報酬と合わせるような形で戻すというか、元の金額にさせていただきたいということで御了解をいただきましたけれども、確かに今後につきましても、消防団員の処遇改善は行っていかなければいけないというお話もいただいておりますので、今後そういった消防委員会の御意見を賜りながらまた検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

今回はさっき言ったように第22号も非常勤の特別職の方も意識の向上ということで、この議案も少しでもという心遣いをされております。今後、さっき言いましたとおり、特に水、火災等時には、例えば3町とよく出て、3町がこれですから3町はこの報酬ですということも当然ありましようけど、やはり本町は本町なりの考えを持って、団員の確保、そしてまた意識の向上を少しでも団員の方が持つような処遇改善を今後とも努力していただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議員おっしゃるとおりでございます。今後とも本町縁の下の力持ちというか、こういった消防団の処遇改善には検討を進めながら、よりよい活動ができるような環境整備に努めたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂委員。

○10番（脇坂正孝君）

消防団員の処遇改善については同僚議員の質問と同じでございますけれども、ちょっと意地悪な質問で申し訳ございません。条例の新旧対照表ですが、ページが書いてありませんので抜かしますけれども、改正案の中で、費用弁償として消防団員が水、火災と、そしてあと警戒、訓練等のためというふうになってるんですけども、これが例えば風とか地震、雪といった場合の災害のときはどう対応されるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

風、雪、地震ということでお話でございますけれども、そういった突発的な災害がございましたら、この水、火災という突発的な災害の欄のところで対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

読み方によっては、今申しましたように限定してしまいますので、水、火災、その後に、その他の災害あたりを加えていただくということで、次もおいおい改正の時期もあろうかと思っておりますので、そういったときはこのところを一応、気にしていただくということでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

分かりました。次回、この条例を見直すときにはそこら辺りも含めたところで検討をさせていただきますと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号 波佐見町消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8～14 議案第4号～議案第10号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第4号 令和3年度波佐見町一般会計予算から、日程第14. 議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

尾上委員長。

○予算特別委員長（尾上和孝君）

皆さんおはようございます。委員長報告をいたします。

予算特別委員会委員長報告。

令和3年3月19日、ただいま一括議題となりました、議案第4号 令和3年度波佐見町一般会計予算から議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計予算の7件につきましては、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

各会計の予算案につきましては、去る3月3日に本委員会に付託され、3月9日、10日、11日の3日間にわたり委員会を開き、町長及び各管理職などの出席を求め、慎重かつ精力的に審査を行いました。

採決の結果、全て原案可決とするものと決定しました。

我が国の経済は、内閣府の月例経済報告によると、設備投資や生産は持ち直しており、輸出は増加している。企業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響により、非製造業では弱さが見られるものの、総じて見れば持ち直しているとの基調判断であり、景気は感染症の影

響により依然として厳しい状況にある中、経済の持ち直しの動きが続いています。一刻も早く感染症が終息となり、地方財政への波及効果に影響が出ることが求められています。

なお、本町の財政状況は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種など、政策的要因による物件費の増加や、複雑多様化する行政事務に対応するための費用の膨張などで一般財源が圧迫されており、また、歳入では、ふるさと応援寄附金の見込みはあるものの、感染症の影響による町税の減少が見られ、抜本的な改善とはなっておらず、全体予算に占める自主財源の割合は令和2年度より増えたものの、依然として低く、地方交付税や国、県支出金に依存する財政基盤となっています。このような中、人口減少社会に立ち向かい、基幹産業の活性化、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑みた交流人口の拡大、安心安全なまちづくり等により、コロナ禍においても波佐見らしさを発揮しながら持続可能なまちづくりを進めるため、雇用の創出及び定住促進、地場産業の振興、交流人口の拡大、安心安全なまちづくりと社会基盤及び生活環境の充実、福祉環境と保健・医療環境の充実、教育・スポーツ・文化の推進、公共施設等の老朽化の対策、新型コロナウイルス感染症対策などを重点施策として掲げ、それを推進するための過去最高となる総額84億4,100万円の令和3年度波佐見町一般会計予算案をはじめとし、各特別会計予算案及び企業会計予算案が提出されました。

これを受けて、本委員会は、真の住民福祉の向上につながる効果のある予算であるのかに主眼を置き、予算の議決権は議会の権限の中でも重要であるとの認識のもと、多岐にわたって終始積極的かつ慎重な審査を行いました。予算審議する委員も細心の注意と大胆な洞察力が要求されますので、審査に当たられました各委員におかれては、御苦勞は大変なものであったと思います。

各委員の活発な意見に感謝いたしますとともに、御説明いただきました執行部の皆さんに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、詳細につきましては、13人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は十分承知されておりますので、省略します。

以上で報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第4号 令和3年度波佐見町一般会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号 令和3年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号 令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号 令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号 令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和3年度波佐見町上水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 令和3年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 令和3年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号

○議長（百武辰美君）

日程第15. 議案第19号 波佐見町RVパークの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

それでは、議案第19号について御説明いたします。

議案第19号 波佐見町RVパークの設置及び管理に関する条例。

波佐見町RVパークの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由としましては、波佐見町RVパークの設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次のページを御覧ください。

別紙で、この条例本文について説明をいたします。

まず、第1条、趣旨についてですけれども、地方自治法第244条の2の規定に基づき、キャンピングカーユーザーや車中泊愛好者が快適に安心して使用できる車中泊専用駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるとしております。

第2条では、名称及び位置について記載をしております。

名称については、ミナミ田園RVパーク、位置につきましては、波佐見町岳辺田郷1300番地2外、面積については、375.42平方メートルとなっております。

第3条では、利用時間を規定しておりまして、13時から翌日12時までとしております。

第4条については、利用できる車両について規定をしておりまして、道路交通法の第2条第1項第8号に規定する車両のうち、自動車とすることにしております。ただし、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車は除くということで規定をしております。

第5条については、利用の許可について規定をしておりまして、このRVパークを利用する者はあらかじめ町の許可を受けなければならないと規定し、この許可というのは全てネット上での予約という形での許可ということで運用を行いたいと思っております。ただし、次の1から4号に掲げる自動車等については、町長は利用を拒否することができるとして、ここに記載のとおり四つの項目については、拒否をするということで規定をしております。

第6条については、利用の制限について規定をしておりまして、突発的な事故、災害等を想定しまして、一部または全部利用制限をすることもできるということで規定をしています。

次のページをお願いいたします。

第7条においては、利用料を規定しておりまして、別表1に掲げます、1回の利用料として、13時から翌日12時までの時間において、料金は2,500円という規定をいたしております。

第8条については、目的外利用についての規定をしておりまして、第9条については、このパークでの禁止行為について定めております。内容については、ここに記載のとおりでございます。

第10条については、施設管理を規定してまして、当面の間は、この設備管理、運営は町長が行うものとするということで、直営で運営をしていきたいと思っております。ただし、いろいろなシステムの部分とか専門的な部分については、一部業務を委託することができるということで規定をしております。

第11条については、違法駐車車両に関する措置について規定をしております、このパークの特性上、違法駐車というのはほぼあり得ないと思っておりますけども、条例としては規定をしております。

第12条については、損害賠償について規定をしております、パーク内での損傷、破壊、汚損、滅失などについてのことを規定をいたしております。

第13条においては、賠償責任について規定をいたしまして、このRVパーク内での自動車等の相互の接触または衝突によって生じた損害または災害、盗難、その他町長の責めに帰さない理由によって生じた損害については、町長はその責任を負わないということと規定をいたしております。

第14条においては、委任といたしまして、この条例で定めるもののほか、この条例の施行に対して必要な事項は規則で定めるといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、供用開始の日から適用するというので、この条例が通った後にいろいろな手続が必要になりますが、一番の5月のゴールデンウィーク前にはオープンさせたいという思いがありますので、4月中には運用開始ができるように、そういった手続を済ませていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

今回の波佐見RVパークの設置及び管理に関する条例ということで、人気になっているイベントといますか、取り組みですね、いち早く条例をつくられているというのはすばらしいことだと思います。ここでちょっと気になるのが、10条に挙げてらっしゃいます施設管理等と利用の許可含めてネット予約ということをおっしゃっております。使用料金が2,500円と料金が上がっておりますが、これはネット予約をされた利用者が直接的に代金の納入をす

るという行為の一連の流れですね、よく条文とイメージが湧かない部分があるんですけど、
どういうふうな流れで利用者は申込みをされ、利用料金を払い、早く言えばそこを利用される
という形なんですか。大体、連休等なければ、通常なら土日となるでしょうけど、そういう
ところの流れを簡単に御説明いただけませんか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

申し訳ありません、説明が不足しております。

まず、第10条においてこのただし書の部分で、一部の業務を委託することができるという
ところで、このシステムを運用している事業所のほうに管理の委託契約を行おうと思ってお
ります。そして、この事業所が展開しておりますRVパークのネット予約システムを利用い
たしまして、お客様はそこでインターネット上で予約申込みをいたします。それで、決済は
全てクレジット決済またはQRコード決済、あとキャリアとかそういった決済が用意されて
いるみたいですがけれども、そういったキャッシュレスでの決済ということになります。そし
てそれを完了した予約者に対して、QRコードがスマホなりパソコンなりに送られてきます。
そのQRコードを現地に行って機械にかざすと、電気が通電するという流れになっておりま
す。それでその方だけが利用できるということになりますので、あとまたトラブルが発生し
た場合には、防犯カメラの設置だったり、それは全てこの会社が遠隔で操作を行うようにな
ってますので、そういうところも含めての委託を一部この10条に書いております業務を委託
するという事で考えております。

ただ、料金収納をクレジット決済で行いますので、その会社が一旦、収納代行の手続を取
らせていただいて収納代行の契約をさせていただいて、一旦、全額をその会社が徴収いたし
まして、その全額をこちらのほうに、条例上は2,500円でやっていますので、全ていただきま
す。いただいた後に、入りは入り、出は出ということで、出る分の相当分を委託料でその事
業者にお支払いをするということで、想定としては、収入の半分ぐらいを委託料として考え
ているということでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

流れ的にはよく分かる説明をいただきましてありがとうございました。

それで、結局ネット決済をされる、またその方たちがそこに一晩お泊まりになるということにはなると思いますが、それと10条では当分の間は行政側、町長が行うという御説明をされてました。一部の業務を委託すると先ほど説明がありましたけれども、当分の間管理できますか。結局、今までほかのところでもそういう業務をされた方がいろんな他町でのトラブル対応も含めてなされてきたんでしょけれども、そういうことを一部、当分の間は町長が行うということによってやってしまうと、許可を受けた車両が間違いなくそこにいるということを前提にしていますが、許可を受けない車両が来たりとか、それとも車両の規定がございませけれども、それに違反した車両が来たりとか、また、一般町民の利用に当たっての弊害が出てきたりとか、いろんなことが考えられるわけですね。そこに対して、委託する前にそういうトラブルとかに町の職員が対応して当分の間やるということは大変なことじゃないですかね。これ自体は先ほど言いましたように、休日等の絡みで御利用されるということでございますから、そこには当然、休日に職員が管理をし、対応するということにはなりますが、それでも大丈夫だというふうな認識でしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

本来であれば、こういった施設、オートキャンプ場とかほかにもありますけれども、そういった施設の自治体が運営している部分の多くは、指定管理者制度による運用をされているところが多いでございます。うちとしましても、この事業が初めての事業で、どのくらいの集客があるかとかいう部分も全く見えない部分がありますので、まず直営でやってそういった動向を見ながら、しかるべき、なるべく早めに手続にのっとった指定管理者制度ももう少し、本町自体も少し整理をしないといけないと思っておりますので、そういうところを整理した後に、指定管理者によりまして広く公募をして、そういう委託をできればと思っております。

現状においては、今あそこのトイレの清掃をしていただいている方の部分の報酬を少し増額させていただきまして、周辺の掃除をお願いする予定です。あと、そういった芝の管理等についても職員でやるときもあつたんですけども、環境作業美化員さんをお願いしたりとか、あと本町、これの導入もありまして、地域おこし協力隊のミッションの一つにその運用というのを入れておりますので、地域おこし協力隊にも手伝ってもらいながら、また状況を見ながら、例えばそういった土日、夜間の対応等で職員が難しい場合もありますので、状況を見ながら、遠隔で運営会社がやってもらう部分と、例えば温泉の管理等でも地元で一部、管

理をお願いしている部分もありますので、例えば周辺の波佐見温泉振興会とかスイヨウ会とかそういった部分が何らかの役割ができれば、そういうのも検討する余地はあるのかなと思いますけども、今は全てが見えない状況でありますので、運用をしながらそういうところの気付とかやり方というのを少し研究をさせていただきながら進めさせていただければというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

大体流れが見えてきました。やっぱりあそこは桜づつみのウォーキングコース等々もありますので、当然多くの皆さん方が利用されてます。そういうことでございますので、まずは町民にも分かりやすい表示をして、こういう取り組みをやっているというのを町民の方々にお知らせをしてあげるのがいいと思いますし、近くの方ばかりが利用されるわけじゃございませんから、その辺の告知はちゃんとしていただきたい、また表示もですね。

また、併せて、結局こういう取り組みというのは、一晩利用されるケースも二晩利用されるケースもあると思いますけど、お帰りになった際のごみ等の処理管理等については、きちんとした形で御指導していただきますようお願いしたいと思いますが、この2点どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

周知においては、この議会を通していただければ、また広報誌やチラシ等でも周知を図りながら、もちろん町民の皆さんが不快な思いになってはいけませんので、そこはRVパークを利用する人、また町民、ウォーキングをする人が快適にできるように努めてまいりたいと思います。

また、利用者はこの条例を見て利用するわけじゃありませんので、そういった利用上の注意あたりもしっかりと書きながら、また、入り口のところと中にも看板を立てる予定でございますので、そういったところは利用者にも告知できるようにしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

田添議員。

○3番（田添有喜君）

失礼します。このRVパークの設置について、私も無知で今ある程度見えた部分があります。財政かなり苦しい中で、新しい事業に着手するというのはいいことだと思いますが、今お話を聞く中で先が見えない部分もあるんだと。私が最初に聞いたかったのは、本町に来ていただいて、どのくらいの収益というんですか、波佐見町の経済が潤うのか、やる以上はやはりそういうところも町民にとっては関心が高いところではないかなと。また、この設置の自治会との話し合いもされているかもしれませんが、町民の理解がどのくらいあるのかなと。前回のイベントでは2,600人ぐらい波佐見にお出でになって、盛会時に終わって、そういう時代の流れもあるのかなと思いますけれども、公園の近くには農地もあります。農業者によっては、防犯灯によっても、実る時期は防犯灯を消してくれと、害虫が集まったりとかいうことで被害も出るというようないろんな関係性も出てくる、ごみだけじゃなくて。そういうところもあって、可能性を信じて新しい事業には取り組んでいかなければいけないと思うんですが、町民とかそういうところの理解はどの程度進められて、この条例を策定しようと考えておられるのかちょっと私は分からないところがありますので、教えていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど先が見えない事業ということで慎重な言い方をしましたけれども、当然、どのくらい来るかという予測は立てながらやっております、予算の部分で少なめに見て、年間100台程度は来ていただけるんじゃないかということでしておりますけれども、その根拠としてあったのが、もう既に川棚町の大崎公園の温泉のすぐ下のところといいますか、ホッケー場の近くになりますけれども、導入をされております。それでその2019年のデータがあるんですけども、そこが年間99回、だんだん今のこのキャンピングカーブームにのって、ここはずっと上昇傾向にあるということで、多分川棚もそれ以上に増えてくるんじゃないかなというところがございます。ただ正直、川棚と比べまして、波佐見町、海はありませんけれども、観光ポテンシャル的には川棚以上のものを持っていると思いますので、やり方によってはそれ以上の集客というのはどんどん増やしていかないといけないと思いますし、ゴールデンウィーク中の集客も増やしていきたいというふうに考えております。

それで、周辺の自治会長さんにはお話をを行っているところでございまして、これが全ての

町民の方が知ってるかといったら、そこまでは御存じじゃないと思いますので、そこはしっかりと今後広報誌等も使いながらしていきたいと思いますし、これを私たちがなかなか先行してPRすることができない立場にありますので、そこは慎重に、この議会を通していただいた後にしっかりと説明をして、町民の皆さんの理解を得たいと思っております。

あとは、この事業については地方創生の事業を活用しまして、補助金も半分はいただきながらの事業ということで、それなりの設備投資はかかりましたけど、より多くの誘客をするソフト事業あたりも考え、増やししながら、最終的にはこれを取り戻すだけの運営を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

一つ確認なんですけれども、4月中には運用開始したいという先ほどの説明を受けまして、このネット予約をしてもらうこの委託先というんですかね、ネットシステムなんですけれども、もう既にそうやって既存のネットシステムがあるのを利用してということなんですけど、4月中にそのシステムがちゃんと間に合うのかっていうのをまずお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

委託を考えている事業所は、既に佐賀、長崎においては島原城だとか先ほどの川棚くじゃく園のところとか、有田の幸楽窯さんのところとか嬉野とかいろいろ既に事業展開をされてスキームは出来上がっております、私たちの最終的な、お願いしますという契約を結んだら、それは早急にできるということで思っております。PRを併せてすぐできるような感じでその委託先が作っていただけるものということで理解をしております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

あと一つ、本町のホームページとリンクできるような形で作られるんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

私たちとしてはリンクをさせてそういうふうにスムーズに流れるようにやりたいと思っ

おりますので、電算担当としっかり協議をいたします。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

失礼します。この議案をいただいたときに、個人的に商工観光課長さんにはお伝えしたんですけども、自治会との協議というか打診というんですか、そういうのがありましたかといったら、その時点ではなかったんですよね。その後、行われているとお聞きして安心してらんですけれども、いわゆる風俗みたいな施設ではないということで、きちんとした人が来られるんだろうというふうに予期しているわけですけども、やはり住民としてはどんな人が来るんだろうという不安があるので、自治会長にお願いして、これが通れば説明してもらおうということを行っていただきたいし、あと派出所、交番ですかね、警察のほうには伝えていらっしゃるのかなということ、あともう一つ、やはり前回のあれでも言いましたけれども、南地区も西ノ原ほどではないにしても、日常、平日でも町外からのお客さんが増えております。そういうのは、あそこの駐車場が、西前寺公園の駐車場が完備されている、あと田ノ頭と稗木場の間にも駐車場があるということで、車を停めてあそこの桜づつみを歩くということが可能な場所に波佐見町になっている。そういうふうに町外から来られる人もあるので、安心して平和的に使用ができるような施設にしてもらいたいと思います。私は不安があったので、実際見に行きましたら、大きな車が2台だけ利用可能ってなってる。これが4、5台も来るようだったらちょっと騒がれて、近隣は迷惑じゃないかなと思ったんですけど、実際足を運んでみて2台なんだなど。そうしたら、品良く利用していただけるのかなと思って少し安心しました。警察のほうにお話をされたかどうかということをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

警察については、まだこれからになっていきます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 波佐見町RVパークの設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第21号

○議長（百武辰美君）

日程第16. 議案第21号 波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第21号 波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

波佐見町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するという事で、提案理由としましては、条例規定の事務部局ごとの定数を実際の配置に見合った職員数に改めるものであるという事で、次から別紙でございますけれども、説明につきましては、一番最後の資料を御覧いただきたいと思っております。

条例定数につきまして、まず（1）として、町長の事務部局の職員数ということで、こちらがア、イと二つに分かれておりまして、一般会計に属する職員が85、特別職に属する職員が3ということになっておりますので、そちらを89と9に改めると。その右側が実際そこに当たる課を参考に記載をいたしておりますので、令和2年度当初の職員数と実際、比較しながら御覧いただければと思っております。

（2）として、水道事業は変更はございません。

（7）が教育委員会の事務部局の職員が10でございますけれども、そちらを12に変更させていただきますと思っております。

それと（８）教育委員会の所管に属する教育機関の職員が17ということになっておりましたけれども、そちらを5に改正をしたいと思っております。

以上、御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

田添議員。

○3番（田添有喜君）

資料の分で御説明がありましたけれども、その（８）のところですか。職員定数を見直して改善をされてるということで、新年度から新しい体制でスタートできると思うんですが、この（８）教育委員会の所管に属する教育機関の職員17名が5名と、ある程度は想像はできるんですが、もう少しこのところの削減されたところの説明をいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

（８）の教育委員会の所管に属する教育機関の職員でございますけれども、その右側を見ていただきたいと思っておりますけれども、ここに関係する部署が、給食センターと学校用務員ということになっております。以前は学校用務員さんにつきましても、各学校に一人ずつ、正規職員ということで配置をいたしておりましたけれども、現在は正規職員として1名ということで、あとは会計年度任用職員で対応いたしております。給食センターにつきましても、職員数が以前は正規職員の方で配置をしておりましたけれども、現在は正規職員の数が4名ということで、あとを会計年度任用職員のほうで対応いたしておりますので、この改正前の数字は平成10年の数字でございます。そちらからそういった行革等々の関係で職員の数が少なくなった現状がございまして、今回そういった現状の職員数に合わせて改正をさせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

同じページになりますけれども、基本的に職員定数条例については129というのが、129人の枠の中で採用というふうなことも以前聞いたことがございますけれども、ここで（２）と

(6) が略されていますが、結局のところ、合計が129人になるという理解を示されていますが、ここに挙がっている人数を全部足してしまうと115人になるわけですね。その辺との提案理由からして、実際の配置に見合ったという表現が使われておりますので、実際の配置の中で職員さんをカウントすると115人ということですか。129というのは職員全体の定数、マックスだと思うんですけども、その中で今、実際に合う職員数は115人という理解をしておりますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

令和2年度当初の数字につきましては、その右側に113という数字がございまして、新旧対照表は(2)から(6)が略されておりますので、(2)から(6)の数を入れなければ115にはなりませんけれども、その資料の中で(2)と(6)までの間に14名の定数がございまして、実数として11名の職員がそこにいますので、令和2年度当初で申し上げれば、全体が113でございます。

職員の実数の定数で申すと、一番最後につけております資料の2年度当初の配置職員数というところが、今の2年度の当初の職員数になってまいります。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ちょっとごちゃごちゃなってますけれども、定数が129に間違いございませんね。定数は129に間違いがない。定数のものの考え方としては、129人という定数の中での実際の採用のいろんなケースがあるので、マックスが129ですよというのを職員定数の中の条例で明文化されています。今、実際のということで、提案理由の中に、実際の配置に見合った職員数に改めるとということで、細部にわたった各部署の定員数を挙げられている。実際の職員数はどれだけですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

実際の職員数は113でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

今回いろんな形で処分などがあって、それに対応して、職場の環境づくり、マンパワー不足とか何とかっていう予算特別委員会での部署の発言もあつたりしておりますが、実際は増員じゃなかったんですか。増員しながら各部署の不足の分のマンパワーを補うという形で構成をされたんじゃないのかという疑問がありますが、その辺に対しては、実際は113とおっしゃってます。条例定数は129ですけど。ということは、どう理解すればいいんですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、御説明申し上げましたのは、2年度当初の職員数が113でございます。で、3年度また新しく職員を採用いたしておりますので、その部分がここにプラスになってまいります。また退職する職員もございますので、そのまま採用した職員がこのままプラスになってくるということではございませんけれども、そういった採用する職員のところはここにプラスに挙がってくるということでございます。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第19号 波佐見町RVパーク設置及び管理に関する条例の答弁についての訂正の申出がありましたので、これを許可します。

商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

失礼します。先ほどRVパークの岡村真由美議員の質問の中で私、地元の自治会長に説明をいたしたということで話しましたが、今後話をするということで、申し訳ございません、そこはちょっと順番が前後しておりました。それで、いずれにしましても、地域の皆さんに不安を与えないようにしっかりと説明責任を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

それでは、議案第21号 波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

第21号の4枚目の条例の資料をお願いします。

条例定数が改正後で129名ということになって、現員が113人とすればその差は16人になるわけですね。その右のほうに2年度当初配置職員数というのがあるわけですが、さらにその右に条例定数との比較数という欄がありまして、これは78とか9とか6とか1とかってずっとあるんですが、ここは78とかってなってますけども、89引く78のマイナス11とかってそういうふうにはまずすべきじゃないでしょうか。条例定数と現員の差ということで解釈をすればそういうふうになると思います。

それで、現在16人の差があるわけですが、この条例定数に近づけるための年次計画といますか、そういったものはございますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

申し訳ございません。もう1欄、その比較を設ければ良かったと思います。

それと今回、これは令和2年度当初でございますので、本年度採用した職員が11、これに入ってますので、それとあと退職の職員がいます。今はっきり退職としているのは二人なんですけれども、ちょっと今後もあるので職員数ははっきりとは申し上げられないんですけども、一応見込みとして118になるんじゃないかなというふうに思っております。今後につきましても、そういった業務のほうを見ながら職員採用計画は進めていくものと判断をいたしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

118というのは3年度の当初ということになるわけですね。3年度当初ですね。そうしますと、129から118人ということで差が11人ということで、少しは近づいてるんでしょうけど、さっき申しました年次計画と申しますか、それはつくってあるんですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

まず、職員の定数に関する考え方ですけども、途中で質疑がありましたとおりに、129

そのものは上限の設定という意味合いもございますので、まずそこを念頭において考えていくべきだと考えています。

それから、先ほど総務課長が説明しましたとおり、3年度の当初の段階では118という数の見込みになると思っております。その後、その129との差をどうしていくかということについてなんですけれども、基本的には職員の定数の考え方は、県のほうにも計画を出しなさいということがありますので出してはいくんですけども、129まで近づけていくという基本的な考え方ではなくて、129上限という考え方でございますので、今後はその業務の繁閑、業務の量あるいは臨時的な要因が出て来たりするような場合もあるかと思っておりますので、そういった事情、状況に応じて、職員の採用を図っていくと、あるいは退職ということも出てくる可能性もありますので、数的にはどこがどの数が一番適当かというのはそのときそのときの業務の内容等に応じて対応していくべきものだというような考えでおります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 波佐見町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号

○議長（百武辰美君）

日程第17. 議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由として、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により所要の改正を行うものです。

別紙、1ページをお願いいたします。

今回は、波佐見町国民健康保険条例の条文の2カ所を改正するものです。条文の第12条の3第1項と附則第5条第1項になります。

2ページの新旧対照表で、条例第12条の3は一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定を規定するものですが、左の中ほどのアンダーラインの「、第35条の3第1項」を加えます。

内容については5ページをお願いします。

中ほどの上段のほうの枠囲いですが、個人が低未利用土地等の譲渡をした場合に、下の四つの要件を満たせば譲渡益から100万円を限度として控除することができるようになり、国民健康保険料の算定をする際の所得を抑えることとなります。

下の段の枠囲いのほうは4ページの新旧対照表にも記載しているところですが、新型コロナウイルス感染症の定義づけの変更によるものです。

1ページに戻ってください。

施行期日につきましては公布の日からとしておりますが、経過措置として、第12条の3第1項の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第25号

○議長（百武辰美君）

日程第18、議案第25号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

議案第25号について御説明いたします。

議案第25号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、第8期介護保険事業計画による保険料の決定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律により所要の改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお願いいたします。

波佐見町介護保険条例の一部を次のとおり改正するとしまして、以下に改正の条文及び2ページから3ページにかけて、新旧対照表を添付しております。

4ページの説明資料を御覧ください。

こちらの概要のほうで説明をいたします。

今回の改正は3点でございます。ここに①、②、③と挙げておりますが、まず①の第8期介護保険事業計画による介護保険料の決定でございますが、介護保険事業計画は介護保険法により3年ごとに計画を策定するとなっております。この計画は、各専門職代表、地域住民代表、行政職員で構成される策定委員会において、今後3年間で必要なサービスや事業を検討し、それに伴う事業料を見込み、保険料を決定するものです。高齢者人口の増やそれに伴

う認定者数の増、さらには間近に迫る2025年問題の対応など保険料の上昇要因はありましたが、今期の保険料につきましては、昨今のコロナ禍における状況等も勘案しまして、改定を行わず、据置きということでした。このことから、今回の保険料の改定につきましては、適用年度を令和3年度から令和5年度とする改正のみとなっております。なお、保険料につきましては9段階で分けられておりまして、第5段階が基準額となります。段階ごとの保険料は参考の表のとおりとなりますので、御参照ください。

②、③におきましては、国民健康保険の条例改正と同様の理由で改正を行います。

②は健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、介護保険法施行令の改正も行われて、低未利用地等の譲渡に係る合計所得の考え方の見直しに対応するもの、そして③は新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う新型コロナウイルスの定義の変更について対応するものでありまして、それぞれ影響がある上位法の改正に伴い、所要の改正を行うものとなります。

なお、施行期日につきましては、①、②を令和3年4月1日、保険料の適用は令和3年度分からとします。③につきましては、公布の日からとしております。

以上で議案第25号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号

○議長（百武辰美君）

日程第19. 議案第26号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

議案第26号について御説明いたします。

議案第26号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関連する条例の改正が必要であるため、所要の改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお願いいたします。

波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

第1条、波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するとしまして、ここから以降4ページ中段までがこの改正内容になるところでございます。

次に、4ページ下段のほうをお願いいたします。

第2条、波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。ここから以降、19ページ中段までがこの第2条に係る改正になります。

次に、19ページ下段のほうをお願いいたします。

第3条、波佐見町介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を次のように改正する。ここから以降、22ページ

中段までがこの第3条の改正になります。

22ページの下段のほうをお願いいたします。

第4条、波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。以降29ページ上段までがこの第4条の改正となっております。

そして、その下以降、32ページまでを附則として、第1条に施行期日を定めております。そして、附則の第2条から第11条までの条項にその経過措置を示しております。

33ページから88ページ、ここには新旧対照表を添付しております。

以上、今回の条例改正は、国の基準の一括改正に伴いまして、関連する四つの条例を一括提案しております。

89ページをお願いいたします。

こちらの概要で説明をさせていただきます。

今回の改正は、国の社会保障審議会介護給付費分科会からの答申を基に、基準省令の改正が行われております。これに伴い、14の基準省令等の改正が行われておりますが、そのうちの四つが該当いたしております。省令に沿って基準の改正を行うものとなっております。

改正概要については表に示しておりますけれども、まず（1）人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び従業者への研修の実施等の措置を講ずることの義務付け。

（2）運営規定に虐待防止のための措置に関する事項を規定するとともに、虐待の発生を防止するための措置を講ずることの義務付け。（3）職場におけるハラスメント防止のための措置の義務付け等、勤務体制の確保と職場環境の改善への規定。（4）感染症や災害時の業務継続計画の策定、感染症の予防・まん延の防止のための措置を講ずることの義務付け。

（5）運営規定等の掲示等を閲覧可能なファイル等で備え置くことを可能にする規定。（6）会議や多職種連携、サービス担当者会議において、テレビ電話等での活用実施が認められたもの。（7）指定夜間対応型訪問介護事業におけるオペレーターの要件緩和。（8）ユニット型施設の定員の見直し。（9）各種記録の保存・交付等について電磁的な対応を認めるもの及びその範囲の明確化。（10）利用者に対し、前6カ月間に作成された各サービスの割合やそのサービスごとの同一事業者等によって提供されたものの割合の説明をすることの規定。

（11）区分支給基準限度額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占め

るなどケアプランを作成する事業所への点検・検証制度の導入。ということで、以上、感染症や災害への対応力の強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援重度化防止の取り組みの推進、介護人材の確保、介護現場の革新、制度の判定、持続可能性の確保等、こういったことを図ることが挙げられております。

表の右の欄につきましては、改正内容と関係する該当条例を示しております。

次に、90ページをお願いいたします。

90ページ以降につきましては、先ほど申しました概要のところの具体的な項目を改正及び追加された主な項目として、その内容、該当条例及び条項を整理しております。後ほど御覧いただければと思います。

改正条例の期日は、令和3年4月1日からといたします。ただし、第1条、基準条例第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行します。

以上で、議案第26号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号 波佐見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号

○議長（百武辰美君）

日程第20. 議案第27号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議案第27号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。

道路構造令が改正され、「歩行者利便増進道路」の基準が追加されたため、改正するものです。

次ページをお願いします。

別紙。波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容についての法令の趣旨と概要について、別紙を添付しておりますので、4ページをお願いいたします。

まず、法令の趣旨についてですが、道路空間を町の活性化に活用したい、歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたいなど、道路への新しいニーズが高まっており、このような道路空間の構築を行いやすくするため、道路法が改正され、新たに「歩行者利便増進道路（ほこみち）」の制度が創設されたものです。

改正の概要としては、一つ目に歩行者利便増進道路の条項を新設するものです。二つ目に整備政令の制定による語句の追加を行うもので、第33条に交通安全施設の条文中、交通事故の防止を図るため設けるものとして、「自動車運行補助施設」を追加するものです。この自動車運行補助施設とは、具体的には自動運転車の運行を補助する施設で、電磁誘導線や磁気マーカーなどを使用して、運行を補助するものです。電磁誘導線のイメージは、ゴルフ場で使用されているカートと同様の構造で、道路の下に電線を埋設することで、その上を自動車がコースを外れずに自動に走行することができるという施設になります。三つ目は、歩行者利便増進道路の条項を追加することで、条項のずれが生じるものです。

1ページに戻っていただきまして、中ほどの第33条中、これに「自動車運行補助施設、」

を加えるものです。

続きまして、第45条を第46条として、第44条を第45条として、第43条の次に次の1条を加えるものとなります。新しく追加する44条は、歩行者利便増進道路について記載したものです。

第1項では、歩行者利便増進道路には歩行者が立ち止まって過ごせる部分を設けることを記載しております。

第2項では、歩行者が滞留できる場所を確保して、必要あるときは街灯、ベンチなど歩行者に便利な工作物、物件または施設を設けることを記載しております。

第3項では、前項の施設等を設ける場合、高齢者や障害者がスムーズに移動することができるように、基準に適合した構造とすることを記載しております。

附則として、この条例は公布の日から施行をいたします。

以上が改正の主な説明となります。なお、2ページ、3ページに新旧対照表を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

この歩行者利便増進道路についてちょっとお伺いするんですけど、この改正をした場合に、本町のどこかの歩道をこういった歩行者利便増進道路にする予定があるのかどうか、お願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今の段階ではそういう予定の箇所はありません。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

次は、自動車運行補助施設という件でちょっとお伺いしたいんですけど、この整備の政令

の語句の追加とあるんですが、今後こういった道路の舗装整備とか道路の改装というのをするときは、こういったさっき言われた電磁有線何とかとかそういうのを入れたりしなければならぬのか、それともならなくなるのかっていう、義務的なものになるのかどうかをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そういう歩行者利便増進道路としてつくる場合は、そういう道路を必要とされる場合、設けることができる。それは、ゴルフ場のカートとか何とかを引けるような道路は波佐見町においては、今のところ考えられない状況でございますけども、都会とか何とかではそういう場合が考えられる。そしたらそういう基準をつくっておかないと、道路にそういう施設を入れることができないということで、今回改正はされております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

関連した内容になりますけども、この条例が制定されたということは、このいろんな設備とか増進道路に関して町内に今のところはないということでございますが、これはそういう構造の施設をつくったり、道路をつくるっていう、どこが決定機関を持ってるんですか。

「ちょっとこういうのをつくってくれよ」と町民からの要望が出てくれば、敷地的にも用地的にも十分それを構造できるスペースがあるとするならば、こういうのに設置を可能という判断でされるんでしょうか。その辺の決定機関の御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そういう町民からの要望があった場合は、道路に関することでございますので、建設課で判断すると思っておりますけども、何分、こういうところは町の単独事業だけではできないと思います。ですから、国とか県とかにこの施設がそういう道路に該当するものかどうか、補助の基準に合うかどうかは、そちらのほうと協議をして、基準に合えば、当然波佐見町でも町民の要望とかあればできるものと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ということは、結局スタートは町民の要望だという理解でよろしいんですか。その決定機関が建設課であって、県と国と話をしながらということであれば、最初のスタートの段階は町民がそういう施設、条項に上がる分に対して、要望を上げる、それが最初のスタートになりますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

当然、町民の要望がなければ難しいと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

ここに、ほこみちの指定とありまして、歩行者天国ってありますよね。そういうことでほこみちときたのかなと思ひまして、要するに都会的な道路をこういうことにするというところで、波佐見町にはなかなか現時点で該当しないと思いますけど、そういうことでいいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね、イメージ的にはそういう都会の歩行者天国みたいなイメージですけども、今までそういうのをつくるのに、警察に協議したりとか、許可をするときにどこが許可をしたらいいかとかははっきりしないところがあったということで、今度は歩行者利便増進道路というものをつくったら、それとして認められて、警察のほうもそういう道路であれば許可ができるとか、そういうものができるようになるということで、これが設けられております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

そしたら、一応道筋をつけるということですね。例えば、申請とかに対して一括でこういうところをこうすればこういう道ができますよと、ほこみちができますというそういうシステムづくりということですね。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね。今まではっきりした基準がなかったということで、こういう基準を設ければ、それに従ってできるということです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

田添議員。

○3番（田添有喜君）

これまでも町道とか県道の改修等の計画がなされてるということですが、こういう一部、法が改正されてゆくゆくは何年後かに着手されるかもしれませんが、今現在つくっている計画を見直されるときに、こういう一部改正案も頭に入れられて、町民の意見とかそういうものを先取りするような感じで、私的には10年後、20年後の先のことなのかなと思うんですが、少しずつ歩み始めて、法の改正でこういうこともできますよというのは周知しながら、計画の見直し等もぜひ行っていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃられるとおり、今後はこういうことができるということになりましたので、そういう町民からの要望とかありましたら、この基準に従ってつくっていけるようになると思います。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

2ページの新旧対照表の中で、交通安全施設の第33条の中で、上から3行目の「緊急連絡施設その他これらに類する施設で町長が別に定めるものを設けるものとする」と書いてあるんですけども、これ別に町長が何かこういった施設をしますよと別に定められるということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

ここに「緊急連絡施設その他これらに類する施設で町長が別に定めるものを設けるものと

する」と書いてございますので、その都度出たら、ここで町長と協議して、できるものは設けるということになると思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号 波佐見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号

○議長（百武辰美君）

日程第21. 議案第29号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

それでは、議案第29号について御説明いたします。

議案第29号 指定管理者の指定について。

別紙のとおり指定管理者を指定する。

提案理由といたしまして、波佐見町陶芸の里伝習館の指定管理者を指定したいので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

別紙としまして、次のとおり指定管理者を指定する。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、波佐見町陶芸の里伝習館。
- 2、指定管理者となる団体の名称、中尾郷自治会。
- 3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

今回の指定に関しましては、前回3年間の指定期間が令和3年3月31日で終了しますことから、次期3年間の指定管理者を一般公募いたしまして、審査会を実施した結果、中尾郷自治会が適当と認められるため、指定について議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

公募されたということでございますけれども、何社あるいは何団体ほど応募はあったんでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

実際の応募については1団体しか応募はありませんでした。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

1団体ということは、もう中尾郷の自治会ということですね。

それで、恐らく中尾郷から計画書が出されたと思いますけども、計画書の中の事業経費、そしてそれを審査された後の経費、最終的にどうなったのか、予算額は271万9,000円となっておりますけども、そこら辺で経費の審査をされる段階で、変動とかあれば教えてもらいたいと思います。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

実際、中尾郷自治会から2月12日に申請書が提出をされております。それに伴いまして審査会を実施しておりますけども、申請書が出された内容の予算額については、270万円で計画をされておまして、審査会の中でこの270万円で妥当だということで審査をいたしてお

ります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

予算では271万9,000円ってなってると思うんですけども、1万9,000円ほど、270万ということであればちょっと違うところがあるんですが。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回、募集に関しましては、一般、ホームページ等で広く呼びかけて、募集要項を作成いたしまして募集をしたところであります。その募集要項の中に、予算の金額はあくまで限度額でございまして、その限度額以内での事業の計画をしていただき申請していただくということでありますので、その事業申請の計画でできるということで申請されているものですから、その金額を尊重したということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第30号

○議長（百武辰美君）

日程第22. 議案第30号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし

ます。

本案について内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは、議案第30号について説明いたします。

議案第30号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

今回、同意を求める方につきましては、住所が波佐見町湯無田郷821番地6、氏名、浦野正規、昭和24年8月23日生まれ、現在71歳になられる方でございます、2期3年を終えられますので、再任という形で同意を求めるものでございます。

次のページの資料を御覧ください。

浦野氏の略歴について記載をいたしております。

学歴が、昭和43年3月に川棚高等学校を卒業された後、49年4月からは土地あるいは用地関係の調査、あるいは測量等の会社にて業務に従事されました後、令和2年3月に退職をなさっております。

公職歴としましては、平成26年4月から湯無田郷公民館長を2年間、それから、平成30年4月からは、現在の波佐見町固定資産評価審査委員会の委員を務めていただいております、現在3年が経過することになっております。

固定資産評価審査委員会そのものは現在3名が就任をいただいております、それぞれ任期が異なります。任期というか期間は、令和2年7月からとか異なっておりますけれども、浦野氏につきましては、本年3月をもって3年の任期が満了いたしますので、今回同意を求めるものでございます。

浦野氏につきましては、人格、識見ともに高潔な方ございまして、委員には最も適任であると思っておりますので、同意方よろしくお願いをいたしたいと思っております。

なお、任期は令和3年4月から令和6年3月までということになります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23 議案第31号

○議長（百武辰美君）

日程第23. 議案第31号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それでは、議案第31号でございます。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するというところでございます。

提案理由としましては、一般職の職員の懲戒処分に伴い、管理監督責任がある町長及び副町長の給料を減額するため改正するものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

改正文でございますけれども、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改

正するというので、附則に次の2項を加えたいと思っております。

6として、令和3年3月から同年6月に支給する町長の給料月額、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

7として、令和3年3月に支給する副町長の給料月額は、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に100分の40を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するというので、町長の給料につきましては70万ということで規定されておりますので、町長につきましてはその20%、14万の4か月、トータルで56万の減額ということになります。

副町長につきましては、57万5,000円と規定されておりますので、その40%、23万を1か月分23万を減じるものでございます。

以上、御説明申し上げます。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

内容の説明がございましたけども、去年の12月に上程された処分内容は、町長の処分が20%ダウンの4か月、副町長の処分が20%ダウンの2か月でございましたが、今回の議案には町長の処分が20%ダウンの4か月、副町長の処分が40%ダウンの1か月であり、議運等で確認をしたところ、副町長御自身から、3月いっぱいでの辞職を表明されました。副町長におかれましては、約1年という短い期間ではありましたが、事件発生の対応から対策の仕上げまで先頭に立ち、進めてこられたいろんな面での心労があったのではないかと推察いたしますが、実際のところ、辞職の原因は何だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

辞職の理由は、一身上の都合でございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そうおっしゃると思っておりましたけども、質問の2としまして、町長の処分内容は20%のダウンの4か月となっておりますが、これは先ほど申し上げましたとおり、12月議会

で提案され、また否決された内容と全く変わってない状況でございます。町民との信頼回復に全力で臨むとおっしゃった割には、町長御自身が先頭に立って対策に当たられた様子もうかがえず、残念には思われてなりません。

町長御自身がほかの責任の取り方はお考えにならなかったんですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今回の官製談合防止の件については、全体の研修会、それから各委員会、検討委員会全て出席をし、そしてまた、事あるごとに職員に法令遵守といいますか、文書についても常に心配って、そして喚起をやってまいりました。そういう中で、こういう官製談合のいろんなことも承知した上で、県内で類を見ない4か月の20%というのは、他のところからでもちょっと大き過ぎるんじゃないかなというような声もありましたけども、絶対これは全責任は私にあるんだというような思いで、いかに防止を徹底するか、そして自浄作用の働く職場、そして働きやすい、そして法令遵守をする、そういう職場に成したいというような思いでこのことを提案をしたところでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

第2番目の質問と同じようになりますけども、これは12月議会と提案された町長の4か月というのは変わっていないということは、まだお続けになりたいという意味と判断します。

前回の町長選では、多くの町民は一瀬町長に多くの期待を託しましたが、今回、1期4年の短い期間に二人の優秀な副町長を失い、3人目の副町長を立てようとなさっておりますが、普通ではちょっと考えられない事態になっているとは私自身は思います。こういう事態になっていることについては、町長御自身に問題があるとか、そういうお考えはないんですか。客観的に見れば、1期4年で3人の副町長が誕生するということになります。その辺についてはどのように思われてますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

こういう事態になったということは十分責任を感じておりますけれども、そういう中でもやはり任期満了とかやむを得ない状況、そして今回の一身上の都合というようなことで、今そういう中で与えられた環境の中で最善を尽くさないかと、そのことは何かというと、や

はりこの官製防止を徹底するということと、そしてまた職員が働きやすい環境をつくるということ、そして今のコロナのこの時代にどういう緊急事態が発生するか、そしてまた今だけの問題じゃなくして、3年、5年先そういうことを見据えた布石も打っていかないかんとというような思いで、ぜひ任期の間に町民の皆さんから信頼される、そういう首長を目指してやっていきたいというような思いを致しております。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

14時10分より再開します。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

藤川議員。

○11番（藤川法男君）

今回の町長及び副町長の給与に関する条例は、度重なる談合ということが発端であると思っております。議会また予算委員会を見ても、非常に議員の中から厳しい少額な見積りまた積算、今回の予算委員会を見ましても、本当にやはり談合を今後起こしてはならないという気持ちからでしょう、本当に職員の皆様には厳しい状況だったと私は思っております。結果的、副町長が1年で退職されるということで、私も本当、もう少し頑張って、的確な判断をなされるもんですから期待をしておりました。本当に残念です。

今の議会運営、予算委員会等を町長見られまして、どういうふうな感想をお持ちでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

職員の皆さんはやはり波佐見町の現状とそして国の政策、それから県の政策、そしてやっぱり補助につながるような、あとで交付税で見られるようなことの中で波佐見町にプラスになるようなことを積極的にやっております。あの9月の官製談合から、中においても、振興実施計画というのを3年間のスケジュールで毎年やっております。だからそういう中を積み

上げてきて、そして大体国の予算、そして県の予算あたりがほぼ固まってくる、10月半ば過ぎには固まってまいります。それから波佐見町の予算編成方針を12月20日までにつくります。その間に1年間の事業の中で遅れておったもの、いや今度はもっとこれを推進していかないかん、緊急なときにはこういうことを対応せないかんというようなことで、コロナにも一生懸命やりながら、そしてまた現在の令和2年度の仕事をどんどんやりながら、そして3年先のことを考えて、そして予算編成を12月20日までにどこの市町村も策定せないかんです。その中から今度はほぼ出来上がったものを、企画財政課の皆さんが各課をプログラムを組んで、なぜこれをするのか、なぜ減らすのか、なぜ増やすのかというような形の中で積み上げてきて、今このときにこうせないかんじゃないかというようなことを五日間ぐらいやって、そしてその後に、1月20日過ぎから町長、副町長の予算ヒアリングをしてきておるわけですね。だから、ほとんど私の独断とかそういうことじゃなくして、職員の見線と同じような形でちょっと上から総合的に考えたときにどうかとか、それから地域の住民の皆さんはどうか、やはり地域と産業界とそういうことを全部統合しながら、そしてこの地域と産業と行政がスクラムを組んでいかんとまちづくりは絶対できないというような形の中で、詰めに詰めてやってきたことであります。だから、今後もそのような形で、まだコロナとかいろんな何が、災害が起こったりアクシデントがあったりする、そのときには緊急対応にきちっとやらないかん、対処していかないかんというような心積もりを持っておりますし、しかし3年先、5年先少子高齢化になってきて、福祉の飽和だの、ある面では健全財政を堅持しておかないかんというような思いを致しております。そして出せるときには出すと、そして同じ出すでも最小の経費で最大の効果が出るように、補助率がどうか、そして後で見返りがあるのかというようなこと、そういうふうなことを判断として、あと残された期間を次のトップリーダーがやりやすい環境で私は波佐見町の職場と信頼を得て、健全財政の中で投じるべき予算は投じていくというような考え方で進んでいきたいというふうに思っているところで、ある面では衆知を結集した予算というのは毎年です。そして毎年そうして、議員の皆さん方とこれだけ審議をして、そしてやる以上はやはり議員の皆さん方も決定する共同体として、車の両輪として一緒に地域の活性化、住民の福祉の向上のために一緒に方向でやっていかないかん。ある程度、ちょっとしたミスがあったら注意をしていただいたり、そういう中で修正するとは修正していいわけですから、そういうような形の中でやはり官民一体となった取り組みをやって、次のトップリーダーがやりやすい環境、財政的にも職場の雰囲気にしてもそう

というような形の中で残された任期に全力を投じて、波佐見町の発展のために頑張っていきたいというふうに思っています。その1年目の予算が今の予算じゃないかと。そしてやはり時代が変わってくる中でも、変えなければいけないものと、変えていかなければならないというものは、皆さんたちの御意見等をいただきながら、ちゃんと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

町長の演説を聞いてるわけじゃないんです。予算委員会とか議会とかこれだけ厳しい追及をされるということで、職員の皆さんにどう思われるかっていうことをお聞きしたわけです。例えば、副町長がこれを見れば、見方によれば違いますかもしれないですけど、責任を副町長が取られたような形が文面で見ればなるかもしれません。ただ、やはりそれは続けても結構です。ただ、これだけ厳しい5時半、6時からでも追及を職員の幹部の方が普通の業務もできないような感じでなされておるもんですから、その気持ちを持って議会運営に当たってもらいたいと。例えば、予算の成り方とかそれは分かったことですよ。皆さん知ってます。私が言うのは、やはりそういう様々なことは、お続けになっても結構ですよ。責任をどう取るかということで、例えば20%の4か月と、それはもう県内でも厳しいということでしょうけど、まあ分かりやすく言えば、50%でも私は返上しますというぐらいのお気持ちを持ってすればみんな賛成するわけですよ。ということは、分かりやすいスタンスで町民の皆さんに反省の姿を見せると、それだけでいいんですよ。だから私も2年たって入ってきましたけど、2年前とは相当な感じで様子が変わっております。それはまあいいことでもあります。しかし、そこまでせんばとかっていう気持ちもあります。ということで、今後もう1回、真摯に返っていただいて、そういう追及がないようなシステムづくり、町長中心としていろんな人のアドバイスも含めながら、それは県の町村会の会長もあらずとでしょう、大変でしょうけど、この議会の答弁の非常に困った様子を見れば、もう1回真摯に立ち戻っていただいて、議会運営をしていただければ、本当のトップリーダーとしては、職員を守るということも一つのトップの姿勢でありますんで、一つそこら辺をじっくり考えていただいて、今後の運営に力を注いでいただきたいと思っておりますけど。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ありがたいアドバイス、ありがとうございます。しかし、私が一番、職員には感謝しています。また今日も来たねっていうような形で、本当休みのないような、部署によっては大変かわいそうな、健康は大事にしてくださいよ、休みを取りなさいというようなそういう形で私もほとんど土日は来て、やっぱり来ている人たちに声をかけて、健康第一であると、家庭を大事にしてくださいというようなことはしょっちゅう言っております。そして、そういうような課で、やはり課長の皆さんはじめ、自分たちの責務としてこれだけはやっていかないかんというような形の中で頑張ってる、この姿はどこにもないなというような気持ちをいたしているところでございます。そういう面でやはり働きやすい職場づくり、そしてまた緊急で急用なときにはきちっとした対応ができる、そしてまた3年先、5年先の踏まえをして、波佐見町の地場産業、そしてまた交流人口の拡大、福祉の充実、こういうことを官民一体となって、職員と一体となって、町民のために頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○7番（横山聖代君）

一つお聞きしたいんですけども、妥当性というところを聞きたいんですけど、12月議会にもこの一部改正案を出されて、そのとき私は反対でしてたんですね。その理由として、反対討論でも言いましたけれども、私は町長とか副町長が責任を取るっていうのは、すぐ辞めるとかじゃなくて、ちゃんと対策をしっかりと取って、もう二度とこういった事件を起こさないよっていうように対策を取ることも責任の一つだと思うから、29年の官製談合事件がありましたよね、そのときとあまり対策が取られていなかったんじゃないかって思って、すぐ12月議会に出されたときはそういったまだ対策ができてないのに、そんな処分なんてと思って反対をしたわけなんです。そして今回また同じ出されていますけど、町長が12月議会と同じ4カ月の20%減ですかね、出されております。そのときもこの20%減が4カ月っていうのがその妥当性が私にはよく分からなくて、なので町長が考えるこの4カ月を20%カットされるっていう妥当性をどう考えられているのかをお聞かせいただいてもいいですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

長崎県内のこういう談合とかそういうふうな懲戒免職、そして自分でのあれを10年間全部

見ました。ほとんどが10%の1カ月ぐらいですよ。これではとてもじゃないかというような思いで、2倍の倍ってというような思いを持って、それはちょっとそんな例はないですよというようなことで町村会からも言われたわけですけども、いや、それくらいせんととても皆さんには納得できないというようなことで、そういう20%の4カ月と。ほとんどが10%から15%で1カ月から2カ月ですよ。そういうことで、この額ぐらいが今度には妥当じゃないかなというような、そういう思いで決定しました。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

あと一つ聞きますね。最初に起きた29年のときの官製談合事件のときの処分がきっと2カ月の20%減だったと思うんです。今回はその2倍ですね、単純に2倍、4カ月の20%減なんですけど、その前回と今回の処分がただ2倍になったっていう、ここもただ単純に2回目だから2倍にされてるのかなとも考えたりもして、それってどうなのかなとかも思ったりするんですけども、前回の処分と今回の処分の妥当性、また妥当性になるんですけど、その関連っていうか、その判断された1回目と今回の処分の違い、2倍になっているっていうそこをどう考えられているっていうか、整合性っていうか、そこをどう考えられているかをお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ただ単に2倍の2倍ということじゃなくして、非常に重きを感じて、このくらいだったら妥当じゃないかというような話をほかにも相談したりしながらしたときに、もうそれはやり過ぎじゃなかつたっていうぐらいの、そういう声も聞いたりしております。そしてやっぱり今度はそういうふうな、ずっと例があつて、事例が残ると、他に類を及ぼしたりするわけですよ。だからもう自分なりにはこれが一番の妥当な額ではないかなというようなところで考えて提案をしたところでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第32号

○議長（百武辰美君）

日程第24. 議案第32号 副町長の選任についてを議題とします。

議案の審議に入る前に、村川副町長には退場を求めます。

〔村川副町長退場〕

○議長（百武辰美君）

本案について、内容説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

議案第32号 副町長の選任についてですが、下記の者を波佐見町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は、波佐見町鬼木郷950番地、氏名、前川芳徳、昭和33年5月2日生まれでございます。

略歴は添付してある資料のとおりでございますが、前にも開会の挨拶で申し上げましたように、現副町長の村川浩記氏が一身上の都合により、今月末をもってその職を辞したいという願いを出されました。その後任として、今紹介いたしました前川芳徳氏は最も適任であると判断いたしております。現在は、再任用職員として、庁舎建設推進室の業務に専念されているところでございます。前川芳徳氏は履歴にもありますように、多岐にわたって行政事務の研さんを踏まれており、特に財政係長として5年、商工振興課長として3年、平成28年か

らの3年間は企画財政課長として行政全般にわたって重要な任務を精力的に全うし、さらに町内の各地の実情にも精通し、上司や同僚、部下からも厚い信頼があり、副町長として最適任だと思っていますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

ただいま提案理由の説明がありまして、提案要旨等の説明の折にも、町長の口から最も適任者であるというふうなことで御説明、御案内されております今回の副町長の選任を受けようとしている方の話なんですけど、選任を受けようとしている方、人物の現役中におけるパワハラ的な行為や差別的な発言について、報告、連絡、相談として何か一つでも町長はお聞きになったことがありますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私は聞いておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

とても残念な発言をされてますね。私もその言葉を聞いてショックです。多くの職員の皆様方にはそれを承知されてることが多いということを事実を申し上げておきましょう。

次に、副町長の選任を受けられようとする人物の先ほど、職歴も含めておっしゃいましたけども、そういう中において、その業務、職務に関して、自己の住所地に関する利益誘導的な業務について偏った行政を行った、その事実についてはどうですか、御存じですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずそういうあれは、やっぱりその事業の趣旨に沿ってやっていたものというような思いを致しております。利益誘導的なことには当たらないんじゃないかなと、それは人の見方、考え方、取り組み方によってそういうふうな誤解を受けるようなことは往々にしてあつたりしますけども、実際にそういう事実というと、私は分かっておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

3番目になりますけども、副町長の選任を受けようとしている人物に関してですけども、当然のことながら、民間を一度も経験なさっておりません。そのことは、今回町長が副町長の選任をされるに当たって、選考基準として要素にお入れになりましたか。それともお入れにならなかったですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

民間での仕事の経験はあってないというふうに思っております。

○8番（三石 孝君）

いやいや、経験のないことは分かっていますが、人選を行われるときに、町長が副町長の選任に当たっての選考基準の中にそういう要素を入れたんですかっていう話です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

選考は、やはりこれだけ行政の込み入った非常に難しいことを、それは特別な人だったら民間から来ても副町長という役目をこなすことはできるでしょうけども、やっぱり文書を幾ら見ても分からないようなことはたくさんあるわけです。だから、行政経験者ないと駄目だって私は思っておりましたし、そしてできれば地元のこの役場出身であれば、同僚も分かっているし、そしてまた波佐見町という、そういうことの地区の問題とか波佐見の在り方とかいうことも十分分かっているというふうに。そういう中から、まず民間というよりも、波佐見町出身でどうかということが最優先じゃないかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

先ほどの議案の中でもあったんですけど、副町長が替わられるケースが今まで多かったんですね。新しい副町長候補には4年間頑張ってくれという話は町長からはよくされましたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4年間ということじゃなくて、本人は8年間と思うておるかもしれませんが、ただやっぱり与えられた環境の中でポストにつけばポストの人間になるんです。だから自分の副町長と

しての役割を果たす中でやはり継続できるようなことになれば当然継続されるだろうし、町長と一心同体で辞められるケースがほとんどです。だからそういう面では、途中任期ですので、そういうような形で副町長としての役割、責任を十分果たしていただけるものと。そして、その後のことはまたそのときの状況、本人の考え方もあるでしょうし、そういう中で、やはりそういう経験をした人を有効に活用するということが大事なことじゃないかなというふうに思ってます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○8番（三石 孝君）

反対です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は、議案第32号 副町長の選任について、反対する立場で討論を行います。

副町長の選任を受けようとする人物は能力が高いということをお聞きしておりますが、人格的に大きな問題を抱えております。在職中、同僚に対して差別的発言を繰り返し、多くの職員からひんしゅくを買っておりますし、私も数年前、町民の一人として偶然その光景を目の当たりにしました。普段では想像もつかない変容ぶりに驚き、言葉もありませんでした。よくよく聞くとところによると、いたるところで怒っていると聞き及んでおります。自分より能力が落ちる職員をみんなの前で罵倒し、周りの失笑を誘う行為は、最低の行為とは思いませんか。仮に被害者が病気や自殺などしたら、責任や補償問題になることは間違いなく、官製どころの問題ではないことが簡単に御推察できると思います。世の中では、会社内のパワハラや女性軽蔑発言で職を失う人が急増しております。全ての人間がまた全ての職員が同じ能力でないはずです。何事も反復継続で仕事を覚え、成長していくものではないでしょうか。職員がワンチームとして業務を遂行するところが求められている今、このようなことを平気

で行う人は果たして適任と言えるのでしょうか。

第2に、公務員としての平等とか公平とかの観念の欠如があります。現役の行政職員としての業務で、自分の住所地の地域を他の地域に優先して情報を流し、業務を進め、利益誘導を行ったことです。このようなことはなかなかできることではありません。平気で行えるということ自体、自分の能力に対するおごりやうぬぼれの表れに違いありません。行政行為に対する町民目線のかけらも理解しようとしないう身勝手な危険な行為であり、ますます偏った行政を助長することになるでしょう。

このように人格的に大きな問題を抱える人物を副町長の職に選任しようとすることは、かえって職員を委縮させ、良い仕事ができない環境をつくってしまいます。せっかく働きやすい環境づくりを行おうとしている今の動きに逆行していませんか。

第3に、そもそも一瀬町長は就任当初から先頭に立って行革を進めてこられました。その成果は、波佐見町の財政を立て直し、今日の波佐見町の勢いを作ってこられました。このことは誰もが認める大きな成果でございます。考えますに、そこには町長御自身が民間の出身であったことが、官の出身にはできない大胆な改革の一原動力になったと言えるのではないのでしょうか。しかしながら、二十数年という長い年月が経ち、町長御自身もお上の考え方、行政的なものの考え方が自然と身につく、民間とはかけ離れた思考、官の考え方が基本になってしまわれました。そのことは、最近、行政が提案する各種議案や政策がスムーズに議会という民意に近い機関から否決されることも多くなっていることが証明しております。したがって、官の考え方になってしまわれた今の一瀬町長に必要な副町長は、民間から選出すべきであり、今回の選任を受けようとしている方は、今までずっと官のままでこられた方で、一回も民の経験がないことは最大の欠点であります。町長も副町長も官の思考でこのまま行政のトップとして町政をつかさどることになると、町民とかけ離れた政策の提案になってしまい、結果的に住民サービスの低下につながりかねません。

このことを踏まえ、町長には人選の再考を促したいと考えますし、議員の皆さんもよくお考えになっていただき、御判断くださいますようお願いするものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（百武辰美君）

続いて、賛成討論はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

議案第32号 副町長の選任について、賛成の立場から討論いたします。

今回、提案されている前川氏は、企画財政課長として平成28年から平成31年まで務められました。最大の功績として、ふるさと納税の納税額アップに寄与されたことが皆さんお分かりのことと思います。それまで3,000万円以下だったふるさと納税を、委託業者を選定されて5億円にアップされました。その功績は非常に大きいものと考えます。また、商工振興課時代にも各地、波佐見焼のフェア等、積極的に企画を進められました。そういう形で役場職員にとらわれない発想の持ち主ということで、私は理解をしております。もちろん行政経験しかないという部分は前川氏に関わらず、これまでの副町長も同じ状況でした。その中でも、民間企業とのいろいろな形のタイアップを進めてこられて、どうしたら稼げる町波佐見町になるかという部分を非常に注力されてこられたとっております。当然ながら、自分の住む地区に一生懸命農業でもやられましたし、地域づくりにもやられていますので、見方によっては利益誘導と捉える方もいらっしゃるかもしれませんが、それだけ地域の方になくてはならない存在として、汗水働かされているものが結果、そういう形になったんだと私は思っております。

また、現在、庁舎建設推進室に席を置かれております。これから、新庁舎が具体的に建っていくに当たって、その庁舎の仕組をよく理解されている副町長がいらっしゃることは非常に有意義なこととっておりますので、私はこの提案が妥当なものという形で賛成の立場から討論いたします。

○議長（百武辰美君）

続いて、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号 副町長の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、村川副町長の入場を許可します。

[村川副町長入場]

○議長（百武辰美君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時47分 散会

第28日目（3月30日）（火曜日）

議事日程

- 第 1 議案第18号 波佐見町職員倫理条例
(以上1件 官製談合再発防止等調査特別委員会委員長報告)
- 第 2 議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例
(以上1件 総務文教委員会委員長報告)
- 第 3 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第28日目（3月30日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
10番	脇坂正孝	11番	藤川法男
12番	今井泰照	13番	尾上和孝
14番	百武辰美		

2. 欠席議員

9番 北村清美

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 伊東晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	村川浩記
総務課長	朝長哲也	企画財政課長	藤澤英忠
商工観光課長	澤田健一	庁舎建設推進室長	大橋秀一
税務課長	山口博道	住民福祉課長	中村和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀真悟	建設課長	堀池浩
水道課長	前田博司	長寿支援課長	本山征一郎
子ども・健康保険課長	石橋万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田和子
教育長	森田法幸	教育次長	福田博治
給食センター所長	井関昌男	総務課長 総務班係長	太田誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本昌俊		

午前10時 開議

○議長（百武辰美君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和3年第1回波佐見町議会定例会第28日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第18号

○議長（百武辰美君）

日程第1. 議案第18号 波佐見町職員倫理条例を議題とします。

本案は、官製談合再発防止等調査特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○官製談合再発防止等調査特別委員会副委員長（田添有喜君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

最初に、本特別委員会の委員長である北村清美氏から欠席届が出されておりますので、副委員長の私が代わって報告をさせていただきます。

令和3年3月25日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

官製談合再発防止等調査特別委員会

委員長 北 村 清 美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件番号 議案第18号
付託年月日 令和3年3月3日
件名 波佐見町職員倫理条例
審査結果 採択

適用

全会一致

令和3年3月25日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

官製談合再発防止等調査特別委員会

委員長 北 村 清 美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

付託事件。議案第18号 波佐見町職員倫理条例。

第1回目。

1. 審査日時・場所。

令和3年3月15日月曜、午前10時より。場所、役場委員会室。

2. 出席者。

北村委員長より欠席届が出ており、副委員長田添有喜、委員は議長を除く11名で審査を行いました。

3. 説明員。

村川副町長、朝長総務課長、藤澤企画財政課長、太田総務班係長。

4. 審査概要。

(1) 制定の背景。

本条例は、職員の服務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講じることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保するために提案されたものである。

(2) 制定の目的。

本条例は、職員が町民全体の奉仕者であって、その職務は町民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に関する倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公平さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とするものである。

5. 審査結果。

本条例第2条の(1)職員に町長、副町長及び教育長を記載することにより、関連する条例第13条の要望等の報告で不都合な状況が発生する。町長、副町長、教育長は特別職であることから、執行部より条例の一部を訂正したいとの答弁があった。

そのため、訂正案の提出を認めることとし、本特別委員会を延会とし、改めて本会議に提案後、審査することとした。

第2回目。

1. 審査日時・場所。

令和3年3月24日水曜日、午前10時から。場所は役場委員会室。

2. 出席者。

この日も北村委員長より欠席届が出ており、副委員長田添有喜ほか議長を除く11名の委員が出席をして審議を行いました。

3. 説明員。

村川副町長、朝長総務課長、太田総務班係長。

4. 審査概要。

執行部より、議案第18号 波佐見町職員倫理条例の一部訂正案が3月19日金曜日の本会議に提出され、承認が得られたため、3月24日水曜日に再審査を行った。

訂正案の内容。

(1) 条例第2条第1項第1号「職員」について、「次のア及びイに掲げる者をいう。」
「ア 町長、副町長及び教育長」、「イ」を削除する。

(2) 条例第14条第1項「(町長除く。この項において同じ。)」を削除する。

5. 審査結果。

執行部は、町職員が短期間に二度にわたり「官製談合防止法違反と公約関係競売等妨害罪」により逮捕されたことに伴い、職員の倫理規範の見直しを行った。規程を条例化するために多くの時間を費やし、職員が一丸となって英知を出し合い、条例化に臨まれたことに敬意を表したい。

本委員会では、職員がどのようにすれば町民の不信を払拭でき、三たび官製談合等の事件防止となるかについて真剣に協議を重ねた。審査する中で、本条例の一部訂正もあったが波佐見町職員倫理条例ができた。委員の中には、条例等の内容が多く、職員が動きにくいので

はないかという意見もあった。また、職員一人一人に周知するための研修が重要であるとの意見もあった。なお、討論については出されなかった。

以上のことから、「議案第18号 波佐見町職員倫理条例」については、全会一致で採択することに決定した。

以上で報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 波佐見町職員倫理条例を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第18号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第20号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

皆様、おはようございます。

それでは、総務文教委員会の審査結果を報告いたします。

令和3年3月25日

波佐見町議会

議長 百 武 辰 美 様

総務文教委員会

委員長 脇 坂 正 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件番号	議案第20号
付託年月日	令和3年3月3日
件名	波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例
審査結果	採択
適用	全会一致でございます。

別紙

付託事件審査報告書

本委員会に付託された、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例について、審査の結果を報告します。

なお、この審査は3回にわたり行っております。まず、第1回でございます。

1. 審査日時・場所。

令和3年3月12日、午後1時30分。場所は、役場委員会室です。

2. 出席者。

総務文教委員会全員でございます。

3. 説明員。

福田教育委員会教育次長、中野文化財保護班課長補佐。

4. 審査概要。

(1) 制定の背景。

本条例は、波佐見町歴史文化交流館（以下「歴史文化交流館」という。）が令和3年4月1日から供用開始の予定であることに伴い、設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的として提案されたものであります。

(2) 制定の目的。

本条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、歴史文化交流館の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とするものであります。

5. 審査結果。

開館時期をはじめ施設の管理・運営等について多数の質疑がありました。これに対し、執行部より内容を見直し、訂正したいとの答弁がっております。そのため、訂正案の提出を認めることとし、本委員会を延会とし、改めて本会議に提案後、審査することといたしました。

第2回の審査会です。

1. 審査日時。

令和3年3月17日、午後1時20分。場所は、役場委員会室です。

2. 出席者。

第1回と同じ総務文教委員会全員でございます。

3. 説明員。

福田教育委員会教育次長。太田総務課総務班係長。

4. 審査概要。

執行部より議案第20号 歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部訂正案が3月17日に本会議に提出され、承認が得られたため、本会議終了後、再審査を行いました。

訂正案の説明。

第2条については、「向上」ではなく、「発展」が適切として訂正した。

第7条（2）については、「公の秩序を乱すおそれのある者」は、第9条（2）に合わせて、「又は善良な風俗を害するおそれがある者」を加え、「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者」とした。

附則の施行日については、「ただし、第6条から第14条までの規定は、令和3年7月21日から施行する（喫茶室を除く）。」を加えた。これは、4月28日オープンの予定で進めてい

たが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策、パンフレットや図録等の整備、運営（人員）体制の確保、分室から歴史文化交流館への移転が遅れる見込みであることから、学校の夏季休業が始まる7月21日とした。「（喫茶室を除く）」については、内定業者とのこれまでの経緯があるため、ただし書を加えた、ということでございます。

5. 審査結果。

開館日を7月21日に延期することについては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や準備の状況などの観点から、やむを得ないとの意見が大勢であった。

しかし、「（喫茶室を除く）」については、喫茶室の開業を特別扱いすることとなり、その理由や内定業者の意向等について協議した。協議は平行線をたどり、改めて教育長が喫茶室経営の内定業者と協議し、その結果で「（喫茶室を除く）」をどうするかについて、18日に延会して再度審査することとし、本日は閉会した。

第3回。

1. 審査日時。

令和3年3月18日、午前11時からです。場所は、役場委員会室。

2. 出席者。

第2回と同じ総務文教委員全員でございます。

3. 説明員。

福田教育委員会教育次長です。

4. 審査概要。

訂正案の説明として、3月17日に開催した第2回審査会において、附則のただし書「（喫茶室を除く）」について、執行部から教育長と喫茶室経営の内定業者との協議結果の報告がありました。

その概要は、内定業者は7月21日からの開館に合意する。しかし、開業の準備があるため、入館は許可してほしい。ということでありました。

5. 審査結果。

質疑の結果、附則のただし書「（喫茶室を除く）」については、残す必要はなく、削除すべきである。との意見が大勢であった。これに対し、執行部は、削除について受け入れ、訂正案を議長へ訂正したいとの答弁があった。

そのため、附則のただし書「（喫茶室を除く）」を削除した訂正案を、3月19日の本会議

に議長へ提出することを認め、これを条件として、採決することで各委員に諮ったところ、同意が得られた。なお、討論については出されなかった。

以上のことから、「議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例」については、全会一致で採決することに決定をいたしました。

なお、「議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例」の一部訂正案は3月19日に本会議に提出され、承認が得られたところでございます。

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

ただいま報告をいただきました内容について、第1枚目の3月12日の第1回の審査の折に、5番目に書かれております審査結果の中には、開館時期をはじめ多数の質疑があったというふうに表現されております。

これは、開館時期をはじめ多数の質疑があった内容は、議員のほうからどうなんですかというふうな質疑内容だったのか。そこのやり取りについては、どういうふうな議論がなされたか御解答をお願いします。

○議長（百武辰美君） 脇坂委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

3月12日の質疑の内容ですね。まず、一つが、第2条1項に「町民の教養及び歴史文化の向上並びに」というのがあるわけですが、これについては「町民の」というのが、歴史文化に関わるものか、関わるとしたら教養は向上しても文化に向上はそぐわないと。歴史文化に対する意識の向上がいいのではないかというふうな意見がっております。

これは、第2回目の4の審査概要の訂正案の説明の第2条に、「向上」ではなく「発展」と、こういった形で訂正をされております。

○8番（三石 孝君）

開館時期の話です。文言の話じゃなくて。

開館時期の話が議員のほうから出たのか。それに対する質疑があったと書いてありますの

で、そこら辺の話をお聞かせいただきたいという質問です。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

開館時期については執行部のほうからされております。4月28日を7月21日に延期したいというふうな内容ですね。それについては、告示のここに書いていますように、2回目の5の審査結果の前の訂正案の説明のところですね、ここにありますが、こういった理由が説明としてあっておりますけれども、質疑に対しては、もう少し中間でもいいんじゃないのかとかそういった意見もあっておりますけれども、体制としては夏休みが始まる7月21日からということでもいいだろうというところに落ち着いております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

執行部のほうから提案されたということ自体も、ちょっと問題がないかと。当然3月いっぱい工事の4月というのは、もう随分前から準備をされておまして、新年度予算においてこのパンフレットの作成とか、当然それに向けても今の舞相のほうの資料等の移設ですね、当然のことながら計画的にされるべき問題で、多くの町民のほうは4月にオープンされるということは待っていたはずだと思います。

だから、そのことを7月21日に変更されること自体、行政側がコロナウイルスとの関係とか準備とかパンフレットですか、そういうのがちょっと時間かかるからと。そもそも、そういうことは想定した中での4月のオープンを目指して準備されてたと。それについては、委員の皆さん方のいろんな形の御意見というのはなかったんですか。

ましてや計画どおりやるのがやっぱり行政の仕事でありまして、ここの土壇場になってですよ、早く言えば3月ですから1カ月足らずのところ、というふうな状況を出してくること自体、基本的に行政自体の計画が曖昧で怠慢じゃないですか。そこら辺の御意見というのは委員会では出なかったんですか。

○議長（百武辰美君） 脇坂委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

一部はそのような意見も出しましたが、最終的に体制として完全な形でオープンしたほうがいいのではないかと、そういうふうな結果になっております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いろんな判断はできますけどね。3月いっぱい工事が完了してないのではないかということも考えられます。だから、7月21日までの間は、早く言えば4カ月間は工事が4月、5月、6月、7月といろんな形で再度入っていく可能性もあると思うし、その搬入とかなんとかを舞相の施設から移転するにあたって、何だかんだというふうなことが出てくる。そういうふう決められた、自分たちが決めて提案した内容を議会が決定しているにも関わらず、そういう段取りの悪さが響いてきていると僕らなんかはこう考えてしまうんですけど、そういう御意見は全然なかったんですか。行政側の言いなりなんですか。

○議長（百武辰美君） 脇坂委員長。

○総務文教委員長（脇坂正孝君）

全く言いなりというわけでもなかったんですけども、今の状況を鑑みて、そういうふうな結果に落ち着いたということで、念のため工事のほう、展示のほう、私も改めてまた副委員長と行きましたけども、一応、工事のほうは終わって3月末に竣工検査もあるということで聞いております。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。追加ありましたらどうぞ。3回の規定はこの場合は外しますので、構いません。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 波佐見町歴史文化交流館の設置及び管理に関する条例を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって、議案第20号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第3 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第3. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付されました事件の全てが終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和3年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員